



平成24年 第1回定例会

会 議 録

(平成24年3月2日～3月28日)

枕 崎 市 議 会

平成 24 年
枕崎市議会第 1 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 27日間（3月2日～3月28日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
3月 2日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号－第73号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第74号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 散 会
3月 3日 (土)	休 会			
3月 4日 (日)	休 会			
3月 5日 (月)	本会議		前 9:28	1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会
3月 6日 (火)	本会議		前 9:29	1 再 開 2 一般質問(4名) 3 散 会
3月 7日 (水)	休 会	委員会	前 9:28	1 総務文教委員会
3月 8日 (木)	休 会	委員会	前 9:26	1 産業厚生委員会
3月 9日 (金)	休 会	委員会	前 9:26	1 予算特別委員会(補正)
3月10日 (土)	休 会			
3月11日 (日)	休 会			

3月12日(月)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算特別委員会(当初)
3月13日(火)	休 会	委員会	後 1:54	1 予算特別委員会(当初)
3月14日(水)	休 会	委員会	前 9:25	1 予算特別委員会(当初)
3月15日(木)	休 会	委員会	前 9:25 後 3:49	1 予算特別委員会(当初) 1 議会運営委員会
3月16日(金)	本会議		前 9:28	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号-第58号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第59号-第63号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第64号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 散 会
3月17日(土)	休 会			
3月18日(日)	休 会			
3月19日(月)	休 会			
3月20日(火)	休 会			
3月21日(水)	休 会			
3月22日(木)	休 会			
3月23日(金)	休 会			
3月24日(土)	休 会			
3月25日(日)	休 会			

3月26日(月)	休 会	委員会	前 9:22	1 議会運営委員会
3月27日(火)	休 会			
3月28日(水)	本会議		前 9:29	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号) 6 質疑、討論、表決 7 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成24年3月2日)

平成24年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第1号）

平成24年3月2日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	1	平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	予 特
5	2	平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	〃
6	3	平成23年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
7	4	平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
8	5	平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃
9	6	平成24年度枕崎市一般会計予算	〃
10	7	平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
11	8	平成24年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
12	9	平成24年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
13	10	平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
14	11	平成24年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
15	12	平成24年度枕崎市水道事業会計予算	〃
16	13	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
17	14	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃

18	15	枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
19	16	枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について	〃
20	17	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
21	18	枕崎市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の制定について	産厚
22	19	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
23	20	枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
24	21	枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
25	22	枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
26	23	枕崎市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
27	24	枕崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
28	25	公の施設の指定管理者の指定について	産厚
29	26	公の施設の指定管理者の指定について	〃
30	27	市道の廃止について	〃
～	～		
36	33		
37	34	市道の認定について	〃
～	～		
71	68		
72	陳1	公的年金の改悪に反対する意見書の提出を求める陳情	〃
73	陳2	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出を求める陳情	〃
74	69	人事院勧告に基づく住居手当（持ち家分）の廃止と通勤手当の国並み	

		の支給に関する決議	
--	--	-----------	--

- 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 島 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 氣 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
下 山 忠 志 水産商工課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

午前9時30分 開議

○依積田義信議長 平成24年第1回定例会が本日招集されましたが、出席議員16人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、3番豊留榮子議員、14番吉嶺周作議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月28日までの27日間にしてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成23年11月、12月、平成24年1月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに平成23年11月、平成24年1月執行の定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

次に、平成23年第10回定例会以後の議長会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第73号までの70件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 おはようございます。

平成24年3月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、国内の政治経済状況は依然として厳しく、当面、好転する兆しは見出しにくいものと考えます。本市経済におきましても、同様であります。このようなときにこそ市民の皆さんに元気を出して、あしたの枕崎市づくりに取り組んでいただくための新たな試みや事業を行っていくことが必要であると考えております。

まず、稚内市との友好交流都市盟約の締結です。来る4月27日から29日までの日程で、市内の各団体長の皆さんとともに稚内市を訪れ、正式に盟約を締結します。

昨年来、既に市民レベルの交流は始まっていますが、正式盟約を契機として、日本最南端と最北端のJ R始発駅・終着駅を持つ両市のきずながさらに強まり、両市の特産品である「かつおぶし」と「昆布」などの経済交流など、両市がお互いの知恵と努力でさらなる情報発信等を行う中で、産業・観光を初め、さまざまな分野における本市活性化につなげていきます。

なお、南薩エアポートにおいては、この稚内市訪問と時を同じくして、約30名の市民の皆さん

んの稚内訪問団を募集し、JRを使った日本縦断の旅も企画しております。

枕崎駅舎の建設については、市民の皆さんの間に根強い要望があると考えております。駅舎建設用地の借用についてJRと折衝中でしたが、先般、JRから御了解をいただきましたので、枕崎駅周辺の環境整備とともに駅舎の建設を進めるべく、JRと具体的な協議を進めております。

用地の造成やその周辺の整備については、「魅力ある観光地づくり事業」での実施を県に要望しておりますが、本市に伝わる山幸彦の伝説をテーマに、駅周辺から火之神公園に続く観光施設整備の一環として取り組みたいと考えております。

この駅舎が完成した後には、枕崎市のシンボルとして、また、九州新幹線の全線開通によって増加している観光客の誘引に大きな役割を果たすものと期待しています。

なお、駅舎建設及び維持管理の原資については、市民の皆さんの力をお借りするべく「枕崎駅舎建設期成会」を組織し、早速、その活動を開始したいと考えております。議員を初め、市民の皆様の御協力をお願いいたします。

次に、南薩縦貫道につきましては、従来、枕崎・知覧間の調査区間への格上げを要望してきましたが、昨年の要望活動の経緯を踏まえ、昨年末から枕崎からの早期着工実現を訴える活動に切りかえました。既に、県との間で前向きの協議に入っておりますが、内容に従来とは異なる変則的な部分もあり、根気よく要望を続けてまいります。

産業の活性化や新たな雇用の場の提供を目指して、地道な活動を続けている企業誘致については、さきに誘致した株式会社マルハチ・テクノロジーが1月7日に竣工し、現在、工場ラインの試験操業を行っております。会社の説明によると、工場建設全体計画の前倒し達成を考えていただいている様子であり、これに備えて平成23年度は臨空工業団地1号用地の半分を購入いただきました。

この動きにより、臨空工業団地はほぼ土地売却のめどが立ちましたので、今後は、市有地及び民有地に企業誘致の適地となる場所はないか、調査を進めていきたいと考えております。

さらに、これまで進出いただいた各企業においても、その業績は目覚ましいものがあり、地元の若者を雇用する意欲も旺盛な状況でありますので、新年度には誘致企業の懇話会等を設置し、改めて各企業の皆さんの御意見・情報の交換の場にしたいと考えています。

一方、地元の産業界の皆さんにも、大変御活躍をいただいております。

水産業・水産加工業の皆さんには、カツオフォーラムを初め、カツオマイスター検定など、枕崎からの情報発信に努めていただいたばかりでなく、枕崎鰹節の商標登録や水産加工業協同組合のふるさと企業大賞総務大臣賞受賞に加え、食品産業優良企業等表彰・農林水産大臣賞も決定しております。

平成22年度に結成された市内の通り会連合会が取り組まれた「S-1グルメグランプリ」において「枕崎鰹船人めし」が見事優勝し、特別賞も授与されました。

茶業においては、市内の工場が団体としては初のISO取得や、K-GAPを取得するなど、大変に元気の出る取り組みをしていただいております。

続いて、私の市長就任時に掲げた6つの項目の進捗状況について申し上げます。

コンパクトシティにつきましては、新年度はこれまでの調査、検討を踏まえて具体的に動き出したいと考えております。

まず、平成23年度から取り組んでいる「魅力あるまち再活性化プロジェクト調査事業」で実施する商店街活性化プランアイデアコンテストに寄せられたまちづくりのアイデアを、各商店街の皆さんみずから具現化していただけるよう、「がんばる商店街支援事業」をスタートします。さらに、商店街の空き地・空き店舗を活用して、新たに事業を行う方を応援するため「商店街空き地空き店舗対策事業」も発足します。

コミュニティ交通については、庁内での検討を終え、先般、第1回目の市民会議を開催いたし

ました。現在、市民の皆さんの御意見を取り入れながら、交通体系の具体的な策定作業を行っているところであり、作業が順調に進めば、新年度末から平成25年度当初にかけて試験運行がスタートできるものと思います。

また、平成23年度にスタートした「文化の風まくらぎきアートストリート整備事業」については、県の補助事業を活用し、新年度は中央通りで引き続き実施することとしています。

雇用の場の確保については、さきに述べました企業誘致に向けた地道な取り組みを進めるとともに、新年度も緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を積極的に取り入れ、雇用の確保に努めます。

福祉の充実につきましては、私の就任早々実施した小学校3年生以下のすべての子供たちの医療費無料化を継続するほか、新たな福祉作業所の開所による在宅障害者の自立支援の取り組みなどを続けます。

行財政改革につきましては、本市の厳しい財政状況の改善を図ることはもちろん、枕崎再生を図る財源確保のためにも、重要な課題であります。さきに策定された「第2次行財政集中改革プラン」の着実な実施を目指し、職員のさらなる意識改革を図りながら、具体的な取り組みを進めていきます。

職員の地域担当制につきましては、2つのモデル地区に加え、平成23年度、新たに2地区が担当職員の派遣を受けることになったほか、現在、検討を行っている地区もあります。今後も、この制度の普及を図り、地域の抱えるさまざまな課題について、自主的に解決し、地域を活性化するための取り組みを進めます。

快適な環境づくりにつきましては、畜産施設や工場等の排水等による公共用水域における水質汚濁や悪臭等の環境問題に対して、市民の良好な環境を保全するため、事業場等への指導をさらに強めるとともに、市・事業場・関係機関・市民が一体となって、新たな環境保全対策に取り組めます。

私の掲げた6つの項目について取り組み状況を御説明いたしましたが、この6項目のほか、あらゆる機会をとらえて本市の活性化策に取り組まなければなりません。今後の市政運営に当たっては、限られた予算の中、創意工夫を凝らし、計画に盛り込まれた施策を一つ一つ着実に推進していけるよう、引き続き努力を続けます。

そこで、新年度の施策の主なものについて、第5次枕崎市総合振興計画の基本構想の6つの柱に沿って、説明いたします。

まず、「安全で潤いのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

民間住宅対策として、住宅リフォーム促進事業を実施し、住環境の整備を推進するとともに、地域経済の活性化を図ります。

街中居住及び定住促進のため、空き地・空き家情報をホームページにおいて、広く情報を発信します。

良質な公営住宅の供給を行うため、市営住宅長寿命化計画策定事業を実施し、今後の方向性について調査検討を行います。

水道事業については、市民に安全で良質な生活用水等を供給できるよう、老朽管の改良・更新を計画的に進めるとともに、新たな水源の確保にも取り組めます。

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、事業場からの排水対策について指導強化に努めるほか、公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置について、積極的な推進を図ります。

公共下水道事業においては、立神北町の一部の面的整備を実施し、快適な生活環境づくりを推進するとともに、現在実施中の終末処理場の改築更新事業にかわる長寿命化支援制度に取り組むための計画策定調査を引き続き実施するほか、松之尾ポンプ場のポンプ増設詳細設計及び全体事業計画見直し策定業務にも取り組めます。

し尿及び浄化槽汚泥処理については、枕崎衛生センターの延命化を図るとともに、広域汚泥処理施設整備に取り組みます。

市内各地で発生しているヤンバルトサカヤステの駆除対策や蔓延防止に努めます。

ごみ処理施設の延命化を図るため、新年度から平成25年度にかけて、内鍋清掃センターの延命改修工事を実施するとともに、ごみの減量化や再資源化を積極的に推進します。また、老朽化している旧内鍋清掃センターの解体工事についても、新年度に実施します。

災害に強いまちづくりにつきましては、東日本大震災を契機に、津波対応マップの作成、標高表示板の設置等を実施しましたが、新年度は防災計画を見直すとともに、避難場所表示板を設置するほか、新たに防災ハザードマップを作成し、市民の防災意識の高揚に努めます。

災害時における要援護者の安全確保については、災害時要援護者支援プランに基づく登録台帳の整備・個別支援プランの策定に、引き続き取り組みます。

また、地震災害による被害を防止するため、耐震促進計画策定事業を実施し、既存建築物の耐震改修促進の基本となる計画を策定します。

花渡川水系の改修事業については、総合流域防災事業として、新たに、滑川橋のかけかえ工事に着手します。

消費者行政においては、高度な専門知識の習得に努めるとともに、相談受付の窓口時間を延長し、消費者事故等に関する情報収集や消費者被害を未然に防ぐための啓発活動の実施など、消費生活相談業務を充実します。

次に、「快適で便利な拠点性の高いまちづくり」について申し上げます。

道路整備につきましては、滑川橋かけかえ工事に伴う市道道野金山線の整備に取り組むほか、市道茅野駒水線の改良工事を引き続き実施します。

現在、整備中の国道225号・226号、県道枕崎知覧線については、早期完成に向け、関係者との調整に努めます。

国道226号の「立神通り」については、新年度から歩道のカラー舗装化に取り組みます。都市計画道路「港線」についても、引き続き道路改築工事を実施します。

昨年スタートした枕崎・鹿児島中央駅間のスーパー特急については、関係機関の努力により、新年度の財政負担は生じない見込みとなりました。今後とも関係機関と協力しながら、利用促進に努めます。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

平成23年の枕崎港市場取扱高は、前年より約2億6,700万円の減となりました。

地元遠洋カツオ一本釣り漁船は、不漁と魚価安に加え、高どまりしている漁業用燃油価格の影響で、極めて厳しい経営状況にあります。引き続き、入漁料の助成を行うほか、「枕崎ぶえん鯉」等のカツオ鮮魚販路拡大事業や魚食普及活動を積極的に推進します。

漁港整備関係では、水深9メートル岸壁並びに衛生管理型荷捌所整備に向けた航路及び泊地のしゅんせつ工事等を推進します。

沿岸漁業では、資源管理型漁業の推進や、藻場・干潟等保全活動支援事業を引き続き実施します。

水産加工業では、節類の消費拡大と販路拡大に努めるとともに、工場排水の適切な処理など、加工産地としての機能強化を図るため、各工場の公共下水道接続のための施設設置について、関係団体等と協力して推進します。

さらに、昨年に引き続き、枕崎カツオマイスター検定を実施します。

農業については、新年度から農地・水保全管理支払交付金事業に取り組みます。

担い手農家や認定農業者の育成・確保に、さらに努めます。

また、経営が不安定な就農直後の所得を確保する青年就農給付金事業を実施します。

農業者の経営安定を図るため、降灰防止・降灰除去施設等整備事業において、茶の摘採前洗浄機や花卉被覆施設の整備を行います。

また、果樹・茶について、市場性の高い品種への改植を推進します。

畜産については、ふん尿処理等に起因する環境問題の改善に取り組むとともに、耕畜連携による減化学肥料の作物生産を促進し、環境と調和した農業生産を推進します。

林業においては、引き続き、健全な森林の育成に努めます。

商業においては、依然として厳しい状況が続いています。「がんばる商店街支援事業」や「商店街空き地空き店舗対策事業」による商店街の活性化と魅力ある商店街づくりを推進するほか、新たに開店を希望するチャレンジショップ出店について、商工会議所と連携して支援を行います。

雇用環境と就業環境の充実については、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の重点分野雇用創出事業を引き続き活用し、新年度は、新たに観光交流推進事業を実施します。

九州新幹線全線開業を機に、増大している鹿児島市や指宿市の観光客を本市を含めた薩摩半島地域へ誘致するため、薩摩半島観光振興協議会や南薩4市が連携してモデルツアーを実施します。

次に、「健康で心がふれあうやさしいまちづくり」について申し上げます。

保健面では、昨年来、市内のプロジェクトチームで検討を進めてきた健康づくり推進事業を実施するとともに、「妊婦健診」の公費負担や、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種料の助成を引き続き実施します。

国民健康保険事業では、特定健康診査及び特定保健指導事業の推進に、特に力を入れてまいります。

そのために、医療機関の協力のもと、情報提供事業や個別健診の受診料の軽減を実施し、受診率の向上とともに、生活習慣病の予防・改善の向上を目指します。

また、ジェネリック医薬品の利用促進に向けて、対象者に対して差額をお知らせし、啓発を図るとともに、医療機関や薬局に対しても強く働きかけを行います。

市立病院については、将来にわたる経営基盤の強化を目指して、保健・福祉・介護の分野まで見据えた中長期的な計画の検討を行いながら、一新された施設で、より充実した医療サービスの提供を行うとともに、医師の勤務環境を整備し医師の確保を図るため、老朽化している医師宿舎の建てかえ工事を実施します。

次世代育成支援対策については、後期行動計画に沿って事業を実施します。また、国において検討されている「子ども・子育て新システム」について、情報の把握に努めるとともに、市町村の役割に基づく体制の整備について検討します。

高齢者福祉においては、保健や福祉、介護の状況を踏まえ策定した老人福祉計画・介護保険事業計画に沿って事業を実施します。特に、施設の入所待機者をなるべく減らすために、特別養護老人ホーム及び老人保健施設の増床を検討します。また、在宅サービスの充実についても積極的に取り組みます。この結果、介護保険料の標準月額が3,900円となりますが、介護サービスの充実のためにも、市民の皆様の御理解をお願いします。

障害者福祉においては、障害者基本法に基づく障害者計画及び障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を、障害者やその家族の方々の声が反映された計画となるよう策定しました。

住民生活に光をそそぐ交付金を活用して設置した福祉作業所は、4月1日に開所し、在宅障害者の就労の場の確保と自立支援に努めます。

次に、「豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちたまちづくり」について申し上げます。

小・中学校の学習環境の整備につきましては、耐震診断の結果に基づく補強工事や施設・設備の補修等を年次的、計画的に実施します。

義務教育につきましては、今後の望ましい学校のあり方についての基本的な考え方を策定し、市民に周知するとともに、小規模校対策に取り組みます。

また、小中一貫教育や地元高校と連携した活動を継続して実施するとともに、諸施策の推進に当たっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育振興基本計画に基づき、ふるさと教育の充実に努めます。

生涯学習の推進につきましては、市民の多様な学習要求にこたえながら、積極的に学習活動に取り組める環境づくりに努めます。

郷土に誇りを持ち、心豊かでたくましい青少年を育てるために、豊かな体験活動の機会の充実に努めます。また、子育て講座やあいさつ運動標語の募集を実施するとともに、新年度から各小学校区単位で「まくらざき学校応援団」をスタートし、地域全体で学校及び青少年健全育成を支援していきます。

スポーツの振興につきましては、社会体育施設の維持・修繕に努めるとともに、各種イベントを円滑に運営する中で、生涯スポーツの振興、健康増進、体力向上を図り、スポーツを通じた明るく豊かな生活の構築に努めます。

文化の振興につきましては、文化財の保存・活用や伝統文化の継承に努めるほか、市民参加型の催し等をさらに充実します。身近に芸術文化に接する場を街中に提供することにより、憩いの場の創出に努めます。また、第10回風の芸術展開催の準備に取り組みます。

市立図書館におきましては、空調設備の改修など施設設備の整備を行うとともに、蔵書や各種資料の充実に努め、読書普及活動を推進します。

次に、「新しい時代を拓く、連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

市民協働によるまちづくりにつきましては、既に策定している指針の確実な推進を図ります。

また、男女共同参画社会の形成につきましては、平成23年度中に策定する「第2次枕崎市男女共同参画プラン」に基づき、着実な推進を目指します。

組織機構の改革では、水産商工課において、観光交流の充実等を図るため、係を再編し、新たに水産振興係、商工振興係、観光交流係として、効率的・機能的な事務事業の実施を推進します。

行財政改革については、昨年3月に策定した第2次行財政集中改革プランを着実に推進し、職員の意識改革を図りながら、前倒しして取り組めるものについては、積極的に実施します。

加えて、必要な行財政改革の取り組みについては随時追加し、職員一人一人が本市の厳しい財政状況を十分に認識する中で創意工夫を発揮し、さらに踏み込んだ見直しを進め、課題解決やまちづくりのための各種施策の財源を確保するとともに、早期に健全な財政基盤の確立を目指します。

土地開発公社の経営健全化については、新たな計画に基づき、新年度から5年間に於いて臨空工業団地の取得に努めます。

以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研さん努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。

何とぞ、議会を初め市民の皆様に、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係12件、条例12件、公の施設の指定管理者の指定について2件、市道の廃止及び認定について42件の計68件であります。

まず、議案第1号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,950万円を追加し、予算総額を107億4,940万円にしようとするものです。

繰越明許費は、平田瀉排水機場排水ポンプ設置事業、小学校施設環境改善交付金事業、中学校施設環境改善交付金事業ほか3事業を平成24年度に繰り越して使用するものです。

債務負担行為の補正は、臨空工業団地造成地取得事業の変更によるものです。

地方債の補正は、学校教育施設等整備事業、広域漁港整備事業ほか6事業の事業費の変更等によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、保育所運営費、市立病院負担金、小学校教育施設等整備事業、中学校教育施設等整備事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第2号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,079万5,000円を追加し、予算総額を43億0,874万7,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、療養諸費、高額療養費、共同事業拠出金並びに償還金及び還付加算金の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金、療養給付費等交付金及び繰入金の増で措置いたしました。

次に、議案第3号平成23年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ330万8,000円を追加し、予算総額を21億2,281万円にしようとするものです。

補正の内容は、介護報酬改定によるシステム改修委託料及び居宅介護サービス計画給付費の増額と、地域密着型介護サービス給付費の減額であります。

以上の財源として、国庫支出金及び繰入金の増で措置いたしました。

次に、議案第4号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ300万円を減額し、予算総額を8億0,539万4,000円にしようとするものです。

繰越明許費は、社会資本整備交付金事業の一部を平成24年度に繰り越して使用するものです。

債務負担行為の補正は、枕崎終末処理場水処理設備工事の協定締結に伴うものです。

補正の主な内容は、汚泥発生量の増加に伴う処分委託費の増額及び需用費、役務費の不用額の減額などです。

以上の財源として、繰越金の増及び繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第5号平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、入院収益及び外来収益の増並びに一般会計負担金の増に伴い、医業収益を4,829万4,000円、医業外収益を38万6,000円追加し、収益的支出において、常勤医師退職による委託料等経費の減に伴い、医業費用を1,167万5,000円減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、鹿児島県医療施設耐震化整備費補助金の追加内示に伴う補助金の増及び企業債の減並びに一般会計負担金の増に伴い、収入を186万9,000円追加し、収入額が支出額に対し不足する3,334万8,000円については、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんしようとするものです。

次に、議案第6号平成24年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、国の地方財政への対応等を踏まえながら、行財政改革を積極的に進め財政の健全化を推進し、これらの取り組みによって確保された財源を効果的・効率的に配分するとともに、直面する課題等に的確に対応するため、重点的に推進する施策を掲げ、着実に取り組んでいくこととしました。

その結果、新年度の予算総額は96億0,290万円となり、前年度当初予算額に対し4.5%の減となっております。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は人件費を初め、扶助費、公債費についても減となったことから、対前年度比2.7%減の59億7,898万5,000円となっておりますが、予算規模が縮小したことから、義務的経費の占める割合は、前年度に比べ1.2ポイント高い62.3%となっております。

投資的経費は、普通建設事業費の減で、対前年度比42.9%減の4億4,867万8,000円となっております。

その他の経費は、物件費は減となりましたが、補助費等を初め、繰出金、維持補修費についても増となったことから、対前年度比1.5%増の31億7,523万7,000円となっております。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず、市税は、税制改正の状況や最近における景気動向等を踏まえ、対前年度比0.1%減の21億4,150万9,000円を計上しています。

地方交付税については、国の地方財政対策などを勘案し、対前年度比2.4%減の38億円を計上しています。

繰入金については、財政調整基金からの繰り入れの減などで、対前年度比63.9%減の8,261万1,000円を計上しています。なお、現時点での新年度末の実質的な基金残高見込み額は、13億7,017万6,000円となっております。

市債については、対前年度比14.4%増の8億6,370万円を計上しており、市債への依存度は、前年度に比べ1.5ポイント高い9.0%となっております。なお、現時点での新年度末の市債残高見込み額は109億6,846万9,000円で、前年度末残高見込み額に比べ、4億2,289万9,000円減少する見込みとなっております。

その他の収入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

財源構造につきましては、自主財源は、対前年度比10.3%減の27億1,427万4,000円となり、歳入予算総額の28.2%となっております。

一方、依存財源についても、対前年度比2.0%減の68億8,862万6,000円となり、歳入予算総額の71.8%となっております。

また、一般財源は、対前年度比5.4%減の69億2,919万3,000円、特定財源は、対前年度比2.2%減の26億7,370万7,000円となっております。

なお、当初予算の主な施策の内容等につきましては、「当初予算のあらまし」に掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第7号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は40億7,105万4,000円で、前年度当初予算に対し、0.5%の増となります。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金、介護給付費・地域支援事業支援納付金、共同事業拠出金などです。

以上の財源として、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第8号平成24年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は2億9,525万4,000円で、前年度当初予算に対し、6.08%の増となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などです。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第9号平成24年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は20億7,581万1,000円で、前年度当初予算に対し、3.6%の増となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費及び地域支援事業費などです。

以上の財源として、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金などで措置い

たしました。

次に、議案第10号平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は8億1,556万5,000円で、前年度当初予算に対し、5.4%の減となります。

主な事業としては、立神北町地区の補助支線等污水管路施設工事による面的整備、終末処理場改築更新事業及び長寿命化計画策定調査などを予定しています。

以上の財源として、事業収入、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、事業債などで措置いたしました。

次に、議案第11号平成24年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で1万8,980人、外来で1万7,664人、一日平均患者数を入院で52人、外来で69人と決めました。

主な建設改良事業として、医師宿舍建替事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を5億2,421万1,000円、支出額を6億3,512万7,000円とし、差し引き1億1,091万6,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を8,100万円、支出額を1億1,147万9,000円とし、収入額が支出額に対し不足する3,047万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

また、病院事業の組織体制については、保健・福祉・介護の分野まで見据えた包括的なサービスを提供するための中長期的な計画の検討を行い、長期的展望に立った一層の経営強化を図るため、病院事業管理者を補佐する職として、病院事業副管理者を設置します。

次に、議案第12号平成24年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を1万0,895戸、年間総給水量を300万4,000立方メートル、一日平均給水量を8,230立方メートルと決めました。

主な事業として、老朽管更新事業等を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億6,676万5,000円、支出額を4億4,238万6,000円とし、税抜き後で1,758万5,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を6,746万2,000円、支出額を2億4,124万5,000円とし、差し引き1億7,378万3,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第13号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の制定に伴い、体育指導委員の名称を改めるものです。

次の、議案第14号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員に準じて、持ち家に係る住居手当の廃止及び通勤手当の改正を行うほか、本市の厳しい財政状況を考慮し、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、職務の級が3級以上である職員の給料月額を減額しようとするものです。

次の、議案第15号枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、条文の整理をしようとするものです。

次の、議案第16号枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市出身者等から寄附された寄附金を財源として実施する事業について、枕崎駅舎建設及び駅周辺の施設整備並びに管理に関する事業を追加するほか、条文の整備をしようとするものです。

次の、議案第17号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の均等割の税率の特例措置の創設、退職所得の分離課税に係る市民税の所得割の額の特例措置の廃止及び市たばこ税の税率の引き上げを行うほか、所要の条文の整備をしようとするものです。

次に、議案第18号枕崎市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の制定について申し上げます。

これは、市内に居住する障害者の社会参加の促進及び福祉の向上に資するための施設として、枕崎市福祉作業所を設置し、本市の公の施設として管理運営するための条例を制定しようとするものです。

次の、議案第19号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成24年度から平成26年度までの保険料率を定めるものです。

次の、議案第20号枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路占用料について、県下各市の状況等を考慮し、その額を改定するほか、条文の整備をしようとするものです。

次の、議案第21号枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公園の占用に係る使用料について、道路占用料の見直しに伴い、これに準じ、その額を改定しようとするものです。

次の、議案第22号枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正等により、公営住宅の入居者の資格について、同居親族要件が廃止されることとなるが、本市の実情等を考慮し、引き続き同要件を維持し適用しようとするため、所要の条文整備をしようとするものです。

次に、議案第23号枕崎市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第24号枕崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この2件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法及び図書館法の一部改正に伴い、これらの法の規定に基づき国が定める基準に準じ、それぞれ、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準及び図書館協議会の委員の任命の基準を定めるものです。

次の、議案第25号及び議案第26号公の施設の指定管理者の指定につきましては、議案第18号で設置する枕崎福祉作業所及び枕崎駅前観光案内所の2施設の指定管理者をそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の、議案第27号から第68号までの市道の廃止・認定につきましては、既存の7路線を一たん廃止し、改めて35路線を市道に認定することについて、それぞれ道路法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○**依積田義信議長** ここで、5分間休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時19分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○**2番立石幸徳議員** 私はただいま提案をされました議案の中で、議案番号の1番それから6番、議案第19号介護保険条例の関係、そして議案25号、26号市道の認定に関することについて、質

疑をいたしたいと思います。

まず、補正予算並びに当初予算の関係で、細目にわたる質疑は控えたいと思いますけれども、基本的に本市の財政状況が非常に厳しいということで、施政方針の中でも早期に健全な財政基盤の確立を目指すということで言われております。そこで、23年度の補正予算、最終補正になるかと思うんですけれども、この予算におきまして本市の経常収支比率、これはどのようになると見込んでおられるのかですね。さらにまた、24年度当初予算に関しまして、経常収支比率はどのようになると予測されているのか、お尋ねをしておきます。

それから、議案第19号の枕崎市介護保険条例の関係でございますが、まず、本市の第5期の介護保険事業計画を定めていく中で、本日、資料も出てきたんですけれども、けさほどですね、第1号被保険者の対象人数を何人と見込んで、この1号被保険者の負担にかかわる介護サービスの総費用、これは幾らで試算をされた計画になっているのかをお尋ねをします。

また、昨年12月の議会で、私は一般質問をこの介護保険事業の関係でさせていただきましたけど、その質問に対する当局答弁の中でですね、第5期の事業計画で予定をしている特別養護老人ホームの20床増床分のはね返りを、一人月額224円を予想しているという答弁がございました。そして、国のほうでは、この介護保険事業に関しまして介護報酬の1.2%の引き上げ、そして県の財政安定化基金の取り崩し額ですね、これは今度の5期の介護保険事業計画を定めていく中で、幾らになると想定して計画がつけられているのかを説明いただきたいと思います。

さらに、5期の介護保険事業計画の中では、地域包括ケアを充実させるんだということになっているんですが、鹿児島県の高齢者福祉計画では中学校区を目安にして、ケア地域を分けると。こういう県の高齢者福祉計画になっているんですね。それに対応する本市の状況はどうなっていくのかですね、この議案第19号の関係では以上、質疑をいたしたいと思います。

それから、指定管理者の関係でですね、議案第25号の関係、いわゆる福祉作業所の関係では、5カ年の指定期間になっているんですね。で、次の駅前観光案内所のほうでは3カ年となっているんですけど、この指定期間をしていく場合の年数の違い、こういったものはどこから来るのか、説明をいただきたいと思います。

それから最後に、久方ぶりにといいましょうか、市道認定が多数なされておりますけど、今回の市道認定あるいは廃止にかかわる算定上の、財政上の影響ですね、これはどのように試算をしているのか、以上お尋ねをしておきます。

○本田親行財政課長 平成23年度末の決算に基づく経常収支比率の推計、また24年度の見込みについてでございますけれども、まず経常収支比率は財政構造の弾力性を判断するための指標でありまして、決算に基づき、その決算を決算統計のルールに従って本市の決算をやり直すわけですけれども、その場合に臨時経費、経常経費といった区分を全国の統一したルールで区分して、算出することとなっております。その臨時的、経常的経費の区分のルールにつきましては、国・県等の臨時経費、経常経費の取り扱いに毎年度大きく左右されますので、現在、23年度の決算が終わっていない中で、23年度の経常収支比率の推計は行っていないところでございます。

また、平成24年度当初予算におきましても、経常経費の主なものにつきましては、臨時的経費が中心となるところでございますので、人件費を初め、経常経費の削減には努めたところでございます。

○白澤芳輝福祉課長 介護保険料の算定の基礎となりますさまざまな数値についてでございますけれども、まず1号被保険者の対象者数につきましては、この計画期間の3年間、延べで2万2,437人を見込んでおります。その対象となります介護保険料の算定対象となります標準給付費見込み額総額につきましては、64億5,106万9,000円でございます。

また、特別養護老人ホーム増床のはね返し分ということで、さきの議会での一般質問での答弁とのことでございますけれども、今回、介護保険事業計画においては特別養護老人ホーム及び老

人保健施設それぞれ20床を増床するという計画でございますので、それぞれに影響分を申し上げますと、特別養護老人ホーム20床の増床分で月額97円程度、それから老人保健施設分で月額94円ほどが、保険料にはね返るものと算定しております。

それと、介護報酬、プラス1.2%の改定ということでございますが、この影響額は約100円というふうに見込んでいるところでございます。

それと、県の財政安定化基金取り崩しですけれども、これにつきましては財政安定化基金のこちらに交付される額が2,107万1,239円を予定しておりまして、それによりまして上昇緩和となる部分が88円、保険料の抑制に働いているというふうに考えております。

それと、地域包括ケアについての御質問でした。県の指針との整合性ですけれども、県において、国もそうですけど、中学校区を一つの単位として地域包括ケアを進めるというふうになっております。ただ、あと30分で行けるというのも地域としての考え方にございます。で、24年度において、そういう地域包括ケアをどういうふうに、枕崎は端から端まで車で15分程度で行き来できますので、そういうところを含めてですね、今後、中学校単位とするのか、あるいは枕崎を一つの区域としてやっていくかというのは、今後、検討していくものでございます。以上でございます。

それと、次の議案第25号の福祉作業所の指定管理の5年間の部分につきましては、指定管理として考えておりますNPO法人が1カ所しかございません。ずっとまた、そこが福祉作業所をずっと運営しておりますので、5年という他に比べると長い期間で設定したところでございます。

○南田敏朗水産商工課長 議案第26号に関します指定管理者の件でございますが、駅前観光案内所につきましては、観光協会とやっているところでございますけれども、今回につきましては、これまで平成22年の12月から平成24年の3月までにつきましては、精算方式という方式で指定管理を行ってまいりまして、今後3年間は固定方式ということでございます。このような状況の中でございますので、観光協会と私どもと協議をいたしまして、今回は3カ年ということでお願いしたところでございます。

○本田親行財政課長 今回の市道編入に与える財政への影響につきましては、平成23年度の普通交付税の算定に当てはめて、今回の市道編入の影響を試算して見ますと、道路橋梁費の増加、影響が1,029万3,000円程度、農道の廃止に伴う農業行政費への影響が99万7,000円程度、差し引き929万6,000円程度の増加が見られるところですが、それに農道廃止に伴いまして、市道の伐採委託が160万円程度増加しております。また、台帳の整備にかかわる経費が230万円程度をお願いしてあるところでございます。

○2番立石幸徳議員 まず最初の、本市の一般会計の経常収支比率なんですよ。今、説明ではやっていないという説明ですけども、それはおかしいんじゃないですか。本市の第2次の行財政集中改革プラン、この5ページにおきましてですね、過年度の平成17年から21年までの、いわゆる第1次の行財政集中改革プランでは、きちっと経常収支比率の目標設定をされているわけですよ。そして、ここの5ページにも記載しているように、平成21年度、22年度決算も出ているんですが、この集中改革プランの5ページに記載しているのは、21年度を98.3%と、あ、ごめんなさい、これは結果ですが、96.8%と見込んでいたんですよ。それが、98.3と。県下最悪の指標が出たわけですよ。22年度決算ももう終わっているんですが、当然、今、財政課長が言った事情はわかるにしても、この経常収支比率を幾ら見込んでいてですね、そして、この財政改善につなげていくかというのは、数値としてなければならないものじゃないんですか。過去、数値を目標設定していながら、23年度あるいは新しい新年度の24年度を設定していないということ自体が、財政改善に取り組む姿勢、スタンスが全然おかしいんじゃないかと思うんですよ。きちっとその辺の対応はどうなっているのかですね、これは長時間にわたってお尋ねするわけにいきませんので、今後の目標設定のあり方についてもですよ、県下で一番悪い指標を持ちながら、

23年度がどうなる、あるいは24年度がどういう指標を目指すというのを持ち合わせていないというのは、おかしいと思いますので、この点については再度、説明をいただきたいと思います。

それから、この介護保険条例の関係については後もって、全員協議会もなされるようですので、そこで資料をもとにですね、お尋ねをさせていただきます。

それから、その指定管理者の件ですね。水産課長の説明がちょっとよくわからなかったんですが、駅前施設の件ですよ。これは従前とどういふふうに対応が違うということになるんですか、再度ちょっと聞き取りにくかったですので、説明をいただきたいと思います。

○南田敏朗水産商工課長 これまで、精算方式ということでございまして、大方の予算をいただいております、それを最終的に精算をいたしまして、余った分はまたお返しするというようなかたちでございましたけれども、今回からはこれまでの実績に基づきまして、固定方式ですね。その近似値で年間幾らというかたちで、今回お願いしているのが280万でございますけれども、それで、指定管理者として管理をしていくということで、それが赤字になってもそれは補てんはされないし、余っても返す必要はないというかたちに変わりますので、今回は3年間でということをお願いしてあります。

○本田親行財政課長 経常収支比率等の数値の目標設定ですけれども、12月議会でも答弁しているところなんですけれども、振興計画の実施計画に合わせて、これまでも数値目標を設定しております。24年度からの振興計画の実施計画を3月末に策定しますので、それに基づいて財政推計を行うと。第2次集中改革プランの本文の中にも、記載されているところでございます。その財政推計に基づきまして、今後、数値目標を設定しまして、集中改革プランに追加していきたいと考えているところでございます。そのような考え方から、24年度につきましても目標の設定は現在のところ、行っていないところでございます。

○2番立石幸徳議員 最後の質疑ですけれども、24年度分からの経常収支比率については今、課長答弁で説明はつくんですけど、23年度も今の段階で、全然、議会、市民に説明がつかないじゃないですか。私が申し上げたいのは、そういった状態であって、本市の非常に県下でもゆゆしき事態がですね、改善されるのかという気持ちから聞いているんですよ。23年度はどうなるんですか。

○本田親行財政課長 23年度の経常収支比率につきましても、決算が終わらない中で、また先ほどから申しておりますけれども、決算統計による区分の整理がされない中で、どの程度になるかということは申し上げられないところなんですけれども、経常一般財源充当経費につきましては、義務的経費が中心となりますので、義務的経費の削減を初めとする経常経費の削減に努めているところでございます。

○依積田義信議長 次に、城森史明議員。

○8番城森史明議員 私は日程番号9番、議案番号6番、日程番号10番、議案番号7番について、質疑を行わせていただきます。

まず、ことし7月、自然エネルギーの企業向け売電価格が決定されることになっております。それに向けてですね、県内の多くの市町村が自然エネルギーの取り組みのための予算を積極的に計上しております。そういうことで、枕崎市は自然エネルギーへの取り組みをどうするのか、質問いたします。

2番目に、歳出において、普通建設事業費が昨年比、約3億4,000万減少しています。減少した理由は何か、内容は何か、質問いたします。

3番目、これは立石議員と重複しますが、義務的経費が昨年より1.2%ふえています。経常収支比率が、昨年より悪化するものと予測されますが、それに対応する対応策はどう考えているのか、質問いたします。

4番目に、議案7号に対して質問をいたしたいと思います。予算を見ますと、保険税収入が約

8,800万増加しています。これは当然、昨年度の増収の予測に基づいて計上されたものだと思いますが、23年度の税収の内容はどうなっているのか。それと、2億5,000万の基金積立金というのがあったと思うんですけども、これは県にもう返済されたのか、以上、質問いたしたいと思います。

○本田親行財政課長 まず、平成24年度の義務的経費でございますけれども、義務的経費につきましては前年度と比べて1億6,430万9,000円の減、マイナス2.7%となっているところでございます。普通建設事業費が43.3%の減、4億5,470万円の減となることにつきましては、学校給食センター建設事業の終了による影響が大きいところでございまして、その分が33.3%の減でございます。また、3月補正におきまして、臨空工業団地の取得方法のやり方の見直しをお願いしているところなんですけれども、その影響によるところが18.6%の減となります。臨空工業団地の取得方法の見直しの減につきましては、3カ年度の期間で市が取得する土地開発公社との契約を3年ごとに変更し、歳入歳出同額を予算計上した分であり、直接的な影響を与えるところではないところでございます。また、3月補正におきまして、小中学校の耐震補強工事等も前倒してお願ひしてございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○神園信二企画調整課長 議案第6号平成24年度の一般会計における自然エネルギーへの取り組みはどうするかという、お尋ねでございます。

担当課におきましては、引き続き、現況のさまざまな動向を踏まえながら、研究・検討を進めておりますけれども、具体的施策に関する予算はお願いをしている状況ではございません。

○山口英雄税務課長 国保税の23年度の見込みという御質問でございましたけれども、現年分、滞納繰越分総体で申しますと、調定総額7億2,950万円程度に対しまして、収納見込み額を6億2,940万円程度と見込んでおりまして、収納率は86.3%、これは22年度と比べまして0.1ポイントのプラスというふうに見込んでおります。なお、予算との比較で申しますと、現年度分につきましては、予算現額に対しまして362万円程度の増、滞納繰越分につきましては214万円程度の増、合計で576万円程度の増収を見込んでいるところでございます。

○今給黎和男健康課長 国民健康保険基金の2億5,000万円のことで、御質問を受けたわけですが、平成22年度決算におきまして2億5,000万円の基金積み立てを行いました。その結果、22年度で赤字決算が出まして、23年度からの繰上充用をしたというかたちで決算をしたわけですが、そのとき繰上充用をした財源の補てんとして2億5,000万円のうちの2億3,200万円をですね、取り崩してそれに充てたということで、そしてこの2億5,000万という県からの貸付金につきましては、23年度から償還が始まる予定だったんですけれども、そういう事情がありまして、県のほうにお願いをしまして、2年間の償還延期をしていただいているということで、今後25年度から、25年度、26年度、27年度で3カ年にわたって2億5,000万を分割して償還をしていくというかたちになっております。

○8番城森史明議員 まず、最初の1番の自然エネルギーの件ですけれども、これは非常に枕崎の産業を新規に活性化するという意味で、非常に大事な手段の一つであると私は認識しているわけなんですけれども、これに対してせめて調査費等を補正予算で計上する必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺に対してどう思われますかということを追加で。

○依積田義信議長 城森議員、質問じゃなくて質疑ですので、議案に対する質疑をしてください。

○8番城森史明議員 ですから、補正予算に計上しないのかということ質問したいと思ひます、今後……。じゃあ、要望にしておきます。

そして2番目、建設事業費の件ですけれども、この件の予算減による市の建設業界への経済的な影響はどれくらいあるのかということですね。

それとその、義務的経費については、対応策は……。これに対する対応策をちょっと具体的に答えてほしいということです。以上です。

○依積田義信議長 議員の皆さんにお願いですが、質疑は今、議案として出されたことに対しての質疑ですので、そのように御承知おき願います。

○依積田清文建設課長 今、給食センターの工事が終わったことによる業界への影響ということですが、給食センターにつきましては一時的な事業としてあったわけでごさいます、ずっと3億ずつ前からあった分が、いきなりことし減ったということじゃありませんので、一時的にふえた分がまた、その一時的な工事事業がなくなったということですので、その影響はあろうかと思いますが、一時的にふえた分が一時的に減ったものであるというふうに思っています。

○8番城森史明議員 ちょっと質問を誤解されたようですけども、要は普通建設事業費が予算として、先ほど回答もありましたけども、土地開発公社以外の建設事業費が何億か減っていると思うんですけども、それに対する市内の建設業界への影響は、経済的な影響はどれくらいかということですか。

○依積田清文建設課長 質問を誤解しているわけではございませんが、今、普通建設事業費が減っている部分につきましては、その給食センターの工事があった部分が、ことしは完了したところですので、減ったということです。

○依積田義信議長 次に、牧信利議員。

○15番牧信利議員 3月議会の、市長が施政方針を含めて議案の提案の理由も述べられておりますので、お尋ねをしておきたいと思えます。

一つは、一般会計当初予算にかかわる問題ですが、施政方針でも出されているんですが、まず数字的な問題からお尋ねをしていきますが、市税の場合ですね、個人市民税が前年度比で4,010万、法人市民税が2,719万4,000円増という計上がなされていますので、今、大変不況の中ですね、賃金等も低下しているんですが、この本年度の市税収入の増の根拠を明らかにしていただきたい、このように思えます。

それから、同じ市税で固定資産税ですね。これが逆に6,460万の前年度比でマイナスと、こういうふうになっていますね。この理由についてもお尋ねをしておきます。

次の問題です。きょうの施政方針を聞いて、一番印象に残ったのは、まず最初から稚内が出てきました。全体として、観光にかかわる言及がかなりなされております。本年度の市政の基本的な柱は観光なのかどうか、これは市長にお尋ねしたいと思えますね。具体的な問題としては、稚内と盟約を結ぶんだと、こういうことですが、この盟約を結ぶ効果をどの程度期待しているのかと。ま、いろんな姉妹都市の盟約とかというのは、あちこちでやられていますが、始まったときはある程度の行事等も行われると聞いています。しかし、それは長続きをしないというふうになっているので、稚内と枕崎では距離的にもです、大変な距離の間の盟約になるわけですが、具体的にどんなかたちでやって、その効果がどう市政に反映させていくのか、この点をお尋ねしておきます。

それから、予算の関係ではですね、やはり市長の公約であるコンパクトシティです。なかなかほかの部分は具体化がされていないんですが、一つだけ昨年からやられているのはアートストリート事業ですね。昨年は1,044万9,000円、ことしは1,418万7,000円。駅前通りに、現在やられているのは風の芸術展の立体作品を設置したということですが、ベンチも自然石のベンチが6基ということで40万かかるというので、これはちょっと市民がおかしいじゃないかというので、取りやめた経緯がありますが、ことしはこの1,418万でですね、立体作品ということになっていますから、これは何基設置をするのかと。それで、昨年行ったアートストリート事業のですね、効果というのか影響というのか、そういうものをどう評価され、そして今年度の予算として取り組まれているのか、この点もお尋ねをいたします。

それから、これ、条例との関係もあります、介護保険料の値上げですね。市長の方針でも明らかにされておりますが、特養ホーム、老健施設というのがあるんですが、今回の値上げ分につ

いて、その施設増設がはね返るということになるのであれば、一体、何年度で、この施設が計画されているのか、明らかにしていただきたい。在宅サービスが充実するんだというのも、この値上げの一つの理由となって市民に理解を求めていますよね、市長は。実際、しかし、今度改正されるという介護保険の制度自体はですよ、むしろサービス切り捨てというのが今、多くの国民の中から指摘をされているんですが、この在宅サービスの充実というのは具体的に今回の4月から始まるという介護制度の中で、どの部分が充実をされていくのか、これは具体的にお尋ねをしておきたいと思います。介護保険料の値上げですが、基金残高は幾らかということをお聞きしたいと思います。その今回の値上げに当たって、その基金を取り崩しが幾らあったのか。新年度に向けての基金の積み立てというのは幾らあったのか、この点もお尋ねしておきます。

前回の介護保険料の改定の際にですね、次年度に向けて基金を積み残すと言ったわけですよ。本来それを、介護保険料の財源として使うならばですね、当然それは値上げを縮小できたわけですよ。それは厚生労働省自体がですね、積み立てた基金は、その期間の中で取り崩していくべきだという指導もしていると思うんですが、これは確認しておきますが、今回の改定に当たっての厚労省の基金の取り扱いはどうなっているのか、お尋ねをしておきます。

それから、議案14号ですが、枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、ここで3級以上のカットというのが表明されていますね。この影響額は幾らですかね。その理由は、なぜそういう措置を今回、条例として改定しようとしているのか。そして、住居手当と通勤手当、これは人勧どおりの改定になっているのかどうか、その点をお尋ねしておきます。

それからですね、議案17号の市税条例の一部改正ですが、税率の特例ということがありますよね。これは、均等割に500円上乗せをするということですが、これは実際どんなかたちでやられていくのか。理由は何なのか、教えていただきたい。

それから道路占用料、議案20号と21号は公園条例ですね。道路占用料が何で今回は、九電の電柱は1本が1,600円だったのを1,100円に引き下げるといって、我々は何でまともに電柱占用料を値上げしないのかと言って、もう何十年もかかってようやく1,600円になったんですよ。そうしたら、今度は何とそれを引き下げると、こういうことですよ。この理由は何ですか。公園条例についての改定の理由は、どういうことなのか。1カ月基準の料金を一日基準の料金に切りかえたというのは、何か理由があるのかどうか、この点をお尋ねいたします。

それから、施政方針の中で、市長は子供医療費の言うなら、現在の制度を進めるということですが、もう南九州市も中学校卒業、南さつま市はもう数年前から中学校までの無料化を実現していますよね。近隣の町で、そういう状況が進んでいるときに、それでは子育て世代の方々にとってですよ、隣の町の状況というのを考えないはずはないでしょ。そういう点から考えて、今回、施政方針で現在の制度を継続するというふうなかたちで明らかにされた理由というのを教えていただきたい。以上です。

○山口英雄税務課長 まず、予算におけます税金の関係について、答弁を申し上げます。

24年度当初予算におきまして、個人の市民税、法人市民税が増収となっておりますけれども、これにつきましては、まず個人の市民税につきましては、平成24年度から16歳未満の年少扶養に係る年少扶養控除の廃止が実施されます。この関係で、3,300万円程度増収が見込まれているところでございます。それと収納率につきましては、23年度の実績見込みを踏まえまして、収納率を設定した、そういった関係で個人の市民税につきまして4,000万円程度の増というふうになっております。

それから、法人市民税の増の理由でございますけれども、法人市民税につきましては23年度の当初予算におきまして、その前年の平成22年度の実績が特に大口事業所を中心として、消費の低迷等の関係で業績が低迷したと、こういったことで非常に減収になった関係で、法人税割の

税収が非常に少のうございました。そういったことで、23年度の当初予算におきましては、平成22年度の実績をもとに予測をしたところでございますけれども、本年度の平成23年度のこれまでの法人市民税の実績を見ますと大幅に回復しております、当初予算に比べて、平成23年度の現時点での決算見込みで申しますと、大口事業所で2,600万円程度、それから、その他事業所分で1,000万円程度の増収が、予算に対しまして増収が見込まれております。そういったことで、24年度当初予算におきましても23年度の実績を踏まえまして、法人市民税につきましては、合わせて2,700万円程度の増というふうにしてございます。

それから、固定資産税の減の理由でございますけれども、御承知のとおり、固定資産税につきましては平成24年度が評価がえの年でございます。評価がえにおきましては、これまで家屋の分につきましては経年、年数が経過することによりまして必然的に評価額、課税標準額が減少していきますけれども、今回の評価がえにおきましては、土地につきましても評価額が、ほぼ、市内の山間部の一部の地域を除きまして、評価額、課税標準額が下がっております。そういったことで、今回、24年度の当初予算におきましては6,000万円程度の大幅な減と、そういったことになっております。

○神園征市長 稚内との盟約の締結が最初に来ているが、観光が最も重点施策かということでございました。特にそういうことはございませんで、今回の市政の中でですね、特に重点的にやらなければならないというのが、実はないんであります。全般にわたって、とにかくすべて頑張らなきゃいかんということでございます。たまたま、この稚内が市民の関心が非常に高かったものですから、これに伴って、新たな魅力ある観光地づくり事業とか、そういったものも取り込んでありますので、それとの関連で先に来たということです。

それから、盟約の効果はどのくらいかというお尋ねですが、これも数字で幾らということをお尋ねするのはかなり難しい問題でありまして、昨年申し込みをしてから稚内市とだけではなくて、新たな観光客とかそういったものもふえつつあります。市であまりこの、交友関係で予算を使ってどうこうということは考えておりません。最初、これを私が表明したときに、牧議員からお尋ねがありました。大きな金を使うだけじゃないかというお尋ねがありましたけれども、そのときにもお答えしたように、市民の交流、こういったもので民間交流を活発にやっていきたいんだと申し上げたわけでありまして。そういうことを考えて、一応、正式に盟約は結んでおきたいと、こういうことであります。

それから、子供医療費の件が最後にありましたけれども、近隣の市等ではそういったことはありますでしょうけれども、現在の枕崎の財政状態で、一気に中学生まで無料ということは、かなり厳しいだろうと考えております。

○末永俊英文化課長 コンパクトシティ推進事業の中のアートストリート整備事業についてのお尋ねですが、これにつきましては23年度から振興局の地域振興推進事業、2分の1補助を利用して設置をしているところでございます。24年度につきましては、226号線の中央通り、東本町交差点から町頭交差点の間に20基を設置する予定で予算計上してあります。

それから、昨年度この事業で13基、駅前通りを中心に設置したわけでございますが、それについての効果についてですが、数字的な具体的効果というのはなかなか言えないんですが、まだ周知が不徹底ということもございまして、なかなか市外の方に見に来ていただくという機会がないようなんですが、ただし、徐々には南浜館等にもそういう問い合わせがございまして、ふえてくるものと思っております。今後、通り会もイベント等を企画しておりますので、そのようなイベントを利用しながら、通り会とも協力していろいろな機会を利用して、広報活動に努めてまいりたいと思っております。

○神園征市長 そのアートストリートの効果についてですが、経済的にどうこうという効果はこれといって説明できるほどのものはないかと思いますが、あれを設置することによって駅通り会

もですね、通り会が設置して自分たちのところは自分たちできれいにしようというかたちで、市役所通り会はもう以前から清掃等を定期的に行っておりますが、駅通り会もそれにあわせて一緒に自分たちの通りをきれいにしようやと、そういった市民の方々が誇りを持って、自分たちの町を守ろうと、きれいにしていこうと、そして活性化を目指そうと、そういった機運が起こってきております。そういったことが、大きなことだと思っております。

○白澤芳輝福祉課長 介護保険料関係のお尋ねですけれども、まず特別養護老人ホーム及び老人保健施設増設部分についての影響額ですけれども、これは先ほどの御質問にもお答えしましたが、増床に伴う保険料への影響額は、特別養護老人分で月額97円、老人保健施設分で月額94円と算定しているところでございます。

それと、在宅サービスの切り捨てにつながるという法の改正じゃないかと危惧されているということで、具体的に在宅サービスがどのように反映されるかということで、23年度当初予算と24年度当初予算の比較で申し上げますと、介護サービス給付費につきましては、23年度当初予算に比べまして1億1,000万程度の増となっているところであり、中でも訪問介護につきまして3,100万程度、それから通所介護につきまして6,000万程度それとショートステイ、短期入所生活介護、まあ、ショートステイですけれども、要望の強いショートステイについて1,400万程度の予算として計上しているところでございます。

続きまして、基金残高の件ですけれども、現在約1億8,000万程度の基金残高があるわけですけれども、そのうちの1億6,000万、今回の計画の中で取り崩す。で、その準備基金の取り崩し影響額、取り崩したために介護保険料の抑制策として671円を、月額671円の影響があるというふうに考えております。また、新年度に向けて、積み立て予定ということですが、現在、まだ年度途中でございまして、幾らの積み立てになるかというのは算定していないところでございます。

それと、厚生労働省の基金の取り扱いについての見解ということでございまして、これにつきましては介護保険法の改正によりまして、二つ基金ということでお答えいたしますけれども、県にあります財政安定化基金が第5期において市町村のほうに還付されますので、その財政安定化基金の交付額が2,100万程度でございます。2,107万1,000円程度でございますけれども、それによりまして、介護保険料の上昇抑制として月額88円程度を見込んでいるところでございます。また、介護保険料はやはり、そのサービス見込み量にあって算定されますので、本来ならば基金積み立ての部分についてはサービスの部分に使っていくという考え方でございます。ですから、今回につきましてもその大部分を取り崩して、保険料の抑制策に充てたところでございます。御理解をお願いいたします。

○永留秀一総務課長 職員給与の減額の関係ですが、まず、カットの影響額について申し上げます。平成24年度のカットの影響額は一般会計で6,450万円、それから、市役所全体では8,481万8,000円の影響額を見込んでおります。それから、カットする理由はということですが、本市の厳しい財政状況を考慮いたしまして、平成16年度から職員に対しまして給与の独自のカットをお願いしているところであります。

それから、住居手当と通勤手当は人勧どおりなのかという御質問であります。住居手当につきましては、国は平成21年の人事院勧告で住居手当の持ち家部分について2,500円の廃止を行っております。本市については、平成24年度から持ち家分の廃止を行おうとするものであります。

それから、通勤手当につきましては、本市は現在、19キロ以上までの区分という距離で通勤手当を支給しておりますが、今回の条例の提案に当たりましては、国の通勤手当の区分を適用するわけなんです。本市におきましては南さつま、南九州市の広域の事務局に勤務する職員がいるという事情を配慮しまして、現在の19キロ以上までの区分を25キロ以上まで範囲を広げまして、国の25キロ以上30キロ未満までの区分の下の部分を適用しようとするものであります。以上です。

○山口英雄税務課長 市税条例の改正の関係での御質問でございますけれども、個人の市民税の税率の特例ということで今回お願いしてありますが、この内容につきましては、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税の均等割につきまして、500円を加算するというものでございます。この理由につきましては、東日本大震災を受けまして、平成23年度から27年度までの間において、実施する施策のうち全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するための措置ということで、昨年12月に、地方税の臨時特例に関する法律が制定されました。それに伴うものでございます。

○俵積田清文建設課長 道路占用料徴収条例の改正について申し上げます。枕崎市の道路占用料につきましては、国の道路施行令に準じておりましたが、国が平成20年4月1日から、それまで1本1,600円だったのを電柱1本にいたしますと970円に、それから平成23年4月からは860円に引き下げを行っております。県におきましても、平成23年4月1日から1本当たり1,100円に引き下げを行っております。県内の19市においても同じように引き下げを行い、また今後、引き下げを行っていくということになっております。

本市はこれまで、国の道路施行令に定める政令額と同額といたしておりましたが、近隣を含め、県内の各市の状況等にかんがみ、今回引き下げの影響額が小さい、県の道路占用料と同額に改定しようとするものでございます。

公園の使用料につきましても、その影響でこういうふうの改定を行っていくというところでございます。

○15番牧信利議員 税金の使い方というので、市長にお尋ねしたいんですね。いわゆる風薫る文化のまちをつくるんだと、こういうことでアートストリート事業というのをやるわけですね。実際、その効果とか影響はあまり担当課もつかんでいない。去年は、石のベンチでトラブったわけですよ。そういう、いわゆる問題点をどのように受けとめられて、新年度に新たに1,400万円を超える予算が組まれたのか、ここはよくわからないですね。市役所の仕事というのは、住民の暮らし第一ですから。そうすると、文化が発展することを私は否定はしません。しかし、限られたお金でどのような市政を進めるかというのは、やはりそのときの住民の暮らし、社会情勢それらを考えながら決めていく。これはやっぱり、市長の責任だと思うんですね。だから、特にこのアートストリート事業というのは、市長の公約として実行されているという点で、私はお尋ねをしているわけですよ。だからその、実際にその効果もまだ、いまだにつかんでいない。初年度はトラブったと、こういうような状況ですから、これを街路に設置すること、それによっていわゆる観光客がふえたのか。地域住民のですよ、文化的な関心が高まったのか。それぐらいは、やはりきちんとつかむ必要があるんじゃないですかね。実際その、今、店舗も空き店舗もあるし、更地になっているところもいっぱいあるわけですから、そういう状況の中に、このような作品を設置するというのであれば、やはりそういう町の状況に応じて、どのような取り組みをするのかというのがなければですね、ただ閑散とした通りに芸術作品が並ぶということになるんじゃないかと思うんですが、こういう点についての市長の考え方をお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、九電の電柱ですけれども、これはいつ、こういう引き下げをせえということが国のほうから言ってきたんですかね。金がない、金がないというときですよ、わざわざ取れるものを取らないわけでしょ。引き下げるというわけでしょ。どう考えても、これは納得いきませんね。だから、市独自がですよ、自分たちの財政を見ながら、やっぱりそういうものについては明確な態度を示すべきじゃないですかね。これは、引き下げをしないといかんか、国からペナルティか何か来るんですか。この点をお尋ねをいたしておきます。

それから、住居手当は廃止ということですが、通勤手当これは實際上、人勤との関係ではちょっと違うと。周辺市町の立場だということでした。私は、この前も言ったと思うんですが、人事院勧告というものをどう受けとめていらっしゃるのかですね、市長も含めて担当課長にも聞いた

いですね。もともと、憲法に保障された労働基本権が剥奪されているわけですから。そういう中で、人事院勧告というのは労働者の不利益を代表する機関じゃないわけですね。当然、労働基本権が守られておれば、当然、当事者は交渉するわけですから。労働者が希望しないものを人事院勧告が勝手にやるというのは、本来の人事院勧告制度からいったら、これは許されないことだと思うんですよね。そういう重要な基本的な憲法の問題を含めて、市長の見解をお尋ねしておきたいと思います。以上です。

○神園征市長 アートストリート事業につきましては、確かに駅通りの場合には石のベンチで問題になって、私もちょっとあれを知って驚いて、すぐにこれは言うように直せと言った経緯がございます。ですから、そういったのがありますから、ことしの場合にはああいったことは起こさないように十分注意しながら、やっていかなければならないと思っております。効果ですけれども、これは先ほども申したように、やはり市民の誇りになっていると。枕崎市民が枕崎市を少しでもよくしようというときに、何かやっぱり誇りにあるものは、誇りになるものは必要じゃないんでしょうか。目には見えませんが、これはやがて大きな力となってくると思っております。駅通りの場合にも、あれを設置したいんだが、駅通り会とも相談しました。ぜひ、やってくださいということでした。そういうことであります。文化に対する地域住民の関心も高まってきていると思います。

それから、人事院勧告をどのように受けとめるかと。これは、前にもお答えしたことがありますが、私は別段不都合なものとは思っておりませんで、職員団体とも話をする中で、これに対する、その制度に対する不服とか何とか、そういったものは聞かないわけでありまして。

○俵積田清文建設課長 電柱の占用料について、国からの通知があったかということでございますが、国からの通知というのは道路施行令が改正されたというのはありますが、それによって値上げするよという通知はございません。市は条例を定めておりますが、これにつきましては道路法にのっとって定めております。法にのっとって、また変更があれば変えていくというところでございます。この法が変わったときに、平成8年に国の法が変わりまして、1本当たりその当時750円だったんですが、それが1,600円に上がっております。このときも、法に準じて上げているということで、法に準じているというところでございます。

○永留秀一総務課長 通勤手当の内容について再度申し上げたいと思いますが、通勤手当は、国は60キロまでの区分を通勤手当の内容でつくっているんですけども、本市は市内に居住するという採用条件も行っておりまして、市外の広域の事務局に勤務する職員の部分を考慮しまして、国の通勤手当の額と同じになるわけですが、距離の部分だけ国の部分の60キロまで適用するのではなくて、30キロまでの部分を適用するというようにしておりますので、再度説明をしておきたいと思います。

○15番牧信利議員 電柱占用使用料についてはですよ、これはもう長年、共産党は全国で取り組んできているので、経過を我々はその都度、議会でも取り上げてやっているんですけど、その自治体の独自の判断で占用料は取ってきているんですよ。これまでの経過から見れば。当然、そうだと思うんですよ。自治体の中にある施設に対する使用料ですから、それは当然、枕崎市の場合は枕崎が決めることができるというのは当然のことでしょう。それを決めるなどか、幾らにしなさいとか、国が言うのはやっぱり自治体に対する越権だと思うんですが、そういう点はどう考えているんですかね。そういう、やはり国が言うとおりの、何でもはいはいということでは、金がないないと言いながら、結局は大もうけをしている九電にですよ、金をまけてやっているわけですよ。一方では、介護保険料を上げているわけだから。そういうのは、やっぱり自治体の裁量で、必要なものはきちんともらうというのが当然のことではないかと思うんですが、最後にこの点をお尋ねします。

○俵積田清文建設課長 我々が判断する中で、その基準となるべきものがあると思いますので、

その基準となるべきものは国が示された施行令、県のそういう条例、それを基準としてやっていかなければならないというふうに思っています。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

○**12番沖園強議員** ただいままでの質疑の中で、かみ合わない部分がありましたので、1点は経常収支比率に対する質疑の中で、義務的経費の比率が1.2ポイントふえたんじゃないかという質疑の中で、課長答弁ではマイナス2.7%下がったと。結局、この点につきましては、全体的な予算額そのものが、パイが小さくなっていると。その中で、義務的経費については、確かに2.7ポイント下がっていると。ただ、パイが小さくなったから、その中で予算の性質別で見たときに1.2ポイントふえた、そういった見方をすべきだろうと思うんですけど、その辺はちゃんと正しておいていただきたい。

それから、議案14号なんですけど、今回住居手当、通勤手当、ずっと以前から議会等の指摘もございました。そしてまた、2キロ未満の見直し等も行ってまいりまして、いろんな変遷、経緯があるわけです。その中で今回、24年度から本市が住居手当、通勤手当を国に準拠して改正を行おうということなんですけど、ただ、県の段階におきましては、住居手当は26年4月からだというふうに伺っているんですけど、県下の状況ですね、それぞれの各市の状況等はどうかしているのか。通勤手当にしても、各市の状況はどうかしているのか、お伺いしておきたいと思えます。

それから、今回の改正の議案上程の中では、1キロごとの国の準拠によりまして、1キロごとの対応、本市独自の対応は国の制度と同じに見直したわけなんですけど、これ地公法の24条の5項、他団体との均衡といいますか、そういった部分で、また本市の職員間での均衡というもので、1キロごとの独自の制度であったかと思うんですけど、その辺についての労使の合意はうまくなされたのかということをお聞きしておきたいと思えます。

それと、介護保険なんですけど、施政方針のほうでも月額3,900円程度の標準月額になるというようにになっておりますけど、これが県下の各市の状況の中ではどのような状況になっているのかということで、お伺いしておきたいと思えます。

○**本田親行財政課長** 義務的経費の予算全体に占める割合につきましては、市長のほうから提案理由の中でも説明がございましたけれども、義務的経費は減少したものの予算規模が縮小したことから、義務的経費比率は1.2ポイント上昇したと、議員が御指摘のとおりでございます。

また、収入の予算規模につきましても、財調繰り入れといった臨時的な一般財源の減となりますので、そのことが、比率が上がったということが経常収支比率の上昇にはつながらないと考えております。

○**永留秀一総務課長** 住居手当、通勤手当の県内の各市の状況ということですが、まず住居手当につきましては、持ち家分の住居手当の廃止を行っている市が現在19市中、5市という状況であります。

それから、通勤手当につきましては、国と同様の制度をとっている市は19市中、7市ということになっております。

それから、労使交渉、労使合意のこともお尋ねがございましたが、通勤手当、住居手当については、国が住居手当を21年に廃止を人勧が出されてから、継続して労使協議を行ってまいりまして、23年度についても、23年の6月に通勤手当、住居手当の提示をして協議を行なってまいりました。ただ、独自カットの協議も同時に行ってまいりましたことから、最終的な妥結は2月になったわけなんですけど、住居手当の見直し、それから通勤手当の見直しについては、その協議の中で、早い段階で合意がされていたという状況は説明をしておきたいと思えます。

○**白澤芳輝福祉課長** 県下の各市の状況はどうかかというお尋ねでございますけれども、各市ごとは公表を控えてくれという、まだ調査段階ですので、いうことでございますけど、おおむね、

おおむねというよりも、3,900円で済むというか、19市の中では一番低い額になるということで、次に、3,980円というところがありますけど、残りの部分については4,000円あるいは5,000円を越す団体が多いということでございます。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 異議がありますので、起立によって決したいと思います。

予算特別委員会を設置し、その構成は各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名とし、予算関係議案を付託することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時50分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました、予算特別委員会の委員の選任については、立石幸徳議員、今門求議員、沢口光広議員、沖園強議員、吉嶺周作議員、牧信利議員、豊留榮子議員、清水和弘議員、茅野勲議員、禰占通男議員、城森史明議員、中原重信議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第74号を議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

[清水和弘議員 登壇]

○**5番清水和弘議員** 私は、今回の人事院勧告に基づく住居手当について、決議することを提案いたします。

本市の平成21年度並びに平成22年度決算における財政健全化指標は、鹿児島県内最悪のものとなっています。この事実にかんがみ、本市の第2次行財政改革集中改革プランにおいて、さらなる成果・実績を積み上げていかなければならないと考えているところであります。

去る1月31日の市議会行財政改革調査特別委員会において決定した「人事院勧告に基づく住居手当（持ち家分）の廃止など」については、確実に実行し、健全な財政基盤づくりの着実な歩みをしていくことを強く求めるものであります。

以上、決議案を提案します。

○**依積田義信議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については会議規則第53条のただし書きを適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

今門求議員。

○4番今門求議員 人事院勧告に基づく住居手当（持ち家分）の廃止と通勤手当の国並みの支給に関する決議ということで、決議案が出されているわけですが、私は議会の基本的なあり方としてですね、非常に危険性を感じております。きょうの議案の中に、条例改正案と予算案が市長から提案されているわけございまして、この関係でですね、提案者はどのように考えているのかですね。私は、市長に予算編成権と提案権がございまして。議会は議決権、修正権があるわけで、この決議が修正権を意味するのかどうかというのもわかりませんが、提案者はきょうの市長の提案とこの決議案との関係を説明してもらいたいと思います。

○2番立石幸徳議員 今、お尋ねのことには、提案者は説明できないんじゃないですか。別に独立したそれぞれの議案ですので、市長提案にかかわるものと私どもはこうして委員会決定を受けてですね、出しているものを説明せえと言ったって、それは説明はできないですよ。独立したものですから。

○4番今門求議員 独立したものだと言ってもですね、議会と当局との関係でいきますと、議会決議が市長の予算編成権を踏みにじるような、踏み込むような、そういうことはできないんじゃないかと、やってはならんんじゃないかと、そういうふうを考えるから、そう申し上げているわけございまして。そもそも人事院勧告は、国家公務員に対する勧告で、地方においては地方の各市町村、県は別として市町村において、どういう当局にとっては人事行政、非常に大事な人事行政にかかわるものですし、職員にとっては労働条件、雇用条件、そういうものにかかわる部分で、どういったものを採用していくか、基準にしていくかということで、人事院勧告を尊重してきているんだらうというふうを考えるわけです。そういった意味でいきますと、今日までもそういう態度でお互い労使で話し合ってきたという経過があると思いますので、そこに議会として踏み込むという行為がどういうことなのかと、非常に危険な行為だと私は思うんです。どう思いますか。

○2番立石幸徳議員 私は、実におかしな質疑をされていると思うんですよ。今、質問者も1月31日の調査特別委員会には当然、出席されて発言もされ、そして決められた内容のものであります。ですから、その1月31日の特別委員会の結果を受けて、こうして提案をしているわけですから、何も私どもがその点について、労使の関係云々ということについて言及するわけにはいかないですよ。ただ、あえて申し上げますと、当局提案の部分についても最終的には議会が議決するわけですから、労使の関係であっても議会が全然、言及することはできないということは全然ないですよ。今、国家レベルでいろいろと論議もあります国家公務員の給与についても、国会かれこれで、国会主導で私はああいう成案が整って実現しているものと理解しております。

○俵積田義信議長 次に、牧信利議員。

○15番牧信利議員 お尋ねしますが、この決議の題はですよ、人事院勧告に基づく住居手当（持ち家分）の廃止と通勤手当の国並みの支給に関する決議と、こういうふうになっていますね。住居手当、通勤手当それぞれ今回の議会に議案として市長のほうから提案されています。通勤手当の国並みの支給と持ち家分の廃止、この決議案の提案者と市長が出している条例改定案との違いというのは、どこにあるんですか。

○2番立石幸徳議員 その点についても、私ども提案者が説明すべきかどうかですね、要はその、市長提案にかかわるものは、今後いろいろといろんなかたちで審査がなされていくんでしょうから、私どもは市長提案にかかわるものを細部にわたって掌握した上で、こういった提案をしているわけでもありません。あくまでも、去る1月31日の調査特別委員会の決定を踏まえて、こういった議案第69号が委員会の総意として出されてきたと考えております。本来なら、

この点についても提案者の一人である私が説明すべきかどうか、つまり委員会で決定されたことですので、その委員会の中で、今、質問者が言われたように、委員会決定は要するに意味を持たないんだと。本会議決定でないと、こういったものは意味を持たないという、去る1月31日の今の質問者の意見がありましたので、そういった意見を尊重し、配慮し、今回の経過になっていると、こういうことであります。

○15番 牧信利議員 通勤手当を国並みにするというのと、それは今、市が出している条例改正案と人事院勧告のいうところの国並みというのは、違いはどこですか。

○2番 立石幸徳議員 その点についても、今後、その当局提案にかかわるものを精査していくでしょうし、私どもが今ここで、この違いがありますと当局提案を踏まえて、出しているわけでもありません。この、議会事務局に対する今回の決議の提出は、去る2月20日の日付で出しておりますので、当局提案とその精査するとか、というようなことも行っておりませんので、その点については答弁しかねると考えております。

○15番 牧信利議員 当局の出した案に異議はないわけですね。その点は異議があるんですか、ないんですか。

○2番 立石幸徳議員 今の質疑に、私の個人的な見解を述べるわけにいかんのではないですか。つまり、これは去る1月31日の特別委員会を踏まえて出されてきたものですよ。1月31日の委員会には、今の質問者も出席されているんじゃないんですか。逆に、お尋ねをしたいぐらいですよ。

○15番 牧信利議員 いや、これは特別委員会が出している決議案じゃないわけです。ここに5名の方が名前を並べているから、この方々の責任で出しているわけだから、出された方が責任ある答弁をしないといかんわけですよ。だから、もし別に、市長が提案した議案と変わりなければ、本来はこういうのは議案が出た段階で取り下げるべき、言うなら手続上からいけば、そのほうがずっとスムーズでわかりやすいわけです。これをまた、ここに持ち込むから、聞かんでもいいような話を聞かないかんわけです。だから、議案が実際出て、ここで論議をされて、最終的には最終日に結論を出すわけですよ。そうすると、ここに言うのは、同じものを最後に書いてありますね、健全な財政基盤づくりへの着実な歩みをしていくことを強く求めると。議案がですよ、論議される段階で、こんな話になるのならまあいいですが、議案が今から審議される時ですよ、議会が前もってその自分たちの審議権をね、拘束するような決議をしちゃったらこれはどうしようもなくなると思うんですよ。だから、私も質問することのないぐらいの話なものですから、以上で終わるんですが、やっぱり議会の中が正常にきちんと動いていくという点では、そういうこの、なんちゅうのかな、わきまえるべきものはきちっとわきまえて物事を進めるといふふうにはないとですよ、こういうのが出されてくるといふのは実際には、議会本来の立場から見れば、私はやはり議会を混乱させるものだという事しか言えないと、以上です。

○2番 立石幸徳議員 何も混乱はしていませんよ。質問者のほうが勝手に混乱しているだけじゃないですかね。要するに、この議案第69号は去る1月31日の本市議会行財政改革調査特別委員会を踏まえてですね、その委員会で決定したじゃないですか。で、委員会決定は、決定事項として権限を持ち得ないと、今の質問者もその委員会の席上言われたので、構成メンバーは全く重なるかも知れませんが、こうして本会議決定という手順を踏んでいるだけのことであります。

○11番 依積田義信議長 ほかにありませんか。これをもって……。
沖園強議員。

○12番 沖園強議員 私、委員会にたまたま公務等で出席できなくて、後もって委員会録を確認をとったんですけど、委員会としてはあくまでも見直しに賛成か反対かというのを採っていら

っしゃるわけですね。委員会として、本日の委員会としてこれを取りまとめると、賛成か反対かと。しかし、委員会としてそれをば決議として出すことは取りまとめていないということは、今までの論議で大体お互いにそういうふうに認めていると思うんですけど、（「いや、認めていないですよ」と言う者あり）ただ、こういったかたちで今、お二方から質疑であったように、労働基本権の問題等が出てきましたが、協約締結権は持っていない公務員の身分の保障の問題に、労使問題に、議会の決議として要求することがいかなもんかと。今後の労使交渉等におきまして、紳士的に合意を見なければいけないと私ども踏まえているんですけど、その辺の影響をどう考えているのか。

それとこの、趣旨文の中に、先ほど来からの本会議での質疑等でもいろいろあったんですけど、財政健全化指標は鹿児島県内最悪のものであると。この最悪というものは、どうしても私は理解できないんですけど、その根拠を示していただきたい。

○2番立石幸徳議員 後段の最悪の説明からですけれども、これは新聞紙上でもワースト1位、ワーストというのは最悪の意味じゃないんですか。ワースト1位というのは、最悪という意味だと私は理解しております。

それから、前段の部分については、委員会にかかわることですので、私がここでその、委員会を代表していることでも何でもないので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

暫時、休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後0時10分 再開

○依積田義信議長 再開いたします。

これから討論を行います。

牧信利議員。

○15番牧信利議員 私は、議案第69号人事院勧告に基づく住居手当（持ち家分）の廃止と通勤手当の国並みの支給に関する決議について、反対の立場から討論を行います。

まず1番は、今議会に市長のほうから、住居手当の廃止、通勤手当の改定、これらについては議案として提出をされています。この議案を審査し、それが適切であるかどうかを各議員が判断する、その場です。今ここで決議を採択して、可決してしまいますと、その議会の審査権自体をもう縛ってしまう。みずからの決議ですよ。こういうことになると、議会の権能、役割というのは果たせなくなります。ですから、そういう点から言うと、この決議は極めて議会の本来のあり方から見ても、大きな問題を持っている決議案だというふうに思いますので、反対をいたします。

○依積田義信議長 次に、沖園強議員。

○12番沖園強議員 若干、私も重複するかと思いますが、私は議案第69号に反対の立場で討論を行います。

まず言えることは、質疑でもいろいろ出ましたように、本件につきましては議案14号が既に提案されているということです。提案者が求めている同じ内容の議案が提案されているのに、なぜ決議を提出する必要があるのかと。本来の議会の姿、あり方からすると、その真意がわからない。全く無意味な議案であるということです。

2つ目に言えますことは、職員の身分の問題について。決議という、議会の決議というカードを切って、議会が要求することがなじむのかということでもあります。私自身、一般質問や委

員会において、積極的に職員の身分の問題等につきましても指摘や提言を行ってまいりました。長年、20年以上議員をやっていますが、今回のような決議という手法はまだ覚えもございません。協約締結権が保障されていない公務員の身分の問題については、議会の提言や指摘もさることながら、あくまでも人事院勧告に準拠する中で、労使双方が交渉を行い、労使合意がなされ、提案された議案を議会は審議・議決する。執行部と職員の労使の関係、執行部の執行権・提案権、そしてまた議会の議決権という、そういった関係、基本的な関係は尊重すべきであろうと思います。

次に、財政健全化指標が最悪であるについて申し上げます。確かに、経常収支比率や将来負担比率の数値は高いのですが、そのとらえ方に大きな見解の相違があると思っております。先ほど、提案者みずから申し上げましたように、マスコミ報道等では比率が高い数値のことをワーストという表現でされておりますので、そういった部分に影響されているものと思われるのですが、一概に財政健全化指標の数値だけをとらえて、枕崎の財政状況が最悪であるという表現が何もないかと申しますと、私は何もないと思っております。

例えば、県下各市の22年度決算における性質別構成比率を比較すると、扶助費の比率は15.3%と県下で5番目に高い比率でございます。また、その他の経費、補助費、一般会計繰出金、投資及び出資金、貸付金は県下19市の中で、1番目と2番目に高い数値にあるんです。このことから言えることは、現在の枕崎市の行政運営は過去の投資、そういったものに対しての公債費などの精算を行いながら、限られた財源の中で、新たな政策に対する補助や出資、一般会計の繰り出しを行いながら、福祉に対しての扶助を行っていると思われるべきであります。

さらに、阿久根、西之表、垂水、志布志、南さつま市など、公共下水道事業などのない町と単純に比較できない要素もある財政指標であることを踏まえて、判断していただきたいということです。私は、一部の数値だけをとらえて、枕崎のことを最悪であると言うこと事態が市民の不安をあおるだけ。非常に無意味なものであるということ指摘いたしまして、決議に反対の討論いたします。

○**依積田義信議長** 以上で、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

日程第74号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立少数であります。

よって、議案第69号は否決されました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時17分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成24年3月5日)

平成24年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第2号）

平成24年3月5日 午前9時28分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	禰 占 通 男 議員 (36ページ～44ページ)
		城 森 史 明 議員 (44ページ～52ページ)
		豊 留 榮 子 議員 (52ページ～62ページ)
		清 水 和 弘 議員 (62ページ～71ページ)
		牧 信 利 議員 (72ページ～81ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員
15番 牧 信 利 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 畠 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
橋之口 寛 書記
宮 崎 元 氣 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
今給黎 和 男 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長
揚 村 芳 江 健康課参事
下 山 忠 志 水産商工課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長
四 元 幸 一 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
俵積田 寿 博 市民生活課長
白 澤 芳 輝 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
茶 屋 盛 忠 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

午前9時28分 開議

○**依積田義信議長** おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので御承知おき願います。

これから、一般質問を行います。

質問は、1番禰占通男議員、2番城森史明議員、3番豊留榮子議員、4番清水和弘議員、5番牧信利議員、6番立石幸徳議員、7番沢口光広議員、8番茅野勲議員、9番吉松幸夫議員の順で行います。

禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○**7番禰占通男議員** おはようございます。7番の禰占です。1時間のおつき合いのほど、よろしくお願いいたします。

昨年12月、行財政改革調査特別委員会が発足し、1月24日の委員会は流会となり、先行きを危惧しておりました。また、今度の本会議初日の結果となりましたが、それはそれで、これからの頑張りと思っております。

そして、市長におかれましては年頭のあいさつで、新人議員を宣伝してもらえたとのことで喜んでいるところです。

さて、私も特別委員会が設置されることなど夢にもなく、昨年11月中旬ごろより各課を回り、審議会・協議会の意見、提言書の開示をお願いしてきました。内容を見ると、中身の濃いもので、我々1年議員が知らないことも多数掲載されております。これらの意見、提言書はどのように行政に反映されてきたのか、また今後反映されていくのか、楽しみにしているところであります。

そして、1月31日の特別委員会で決定した人事院勧告に基づく住居手当の持ち家分の廃止と通勤手当の国並みの支給についてであります。今年度予算に国の方針に準じた方向での予算案とのことで喜ばしいことです。23年3月17日付の行政改革推進委員会の提言書によりますと、持ち家に係る住居手当の支給については、早急に廃止の方向で取り組んでいただきたいと載せてあります。平成21年人事院勧告で、8月には総務省からの各自治体に廃止の通達が出ていると思います。それがなぜ、遅々として進まなかったのか。ことしの予算に計上されるまでの経過なりを、よろしく説明をお願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 市が設置している審議会・協議会などにつきましては、行政の取り組む施策につきまして、幅広く意見を伺うために設置しております。

行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政を推進するために設置しているものであります。行政改革推進委員会は毎年開催し、時期に応じた課題を審議してもらっておりますが、昨年3月の委員会では特に第2次集中改革プランの素案を説明し、それに対して5項目の提言をいただいております。

お尋ねの持ち家に係る住居手当の廃止については、昨年の提言書に盛り込まれておりますが、議員がおっしゃったように、平成21年の人事院勧告で持ち家に係る住居手当の勧告が出されまして、それを受けて本市でも廃止の方向で、平成21年度から職員組合と協議を積み重ねてきました。持ち家分の住居手当の廃止については、国の持ち家に係る職員の割合は8.5%であるのに対しまして本市は50%を超えていること、また鹿児島県も廃止しておらず、県内でも19市中、5市の廃止にとどまっていたことから、合意に至らなかったところであります。この問題につきましては、前に議会でも答弁いたしておりますように、23年度末でこれは廃止するという方向で前向きに検討中だということは、かねがね申し上げてきたかと思っております。そういった方向で、今年度も引き続き、協議を行ってきておりましたが、今年度においては早い段階で廃止の合意が

できておりました。公表については、2月7日の給与の独自カットの協議が整った段階で行わざるを得なかったものであります。

何か聞き取りの段階で、市長も出席しているのにといったようなことだったらしいんですが、私もいろんな委員会等には出席はいたします。いたしますが、冒頭の皆さん方への出席のお礼とよろしくお願ひしますというあいさつで、私自身はすぐに退席するのが常であります。

○7番禰占通男議員 この住居手当の持ち家分と通勤手当ですが、この2次改革プランには24年度という、結局このままいくと、今年度も支給し続けると私は解釈していたんですが、2次改革プランには24年度となっているんですけど、どうでしょうか。

○永留秀一総務課長 集中改革プランに掲げている目標年度につきましては、できるだけ早目にできるように目標年度を定めているんですけども、協議の相手方がいるという場合には必ずしも早目にとすることが難しい場合があります。しかし、この住居手当につきましては、24年度という目標年度を定めてあったわけですが、職員組合との協議の結果によりまして、23年中に決着をして24年度から実施をするということで、プランの目標どおりということで達成がされるというふうに考えております。

○7番禰占通男議員 この職員組合との交渉の1回目は、いつ始まったんですか。

○永留秀一総務課長 平成23年度におきましては、6月から協議を開始しております。6月に住居手当も含めて、数項目の協議案件を提示して、協議をスタートしていると。21年度からについては、それぞれの年度で行っていると。23年度については6月から開始をしております。

○7番禰占通男議員 今、政府のほうとか国のほうでも問題になっておりますけど、交渉の議事録とか、そういうのは存在するのでしょうか。

○永留秀一総務課長 組合との交渉の内容につきましては、やはりお互い紳士的に行うということで、テープでの録音とか、そういったことは行っておりませんが、それぞれの事務局、当局でしたら総務課のほうでメモをして、それによって交渉内容については市長まで報告をしておいて、記録はしているということでございます。

○7番禰占通男議員 この二つ、交渉というか、人事院の勧告なり、また不均衡な通勤手当であったわけですが、これを交渉するときは抱き合わせ交渉をずっとなさって来られたのでしょうか。ほかの給与カットとか、そこら辺のものと一緒にたんにして。

○永留秀一総務課長 23年度におきましては、住居手当、通勤手当も含めまして、その他のさまざまな協議項目を提示をして、協議をしてきております。

基本的には、一つずつするわけですが、本市においては給与の独自カットを平成16年度から行っているという状況がありまして、給与の独自カットの協議が一番比重を占めるという状況であります。それと同時並行して、ほかの項目についても協議を行ってきているという、そういう状況であります。

○7番禰占通男議員 一般市民から見て、優遇されている手当ですけど、やっぱりこういうことは抱き合わせるとかそういうのではなくて、個別に一つ一つ交渉して早目に解決すべきじゃなかったかと思うんですが、どうでしょうか。

○永留秀一総務課長 協議の提示は抱き合わせということではなくて、個々にそれぞれ協議をするわけですが、協議の中で最終的に、これといろいろな項目が複数絡んで妥結に至ると、そういう場合もございます。基本的には、我々も一つ一つの項目をそれぞれ解決していこうという考えではいるところです。

○7番禰占通男議員 この人事院や総務省の指針による、指針より優遇された制度に対して、職員の方々の、支給されていた方々の意見の把握というか、もらっていて助かるとか、うれしいとか、そこら辺の意見の集約というのはしていたんでしょうか。

○永留秀一総務課長 職員の意見の集約というのは特に行っておりませんが、本市の基本的な考

え方としては、国家公務員に給与その他の勤務条件は準じて制度を執行していくという考え方で、そのような考え方で職員組合とも協議を重ねてきたところでもあります。

○7番 禰占通男議員 私もこの、職員OBという人を何人か知っているんですが、ある席で本当に尋ねてみました。俺はこういうことを一般質問するつもりだけど、もらっていてどうだったか。そうしたらですね、言えは額が少ないということで、ありがたみを感じている答えではありませんでした。それでお聞きしますが、この持ち家分は大体400万だと思っておりますが、この通勤手当の優遇された分の額はどのくらいになっておりますか。

○永留秀一総務課長 通勤手当の国家公務員並みにするということによる影響額については、一般会計で98万7,000円、市全体では189万2,000円という影響額であります。

○7番 禰占通男議員 きょう、市長も足を運んでおられてあいさつも聞きましたが、昨日の乙女太鼓「爽」壮行会があったわけですが、その中で市長も、もう大変立派な演奏とっております。それと、知事さんからもお褒めの言葉をいただいたというあいさつもしておりますが、私も太鼓の演奏は枕崎でなくて、ほかのところでもほかの太鼓の演奏を聞いております。そこで、びっくりしたのが、九面太鼓の装備ですね、言えはウイング式のトラック、そしてマイクロバスのいいやつを、そのマイクロバスには寄附者の名前が三つぐらい書いてありました。そして、私もある人にマイクロバスというのは幾らぐらいするもんだと言ったら、7~800万かねと言ったら、いや1,000万超すよと言われたんですよ。ですから、本当に国の指針に反するものは、結局、市民の血税なわけですから、この400万とどっか189万、まあ200万程度ですけど、600万だったらこのバス1台、一年に1台ずつ買ってやって、こういうグループとか、こういう遠征に役立つように私は使ってもらいたいと思っておりますよ。そこら辺を市長はどう思っておられるか、御説明願いたいです。

○神園征市長 きょう、全国大会への壮行会の席での私のあいさつを聞いていただいたそうありがたいと思いますが、何とか文化振興基金とか、そういったもので少しでも補助をできないかと思っておりますが、こういった住居手当とか通勤手当とか、これを廃止したといった金を一つのものに全部振り向けるという状況にはないと思います。それはまた、それでいろいろな市民からの要望とか必要なこととかありますので、全体を見て、その使い道については考えないといけない、そう思っております。

○7番 禰占通男議員 行財政改革調査特別委員会の決議文の提出が2月20日にあったんですが、同一議会で同じ議案が提出され、先週でしたが、3月2日の結果となったわけですが、同じ内容の議題が同一議会に提出されるのは、私は理解に苦しむんですが、これはなぜ、このようになったのか、御説明願いたいです。

○依積田義信議長 禰占議員、一般質問とはそれは関係ありませんので……。 (「関連議案ですよ。住居手当の問題ですよ」と言う者あり) その問題は、執行部が答弁する問題ではございませんので、別な方向で質問をしてください。 (「わかりました」と言う者あり)

○7番 禰占通男議員 これもですが、もう二週間ぐらいなりますかね。S-1グランプリも通り会がグランプリに輝いたわけですが、こういった提言書もいろんな課題が載っておりますが、市長の今度のがんばる商店街支援事業補助金なりの項目ですが、早く対応していると思いますが、この提言書・意見ががんばる商店街の支援事業みたいに短期に実現できるようにすれば、我々この一般質問はほとんど半分ぐらいに減るんじゃないかと、私はこの内容を見とってつくづく思っております。ほかのある方からは、例規集に書いてあることぐらいしかない……ま、一応、そのレポートももらいましたし、課によっては本当にありがたい、ああこんなこともやっているのかと、いろいろいい内容のものももらいました。行っていないのは下水道と農業委員会と、そこら辺が行っていないんですけど、下水道課も何人かで視察をさせてもらって、案内してもらったりもしました。この提言書、意見書は市民の方々が本当に頑張って対応してくれていると思

うんですよ。私の知っている人なんかも、20何年来している人もおります。そして、まだ私も何もわからんとき20年前もこういうことを提言しているけど、何も先に進まんのよと、その人が今現在でも名を連ねておりますが、ぜひ、短期に実現できるようにしてもらいたいと思っております。それに対して、市長の今後の取り組みについて、お聞かせ願いたいです。

○神園征市長 何について取り組まなければならないかということは、市のほうでも常々考えておまして、そういったものが行財政集中改革プラン等にもあるわけです。そして、行政改革推進委員会あたりでも、そういった説明をしまして、特にその中でどういったものに励まなければならないかといったような意味で提言をいただくんですが、提言が直ちに解決できればいいんですが、なかなかそういうわけにはまいりません。物事は一つ一つ積み重ねていかないといけない。これは、この場合も同じでありまして、一気に解決するんであれば何も苦労はないわけでありまして。市のほうは、それを少しでも早く、そういった提言は実現させたいということで頑張っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○7番禰占通男議員 二番目の質問にいきます。行政改革推進委員会の提言書にありますように、財政状況が深刻さを増す中、地方交付税や税収等の歳入見通しが不透明な状況にもあると意見書にあるのですが、これがまた適法に活用されているのか。また基準財政収入額の算定に当たっては、地方公共団体が任意に行う課税免除、昨年お魚センターにも適用されておりますが、減収部分については原則として、これらの措置が行われないものとして算定しているはずであります、あわせて御説明をお願いしたいと。

○本田親行財政課長 地方交付税の性格につきましても、地方団体の間における財政力の格差を解消するとともに、地方自治体の自主性を損なうことなく、すべての地方団体が一定水準の行政サービスを維持できるように、財源を保障するものでございます。なお、その使い道につきましても、地方団体の自主的な判断に任されており、国がその使い道を制限したり、条件をつけたりすることは禁じられているところでございます。この点で、地方交付税は国庫補助金などと根本的に異なる性格を有しており、市税と並んで重要な一般財源であるところでございます。なお、基準財政収入額の算定におきます低工法等の減免措置につきましても、算定に当たりましては適正に算定し、国県のチェックを受けているところでございます。

○7番禰占通男議員 以前、地場センターに対しても行われていたと私は聞き及んでおりますが、この減免措置……、結局、これは市税から補てんされるわけですから、やっぱりこれは適正に課税して私はもらいたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○山口英雄税務課長 質問者が言われましたお魚センター、それから従前……現在は行っておりませんが、従前行っておりました地場産業振興センターの減免につきましても、その二つの団体がその時点で、公益性が非常に極めて高いと、そういったことの判断に基づきまして、市税条例、それから市の規則に基づきまして、適正に減免を行ったものでございます。

○7番禰占通男議員 三番目ですが、この2月の会で私もちょっと、議員の方々もいっぱい出席した会だったんですが、その方に協議会・審議会の役をなさっているでしょうと、先輩ですから伺いますと、やっていたと。そして、誠意をもって尽くしてきたが、期待はしていないという内容のことを言われました。市長も提言しております。プランでも載せてありますが、この市民協働を推進するには、市民に失意の念を与えるのはよくないと思うんですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○神園征市長 先ほども申しましたようにですね、何か委員会から提言がされたら。それが即、全部実行できればいいんですが、なかなかそういうわけにはいきません。こういったことは、全部実行できると、言われたことを毎年毎年全部実行していくという、そういうことのほうがかなり難しいんじゃないかと思っております。根気よく粘り強くそういった実現に向かって、頑張らなければいけないと思っております。確かに、その発言をなさった方は、自分の言った意見が

取り上げられて、しかも、それがすぐ実行に移されれば、それはやりがいがあったということになるんでしょうが、その辺はやはり、そういった委員会に参加される方々にもですね、すべて一気にいくもんじゃないんだと、積み重ねなんだということをぜひ御理解をいただきたいと思いません。

○7番 禰占通男議員 市民と行政の協働が進めば、最高の方針だと思いますが、私も約1年もうすぐなろうとしておりますが、最初は一般質問でも何でもわからなかったんですが、だんだん裏側がわかってきて、何でもかようなことができないのかということも思いますし、また議員としての非力さもこのごろつくづく本当に身にしみております。ですから、市長も言うように、全部できればいいことですが、それはそれとして、何と言いますかね、課題も多いし、そして一番私が思っているのは、結局、さっきから言うように、通勤手当何なり関係しているんですが、結局、市民の考えと全然違った方向に歩いているみたいな感じなんです。そこら辺も今後、改善してもらいたいと思えます。

次の質問にいきます。悪臭問題の件ですが、一番目の尻無川の状況は今、どのようになっているのか。この問題も各委員会のあちこちに出てきますし、先ほどの施政方針演説で、市長も内容に触れております。それもあわせてお願いいたします。

○依積田寿博市民生活課長 尻無川の状況はどのようになっているかという御質問でございますけれども、まず、水質関係につきましては河川の水質調査を年4回計画してございまして、平成23年度につきましては、現在3回実施しているところでございます。今年度実施しました尻無川の水質検査結果につきましては、河川の代表的な汚濁の指標でありますBOD、生物化学的酸素要求量と申しますが、それで見ますと、上流地点の瀧ノ下で0.5ミリグラムパーリットルから0.6ミリグラムパーリットル、中流の県道にかかっております新木原橋地点では0.5ミリグラムパーリットルから0.8ミリグラムパーリットルと枕崎市の河川をきれいにする条例で定めております河川水質保全目標値を下回っている状況であります。過去におきましては3回のうち、1.1ミリグラムパーリットルから8.0ミリグラムパーリットルとなっておりまして、9月の検査におきまして目標値を上回っておりますけれども、ほかの調査時点につきましては目標値を下回っているところでございまして、このように水質汚濁につきましては、このような事業所等から出される排水等に関しまして、公共用水域の調査を行いながら、そういうふうな異常があった場合には現地指導等を行いながら、水質汚濁防止に努めているところでございます。

○7番 禰占通男議員 私も一応、一般質問するのに、ちょっとレポートを書きながら、あらっと思ってまた近くの農場まで行ってですね、水路を見たりまた行政視察でも行った、行政視察じゃなくて委員会視察でも行った浄化槽の換気扇を設置してある北側の施設なんかも見たんですが、道路から見えるもので、水路には白く泡立った水が流れていて、そして北側を向く換気扇部分の黒い網ですけど、あれも半分落ちかけておる、そういう状態ですが、行政の方々も役所での仕事もいろいろあるとは思いますが、こういったことの偵察とか、そこら辺はどのようになっていますか。

○依積田寿博市民生活課長 特定事業所でございます養豚場につきましても、地域住民等からの悪臭に対する苦情並びに河川水のそういう情報が寄せられた場合等につきましては、当然、現地に行きまして、工場内の立ち入り調査を行って、どのような問題があったのかという調査を行いまして、適宜、指導をしております。また、そのほかにつきましても、定期的と申しますか、そういったかたちで現状調査を行いながら、悪臭並びに水質汚濁防止に努めているところでございます。

○7番 禰占通男議員 今、二番にいきますが、今回の本当の一般質問の、私は本題として取り上げております。ふん尿を発酵処理し、この養豚の悪臭を大幅に減らし、この汚水を農場以外に一滴も出さない農場経営というのがありまして、ほかの議員とも偶然出会ったし、また農場に立ち

入って施設を拝観させてもらったのは本当に私も何ちゅうかな、本当に偶然の一致だったと思っております。そして、こういう農場経営に対して、枕崎市の関係機関、これは養豚業者を指導していくつもりはないでしょうかと聞いて質問していきます。よろしくお願いたします。

○真茅学農政課長 今、御質問の件については、養豚場でおがくずを利用するタイプの豚舎のことじゃないかと思っておりますけれども、おがくず豚舎につきましては、子豚や肥育前期などの小さな豚舎での利用は、臭気の軽減などにつながり有効とされております。しかしながら、冬場の肥育後期での利用のほか、飼養頭数が多い養豚場での利用は個々の乾燥が不十分となり、汚水が流れ出したり、ふん尿などの廃棄物が増大するなどの欠点があります。また、消毒が困難で寄生虫病などの温床になるなど、衛生面での問題やおがくずの確保が必須であるため、大型養豚場には不向きなところがあり、おがくず豚舎の導入はなかなか難しいと考えております。

なお、農協管内の系列農家で、小規模農家がおがくず豚舎で対応しているところがあるようですが、これはもともと浄化槽の設置がなく、下流域に公園があったことから、おがくず豚舎にしたというふうに聞いているところでございます。

○7番禰占通男議員 今、答弁なされた課長の方向とは全然違う現場を私は見てきたし、ほかにも二人いるんですが、結局、普通の浄化槽は何千万もかかるやつがその敷地内であって、今それは使われておりません。その横に攪拌機でおがくずをかき回す施設があります。説明しますと、おがくずを、これ豚舎の敷料というそうなんですが、最初300万円分、50センチの高さで敷き詰めて、それは高層床飼育というそうです。そして、土着菌これもその川辺の高田でつくっている森の精という名前がついておりますが、これもまた同級生の獣医師がおりまして聞きましたら、その獣医師の人たちがつけた名前だそうです。そして、一袋1,000円だそうです。これで、2,000頭を飼育しております。ということは、今、課長が言った、大規模は適さないと言いますが、2,000頭飼えたらいいんじゃないですか。美原は3,000頭と言いますが、その分を、大体2,000頭を超すと、何かこれは規制があるそうですよ、何か。だから2,000頭で、口では2,000頭と言っているみたいなんですが、中の飼育されているのを数えると3,000頭ぐらいやっているのかなと、そのぐらい思っております。それで、おがくずも値段を聞いてみましたが、400万円が買える量が1,840立米です。100万円分が4トン車で36台分だそうです。そして、さきも言いましたように、もう一人山口地域で小規模をやっている人がおります。この人にも、わざわざ時間をつくってもらって聞きました。この人は350頭を基準に、一つの豚舎です。さっきのやつは、出荷したら攪拌機で混ぜて、結局、発酵させるということ、その攪拌機が1,000万円するそうです。この350頭を飼育している人は、攪拌機は持たないと言いました。それで、4カ月で出荷する分を、やっぱり土着菌は森の精を使っているということです。そして、4カ月で出荷したら、このおがくずは2トン車一台2,000円払って、堆肥センターに処分してもらおうということです。結局、攪拌機にかかるお金がないということで1回で処理する。JAのほうは5回おがくずを使うということです。そしたら、課長が言いましたように、あまりよくないと言いますが、400万で5回ですよ、1回につき100万円もかからないという計算になりますよ、単純計算で。それとですね、平成21年2月18日付の新聞で載っていて、私は資料を持っているんですが、宮崎県畜産課も画期的と言えるという記事も載っているんですよ。そこら辺は、どう思いますか。

○真茅学農政課長 おがくず豚舎と言っておりますけど、一般的に発酵床豚舎ということで、今、議員が言われましたとおり、40~50センチののこくずを敷いて、その中で発酵させていってやるというやつで、一般的にはいろいろ状況はあるんでしょうけど、放流が難しいという中で採用されている例が多いわけですので、過去にそういうタイプの養豚経営をやっていた農場もありましたけれども、それがうまくいわずに浄化処理施設を設置したという経緯等もあります。また、先ほど小規模の農家でそういう川辺のほうでおがくず豚舎を設置しているということで、これはJAから聞いた状況でございました。議員が言われている養豚場とは、ひょっとし

たら違うかも知れないなと思って聞いていたところでございまして、私どももそこも実際見てみたいなど、機会があったらですね、思っているところで、ただ、流れとしては先ほど言いましたように、おがくず発酵床の豚舎からふん尿分離式の、そういう浄化槽を設置したタイプの養豚経営へ流れてきたという事実があるというのは、御理解願いたいと思います。

○7番禰占通男議員 いや、私も同期の獣医に、何でこんないいのがあるのに、この枕崎は採用しないのかということを知りました、本当に。そしたら、知らないんだらうねと、そういうことでした。ということは、経営者が知らないとなったら、今度は行政か何かで周知させる、案内するとかそういうことも必要ではないかと思うんですよ。課長も本当に、農協に交渉しとって、山田の養豚場に行ったら、本当に浄化槽はあるんですよ、立派なのが。何千万円もする浄化槽が。それは使わないで、おがくずを使ってそれを再度処理して、5回使えると聞きました。そして、さっき言った宮崎の件ですが、新聞を何かどっかに引っかかっている人もおると思うんですが、宮崎のほうは南国興産の共同開発となっているんですよ。ということは、これは酒かすから堆肥化する発酵分離処理技術を応用したとなっておりますが、やっぱりこの、宮崎県は宮崎県で独自のこと、鹿児島県は鹿児島県でまた独自のことをやっていると思うんですよ。何でその、川辺木材センターを設立したのか、その内容は聞いていないんですか。よろしく願いいたします。

○真茅学農政課長 今の宮崎の件は、私どもは承知はしていないところでございすけれども、現在、枕崎にある養豚場、発酵床の豚舎にするとしますと、豚房の改造等が必要になってまいります。そのまま今の、その発酵床の体制を導入できるというわけではございませんので、また当然、先ほど議員も言われましたとおり、年に5回と言われたですかね、入れかえをやっているという、そういうのも当然、豚舎改造、床からしていかないといけない。そういうのに結構、お金がかかるんじゃないかなと考えているところでございます。

また、木材加工センターにつきましては、おがくず工場を設置しておりますけれども、これは肉用牛を中心としました豚舎もそうなんでしょうけど、幅広くそういうのを利用していただきたいということで、設置しているというふうに考えております。

○7番禰占通男議員 枕崎ではさっき言った350頭飼っている人が、正式に50センチ敷いて、高層床というそれをしてしているところは1件だけだそうです。今後、検討してもらいたいと思います。次の問題にまいりたいと思います。

平成16年11月1日から適用されている家畜排せつ物法による（豚100頭以上）家畜排せつ物の管理の方法に関する基準は守られているのか、お伺いしたいです。

○真茅学農政課長 環境問題に対する意識が高まる中で、畜産を安定的に営んでいくため、家畜排せつ物の管理の適正化を図ることが重要であると考えております。畜産農家におきましては、堆肥舎や浄化処理施設等を設置しており、ときに施設管理のまづい面もありますが、おおむね管理基準は守られていると考えております。

○7番禰占通男議員 次の問題ですが、この家畜排せつ物利用促進の措置として、金融上の支援措置もありますが、これらは指導とか通達とか案内とか、そこら辺の説明はなされているんでしょうか。

○真茅学農政課長 補助事業や制度資金については、かねてから農家には周知や要望調査等を行っており、これまで家畜ふん尿処理施設の整備のために、補助事業や制度資金の利用がなされてきたところであります。

○7番禰占通男議員 枕崎市の農場経営者のこういった、昔の農林公庫ですが、今、日本政策銀行となっていましたかね。この利用状況というのは、わかりますか。わかったら、教えていただきたいです。

○真茅学農政課長 家畜ふん尿処理施設、浄化槽、堆肥舎含めまして、平成3～4年ごろからだたと記憶しておりますけれども、各農家に補助事業をいろいろ利用して、順次整備してきてお

ります。補助事業につきましては、いろいろ2分の1補助とか、場合によっては3分の1とかいろいろあるわけでございますけど、その補助残、補助金の残りですね、その部分については自己資金での対応というのは、なかなか難しい状況ですので、そのほとんどが制度資金、日本政策金融公庫の利用はどっちかというとなかなかないんじゃないかと。農協の近代化資金と、そういうのを利用したケースが多かったというふうに考えております。

○7番 禰占通男議員 次の質問ですが、私もここはちょっと引っかけ、一応、質問するんですが、家畜排せつ物の管理適正化及び利用の促進に関する法律の中の附則ですが、第52条についての見解を伺いたいです。

○真茅学農政課長 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、この条文自体は17条までの法律になっているところがございます、今、議員が言われたのは附則の中で、52条というのが出てきまして、ちょっと読んでみますけども、「政府は会社の設立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、会社が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、会社の業務のあり方について検討を加え、必要があると認められたときは、その結果に基づいて、業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする」というふうになっておりますけれども、この家畜排せつ物法の中で、日本政策金融公庫の畜産農家に対して、しかるべき資金措置をなささいという条項が出てくるわけでございますけれども、その関連で、実はこの52条というのは、株式会社国際協力銀行法の中で出てくる条文でございます、ここで言っている業務の廃止、その他の所要の措置を講ずるというのは、国際協力銀行がもう必要でなくなると考える業務等は廃止なささいと、そういうことを言っている条文だというふうに理解しています。

○7番 禰占通男議員 次の問題ですが、排せつ物の処理を怠れば畜産公害を招きかねないが、どのように対処していくべきかをお伺いしたいです。

○天達章吾市民生活課参事 畜産公害はどのように対処するかということですが、水質汚濁防止対策といたしましては、河川等の水質検査や事業所の水質検査した結果に異常があった場合は、検査結果に基づき、立ち入り調査指導を行っております。また、これらの定期検査以外にも、苦情等があった場合なんですけど、水質検査を行い、異常が発見された場合は検査並びに立ち入り指導を行っております。

悪臭対策といたしましては、市民等からの苦情に対する立ち入り調査指導や簡易測定器による悪臭測定を行っていますが、平成24年度から新たな取り組みとしまして、専門検査機関における悪臭測定調査を実施し、その検査結果により、悪臭防止法に基づく改善勧告等の指導を行ってまいりたいと考えております。

今後も、水質汚濁や悪臭等の環境保全について監視を行い、自然環境や生活環境の保全対策を努めてまいりたいと思います。

○7番 禰占通男議員 この前から新聞にも出ていますように、鹿児島市は終末処理場の汚泥とか、養鶏のふん尿とかを使って、バイオ発電へという記事も載っております。枕崎市も養豚業、養牛、養鶏、相当の排せつ物が出るとは思いますが、こういった堆肥化1本だけでいくのか、またほかのことへも利用していくのか、そういう考えはないのでしょうか。

○真茅学農政課長 バイオマスにつきましては、家畜ふん尿を利用して、発生したガスでいろいろやっているケース等があるわけでございますけれども、これまでやってきた中で、なかなかうまくいっていない現状にあるというふうに考えております。

またもう1点は、多額の投資資金が必要ということで、なかなか畜産サイドでバイオマス利用というのは難しいのかなというふうに現状では考えております。ただ、おがくずにつきましては、畜産の敷料として有効な資材でございますので、肉用牛を中心にどんどん利用していただきたいと考えておりますし、また畜産公害を抑えるという意味では農場の巡回指導や家畜ふん尿処理施設の研修会等を実施していきたいというふうに考えております。

○7番 禰占通男議員 次の質問ですが、水質汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量ですが、牛1頭の排せつ物が人間に換算しますと60人分、豚の場合は15人分とされるそうですが、この数値からしてですね、豚3,000頭を飼育するとすると人間の分で行きますと4万5,000人分となります。こういった、農場で飼育されておられるわけですが、本市の人口を上回ると私は思っているんですよ。課長なんかとも打ち合わせをやったら、動物だからと。人間とは別だという見解があるとは思いますが、どのように思っておられるのか、お願いいたします。

○依積田寿博市民生活課長 一日当たりの汚濁負荷量のBOD、生物化学的酸素要求量の換算で行きますと、成人一人当たり13グラム、一日当たり13グラム、搾乳牛1頭で800グラム、肥育豚1頭で130グラムとなっております。豚の場合は成人に比べて10倍程度の汚濁負荷量がかかることになっております。豚を多数飼養している養豚場につきましては、飼養頭数に応じたふん尿汚水の処理施設を設置しまして、排水基準の遵守等の環境対策について、万全の措置を行う必要があります。

尻無川の上流における養豚場につきましては、母豚310頭の一貫生産を行っております。汚水処理対象としての肥育豚換算で言いますと、3,100頭規模の汚水処理施設を設置し、浄化処理してから排水しなければならないわけですが、そのように実際行っております。ばっ気槽用等の汚水処理施設としての機能は満たしておりますけれども、適正な汚水処理をするためには汚水処理施設の運転や活性汚泥菌の状況、送風機等の機器の状況、余剰汚泥の処理等、日常の管理と機器のメンテナンスが必要でありまして、施設の管理や排水基準の遵守について、市といたしましても排水検査や立ち入り指導を行って、水質汚濁防止に努めているところでございます。

○神園征市長 悪臭とか水質汚濁の問題は、本当に頭の痛い問題でありまして、私もこれは何とか少しずつでも改善していかなければならないと、こう思っております。

まず、この畜産業者の方々にもですね、そういった意識を強く持っていただきたいと思っております。実はあの、もうおとしのことでありますが、沿岸漁業者、沿岸漁業場からの海の汚れとか河川の汚れというのはひどいもんだと、そういった話があります。この間も、沿岸漁業者と話をしましたら、きつくそういうことを言われました。ですから、おとしに沿岸漁業者が実際に畜産の現場を見に行ってもらおうと。そして、畜産業者は逆に、河川の汚れとかあるいは沿岸の汚れ、そういったものを見ていただくと、相互に現地を見てもらえということによってやる予定になっておりました。

ところがそこに、おとしの場合は口蹄疫の問題が出てきまして、関係のない者がそういった畜産施設に立ち入ることができないと、そういったことがありまして、それらはちょっと延びておりました。この間も、そういうことを厳しく、沿岸漁業者からの指摘もありますので、ことしはそれをですね、早急にまず行えと。そして、それぞれの意識を強く持ってもらわないといけないということを申しておりますので、そういったことも実行に移していかなければならないと思っております。

○依積田義信議長 時間です。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○8番 城森史明議員 皆様、おはようございます。

通告いたしました内容に従って、一般質問を行いたいと思います。

12月議会に引き続き、行財政改革の問題について質問したいと思います。

3月議会初日の神園市長の施政方針演説を聞いても、今後の枕崎市の財政状況は、非常に厳しいものと予測されます。

まず、歳入面において、1、歳入の2本柱である税収と普通交付税はますます減少していく。税収は、平成22年度は前年比9,900万円減少し、平成23年度以降も税収が増加する状況ではない。交付税においても国の財務状況の悪化、算定基準となる枕崎市の人口減少等、増加する状況ではない。2番目に、交付税措置のある臨時対策債に依存する財務体質が続いている。

歳出面においては、扶助費は高齢化社会のため、ますます増加する。2番目に、人件費は12月議会においても質問しましたが、今後10年間の退職手当の増大により、財政状況をかなり圧迫することが予想される。3番目に、枕崎市の施設においても、耐用年数を超えた施設が多く、建てかえのリスク及び維持管理費の増大が予想される。4番目に、今後、数年間においても、内鍋の延命化やし尿処理場の広域化、消防のデジタル化など、大型事業が多数発生するものと予測される。

これらの状況を考えると、悲観的かもしれませんが、枕崎は今後、本当にこの10年間を乗り切れるのかと思います。乗り切っていける強い財務体質を一刻も早く構築しなければなりません。

県下19市の中で借金が最も多く、自由になるお金と貯金が最も少ない枕崎市から一刻も早く脱出しなければなりません。

議会はこれらの状況を真摯に受けとめ、市民の負託にこたえるべく、行財政改革調査特別委員会を設立しました。その中で、財政改善のための具体策を提示できるよう、頑張らなければいけないと思います。

先日、東串良町の町長選挙がありました。当選した奥園町長は、悪化していた財政を8年間で立て直し、町の財政力指数は、今では県内トップクラスを誇るまでになったという記事が掲載されていました。我々と同じ県内の身近で似たような町であり、勇気をもたらすような話です。

さて、神園市長にお伺いしますが、枕崎市の財政を今後どのように立て直すか、質問いたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 今、議員が言われるように、確かに、枕崎は厳しい財政状態にあることは間違いありません。そういう状態は、前にも申しましたが、私が初めて市長に就任した当時からそうでありまして、だからこそ、すぐに市民にもそのことを同じような危機感を共有していただきたいということで、財政危機宣言というものを出して、4カ月にわたって市民の方々に広報まくらぎきで説明を申し上げたと。その後、さまざまな財政改革、行政改革に取り組んでまいりました。今でもその姿勢が変わりはありませんで、何も手だてを打たなければ、いわゆる、再生団体に転落しかねないと、そういう危機感は今でも持っておりますので、日々改革ということで職員にもハッパをかけておりますし、私自身もそういったことに努めて、意を注いでおります。

ただいま、東串良町の例が出されましたけれども、枕崎とは違った、いわゆる交付金が、国からの交付金が大きいのが入って来るところでありまして、石油関連の施設があるということでですね、そういったことも非常に豊かな財政になっている一面ではあるかと思えます。ですから、ほかと比べて、ここはこんなにあるじゃないかと、枕崎は少ないじゃないかと、一概に比較できるものでもないと思っております。

余談になりますが、4年間の取り組みにつきましても、南日本新聞の記者が人事異動で動くときに、最後の記者の目にですね、「行財政改革の先頭に立った市長だった」と、こう書いたこともありまして、それを今後も続けていきたいと思えます。

○8番城森史明議員 過去のことも大事なことなんですけども、要は今後、現在ある状況をいかに改善していくかだと思えるんですね、今後、いかにスピーディーに財政を改善することが大事じゃないかと思っております。そういうことで、一番、財政悪化の原因となる市債、地方債の過

去5年間における市債残高と減少率は、会計ごとの減少率はどうなっているのか、質問いたします。

○**本田親行財政課長** 過去5年間における会計ごとの市債残高と減少率について、まず、一般会計の状況について申し上げます。

平成18年度末の市債残高は139億1,714万3,000円で、前年度に比べ1億6,442万円の減、率にして1.2%の減となっております。平成19年度末の市債残高は135億5,429万円で、前年度に比べ3億6,285万3,000円の減、率にして2.6%の減となっています。平成20年度末の市債残高は129億0,017万5,000円で、前年度に比べ6億5,411万5,000円の減、率にして4.8%の減となっています。平成21年度末の市債残高は121億5,309万1,000円で、前年度に比べ7億4,708万4,000円の減、率にして5.8%の減となっています。平成22年度末の市債残高は118億4,253万9,000円で、前年度に比べ3億1,055万2,000円の減、率にして2.6%の減となっています。

なお、平成22年度末の市債残高と5年前の平成17年度末の市債残高を比較してみますと、22億3,902万4,000円の減、率にして15.9%の減となっているところです。

○**茶屋盛忠下水道課長** 下水道事業会計の状況について申し上げます。

平成18年度末の事業債残高は44億2,887万8,000円で、前年度に比べ8,440万2,000円の減、率にして1.9%の減となっています。平成19年度末の事業債残高は44億2,765万2,000円で、前年度に比べ122万5,000円の減、率にして0.03%の減となっています。平成20年度末の事業債残高は43億5,650万7,000円で、前年度に比べ7,114万5,000円の減、率にして1.6%の減となっています。平成21年度末の事業債残高は42億3,730万4,000円で、前年度に比べ1億1,920万3,000円の減、率にして2.7%の減となっています。平成22年度末の事業債残高は41億6,713万8,000円で、前年度に比べ7,016万6,000円の減、率にして1.7%の減となっています。

なお、22年度末の事業債残高と5年前の平成17年度末の事業債残高を比較してみますと、3億4,614万2,000円の減、率にして7.7%の減となっているところです。

失礼しました。19年度末の残高の差し引きの減額を122万5,000円と申しましたけれども、122万6,000円の誤りでございます。訂正しておわび申し上げます。

○**園田勝美市立病院事務長** 市立病院事業会計の企業債残高の状況について申し上げます。

平成18年度末企業債残高につきましては、3億4,604万3,000円で、前年度に比べまして5,782万7,000円の増、率にして20.1%の増となっております。平成19年度末の残高につきましては、3億1,577万6,000円で、前年度比3,026万7,000円の減、率にして8.8%の減となっています。平成20年度末の残高につきましては、3億0,353万4,000円で、前年度比1,224万2,000円の減、率にして3.9%の減となっています。平成21年度末残高につきましては、2億9,018万3,000円で、前年度比1,335万1,000円の減、率にして4.4%の減となっています。平成22年度末の残高につきましては、3億3,265万7,000円で、前年度比4,247万4,000円の増、率にして14.6%の増となっております。

平成22年度末企業債残高と平成17年度末企業債残高を比較しますと、4,444万1,000円の増、率にして15.4%の増となっているところでございます。

○**迫野豪水道課長** 水道事業会計について申し上げます。

平成18年度末の企業債残高は22億8,357万9,000円で、前年度に比べ3,196万7,000円の増、率にして1.4%の増となっています。平成19年度末につきましては、23億1,032万9,000円で、前年度に比べ2,675万円の増、率にして1.2%の増となっています。平成20年度末につきましては、22億5,858万7,000円で、前年度に比べ5,174万2,000円の減、率にして2.2%の減となっています。平成21年度末では、22億8,211万1,000円で、前年度に比べ2,352万4,000円の増、率にして1.0%の増となっています。平成22年度末では、22億0,839万9,000円で、前年度に比べ7,371万2,000円の減、率にして3.2%の減となっています。

なお、平成22年度末の企業債残高と5年前の平成17年度末の企業債残高を比較しますと、4,321万3,000円の減、率にして1.9%の減となっております。

○8番城森史明議員 ちょっと、長くなりましたけども、そういうことで市債の残高をですね、一般会計は特に今、常に報告されているんですけども、トータルでどうなっているかということなんですけど、問題は。そういう意味で、その平成18年、5年間でどれくらいトータルで減ったんでしょうか。

○本田親行財政課長 4会計ごと全体で申し上げますと、平成18年度が1億5,902万8,000円、平成19年度が3億6,759万6,000円の減、20年度が7億8,924万4,000円の減、21年度が8億5,611万4,000円の減、平成21年度が4億1,195万6,000円の減、トータルで25億8,393万円程度減となっております。

○8番城森史明議員 そしたら、一般会計以外では3億ぐらいしか減っていないということですか。

○本田親行財政課長 そのようなことになります。

○8番城森史明議員 次の質問に移ります。

現在の市債及び地方債の償還計画がトータルであると思うんですけども、そのときに10年間を見た場合に、要は、償還計画という意味でですね、どういう流れになっているのか。どこがピークなのか。この償還計画を把握することによって、将来負担比率及び実質公債費比率がどうなるかというのが把握できると思うんで、そういう意味で償還計画はどこに、どういう状態になっているか、ちょっと、質問いたします。

○本田親行財政課長 平成22年度まで借入れが済んでおりますので、平成21年度まで借入れしました過去5年間の元利償還金の償還を申しますと、平成23年度が15億9,933万5,000円、（「すみません」と言う者あり）はい、（「今後で、今後でいいです。過去じゃなくて今後、どうなっているか」と言う者あり）24年度から申し上げます。24年度が15億4,243万9,000円で、5,689万6,000円減少します。（「金額だけでいいです。100万単位でお願いします」と言う者あり）平成25年度が14億7,350万円程度、平成26年度が14億1,000万円程度。平成27年度が12億0,900万程度となります。

○8番城森史明議員 これからしますと、27年度以降は大分少なくなるという傾向でしょうか。

○本田親行財政課長 平成22年度までの借入れた地方債につきまして、元利償還金を申しましたので、平成27年度以降については、大きく減少することになります。

○8番城森史明議員 ということは、将来負担比率、実質公債費比率はそれ以降は現状のままだと下がっていくということで考えていいんじゃないかと思います。

次に、3番目にですね、平成22年度におけるですね、市民一人当たりの市債残高と積立金残高は幾らになりますか。

○本田親行財政課長 先に申しました平成27年度までの元利償還金についてのことでございますけれども、22年度までに借入れを行った分の元利償還金で、今後、借入れを行わなければこのように減少するという数字でございますので、その件については、御了承いただきたいと思えます。

お尋ねの過去5年間における市民一人当たりの市債残高の（「すみません、ちょっと時間が無いんで、22年度だけでいいです」と言う者あり）22年度末の一般会計の市債残高につきましては、一人当たり49万7,000円となります。

○8番城森史明議員 トータルの場合は幾らになるんですか。それと、積立基金残高についても、一人当たりどれだけになるのか。トータルというのは、さっきの4会計の合計の分ですね。

○本田親行財政課長 まず、一般会計の基金残高について申し上げます。平成22年度末が4万4,000円程度となります。

市全体の、ただいま申し上げました4会計の市民一人当たりの地方債残高については、77万9,000円程度となるところでございます。

○8番城森史明議員 これを見ますと、非常に借金のほうが多くなっているのです、これからやっぱり、積立金のほうをふやしてですね、いく必要があるのじゃないかと思えます。

次の質問に移ります。

今後の財政及び財政指標の予測なんですけども、今後5年間におけるですね、地方債の起債が必要な事業について、トータルでですね、すみません、5年間に内鍋の延命化とですね、し尿処理場の広域化、それと消防無線のデジタル化ということが5年間で発生するということで予測されていますけども、その大体、概略の起債額はどれぐらいになるかお願いします。

○本田親行財政課長 今後の地方債発行につきましては、12月議会においても申し上げたところでございますが、平成24年度から平成27年度までの期間の第5次枕崎市総合振興計画実施計画（計画3期）の策定を3月下旬に行うこととしております。この実施計画を踏まえて、今後の財政推計を行うこととしてますので、御了承いただきたいと思えます。

○8番城森史明議員 12月議会です、内鍋センターの本市負担は5億ということで、それがどういうふうに将来負担比率に影響するかということで答えていただきましたけれども、そういうことができるんですから、そういった将来負担比率に対する影響というのはどうなるわけですか。概略でいいんです。

○本田親行財政課長 将来負担比率などの健全化判断比率につきましては、一般会計のみならず、特別会計、企業会計、一部事務組合のそれぞれの決算状況や地方債残高の状況、また、土地開発公社や第三セクターの経営状況や借入金残高の状況、さらには、標準財政規模の状況などの国の施策等も大きく影響することから、正確な推計を行うことは非常に困難なところでありますので、あくまでも平成24年度当初予算までを反映させた現時点における仮定に基づいた推計値ということで、実質公債費比率と将来負担比率について申し上げます。

実質公債費比率につきましては、平成22年度は公債費負担適正化計画を前倒して達成し、17.8%となったところでございますが、平成23年度は0.6ポイント程度の改善を予測してございまして、17.2%程度。平成24年度は平成23年度からさらに1.6ポイント改善し、15.6%程度が見込まれているところでございます。

また、将来負担比率につきましては、平成22年度が171.1%となったところでございますが、平成23年度は4ポイント程度の改善を見込み、167.1%程度。平成24年度は平成23年度からさらに7.1ポイント程度改善し、160%程度が見込まれているところでございます。

以上、将来負担比率と実質公債費比率についてただいま申し上げましたが、これらの比率につきましては、あくまでも平成24年度当初予算までを反映させた現時点における仮定に基づいた推計値ということで、お知りおきいただきたいと思えます。

○8番城森史明議員 推計値ということなんですけど、非常に将来負担比率の推計値がですね、非常に高いわけなんですけども、思っていたより高どまりしているわけなんですけども、この原因というものは何なんですか。

○本田親行財政課長 先ほど過去5年間の地方債の減少につきましても、各会計ごとに申し上げたところでございますが、一般会計につきましては、地方債残高の減少等も見られるところなんですけども、病院事業でありますとか、病院の改築を進めております。その残高も大きくなってまいります。その辺におきまして、今後は公営企業債等繰入見込額、その辺が上昇する見込みでございますので、比率については、将来負担比率につきましては、今の時点では大きな改善は予測されないところでございます。

○8番城森史明議員 では、次の質問に移らせていただきます。

公共下水道についてですけれども、公共下水道について、まずですね、現在、枕崎市全体の中

で受益者と非受益者の世帯数と人口はどれぐらいになっているのか、質問いたします。

○茶屋盛忠下水道課長 下水道事業における受益者と非受益者との世帯数と人口は幾らかというお尋ねでございますが、平成22年度末の状況で申しますと、下水道計画区域内が6,475世帯で、1万4,133人。下水道区域外が4,582世帯で9,680人でございます。比率でいたしますと、約6対4ということでございます。

○8番城森史明議員 次にですね、現在、立神3次地区における現状の接続及び非接続戸数及び工場数は幾らですか。

○茶屋盛忠下水道課長 3次区域の平成22年度末の状況といたしましては、対象件数が1,225件に対しまして641件の接続で、接続率は52.3%となっております。また、工場は8工場に対しまして22年度末では1工場の接続で、接続率は12.5%となっておりますが、24年1月に1工場が接続いたしましたので、現在の接続率としましては25%ということでございます。

○8番城森史明議員 それと現在、工事を行っているのが4次地区だと思うんですけども、その4次地区におけるですね、対象となる住宅数と工場数は幾らですか。

○茶屋盛忠下水道課長 4次区域の現時点における状況としましては、住宅数が349世帯で4次区域内には工場数が3工場であります。

○8番城森史明議員 それとですね、その4次地区における今現在、工事を行っているわけなんですけども、各年度ごとの工事金額及びそれと、その工事金額の中で市内の業者がどれだけその金額を工事をしているかについてお願いいたします。

○茶屋盛忠下水道課長 今後の管渠工事の計画的な事業費としましては、平成24年度で4,930万円、平成25年度で5,180万円、平成26年度で4,630万円、平成27年度で4,100万円という一応、これは計画でございますが、そのような計画を立てております。

それから、その事業費が地元の業者にということですが、下水道工事のこの管渠工事につきましても、すべて地元業者に発注をいたしますので、すべてが地元へ落ちていくということでございます。

○8番城森史明議員 下水道事業についてはですね、当初以来、もう100億を超える費用が投入されてですね、1次地区ないし2次地区においては、接続率がですね、90%を超え、環境保全に多大な貢献をしてきたことに対しては敬意を表したいと思っております。しかしながら、現状の下水道事業を見る限り、特に3次地区に象徴されるようにですね、それだけ投入した費用がですね、本当に活かされているのかということ考えたときには、非常に疑問を感じざるを得ません。そういうことですね、やはり、こういう一般会計からも非常な、多大な費用を投入しているわけでありまして、何らかのよりベターな策をですね、必要じゃないかと、これは強く思います。

それと、下水道関係で最後の質問になりますけども、債権ということで受益者負担金というのが債権額ということでありますけども、これはどのような状況になっているのでしょうか。

○茶屋盛忠下水道課長 受益者負担金の債権というものは、徴収猶予をしているものと、それから、次年度以降の調定分というものが債権として残っているところでございますが、債権のほとんどは、田畑、山林に係る猶予をしている部分でございます。徴収猶予をしている部分としましては、平成22年度末の額でございますと、1億9,896万2,000円のうち、田畑、山林の8割猶予分と、徴収を猶予した部分につきましては、1億8,616万円です。

○8番城森史明議員 これが私もちよっと、決算書を見ますと、これが債権というところに、こういう受益者負担金というのが載っているわけで、債権といえば、要は、回収できる権利を持つと、そういう強い意味でとらえていいんじゃないかと思うんですけども、そういうことで、これも大分中身を見ますと、見直す必要があるということが過去の議会録を見ますと載っていますので、本当に回収できるんだとしたら、早急にすぐ対応する必要があるだろうし、その辺を見直す必要はないのでしょうか。

○茶屋盛忠下水道課長 この徴収猶予をしているものにつきましては、田畑、山林、原野ということで先ほども申しましたけれども、これの2割だけは納めていただいております。残り8割につきましては、その土地が宅地化されるまで猶予しますということでございます。

○8番城森史明議員 何か今、この状況を聞きますと、一般に言われる債権という意味からちょっと、違うんじゃないかなという気もしますけどね。一般的な債権というのではちょっと、違うような意味もするんですけども。そういうことで、下水道関係においては、先ほど、現状の状況をしたわけですけども、工事金額がすべて市内の業者に受けてもらっているということなので、やはり、市内の工事業者にもやっぱり、影響を考えながら進めていく必要があるのかなと思います。

ちょっと、1つだけ忘れましたが、処理場の維持管理費はどうなっていますか。

○茶屋盛忠下水道課長 処理場の運転委託に関する維持管理費でございますけれども、この運転委託に関しましては、昭和59年度から平成22年度まで地元の枕崎清掃社のほうに運転を委託しておりましたので、すべて22年度までは地元業者へ維持管理費としては、金額的には落としているところでございます。

○8番城森史明議員 今後も、すべてその清掃社に委託しているわけですか。

○茶屋盛忠下水道課長 23年度の5月に日本浄水管理という専門的な管理会社に委託を変えておりますけれども、これはやはり、下水道の健全経営ということを考えながらの委託でございますが、そのうち地元から技術員としまして7名を採用してもらっているところでございます。

○8番城森史明議員 わかりました。次の質問に移らせていただきます。

市の防災計画についての見直し状況と山下集落の水害について、質問いたします。

市の防災計画については、昨年6月にですね、避難所の見直しを早急に行うということでありましたけれども、その辺はどのようになっておりますか。

○永留秀一総務課長 防災計画における避難所の見直しにつきましては、大雨、あるいは台風災害のときの避難所についても追加をする方向で今、見直しの検討をしております、あわせまして、津波のときの一次避難所についても市内の各地区に設定をするということで、現在、計画の策定中であります。

○8番城森史明議員 桜山校区の第一避難所は城山センター、第二避難所は桜山小学校・中学校になっています。これについてはですね、非常に校区民からは疑問の声が上がっているわけですね。なぜかという、非常に距離が遠すぎるという問題が一つあります。次にですね、要は、桜山小学校、城山センターは同じ大体箇所にあるんですけども、そこに行くためには、例えば、今まで水害のあったですね、中洲川流域の道路を通過しないとそこに行けないと。そして、西鹿籠からでも山下集落のその水害があるところを通過して行かなければいけないという問題があります。この辺は早急に見直すべきじゃないでしょうか。

○永留秀一総務課長 お尋ねの城山センター、桜山小学校の避難所につきましては、過去に台風あるいは豪雨等の災害時に避難所に通じる道路が冠水した経緯があります。現在は花渡川、中洲川の大規模な改修工事が終わりました、中洲川の排水機場も設置されておりますので、今までのようには冠水は起きないと思いますが、宝寿庵区あるいは山下地区については、中洲川や花渡川を渡らないで行けるような避難所の指定が必要であると思っております。防災計画の避難場所の見直しに当たりましては、桜山校区につきましては、宝寿庵区には妙見センターを、そして、山下地区には招魂塚幼稚園の跡を避難所として追加していこうということで、今、検討中であります。

○8番城森史明議員 最近の災害はですね、今までの災害と違って非常に想定をつかない集中豪雨とか、特に枕崎地区はどちらかという、水害、大雨、台風による台風災害、大雨災害という、それに伴う地すべり災害とかですね、そのような災害が非常に予測されるので、やはり、前もっ

て避難所というのは、市民の人たちの頭の中にインプットされていないとですね、そういう緊急時には動けないと思うんですね、早急にそういう今、指定されている以外のもですね、さっき言われたような各地区にですね、そういう避難所を設けてほしいと思います。

次に、山下地区の水害なんですけども、これに関してですけども、この山下地区の水害というのはですね、排水設備工事を2回行ってもらってますね。平成9年、10年と平成15年。それと、床下浸水が起こっているのが、平成5年以降ですね、平成5年、6年、7年、9年、10年、12年、19年と発生しているわけですね。やっぱり気になるのが、この排水設備工事実施後も床下浸水が発生しているということでありまして。そういう意味でですね、これを根本的に解決しようとしたときにですね、どのような工事が必要で、どのような工事の概算額になるんでしょうか。

○**依積田清文建設課長** 山下集落の水害につきましては、一番最近では、平成19年に発生しております。それ以降、花渡川及び中洲川の床上浸水対策特別緊急事業の中で、築堤・護岸のかさ上げ、中洲川合流部の改良、第二花渡橋かけかえに伴う排水路の改良、小川橋から河口口までの河床のしゅんせつ、それから水路の出口への樋門の取り付け等、多くの対策を講じてきておりますが、その結果、現在はある程度の問題点は解決されていると思われま。また、過去には浸水対策として、強制排出のためのポンプ施設の設置について検討したこともありましたが、その事業費としては3億円以上と想定されておりました。

○**8番城森史明議員** 今の答弁ですけども、19年以降発生していないということなんですけども、最近、枕崎はそういう台風も来てないし、水害も大した水害も起こってない。それで安心はできないと思うんですね、やっぱりね。それでやっぱり、こういう住民の命につながる問題ですから、より慎重なですね、対応が必要じゃないかと思えますけれども、その点ではどうでしょうか。

○**依積田清文建設課長** 19年のときの雨量といいますのが、このとき7月3日だったと思えますが、一番大きいのが日雨量が346ミリと時間雨量が時間最大66.5ミリだったという記録がありますが、その翌年の9月15日にも日雨量が193.0と、それから、時間最大が71.5ミリという大雨も降っておりますが、そのときにも被害はなかったというふうに思っております。しかし、最近では昨年の奄美などでもものすごい百何十ミリという時間雨量を記録したり、想定できないというところもございますので、こういう災害等につきましては、慎重に状況を見極めながら対応していかなければならないというふうに思っております。

○**8番城森史明議員** 19年の災害は3回起きているんですけども、その中で日雨量が151ミリ、時間最大雨量が47ミリということで、6世帯床下浸水。7月3日には日雨量、これは大分大雨、346.5ミリ、時間最大雨量が66.5ミリ、これで6世帯が床上浸水、床下浸水が65世帯。そして、19年の4月13日と14日に台風4号で2世帯が床下浸水、時間最大雨量が19ミリということになっています。ということは、これらからすると、あまり雨が降ってなくても、実際に起こっているわけです。非常にここのデータを見ると、非常に危惧されるところがあります。その辺はどうでしょうか。

○**依積田清文建設課長** 先ほども申しましたが、その19年、20年、いろいろ河床の掘削とか中洲川の合流部の改良とか行われておりますので、そこら辺の流れはよくなっているというふうに思っております。先ほども申しましたが、19年度以降にも時間雨量が60ミリを超える雨が何回か降っておりますが、そのときには19年で19ミリ、瞬間最大……、失礼しました。時間最大雨量が47ミリ程度で災害があったということだったんですけど、それ以降も、20年以降にもそういう雨は降ってて、そのときには災害が起きておりませんので、ある程度そういう効果があるというふうに思っております。

○**8番城森史明議員** わかりました。

次に最後ですけども、現在、もし、災害が起こったときには水中ポンプで排水していると思う

んですけども、その辺の根拠となる、3台でやっているということなんですけど、その辺の能力的な、水中ポンプの能力的な問題はどうか。

○真茅学農政課長 台風などにより大雨が予想される場合に、建設会社に要請して、山下集落内に排水ポンプ3台を設置するようしております。ポンプの排水能力は1台当たり1時間に120立方メートルとなっておりますが、応急的に、少しでも早く排水処理ができるように設置しているものであります。

○8番城森史明議員 126トンということですね、1時間当たり。

○真茅学農政課長 120トンでございます。

○8番城森史明議員 わかりました。

それで、やっぱり、このいろんな中洲川流域はそういう問題があるのでですね。そして、今後、そういう今までは想定をつかない災害が非常に起こっていますので、万全の対応をお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。

○依積田義信議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午後1時9分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○3番豊留榮子議員 皆さん、お疲れさまです。

昨年の東北大震災後、原発の不安も抱え、日本中が沈んだ空気のまま年を越しました。

国会の予算審議も消費税率を2015年までに10%引き上げることを柱にした社会保障・税一体改革案が政府・与党の社会改革本部で正式に決定されました。

本当に気分がめいってしまうようなことばかりですが、小さな町のホットなニュースを見つけました。全国初、義務教育で全額補償へ踏み出すという南アルプス山脈を背に、山梨県の最西端に位置する早川町です。世帯数689、人口1,240人と町としても全国で最も人口の少ない自治体だそうです。2011年11月に町内の小中学校の給食費や教材費、修学旅行費や社会見学などの交通費、宿泊費などを全額無償とする方針が町に提案され、県内外で話題になっているといいます。3月議会で予算案が可決すれば、新年度から実施されるということです。同町内には、小学校2校と中学校1校があり、来年度の児童・生徒数は合わせて58人の予定。給食費などの全額を町が負担した場合、500万円の負担になるということです。

2002年3月に辻現町長のもと、町民アンケートをもとに合併しない町を宣言。さまざまな支援策の中でも、小学校時に全員に入学祝い金が3万円贈られ、医療費は中学校3年生まで窓口で無料。また、頑張る若人応援金制度、これがちょっとユニークで町内の保育所、小学校に在籍した年数に応じて5万円から最大50万円が卒業時に贈られるというので、びっくりです。

市町村合併の嵐から10年近くが経過しましたが、小さな町でも合併せずに、住民福祉を充実させて頑張っている早川町のように、我が市も合併せずに頑張ってきた市として誇れるようなまちづくりをしていきたいものです。

私は住民の福祉と暮らしを守る立場から、日本共産党議員団の一員として、一般質問をしております。

まず、介護保険制度の改定についてですが、この介護保険は、国や自治体が支出する公費と国民が負担する保険料や利用料を財源に、法的な介護制度の確立が目的とされてきました。しかし、自公政権が社会保障費の削減を続け、国庫負担を減らしてきたため、介護サービスの削減や保険料・利用料の負担拡大が続いてきました。この自公政治を変えてほしいという国民の期待を受け

た民主党政権は、国民の期待を裏切っています。今回の介護保険制度の改定は、さらにサービスを削り、国民の負担増でサービスの抑制を行おうとしています。今回の改定を市長はどのように受けとめているのか、まず、お尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 今回の介護保険制度の改正の趣旨は、高齢化が進展していき、ひとり暮らしの高齢者が増加している中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めることにあります。そのために、今回の改正では、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスの創設、介護職員等によるたんの吸引等の実施、高齢者住まいの整備等、認知症対策の推進、財政安定化基金の取り崩しによる介護保険料の上昇の緩和策が盛り込まれているところであり、これらの施策を推進することで、高齢者が安心して暮らせる社会を築こうとするものであり、サービスの抑制を行おうとしているものではないと考えます。

○3番豊留榮子議員 では、具体的にですが、その介護保険制度の改定ですけれども、今、市長が言われましたが、この利用者にとってですね、何がどのように変わるのか教えてください。

○白澤芳輝福祉課長 介護保険制度の改正の趣旨につきましては、先ほど市長が答弁したところでございますけれども、実際の利用者にとりましては、その改正内容が市町村の介護保険事業計画の中でどのように盛り込まれているかによって、サービスを受けられる内容も違ってくるところでございます。

本市の第5期介護保険事業計画では、市長が申しました24時間定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスにつきましては、介護・看護・医療スタッフなどの職員の確保が本地域で、本市で容易でないということから、事業所の数が限られております、そういう枕崎やそういう地方都市の中で事業運営が難しいのではないかと懸念がありますことから、第5期においては、検討期間としているところでございます。それ以外の居宅サービスにつきましては、第1号被保険者数の増加や要介護認定者数の増加を考慮いたしまして、サービス料を推計して、十分なサービスが提供できるように配慮してございます。施設サービスにつきましては、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設について、それぞれ20床の増床を計画いたしました。

以上のようなサービスの充実に伴いまして、保険料が上昇してきますけれども、その上昇を抑制するために、これまで積み立てられた介護給付費準備基金を取り崩し、また、介護保険財政安定化基金の還付金を保険料に反映させました結果、第5期の基準額につきましては、月額3,900円となったところでございます。

高齢者の尊厳を保持し、その有する能力に応じた、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険、医療、福祉サービスを切れ目なく提供することを追及していくことが介護保険制度の基本理念であることから、高齢者が利用しやすい制度となるように、今後も配慮していきたいと考えます。

○3番豊留榮子議員 具体的には、この利用者へのサービスですね、これが切り捨てられるんじゃないかという心配があるんですが、ホームヘルパーの時間の短縮ですよ。これ、家事介護の今までは60分であったのが、45分となって、25%カットされるんじゃないか。利用者の方からは、今でも足りないのに減らされたら困る。また、ヘルパーさんは利用者とのかわりができなくなってしまう。「45分ですから、帰ります」、これでは利用者のための支援ができなくなるとの声が聞こえてくるんですけれども、このような声に市はどのように考えているのか。また、60分を45分に短縮するという根拠は何なのか、これをまず、お尋ねします。

○白澤芳輝福祉課長 御質問お二つありますけれども、2つまとめて答えさせていただきます。

まず、平成23年度、厚生労働省の老人保健健康増進事業での調査によりますと、生活援助のサービス行為ごとの平均サービス提供時間は、どのサービスでも45分を下回っているところで

ございます。今回の介護報酬改定におきましては、生活援助の時間区分について、サービスの提供実態を踏まえる、先ほど申しました、平均サービス時間45分を下回っているということを踏まえまして、限られた人材の効果的活用を図り、より多くの利用者に対してそのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、45分での区分を基本とした見直しが行われたものであると理解しているところでございます。実際のサービス提供に当たっては、利用者とケアマネージャー、御家族が話し合いの上、利用者のニーズに合ったケアプランを作成することが重要であると考えております。現在でも、1時間単位というふうになってますけども、1時間以上が単位となっておりますので、1回ごとで1時間を超えたサービス提供もしているという実情もございまして、今回、45分になったからといって、利用者が1時間の利用を望めば、そういうケアマネージャーとケアプランを作成する中で、そういうサービス利用も可能であるというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 実際には、60分の利用単価も45分も値段は一緒なわけですよね。これ、違うんですか。違ってくるわけですか。どのように違うんですか。

○白澤芳輝福祉課長 現在、60分以上で291単位ですけど、これが45分以上になりまして235単位、20%ほど報酬的には下がるということになっております。

○3番豊留榮子議員 では、ちょっと、細かいことはわからないんですけども、例えば、先ほどこれは今、5期目ではしないということでしたけれども、この24年度から地域支援の事業ですね、これ、新たに介護予防や日常生活支援総合事業と創立して、市町村の判断で要支援1とか2の人を介護の給付から外して、市町村が行うサービスに移していくというふうなことが言われているんですけども、これは、では、本年度は本市はしないということなんですか。

○白澤芳輝福祉課長 先ほどの部分につきましては、生活援助、言えば、介護サービスを受けるときの基準が60分以上というのが45分以上というふうに見直されましたよということで、このホームヘルパーの時間が。それと、次の要支援1・2の方のですね、その方が、言えば、国で考えております介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的にできる制度を創設してくださいということですけども、まだ本市については、そういういろんな、この制度を利用するためには、マンパワーやいろんな社会的資源や、そういういろんなことを考えないといけませんので、平成24年度においては、本市では、まだ検討期間とするということでございます。

○3番豊留榮子議員 わかりました。

ホームヘルパーさんの時間ですけど、60分が45分になるという、短縮されるんですけども、時間内に仕事は終わっている、45分で仕事は終わっていると言いますけれども、このホームヘルパーさんの役割というのは、掃除をして洗濯をして、ただそれだけではないと思うんですね。利用者の方との触れ合い、声かけであるとか、「きょうは具合どんなね」とか、そういうことも含まれての60分ホームヘルパーの活動だと思えるんですけども、そのかわりの部分を削ってしまう。仕事だけきちんとできれば、もうそれでいいんだということなんですか。

○白澤芳輝福祉課長 先ほど申しましたけども、実際、サービス提供をするときには、ケアマネージャーさんと利用者、それから、家族の方が話し合いの上にケアプランをつくりまして、今までは60分以上を1回、1回ですので、1回のサービスとしてやりましたよということで、それが60分以上になっていました。それが今回、1回45分以上ですので、1時間やっても45分以上です。ということで、ケアプランを実際は作成するときに、その利用者がどういうニーズが必要なのかということで話し合いが持たれて、ケアプランは作成されると。で、逆に言えばですね、じゃあ、いろんなサービスがあります。生活援助の中で掃除とか洗濯とか、あるいは一般的な調理、配下膳とか買い物、薬の受け取りとか、そういうサービス、各サービスとも厚生労働省の調査によりますと、一番長い時間で一般的な調理、配下膳で32.2分という時間に、一番長い、平均的なですね、それは人によってホームヘルパーさんによっても違いますでしょう。それは人に

よって違うとは思いますが、やはり、要支援1・2の方というのは、自立に向けたサービス提供をしていかないといけない。やはり、御本人さんとやはり一緒に調理とか、あるいはベットメイクにしろ、掃除にしろ、一緒にやりながら自立に向けた、その利用者にとってですね、向けたケアマネジメントをしないとイケないわけですので、そういう中で実際、45分で済んで、結局、報酬も先ほど20%程度下がるということで、結局、回数をですね、逆に言えば、今まで4回しかできなかったのをば、20%下がりますから、逆に言えば5回訪問できるとか、その時間帯を結局、トータル的に考えた場合にはですね、今回の改正のほうの利用者にとって、利用しやすい制度となって、サービス提供となっていくんじゃないかというふうに考えているところです。

○3番豊留榮子議員 一番気になるのは、利用料のことですけれども、先ほどちょっと、わかりにくかったんですが、その利用料に関しても高くはないということなんですか。

○白澤芳輝福祉課長 現在、60分以上を、1回60分以上の提供、今、2つありまして、30分以上60分未満で1回ケアした場合が229単位で、60分以上で1回を60分以上組んだ場合が291単位というふうになります。ですから、今回はそれが20分以上45分未満で190単位と45分以上で235単位、約20%ほど介護報酬の単位が下がっておりますので、その分、利用者にとって掃除とか洗濯とかですね、そういうので40分で済んで、ただ235単位で済むということになりますので、この235単位、2,350円の1割が御本人さんの負担になりますけれども、そういうことで介護報酬も20%を、この部分については、同じように考えたらですね、下がってますよと。ただし、逆にいってですね、じゃあ、45分前、45分でというところをそこを先ほど申しましたように、1時間じゃなくて45分で済ませて、そしたら20%下がりますから、今度は月のケアプランを作成する場合に、これだけ利用したとして考えた場合は、1回余計に同じ利用料でいけるんじゃないかというふうに考えているところです。

○3番豊留榮子議員 まだちょっと、よく理解できないんですけれども、次に、介護従事者の報酬の引き上げなんですけれども、これはなされるんでしょうか。本当に介護の仕事というのはきつい仕事だと思いますので。

○白澤芳輝福祉課長 介護職員の処遇改善等に関する見直しにつきましては、御存じのとおり、平成21年度の国の補正予算におきまして、介護職員の給料を月額平均1万5,000円引き上げる介護職員処遇改善交付金が創設されました。この交付金につきましては、平成23年度までの時限的な措置であったことから、今回の報酬改定に当たりましては、介護職員の根本的な処遇改善を実現するために、一時的な財政措置によるのではなく、事業者にとって安定的・継続的な事業収入が見込まれる介護報酬において対応することが望ましいという考えのもと、介護職員処遇改善加算が創設されました。加算ですので、各サービスの中にその介護職員の処遇改善の部分が加算されるということになります。

実際、介護職員の処遇を含む労働条件につきましては、本来、事業所と労働者の間、労使間において決定されるべきものでありますので、実際の賃金に幾ら反映される、枕崎市の事業所においてですね、実際、幾ら反映されるかというのは、それぞれの事業所により異なるとは思いますが、本市の大部分の事業所は、職員の処遇改善に反映させたいという意向でありました。

○3番豊留榮子議員 次に、施設にですね、施設に入所できずに自宅や病院で待たれている待機者なんですけど、この方たちは何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○白澤芳輝福祉課長 本年1月16日現在で申し上げますと、特別養護老人ホームの待機者ですけれども、在宅で24名、病院で45名、老人保健施設で27名、介護療養病床で3名、グループホーム10名、老人ホームなどのその他で10名、計119名となっているところでございます。

○3番豊留榮子議員 このような待機者の方への取り組みがどのようになっているのか、お尋ねします。

○白澤芳輝福祉課長 第5期の介護保険事業計画におきまして、これ以上待機者をふやさないという取り組みとしまして、特別養護老人ホーム及び老人保健施設各20床の増床を計画したところでございます。

○3番豊留榮子議員 それにしても、まだまだ待機者が全員というわけにはいかないわけですね。それでは次に、この介護制度を改善するためには、やはり、国の負担をですね、ふやすことではないかと思うんですが、国に要求する考えはないでしょうか。市長、お尋ねいたします。

○神園征市長 介護保険制度につきましては、国民の皆さんが支え合うという考え、共助の仕組みということで、保険料やサービスの利用料の負担をお願いしているわけでありまして。また、高齢者の所得が公的年金が中心であり、低所得高齢者の負担につきましては、いろいろな問題があるとは思いますが、国の負担をふやすということは、国民の税金の負担をふやすということにもつながるということから、負担と給付のあり方については、社会保障改革の議論の中で解決されるべきものであると考えます。

○3番豊留榮子議員 安心・安全をうたい文句に始まったこの介護保険制度ですけれども、このように改定されるごとに保険料の値上げ、さらに、利用者の保険給付外しなど、保険料はしっかりと天引きされますが、利用はままならない介護保険制度となっています。今まで社会に貢献してこられた高齢者の方々が介護が必要になったときに、安心して利用できる介護保険制度となるように、国にきちっと要請し、市の努力も求めていきたいと思っております。

次の質問に移ります。

就学援助制度についてなんですけれども、就学援助制度は義務教育は無償とした憲法第26条などに基づいて、小中学生のいる家庭に学用品、そして、新入学児童・生徒の入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度です。学校教育法では「経済的理由により、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされています。その中で学校給食費は保護者負担の79%支給となっていますが、その理由は何でしょうか。

○日高孝学校教育課長 平成17年の三位一体改革に伴う準要保護者に係る補助が廃止され、それにかわる就学援助費につきましては、国庫負担金から一般財源化され、地方交付税措置されました。平成16年までの国の補助額は2分の1でございまして、給食費では上限として、年度により基準単価が設定されておりました。基準単価を上回る枕崎市では、これまでも保護者負担が生じておりました。一般財源化により、それまでの補助額を下回る交付税措置がなされたため、79%支給で調整を図ったものと認識しております。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 これは、いつから実費ではなくて、79%の支給になったのか。また、支給額が変更したことは、保護者に伝わっていたのでしょうか。

○日高孝学校教育課長 支給額が変更になりましたのは、平成18年度からでございます。保護者への周知につきましては、現在のところは支給額を幾らでということを知知しておりますので、幾ら額が支給されるということについては、保護者は承知していると思っておりますが、その当時79%であるということの周知を図ったかについては、確認をしてございません。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 実施額でない額、79%が支給されているというのは、保護者にはわからないわけですよね。これは、やはり、支給項目ごとの金額をですね、明らかにして、明細を保護者には渡すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○日高孝学校教育課長 現在は、周知をする際にどの程度の支給ということにつきましては、文書等、あるいは学校からの説明等によって周知を図るように伝えているところでございます。79%のパーセンテージ、具体的なパーセンテージについては、確認をしてみますが、現在は具体的な数字については、周知はしていないと思っております。

今後、検討いたしまして、必要であれば、そのようにしていきたいと考えます。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、そのようにしてほしいと思います。

次に、平成16年度までは、市が実施するその費用の半額を国が補助する仕組みになっていました。先ほど言われましたが、17年度から小泉内閣の三位一体改革の強行で、就学援助に対する国の補助金が大幅に削られてしまいました。この国の補助金をもとに戻すよう国に働きかけることもしながら、給食費は実費支給に戻すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○日高孝学校教育課長 現在のところ、準要保護者で給食費の未納等も生じていない状況であることや、近隣市の状況、市の財政の状況から現在の79%支給でよいのではないかと考えておりますが、今後の保護者等の生活の状況、そういったものを学校と綿密に連携をしながら把握をして、検討をしてまいりたいと考えます。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 よろしく願います。

次に、文部科学省が平成22年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を新たに支給項目に加えました。にもかかわらず、本市は支給されていません。これも児童・生徒に、対象のですね、児童・生徒に支給すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○日高孝学校教育課長 文部科学省からの通知は、要保護児童生徒の保護者に対して出されたものでございます。また、現在のところ、各小中学校では、準要保護家庭においてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を含む学校納金について、著しく困窮している家庭は見られないとのことでございます。そのような状況から、今のところ、準要保護児童生徒の保護者に対する支給項目に加えることは考えていないところでございます。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 これは、もう全国的には支給されているところが多くなってきています。また、小学生の子を持つお母さんですが、子供のクラブ活動にお金がかかる。子供が部活をやめようかなと言ったときには、かわいそうに思ったが、内心ほっとしたと言います。こんな話を聞くと、先ほどの早川町のように義務教育費は全額補償になったらいいなと思うことでした。

また、17年度から就学援助の認定に民生委員からの助言を求める必要がなくなっています。これは、就学援助法施行令が「民生委員の助言を求めることができる」という文言が削除されたためであります。本市においても、だれもが申請しやすいように、民生委員の助言は外すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○日高孝学校教育課長 就学援助法施行令の文言の削除についてでございますけれども、準要保護児童生徒の就学支援に係る事業を、先ほど申し上げましたが、国庫補助事業から廃止したために生じたものであるととらえております。

本市といたしましては、準要保護者を認定するに当たり、できるだけ漏れのないように、公正・公平に認定作業を進める観点から、必要に応じて民生委員の意見を求めることとしていただいております。

また、平成23年8月の文部科学省の通知によりますと、就学援助の実施については、必要に応じて福祉事務所の長や民生委員と連携の上、援助の実施漏れがないようにすることとされております。さらに、就学援助の対象となる者の認定に当たっては、その者の経済的状況を適切に把握して行うこと。認定をすべて学校に任せてしまうことや、保護者の申請の有無のみによって認定することのないようにすることとされているところでございます。以上でございます。

○3番豊留榮子議員 なぜ、民生委員のその助言を外してほしいかといいますと、これ、全国的なことなんですが、この外された理由も認定に介入して、数多くの人権侵害が起こっていると。で、助言を取り外したわけですね。本来は子供の生活状態ですとか、家庭環境など、担任の先生が一番よくわかっているものでした。近ごろでは授業以外で生徒と先生が触れ合う機会が少なくなり、子供の生活環境まで把握しきれないと言われております。授業以外に、先生方のやるべき

仕事が多すぎるということもあるのではないのでしょうか。この介護保険制度もそうですが、四角四面の中で仕事を終わらせ、「はい、きょうはここまでです。さようなら」では、少し寂しすぎませんか。

本来、介護も教育もそうだと思いますが、心が通ってこそ、仕事に対する誇りや満足も覚えるものだと思います。申請者の生活実態を民生委員に意見を聞くのではなく、学校長に聞くなどして、多くの自治体が民生委員の助言を外しているように、本市においても本年度から外すべきです。もう一度、御検討をよろしく願いしておきます。

次に、防災についてお尋ねをいたします。

東日本大震災からはや1年がたとうとしています。甚大な被害をもたらし、いまだ回復のめどさえ立たない企業主さん、働く場がない人、失業保険も切れるなど被災者は想像を絶する過酷な状況に置かれている現状です。

海岸に面している本市は、台風もさることながら、地震、津波に対する防災意識を高めたところですが。昨年は津波を想定した防災訓練が立神地区で実施されましたが、枕崎校区においても必要だと考えますが、その後の防災訓練をどのように計画されているのか、お尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 市の防災訓練につきましては、年度ごとに開催校区を変えて実施しております。昨年度は立神校区におきまして、津波対策の訓練を行いました。枕崎校区におきましても、津波に対する避難訓練の実施が必要であると考えております。

平成24年度は枕崎校区において津波対策訓練を行う方向で、今後、具体的な内容について検討して準備していきたいというふうに思っております。

○3番豊留榮子議員 この避難場所の早期決定と住民への周知徹底ですね、これを早くに図るべきだと思うんですが、どのように考えているのでしょうか。

○永留秀一総務課長 午前中の質問にもお答えいたしました。津波の一次避難場所、それから、台風、大雨に対しての避難場所、これについて、現在、追加の見直しの検討作業を行っております。24年度の早い時期に策定をしたいと思っております。それを受けて、24年度の予算でもお願いをしておりますが、防災マップに避難場所も記載した上で、市民に対して周知をしていきたいというふうに思っております。

○3番豊留榮子議員 防災の基本は、まず、自分の身は自分で守るということだと思いますが、地震発生から津波が押し寄せるまで20分ほどだと言われております。高台に避難する訓練、手順を体に覚え込ませることが必要かと思っております。そのすぐれた教訓が岩手県の釜石市の子供たちの行動です。テレビでも幾度となく放映されていましたが、釜石市の子供たちの防災意識の見事さ、素早く危険を察知して、大人たちにも声をかけながら地域の人たちと連携し、避難場所を転々としながらも、犠牲者を出さずに難を逃れたという、まさに自分の命は自分で守るという日ごろからの教えと避難訓練が役立ったということなんです。

しかし、自力で避難できない方もおられます。高齢者や体の御不自由な方々は、歩いて高台まで避難するのは困難なことです。その際の、高齢者や体の御不自由な方々への誘導ですとか、声かけの手順はどのようにされているのか、お聞かせください。

○永留秀一総務課長 災害などのときの避難弱者についての避難計画については、市内にそれぞれの地域で取り組んでいるわけですが、特に、訓練を行う地域ごとに重点的に取り組もうと考えておきまして、24年度におきましては、枕崎校区において各公民館を通じて名簿を作成していただいて、要介護者でなくてもですね、歩いて遠くまで行けないという、そういうお年寄りなどにつきましては、だれが車で避難をさせるという、そういったことまで公民館のほうと相談をして決めていくような準備をして、津波訓練に当たりたいというふうに思っております。

○3番豊留榮子議員 先ほどの釜石市の子供たちの防災対策なんですけれども、これ、日ごろから防災訓練を学校でもされていたということなんですか。ですから、体にしみついているだけ訓

練されてたんじゃないかと思うんですね。ですから、そういう手順でありますとか、避難誘導、そして、どこの場所に逃げるのかとか、その段取りなんかは1回ぐらいの避難訓練ではとても覚えられないことではないと思うんですね。それは、公民館に任せるのではなくて、やっぱり、市のほうからも公民館と一緒にあって、年に何回か、その地区でやるぐらいの計画が必要かと思うんですけれども、そういう点はどうなんでしょうか。

○永留秀一総務課長 市の全体的な防災訓練は、年1回ということでやっているわけですが、市内に今、54の自主防災組織が組織されております。それらにお願いをしているのは、地域の公民館行事の中でも年1回は防災訓練をお願いできないかと。訓練を計画に入れたときには、消防署なり、市の防災のほうでも協力に行くというようなことをお願いをしておりますので、そういった地域ごとに訓練ができないか、今後も地域と一緒にあって取り組んでいきたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 次に、本市の備蓄対策についてですけれども、これ9月議会でお聞きしたときには、店舗と契約しているので、備蓄は必要ないということでした。それで本当に大丈夫なんでしょうか。鹿児島市は、大規模災害時に避難所での供給体制が整うまでの食糧や生活必需品を備蓄する予算を1,512万円組んでいます。本市もある程度の備蓄は、必要ではないでしょうか。

○永留秀一総務課長 災害時の食糧や生活必需品の備蓄対策ですが、本市は昨年11月にコメリさんと災害時の物資協定に関する協定を結びまして、それから、ニシムタさんとも協定を締結をする日取りをお互いに調整する段取りになっております。

協定の締結で、本市の店舗が災害時に被害に遭っても、市外の店舗から食糧及び生活必需品の供給を行えることとなりますので、現在は、備蓄は行ってないところであります。災害救助法が適用されるような災害の場合には、鹿児島県、あるいは日本赤十字に要請を行って、支援物資の調達が行える体制になっておりますが、食糧の備蓄については、乾パンとか飲料水とかそういった最低限の食糧の備蓄については、今後、検討をしていきたいというふうに思っております。

○3番豊留榮子議員 よろしく願いしておきます。

次に、津波対策で標高表示板ですね、これが枕崎ライオンズクラブの寄贈を含めて73カ所に設置されました。さらに、緊急の場合に役立つものにするためには、避難誘導の案内表示が必要かと考えます。避難場所を明記するとか、どの方向に避難するなどの明記をしておき、いざというときに住民が迷わず、行動できるようにしておくべきではないでしょうか。

○永留秀一総務課長 津波対策の標高表示板につきましては、ライオンズクラブの御好意によりまして、当初予定しておりました73カ所からまたふえまして、84カ所に現在、設置をしているところであります。避難誘導の案内表示につきましては、今、海岸沿いの地域ごとに津波避難場所の指定を検討中でありまして、その避難場所が決定してから、現在設置してある84カ所の標高表示板に、ここの地域はどこの避難場所に逃げてくださいというようなものがわかるように、大きなシールを張っていきたいというふうに考えております。

また、津波などの避難場所につきましては、平成24年度の予算で避難場所表示板を設置することをお願いもしております。

○3番豊留榮子議員 よろしく願いしておきます。

最後ですが、もう一つ、緊急の場合の連絡メールですね。この設置についてですけれども、検討するということでしたが、どのようになりましたでしょうか。

○永留秀一総務課長 携帯への緊急連絡メールにつきましては、12月議会でも御答弁をいたしました。本市については、ことしの1月1日からNTTドコモの携帯電話への配信を開始しているところです。また、ソフトバンクとauにつきましては、3月1日から配信されるようになりました。配信の内容につきましては、津波警報や土砂災害警報、それから、避難勧告などの情報を市から発信し、市内のエリア内にいる方の携帯電話に自動で配信をするというものでありま

す。配信について申し込みは必要なく、携帯電話を設定することなしで受信がされますが、一部機種では設定が必要な場合があります。1月号の広報まくらざきでお知らせをしておりますが、再度、3月号の広報まくらざきでもお知らせをする予定ですので、ごらんいただきたいと思えます。

○3番豊留榮子議員 はい、よくわかりました。

次に、公用車にナビを取りつけてほしいという要望なんです。これは初めての場所ですとか、どんなに山の中でも道に迷わず、安心して調査に行けるようにナビゲーションの設置が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○永留秀一総務課長 公用車にナビを設置してあれば道に迷わない、安心だと思えますので、取り外してどの公用車にもつけられるようなものが購入できないか、今後、検討したいと思えます。

○3番豊留榮子議員 まだ、検討段階なんですか。もう具体的にどれにしようかということまでいっているんでしょうか。幾らぐらいとか。

○永留秀一総務課長 新年度予算にはお願いをしておりますので、今後、24年度中に機種とか価格まで含めて検討するというにしたいと思えます。

○3番豊留榮子議員 はい、よろしく願いしておきます。

次に、交通安全についてお尋ねいたします。

1点目は、火葬場からですね、若葉町に向かう坂道を登り切った交差点です。左右の確認がしにくいので、カーブミラーを設置してほしいという要望がきました。また、確認の妨げにもなるので、花壇の植え込みも低くしてほしいというものです。いかがでしょうか。

○俵積田清文建設課長 交差点の安全確認は、肉眼による目視での確認方法が最善であると考えております。御指摘の交差点は、現地確認したところ、交差点の停止線で停止し、その後、徐行して目視で安全確認を行えば、左右とも確認できる状況にあると思えます。が、御指摘の花壇、植え込みが障害になる場合は、適切に剪定の管理を行ってまいりたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 わかりました。よろしく願いしておきます。

次に、県道の白沢打木谷線です。

中原集落付近の速度制限についてなんです。通学路でもあることから必要と考えます。これは警察の見識だけではなくて、住民の安全を守るために、市としてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 12月議会でも申し上げましたが、御指摘の道路についての警察の考えは、歩道が車道より一段高く整備されているので、速度制限については必要はないという考えであります。

別府地区にはスクールゾーン委員会というのがありまして、保育園、小中学校のPTA、それから警察や市役所も出席をして通学路の点検について協議しておりますが、御指摘の道路についても速度制限の要望は出ていないところであります。毎年スクールゾーン委員会は開催されますので、次のスクールゾーン委員会で意見を聞いてみて、要望があれば警察署とも再度協議したいというふうに思っております。

○3番豊留榮子議員 このスクールゾーン委員会というのは、年に1回なんですか。この道路はですね、中原交差点から広域道路の交差点まで約900メートルあります。その間、民家が500メートル続いて、両側に畑が400メートル続きます。これ、段のある歩道はあっても、通学路であります。また、その先の別府小学校を過ぎて、俵積田の集落が終わると、国道までの1.7キロは畑が続いていますが、ここは40キロの速度制限が続いているんです。この中原交差点からこの広域農道、ここまでの間だけがこの線で速度制限がないんですね。条件は一緒だと思うんですけども、子供の安全を守るために市がどのように考えているかということをお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 別府地区のスクールゾーン委員会は、1学期と3学期に開催をされますので、1学期のスクールゾーン委員会に総務課のほうも出席をしますので、意見を聞いて、要望があれば警察署とも協議していきたいというふうに思っております。

○3番豊留榮子議員 この道路の構造上ですね、何も変わらないのに、ここの区間だけ速度制限がないというのは、なぜだと思いますか。

○永留秀一総務課長 警察にもお伺いしましたが、スクールゾーンの速度規制については、学校を中心として、その学校から外に出ていく、信号機、あるいは大きな道路、そこまでを40キロ規制をするというのが通常だというような見解でありまして、南のほうは白沢の交差点まで40キロなんです、北のほうは広域農道までということではしているのではないかと思います。

○3番豊留榮子議員 だからそこがよくわからないんですね。その広域農道の先は県道があるわけです、大きな交差点は。なぜ、そこまでしないのかというのが、どうも納得できないんですけれども。

○永留秀一総務課長 警察署の考え方は、速度規制については、できるだけ規制はかけない方向であるという説明でありました。私も、広域農道から県道の知覧枕崎線までが何で規制がないのか、はっきりわかりませんが、さっき申し上げました40キロのスクールゾーン規制は、小学校から次の大きな交差点までということの設定をしてあるのではないかと思います。

○3番豊留榮子議員 ですから、警察のあれはわかるんですが、市としてやっぱし、子供の安全を守るという立場から警察にも強く申し入れをしてほしいと思います。

次に、港の岸壁の……、失礼、もう1点、県道枕崎知覧線、中原の交差点から駒水までの歩道の工事が中断しています。再開がいつになるのか。また、安全面からも歩道は同じ側につけ、中原の交差点で横断すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○依積田清文建設課長 この区間につきまして、23年度は道路の拡幅するところに国営の畑かんのパイプラインがございました。その関係で移設について、国との協議、それから変更設計等に期間を要したことによりまして、工事の執行ができませんでしたが、平成24年度には工事を再開するというようになっております。

歩道につきましては、交通安全対策事業で新設された歩道が下山集落付近では北側に、中原集落付近では南側に設置されていますが、横断箇所については、南方園に下る交差点付近で横断歩道を設置する計画となっております。

○3番豊留榮子議員 わかりました。

次に、港の岸壁の補修についてです。

これはお魚センターから東側の岸壁は、堤防部分と駐車場のアスファルト部分の境が陥没しています。部分的にコンクリートで補修していますが、アスファルトに穴が開いて、雨水が流れ込んでいる状態です。これは、陥没したところは応急補修をすべきではないでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 お魚センター東側の岸壁付近の陥没につきましては、職員が定期的に見回りを行いながら、随時、必要に応じてアスファルトやコンクリート、土砂混合砕石等で応急処置を行い、安全対策に努めているところですけれども、アスファルト舗装の土砂が波による浸食で流出するため、陥没がとまらない状況でございます。

このために、県が平成24年度から水産基盤機能保全事業という事業で、水深4.5メートル岸壁等の改良工事を行うことになっております。この改良工事につきましては、より危険性の高い区域から行われますことから、御指摘の部分につきましても、今後、年次的に改良工事を行う計画になっているところでございます。以上です。

○3番豊留榮子議員 これは、海岸一帯の調査を行う必要があるかなと思うんですが、抜本的な対策をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 御指摘の区域につきましては、平成21年度から平成22年度にかけま

して実施された調査の対象区域になっておりまして、空洞調査等の調査はもう終了しているところでございます。平成23年度で内港岸壁等の改良に必要な測量と設計も終了いたしますので、平成24年度から県が水産基盤機能保全事業で水深4.5メートル岸壁等の改良工事に着手する予定でございます。ただ、先ほども申しましたとおり、危険性の高いところからということでございまして、御指摘の岸壁の南側の燃油タンク前のエプロンが割れて半分に陥没しておりますので、そちらを優先して整備して、その後、お魚センター東側の岸壁も随時改良工事を行う予定となっておりますところでございます。以上です。

○3番豊留榮子議員 わかりました。よろしく願いしておきます。

次に、乗り合いバス・タクシーについてですけれども、その後の話し合いがどのように進んでいるのか、お尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 コミュニティ交通の検討につきましては、先般、第1回目のコミュニティ交通市民会議を開催させていただきました。この委員の内容といたしましては、利用者側として各校区の公民館長さん5人、それと各校区の老人クラブ会長さん4人、それと市の身体障害者協会の会長さん及び市内商工業者の意見を反映するために、商工会議所からお一人、合計11人の皆さんに委員についていただいております。また、交通事業者側からは、市内のタクシー事業者お二人、それと、鹿児島交通株式会社からお二人を委員についていただいております、合計15人の委員で構成をされているところでございます。

○3番豊留榮子議員 第1回の話し合いが始まったということですので、なるべく短い期間にまとめていただくように、よろしく願いしておきます。

これで、私の質問を終わります。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時18分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○5番清水和弘議員 皆さん、こんにちは。皆さんが眠気を覚ますような発言をしたいと思いません。

それでは、3月になり、気候も少しずつ暖かくなり、草木も新芽を吹き、また、我々人間社会にあっては、新人、新社会人初め、新入学生も心新たな出会いに向け、気も引き締まる状況にあると考えてます。しかし、最近は、三寒四温で大気温度は安定せず、健康状態には注意が必要かと考えています。

我が国内では、相変わらず自公政権と民主党の足の引っ張り合いが続いているようであります。我が枕崎市は、このような足の引っ張り合いのないように願っているところであります。

さて、平成21年、22年度、この神園征後援会で記載されていることなどを踏まえ、市長の行財政改革に取り組む姿勢をこれまでの結果を踏まえて質問していくので、よろしく願いいたします。

1月24日に行われた2回目の行財政改革調査特別委員会には、執行部の方はだれも出席していただけていませんでした。忙しかったそうです。

そこで、ことしの本市財政収入を予測すると、市税収のうち、市民税の22年度は前年比3,300万円減少。また、本年度も景気低迷により減収が予測されます。また、国の経済成長の鈍化により、地価評価価格の低下による固定資産税の減少なども考えられます。そして、東北地方復興・復旧のため、この方面への交付税措置が優先されるため、ほかの地方への交付税の削減など、収入の増加は見込めない状況だと考えております。

本市においては、職員退職手当見込額の多いことなどにより、本年度も将来負担比率、経常収支比率、実質公債費比率、積立金残高は県下で最下位が予測され、3年連続の最下位が予想されます。

神園市長は市長選立候補の際、行財政改革を掲げており、最初、市長になられたときの行財政改革の結果を見て、私も非常に応援したところでありました。ところが、今回、このようなこと、市長は書いておりますけど、2回目の市長の行動は、我々市民が納得できないところが多々あります。といいますのも、私が市議会議員となり、行財政改革を推進しようとしたら、我々新人の行動を阻止するような行動が見受けられます。

例えば、昨年12月に1カ月以上前から要請していた行財政改革調査特別委員会への2回の欠席であります。この行動には、傍聴席におられた多くの市民から「議会軽視じゃないか」と、「許されることではないぞ」とおしかりを受けました。

そこで、神園市長は、平成22年度瀬戸口市長時代、2割カットの支給だった市長給料を神園市長就任後、1割カットにしたとのことですが、事実だとすれば、たとえ議会で承認されたといえども、このような行動は本市職員の士気の低下を招き、行財政をおくらせている最大のファクターだと多くの市民が言っております。国内では、多くの市長が給与削減などを訴えている中で、神園市長が御自分の給料を1割カットにした理由をお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 私が行財政改革を実現しようとしたら、その行動を阻止するような行動が見受けられるということですが、何のことを言っているのかわかりません。私はそのような行動はとっておりません。特別委員会に出席しなかったと言われますが、私は出席の要請は受けておりませんし、このことについては、誤解があるんじゃないかと思っておりますので、その間の事情に詳しい副市長に後で答弁させたいと思います。

それから、私が行財政改革に取り組む姿勢ということですが、これにつきましては、午前中、城森議員の質問にもお答えしましたが、過去のことはもういいと、これからだということで、それはそうです。ですが、過去の私のとった行動、考え方、それは、今後に引き続いていくものだと思いますから、もう1回、説明をさせていただきますが、枕崎市の財政状況が今よりもっと厳しいときでありました。ですから、私は、財政危機宣言というものを合計4回にわたって広報まぐらざきで市民の皆さんにも御理解をお願いしたところです。そして、すぐに秘書行革担当参事を置きまして、行財政改革に専ら当たらせました。秘書行革課も組織して、やがては、その課長が先頭になっていろいろとやってみりましたし、職員の意識改革については、これは12月にも申しましたが、「すまあと」という行革の便りというものを発行しまして、職員へもそういった意識改革を呼びかけました。

私が最初に取り組んだのは、就任して何日もたたないうちに、第三セクターである南薩エアポートが差し押さえをするという通知を受けまして、まず、そのことに取り組んで、空港問題も南薩エアポートの問題も解決に当たりましたし、空港に関する収支もいろいろと工夫しまして、平成16年には初めて黒字にしたわけでありました。

もっと説明したいことがいっぱいあるんですが、私がどういうことに取り組んで、どういう考えでいるかというのは、1回ぜひ、こういった場でなくて結構ですので、説明もさせていただきますと思います。

そこで、給料の問題ですけれども、私は市長に就任して、今回就任して、そのときに1割カットということで皆さんに議決をいただいていたんですが、そのときにある議員から、なぜ1割カットかといった質問を受けたことがあります。私は、給料とかそういったものは、職務と、仕事の内容ですね、それから職責、仕事上の責任、そういったものに応じたものを原則とすべきであると思います。

前市長が2割カットしていたということについては、前市長の考えがありましようし、私は今、申し上げたような理由でですね、1割カットにしています。そして、私の取り組む姿勢というのはですね、この給料だけではなくて、例えば、私が第1期目に就任したときに、その前の市長の時代は交際費というのが多い年には340万、年に340万ありました。私は就任して、その1年目にこれを43万円で1年間を済ませました。これは両方とも実績であります。それからまた、市長のタクシー代、こういったものを私の前は多い年には約72万円ありました。私は年間3,160円で済ませました。交際費の減とか、タクシー代の減とか、それで約400万円はオーバーして生まれているわけでありまして。

それから、市債、債務ですね、これも就任して、就任したのは14年1月ですけれども、16年度には35年ぶりにこの市債の減をいたしました。そこから減り始めたわけでありまして。その他、具体的な事例はいっぱいありますが、それについては、先ほど申し上げたように、ここで私だけ、こうしてしゃべってもですね、「時間がない」と言う者あり」と言うでしょ、だから、ゆっくりと話しますから、時間をつくってください。

○地頭所恵副市長 行財政改革調査特別委員会への執行部の出席について、誤解があるようですので、御説明をいたします。

第1回目の行財政改革調査特別委員会は、12月の22日に開催されておりますが、1回目の委員会の議題は、正・副委員長の選出と委員会の調査の進め方であったと聞いておまして、執行部の出席については、予定されていなかったのではないかと考えております。2回目の委員会は、1月の24日に開催されておりますが、開催前の1月19日に委員長と副委員長、執行部の側は私と総務課長のほうで、今後の行財政改革調査特別委員会への執行部の出席について協議をさせていただいております。その中で、1回目の委員会での「当初予算の編成作業等で極めて多忙な時期であるが、執行部と打ち合わせをして、1月の委員会が開催可能かどうか検討したらどうか」という意見や「執行部が出席できなくても委員会の審議の方向性を早く決めるべきであるので、執行部が出る出ないにかかわらず、1月中に次回の委員会を開催したらどうか」という意見があったということをごさしまして、1月24日の執行部の出席が可能かどうか、その協議の中で打診を受けておりますが、当初予算の編成作業、それから、3月議会提案の議案の作成作業等で職員も遅くまで残業が続いている状況をごさしまして、委員会に出席するための準備資料をも作成できない事情等を御説明をさせていただきまして、1月24日の委員会については、執行部は出席しないことを委員会の委員長、副委員長に御配慮をいただいたところをごさしますので、その辺の経緯を御理解をいただきたいと思っております。

○5番清水和弘議員 今、市長より自分の給料は職務の内容に応じた給料を受け取るべきだと今、申しました。それならですね、今、総理大臣、あの人今回、3割カットしてます。じゃあ、総理大臣の仕事は神園市長の職務より軽いんですか、どうですか。

○神園征市長 総理大臣になったことがありませんので、わかりません。

○5番清水和弘議員 そしたら、大阪府の橋下市長もカットしてますよ。それから、いろんなところの市長が削減しています。この人たちは、そしたら、神園市長より仕事は軽いんですか。

○神園征市長 ですから、なったことがないので、わかりません。

○5番清水和弘議員 そのような態度が行財政改革を進めようとする真剣さが足りないというんです。

それでは、次の話に移ります。

行財政改革を実施するには、痛みを伴います。痛みを恐れているのは、スピードある改革などはできっこありません。市長は痛みを恐れとるんじゃないですか。痛みを伴う改革を実施するには、中国の言葉に「隗より始めよ」との言葉があります。まず、みずからですね、みずからすることによって、他人へお願いすることはできると考えるんです。神園市長の場合は、自分は上げて職

員は削減せよと、そういうことじゃないですか。我々、行財政改革を推進・提案する議員は、みずからもいろいろな削減案を提案し、実施しようと考え、準備し、一昨日も我々議員の報酬を2%もとに戻そうという話がありましたが、これはもう、今の経済状況でそのようなことをする状況ではないと判断し、議員報酬も2%カットのまま、また来年度もいくように決議しました。

市長と行財政改革を推進する議員メンバーとの違いは、改革するためのスピード感の違いだけなんです。神園市長が行財政改革を本気で実施する考えなら、まず、みずからの給料2割カット、期末手当3割カット、退職手当、これ現在、4年間で1,400万以上なっていると思いますが、この退職手当を5割カットの宣言をし、そうしていただければ、市職員や市民からも大きな喝采があって、賛同されると思うんです。枕崎市の行財政改革は、これまでよりもスピードをもって実現できると、私は判断します。

市長におかれましては、第2次行財政集中改革プランもさることながら、今後、どのような姿勢で行財政改革に取り組もうとしているのかお伺いいたします。

○神園征市長 私の行革、財政改革に取り組む姿勢を第三者が見た、そのどういう感想を持ったかということで、午前中に紹介した話をもう一回言います。南日本新聞の記者が異動されるときに、記者の目に「行財政改革の先頭に立った市長だった」と書いていただいたことがあります。その取り組む姿勢は変わっておりません。

それから、給料を今、具体的に何割、何割という話が出ましたが、それは、清水議員の考え方として聞いておきます。

私が平成16年から上げたんじゃないなくて、今、条例の給与よりも、本来の給与よりも10%カットしております。これを10%カットしたときのいきさつというのはですね、非常に財政が厳しくて、先ほど言ったように、今よりもっともっと厳しいときでしたから、職員団体にもカットの申し出をしたわけですね。で、なかなかこれがまとまりませんで、私が東京出張中に電話が入りました。こういう話を言っているのかどうかわからんけれども、職員団体の給与カットについては、市長が10%カットしたらそれをのむと、職員団体もこちらの提示したものをのむという電話でありました。私はすぐ、その電話口で10%削減をいいよと返事をいたしました。そうやって始まったわけでありまして。現在の給料が高いか低いかは人によっていろいろとありまじょうし、また、実はあるときに給料表を、伝票を落としていたとみえて、それを拾った人が何人かで見て、こう言われました。「市長はあっこしかもらわんとな」と。だから、人によっていろいろ見方があるわけでありまして。

○5番清水和弘議員 今の市長の発言を今、傍聴に来ている人たちはどう思うでしょうかね。これはほんと、空いた口がふさがらない。

[傍聴席で拍手する者あり]

○5番清水和弘議員 それからですね……。

○俵積田義信議長 静かに願います。

○5番清水和弘議員 1月31日、1時30分より開かれた行財政改革調査特別委員会において、副市長の答弁の中に「将来負担比率は他の団体と比べて一番高いから悪いという話ではなくて」との発言がありました。将来負担比率が悪くなると、私は行政サービスなどの悪化が予測され、また、企業立地を考えている会社でも、財政4指標が県内で19市中最悪の枕崎には、企業立地も断念する会社がふえると考えます。一番大事なことは、副市長の言葉で枕崎市行政や市民への信用が失墜することです。数値だけで判断するなという意見もありますが、人がよしあしを判断するのは、多くの方は数値で判断すると考えます。副市長は、市民への行政サービスの低下やほかの市町村からの信用が失墜することを、簡単に容認するような発言でありました。悪い言い方をすれば、「副市長は市民への行政サービス低下や信用が失墜しても、自分には何ら関係ないと考えているんじゃないか」と市民からの声があります。

私は議員として、市民への行政サービス向上と今後、枕崎市が他市から信用され、市民の安心・安全、そして、若い人たちが住みやすく、魅力ある町の環境づくりのため、副市長の発言は容認できないので、この言葉の撤回と、それから、今後、行財政改革に対する心構えをお聞きいたします。

○地頭所恵副市長 1月31日の行財政改革調査特別委員会での私の発言につきましては、委員会の会議録を確認いただけるとわかっていただけると思いますが、「将来負担比率がほかの団体と比べて一番数値が高い状況にあるということについては、それぞれの財政の状況が違うし、もともとその数値が高くなったさまざまな要因があるので、単純に比較することがなかなか難しい。だから、他の団体と比べて下から3番目になったからいいのか、一番高いから悪いのかという話ではなくて、この数字を適正に管理しながら事業を進めて、選択しながら進めていかなければならないということだろうと考えている」と申し上げております。「他の団体と比べて一番高いから悪いという話ではなくて」と私の発言の一部を切り取って御質問をされておりますが、私の発言の趣旨としましては、「将来負担比率の数値を単純に比較することは難しい。この数字を適正に管理しながら、事業を進めていかなければならない」ということを言っているのでありまして、一番高くてもよいというようなことを申し上げているわけではないことを御理解いただきたいと思えます。

○5番清水和弘議員 今、傍聴に来ていらっしゃる方も、この数値だけを重んじるんですよ。中身はわかりませんよ、これ、一般の市民は。そのようなことも考慮しながら、発言してほしいものです。

それからですね、次の質問に移ります。

昨年12月議会でも、行財政改革委員会からの提言について質問したんですが、回答を得ていないので、再度、質問します。

提言1、普通の生活ができる範囲内で職員給与を見直してほしいとあります。職員は職員給料を平成16年度から5%削減しているようですが、市条例には、係長級以上は年4号上がり、また、係長級以下にあつては、年3号上がるとあります。この年4号というのは、大体、定期昇給で6,000円以上になると考えます。この号数を下げない場合、翌年度の給料は号数の上がったところの給料になるわけで、退職手当などには何ら反映されないと考えられます。

そのために、本市の退職手当見込額は減少されず、この部分による将来負担比率は軽減されない。そしてまた、枕崎市は今後、10年間ぐらい退職者数が毎年10人以上続くようになっています。この状態では、ますます将来負担比率は改善されない状況であります。本市の職員数は、平成22年4月の資料によると285人です。これを民間企業に当てはめると、中小企業であると考えます。社内従業員300人程度は中小企業であるからです。枕崎市を300人規模の民間企業と考えた場合、定期昇給が6,000円以上、上がる国内企業はありますでしょうか。私は、ないと思えます。

また、本市の市長や我々議員は4年間の期限で雇われている議員と市長で、この期間の成績次第では、次の4年間は雇われないんですよ。よく考えてください、市の職員の方。市職員は成績がどうであれ、終身雇用の身分だから、財政の削減などに真剣に取り組む姿勢が弱いと考えているんです。といいますのも、昨年12月、ある課長より「本市の借金が多いのがなぜ悪いのか」と、12月末でした、私に連絡がありました。どういうことですか、これ、市長。我々議員は枕崎市株式会社に雇われた身であります。出資してくれた株主、これは市民の方ですが、この市民に配当を支給するのが一般企業では当然の事柄です。少なくとも、不用な借金をふやすことは許されません。市民である株主の生活を最優先すべきなのです。民間企業の場合、年度ごとの経営状況により、給料、期末手当、退職金などは決定するようになっております。

また、平成22年2月に地方公務員の給料表等に関する専門家会合のとりまとめ、これは早稲

田大学、ここにありますが、早稲田大学の稲継裕昭先生によるとりまとめです。これによりますと、従来の国家公務員準拠の考え方について、再考すべき時期にきていると。給与水準については、地方分権を踏まえ、地域の労働市場における人材確保の観点や、住民などの納得を得られる給与水準が要請され、地域の民間給与をより重視し、均衡の原則を適用するべきと述べられております。

本市財政状況を考慮し、民間格差を少なくするためにも、今後、給与の削減の場合、給与表の号数削減をする考えはないのか、当局にお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 本市の職員給与の独自削減につきましては、平成16年の10月から行っておりまして、24年度も継続をして行う予定でありまして、16年度から9年連続して独自で給与の削減を行っているという状況であります。

平成16年から19年度までは、給料の一律5%を行っておりました。平成20年度からは級ごとに2%から7%の給料のカットを行っております。期末手当の減額につきましては、平成16年度から平成20年度までは給料のカット率に応じた減額を行っておりますが、平成21年度からは期末手当の減額は行っていないところであります。

本市の給料の減額の方法につきましては、条例の本則で支払うべき給料表の額に条例の附則でカット率を定めて減額をするという方法をとっております。給料の号数を調整するというような方法はとってはおりません。また、退職手当にも反映はしていないところであります。給料の号数の調整を行う考えはないかという質問ですが、給料の附則で率を決めて減額する方法をとっていかうというふうに考えております。

○5番清水和弘議員 今、総務課長のそしたら、考えについて聞きますけど、号数を調整しない場合は、将来負担比率には何ら関係ないんですか。

○永留秀一総務課長 給料の減額と将来負担比率との関係のことでしょうか。

○5番清水和弘議員 今、私が考えているのは、市が一生懸命、平成16年から5%削減してきていると。しかし、それが退職金の将来負担見込額とか、そういうのに反映されているのかということなんです。

○本田親行財政課長 将来負担比率におけます退職負担見込額につきましては、3月31日現在に職員全員が退職した場合には幾らが想定されるかというものでございますので、まず、その1人当たりの勤務年数に、国家公務員に準じて計算されますので、まずは職員数を減らすことが将来負担比率の改善につながるものと考えております。

○5番清水和弘議員 今、どうも納得できないんですよ。この退職金というのは、結局、月額給料によって決まるんでしょ。決まらないんですか、これは。毎年その号数で上がっていくということは、定期昇給でずっと退職年月まで上がるということじゃないですか。そしたら、今、行政がやっている5%カットというのは、今、先ほどもありましたボーナスっていうのかな、そういうのには反映されてないような発言でしたよ。これは、給料が、その定期昇給が上がっていくとなれば、やがての退職金に反映されとるんじゃないですか。関係ないですか。

○本田親行財政課長 先ほども申しましたけれども、実際、職員に払う退職金で退職等見込額を算定するのではなくて、その3月31日現在、その年度の3月31日現在に職員が全員退職した場合には、幾ら退職手当が必要かという計算を勤務年数に応じて、国家公務員と同じ算定で行った場合に、全員が3月31日にやめた場合に幾らほどかかるかというのが、退職等負担見込額でございます。

○5番清水和弘議員 私はですね、職員を退職させることはできないから、職員を首にすることはできませんよ、これ。そしたら、どこで調整するかといたら、給料のアップ額で調整することは当たり前ですが。違いますか、それは。なぜ、人員数にこだわるんですか。人員数にこだわったら、こんなのできません。首にできるんですか。

○地頭所恵副市長 財政課長の答弁は、人員数にこだわるということではございませんで、議員の御質問が将来負担比率にどういう影響があるかという御質問でしたから、将来負担比率の計算上は、その職員の勤務年数によって国家公務員に準じて退職手当を支払ったときに、どれだけかかるかという計算をすることになりますということをお願い申し上げます。

その号給を、定期昇給といいますか、号給が上がることを抑制するとか、どうかという話は将来負担比率には直接影響するものではないということでございます。あくまでも、そのお話になりますと、毎年度支払われる給与等を削減する方法として、一つの方法として、議員が言われるような方法もあるでしょうが、そのやり方をすることは、給与制度全体に影響するようなことでございますので、私どもとしましては、やはり、例外的な適用ということで、条例の附則の中で年度を区切って削減をするというかたちをとっております。今後とも、そういうかたちで来年度もお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○5番清水和弘議員 今、結局、副市長の説明でも、民間との格差が、な、ここでほら、言っているんですよ、これ。地方公務員の給料表等に関する専門家会合で民間との格差をなくしなさいと。全然、なってないじゃないですか、あんたの答えは。

次の質問に移ります。将来負担比率改善策について質問します。

22年度において、将来負担比率の分子部分に関する土地開発公社債務、第三セクターの債務残高、充当可能基金と充当可能特定歳入金、退職手当見込額、公営企業債等繰入見込額が標準財政規模に攻める割合は、県下19市の中で一番びりのほうですよ、これ。18位と19、19市しかないんですよ。その中で18、19位となっております。ほとんどびりですよ、これ。本市の将来の負担額である将来負担比率改善額は、22年度において11.3%、県下19市中、最低の改善率です。21年度においては、将来負担比率の悪かった西之表、垂水市の改善率は22%を超えておるんです。枕崎は11.3%ですよ、皆さん。よく聞いてください、傍聴席の人も。そして、公債費に係る財政状況を計る指標である実質公債費比率については、21年度ワーストスリーの伊佐市、これは15.7から14.6に改善され、また、西之表市の17.6から15.7に改善され、それぞれ改善率は7から10%になっているんです。ところが、我が枕崎市は、21年度18.5から22年度は17.8となり、実質公債費比率の改善率は最も悪く、3.8%ですよ、皆さん。倍以上低いんです、改善率は。実質公債費比率の改善率も、県下で最悪となっております。実質公債費比率は18%以上になると許可団体とみなされ、公債費負担適正化計画の策定を義務づけられるようになっているようであります。また、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率については、西之表市は21年度97.4であったものが、22年度は90.3、改善率7.3%です。本市の場合は、平成21年98.3、平成22年度は95.6で改善率は2.7%です。このように、本市の財政4指標の改善率は、県下で最悪の状況なんです。当局として、将来負担比率などの改善策として最も有効で、効果的と思われる対策はどのようなことが考えられるか、お伺いいたします。

○本田親行財政課長 本市の将来負担比率が県内の団体で最も高いことにつきましては、台風の常襲地帯であるなど、地域の特性で災害に強いまちづくりを積極的に推進してきたこと、基幹道路の整備、漁港整備、さらには、下水道事業、病院事業、内鍋清掃センターの建設などといった社会基盤の整備を県内でいち早く高い水準で進めてきたことによって、一部事務組合まで含めた地方債残高が累積したことなどが要因となっております。

また、各市との改善率の問題につきましても、他市におきましては、大型事業が終了したとか、漁協に対する損失補償が終了したなど、それぞれの団体によって改善上の状況につきましても、異なる場合がございますので、その辺も御了承いただきたいと思っております。

将来負担比率を改善するためには、ただいま申し上げましたように、一部事務組合までを含めた地方債残高を縮減していくことが最も重要であると考えておりますので、新たな財政需要に対しましても、これまで整備してきた各施設の有効活用等も検討する中で、真に市民が必要とする

事業等を厳選して実施するなど、一般会計のみならず、企業会計を含めた市全体の地方債残高を縮減していくことが第一であり、あわせて土地開発公社の経営改善、退職手当への対応等を図ると同時に、財政調整基金を初めとする基金を充実させていくことが重要であると考えております。

○5番清水和弘議員 今、財政課長の答弁は、私は質問の最初述べた分子部分のことだけを今、述べとるわけですね。

次に移ります。

本市は、市長を初め、職員も改善していると言うが、他市に比べ、改善率は群を抜いて悪いから、悪いからこそ本市の将来を真剣に考える議員が、行財政改革はスピード感を持って実施すべきと訴えているところなんです。

また、行政構造が異なるとの意見もありましょうが、本市職員数についても、枕崎市の場合、市民82人に対して職員1人と、県下19市中14番目に職員数が多くなっているようです。そして本市は、人口がほぼ同じ団体である阿久根市に比べ、教育委員会関係職員が枕崎市は41名、阿久根市は19人となっております。職員の多さは阿久根の2倍になっているようです。枕崎市の教育関係職員が阿久根市よりも21人多いのはなぜなのか。これら、職員の将来負担比率や経常収支比率に悪い影響を与えていないのか、そのことをお伺いいたします。

○永留秀一総務課長 職員数が県下19市中14位、多いほうから14番目という御発言がありましたが、職員数を比較する場合には、全体の職員数ではなくて、病院、あるいは、水道、下水道、国民健康保険事業などを除いた普通会計部門の職員数で比較するのが一般的でありまして、本市のように病院を持っている市は少数でありますので、そういった手法がとられております。この数で人口当たりの職員数を比較すると、本市は県内19市中、少ないほうから9番目の順位となります。また、類似団体と比べる場合には、人口や産業構造が似通った市と比べることになりますが、人口5万人以下で産業構造が本市と同様であるI—1型という市が、19市中5市ありますが、その中で人口当たりの職員数は本市が一番少なくなっております。

また、教育部門の職員数が阿久根市より多いという御指摘であります。本市の教育部門の職員数は現在、42名であります。阿久根市は、職員数は教育部門は20名であるようです。阿久根市と比べて、本市の教育部門の職員数が多い理由としましては、阿久根市は小中学校の学校用務員、それから学校司書について、すべて臨時職員と嘱託員を配置していること。また、市立図書館及び総合体育館の指定管理を行っているということが挙げられると思います。

それから、先ほどの御質問の中で、定期昇給が職員が毎年6,000円以上、上がるという御指摘もありましたが、若年層については、そのような額になる場合もありますけれども、年を重ねるにつれて昇給額は抑えられてきております。また、定年までずっと上がるということもありませんで、その級の最高額まで行ったら、そこで昇給ストップということに制度としてなっております。

また、議員が地方公務員の給料表等に関する専門家会合のとりまとめについて御発言をされておりましたが、平成22年2月に出されたこの専門家会合のとりまとめによりますと、人事委員会を設置していない市町村における対応という部分がございます。本市は、人事委員会を設置しておりませんので、この部分が対応になるわけですが、人事委員会を設置していない市町村においては、現行制度のもとで独自の民間給与水準の調査にコストを費やすことは、市町村ごとに得られるサンプル数には限界があり、正確な比較には課題があること、費用対効果の面で必ずしも住民の理解を得られるものとは考えられないことからすれば、都道府県人事委員会の調査結果を参考とすることが合理的である。また、基本的には、当該都道府県と同様の水準調整を行った給料表を用いることにより、地域の民間給与水準の反映を行うべきものであり、この手法は市町村が簡易な組織であることからすれば、合理的なものと考えられるというのがあります。本市においては、人事院勧告によりまして国の給料表を準用しておりますが、鹿児島県は人事院と同様

の給料表を適用しておりますので、この専門家会合の指摘には合致しているんじゃないかというふうに思っております。

○5番清水和弘議員 今、私もここに資料はちゃんとあります。これはですね、今、枕崎の場合はですね、都合のいいときは総務省の人事院勧告、自分たちの都合が悪くなったら今度は県の人事院の、都合のいいように国と県のほうに振り分けているんですよ。そんなことは民間の企業では許されませんよ。だから、あんたたちはいい給料になっているんでしょうが。民間との差がなくならんわけですよ。もうちょっと、この一般企業の給与水準というのも考慮して、市の職員の給料を改定していくべきだということを要望しておきます。

それから、次の質問に移ります。お魚センターの問題について質問します。

市長は、昨年、独自でお魚センターの減免措置をしたことについてお尋ねします。減免措置というのは、公益性が高いからということでしょうが、融資している一部の方のために市長は独自で減免措置をすることは許されるべきではないと、そういう多くの市民からの怒りの声がありました。私は減免措置をする前に、財源確保など経営改善策をやるべきじゃなかったかと、そういう経営改善策、あるいは、経営改善をやったのかどうか。また、水産加工組合の方は早急に廃止すべきと私に言ってきました。本市が廃業しないのであれば、減免措置をすることは何らおかしくない。なぜ、減免措置するのが悪いのかと、そういう声もきました。この市長のお魚センターの減免措置した理由について、お伺いいたします。

○山口英雄税務課長 今、御質問の中で減免措置をしましたことについて、「融資している一部の方のために」という表現がございましたけれども、出資している一部の方のためにという意味であるというふうに解釈させていただきまして、答弁をいたしたいと思えます。

昨年、12月議会でも答弁申し上げましたとおり、お魚センターは株式会社という位置づけではございますけれども、全国への水産物消費拡大、それから、魚食普及啓発の情報発信の拠点施設として、また、交流人口増大に資する本市観光の基幹施設として、水産業・水産加工業の活性化並びに本市経済の活性化に大きな役割を果たします、極めて公共性・公益性の高い団体でありまして、その経営健全化を支援することは、ひいては、市の基幹産業の振興、地域経済の活性化、観光振興や雇用の確保につながるものでございます。

このように、お魚センターの極めて高い公共性・公益性を勘案し、経営健全化のための具体的支援策として、市税の減免措置を講じたものでありますけれども、減免の実施に際しましては、条例及び規則に即して適正に処理しておりまして、質問者が言われるように、一部の方のために裁量で行ったということでは決してございません。

○5番清水和弘議員 私は、お魚センターは現在、働いている人たちも一生懸命頑張ってるんですよ。それで、市長にお伺いいたしますが、この出資者5団体と本市も含めてですけど、この経営改善策を話し合わせ、それがいかように取り組みされたのか、お伺いいたします。

○神園征市長 取締役会の内容とか、あるいは、取締役連絡会というのも開いておりますが、その中身についてですね、言及することは第三セクターについては、一般質問、その答弁については、会議規則上、一定の制約があるようですので、内容については、お断りいたします。ただ、定期的に取り締り会とか、あるいは、取締役の連絡会というのを開いております、お互いに真剣になってその話をしております。それから、経営改善委員会というのもございます。それから、販売促進委員会といったようなものもあります。いろんなかたちで改善策について検討いたしております、ちなみに、ことし1月末現在ではですね、お魚センターは黒字になっております。

○5番清水和弘議員 今、私はですね、今、私も考えとったんですよ、これ。絶対伸びとるんだと。利益は上がっているんだと。だから、このことについて、水産商工課長あたりに、これまでの、今日までの経営状況をお伺いしたいと思うんですけど、なぜ、そしたら、昨年まで、今、市長が言っている経営健全化策、いろいろ話し合われてきたと言うけど、なぜ、そしたら、今まで

改善できなくて、急にそんなできたんですか。なぜ、以前はしなかったんですか。

○**下山忠志水産商工課参事** 平成22年度におきましては、6月議会で御説明申し上げましたように、宮崎の口蹄疫、あるいは、一番の書き入れどきであります1月の三が日の大雪、この原因によりまして大幅な減収となっております。そこで、平成23年度におきましては、経費の削減、それと販売促進の実施、これを各部門ごとに具体的に実施してきております。そうした関係で、先ほど市長が申されたように、1月末段階では黒字になっているところでございます。

○**5番清水和弘議員** 今、現在、お魚センターで目玉商品となっている販売方法は何でしょうか。

○**下山忠志水産商工課参事** 第三セクターの経営権の中身について触れるのは、ちょっと制約があるようでございますので、特に、人気のあるメニューを今、改革をいたしまして、いろんな旅行代理店に案として提示をして、その結果が今、出てきているようでございます。

○**5番清水和弘議員** 次に、馬追川の汚水、悪臭対策についてお尋ねします。

この問題については、昨年度もずっと質問していたんですけど、最近、立神地区の青年がこの地域は臭くてたまらんと。だから、もう枕崎には住みたくないということで、鹿児島に住居を建てました。この馬追川下流域、海岸沿いの浜辺を私も掘ってみました。そしたら、50センチ以上の深さのところまでヘドロでいっぱいなんですよ、真っ黒。悪臭がすごかったです。このような事態を防ぎ、枕崎市民の住みやすい環境づくりや観光客を呼び込むためにも、絶対、また同じ質問になりますけど、悪臭や河川浄化について、再度、質問させていただきます。

これまで、市民生活課の馬追川の汚染・悪臭対策にはいろいろ取り組んできていると思いますけど、今までの取り組みは化学的分析だけで、地域住民の声を反映させるような対策はなされていないと私は考えております。今まで、地域住民からどのような悪臭や汚染に対して苦情があったのか。また、その苦情に対してどのような対策をし、それから、どのような結果が、いい結果が、いい結果がですよ、生まれたのかお伺いいたします。

○**依積田寿博市民生活課長** 平成23年度におきまして、馬追川流域におきます市への苦情につきましては4件ありまして、その主な内容といたしましては、工場排水等による水質汚染や悪臭に関する苦情でありました。また、平成23年度に実施しました牧園川の下流、棧敷川の下流、馬追川の河口の水質検査結果におきましても、枕崎市の河川をきれいにする条例で定めております水質保全目標値を超過しておりまして、著しい川の汚濁が見られる状況であります。これらの問題に対しましては、公共下水道区域内の未接続事業所等につきましては、下水道への接続の推進、また、下水道区域外の事業所におきましては、汚水処理施設の設置についての立入指導等を実施しまして、一般家庭の生活排水対策としましても、小型合併処理浄化槽の設置補助を行っているところでございます。事業所からの排水の水質検査を行いながら、その検査結果に基づき、立入指導並びに改善勧告等を行っている状況でありまして、またさらに、その河川・海域等の水質検査につきましては、市の広報紙等で市民へ公表し、河川浄化に対する意識啓発に努めているところであります。

今後の対策につきましては、新たな取り組みといたしまして、これらの市民の環境保全に対する活動に対しまして、地域住民や事業所等の参加のもとで、河川の水質保全に対する活動及び河川浄化や清掃活動を行う理事会やボランティア団体等に補助を行い、また、公共下水道区域内の未接続事業所や区域外の汚水処理施設の未設置事業所に対しまして水質検査を行い、その検査結果に基づき立入指導を実施し、区域内におきましては、下水道への接続の推進、区域外につきましては、汚水処理施設の設置の推進を行ってまいりたいと思います。

今後も引き続き、水質汚濁や悪臭等の環境問題に対しまして、市、事業所、関係機関、市民が一体となって環境保全対策に取り組んでまいりたいと考えています。

○**依積田義信議長** ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 19 分 休憩

午後 3 時 28 分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、牧信利議員。

[牧信利議員 登壇]

○15番牧信利議員 日本共産党の牧信利です。

朝から財政問題が大論議になってます。ただ、私たちが用心しなければならないことは、目先のことだけ見ていたら失敗を起こすということでもあります。

民主党野田政権は、税と社会保障の一体改革というのを掲げていますが、これは、どこにねらいがあるかと。それは、財界には減税、アメリカには国民の税金を大サービスすると。そのために、国民に消費税の大増税を押しつける、これはもう明確になっている。

我が党は先日、このような税と社会保障の一体改革というまやかしの政策では、日本の経済は底が抜けてしまう。そういう点では、消費税の増税をしなくても、日本経済の立て直しはできる。こういう明確な提言をし、今、多くの国民の皆さんとともに、その方向をもっともっと広げていこうということで取り組んでいます。

もう3月11日、東北の大震災から1年です。ちょうど、3月の議会中にテレビを見て、ただただ、びっくりするだけでしたが、あの災害の救助と復興、後始末の中で、それぞれの自治体の職員は、まさに不眠・不休、全力を挙げて住民のために取り組んできました。しかし、行財政改革の中で、公務員数が削られて、十分な力が発揮できないと。そのことが復興をおくらせているというのが今、問題になっています。何が国民のために役に立つのか。住民のために役立つことになるのか。これは世界の全体を見ながら、広く日本を見て、やはり、大もとからの国の立て直し、地方の立て直しをやる必要があるのではないのでしょうか。そういう点では、日本共産党は自治体業務に携わるすべての職員の皆さんの英知と創意を生かした枕崎市の発展への取り組みに期待をするものであります。

ただ、それを思えば思うほど、また改善すべき点もございます。こういう点で今回は、そういう立場からの質問をしてみたいです。

まず、昨年来、問題となっておりますのは、市が購入する公用地買収における手続の問題であります。市長は平成23年9月議会、平成5年度の事業として行われた県単農業農村整備事業塔切地区における土地買収問題で、所有権移転登記手続を請求する訴えを鹿児島地方裁判所知覧支部に提訴するという議案を提案いたしました。議会では、賛成多数でこれが可決され、現在、裁判所で審理が進んでいます。我が党はこの提案に対しては、きっぱりと反対をしました。これは、市の行政のあり方が根本から問われているし、市民に対する姿勢が問われている問題だと考えます。

市長が訴えの被告とした_____氏は土地登記に関しては、全く過失がありません。市長が被告として訴えた_____氏は、全くの善意の第三者であります。この問題の最大の原因は、土地買収をしたとする枕崎市自身が登記手続を長年にわたって怠り、放置してきたということにあります。こういう行政の事務の怠慢によって引き起こった問題を解決しようとするのは、まず、市長みずからが当事者との話し合いをする、このことで解決できる問題であることは、昨年来、市議会の中でも要求をしてきた問題であります。しかし、そういう反省もなく、一市民を相手に裁判にかける、これは、まさに極めて異常なことであり、行政としてのその姿勢が問われるものであります。

市長は、この問題で明らかになった市の公用地買収の手続のずさんさについて、どのような認識を持っておられるのか、まず、見解をお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 過去におきまして、確かに、市の手続に問題があったことは事実だと思っておりますが、そのことについては、市としてのお詫びも申し上げて、よりよい解決策を求めていったところではありますが、残念ながら今の状態に至っております。

これを教訓にして、今後の事務手続、その他については、しっかりとやっていかなければならないと思っております。

○**15番牧信利議員** 今回の問題に関連して、基本的な部分をまず、お尋ねしておきます。

市の土地買収で、土地所有者の印鑑証明書、これを公用というかたちで請求する。実際、このような手続はどのようにして行うものになっているのか、この点をお尋ねします。

○**依積田寿博市民生活課長** 印鑑証明の手続について具体的に申しますと、印鑑登録証明書につきましては、印鑑登録者本人、または代理人が印鑑登録証を提示し、国・地方公共団体等の所属長が押印してあります請求事由を記載した印鑑証明書無料交付申請を添えて請求した場合には、印鑑証明書の余白部分に「公用」という印字した証明書を交付し、手数料につきましては、枕崎市手数料条例第5条第4号及び第5号の規定に基づきまして、免除しているところでございます。

○**15番牧信利議員** すると、印鑑証明書の公用請求の場合の法的な根拠、枕崎市で言うならば、条例・規則、その他何かあるかどうか。その根拠について、条例・規則のどこの何条でやったんだと、これをお答えいただきたい。

○**依積田寿博市民生活課長** まず、印鑑登録証明書につきましては、枕崎市印鑑条例第8条及び第12条に基づきまして、事務手続を行っているところでございます。

公用という部分でございますけれども、まず、国や地方公共団体等の機関が法令で定める事務を遂行するため、印鑑登録証が必要な場合におきまして、行政実務上、印鑑登録条例等、施行規則等にも準じて、印鑑登録証明書を交付しているところでございます。また、枕崎市手数料条例の減免を受けるため、印鑑証明書無料交付申請書の請求を行っているところであります。

○**15番牧信利議員** 私が尋ねた、条例・規則の、どこの何条に公用請求についての規定がなされているのかというのを聞いているわけです。それはあるのか、ないのか。

○**依積田寿博市民生活課長** 国や地方公共団体等の機関が法令で定める事務を遂行するため、印鑑登録証明書が必要な場合において、行政実務上、枕崎市手数料条例の減免を受けるため印鑑証明書無料交付申請書の請求を行っているところであります。

○**15番牧信利議員** これは、手数料条例ですからね。本体の印鑑条例にあるんですか。印鑑条例の規則にあるんですか。

○**依積田寿博市民生活課長** 条例につきましては、印鑑登録証明書の交付については、記載しておりますけど、公用という部分につきましてはありません。

○**15番牧信利議員** だから、法的根拠なしに公用請求をしたということだけは事実であります。次にいきます。

○**依積田寿博市民生活課長** 印鑑登録証明書の申請につきましては、国や地方公共団体の機関で法令で定める事務に基づき施行しております。例えば、公共事業の実施に伴いまして、所有権移転登記嘱託事務のため、印鑑登録証の添付が必要であります。本人の負担軽減等を図るために、国や地方公共団体等の機関から法令で定める事務を遂行するなどの請求事由を記載した印鑑証明書無料交付申請書の提出を受けた場合に、枕崎市手数料条例によりまして無料で交付しているところであります。

○**15番牧信利議員** だから、条例・規則にはないわけですよ。皆さんが手数料条例の根拠を言っているだけで。それはそれで置いときます。

そうすると、今回、事例は裁判中ですから答えないですから、基本的な問題でいきますよ。土地代金というのは、公用地買収の場合ですよ、口座振り込みにする場合、それはどういう手続をしてやるんですか。

○**籠原均会計管理者** 用地代金を振り込むか否かは、本人の請求の内容でございまして、ただいま、市といたしましては、職員が現金の取り扱いはなるべくしないということで、窓口支払い等をいたしていませんので、ほとんどの場合が請求書に記された口座に、本人が申し出た口座に振り込むということになっております。

○**15番牧信利議員** すると、口座振り込みの前に担当課から、具体的な振り込み要請の請求書というのは来るんですか。

○**籠原均会計管理者** 請求書というのは、本人が提出するものでございますから、その請求書、様式の中にですね、口座振り込みを希望する場合には、金融機関名、口座番号、口座名義人を付して提出するようになっております。

○**15番牧信利議員** そうすると、土地を売った人が直接会計課に来て、金を払ってくれと、こういうことで支払いをすると、こういうふうになるんですかね。

○**籠原均会計管理者** 先ほど申し上げましたが、なるべく窓口での事故を防止する観点から、窓口でのお金のやりとりというのはしないように今、努めております。そこで、先ほど申し上げましたが、なるべく口座振替と、お金が人の手を渡らないように金融機関から金融機関へ振り込むというかたちで、窓口で支払いをすることとは、今現在の事務のことではございますが、なるべくしないようにしております。

○**15番牧信利議員** それと、今回のような公用地買収の場合ですよ、担当課が実際にそれを代理で請求するという場合はどんな手続があるんですか。

○**籠原均会計管理者** 代理で請求するという意味が私、ちょっと、よくわからないんですが、請求するのは、あくまでも債権者でございますから、先ほど申し上げました請求書なりが、例えば、その主務課に提出されるものと思います。それを受け付けまして、記載内容等がちゃんと記載されているか。それと、契約書等に用いられた印鑑が使用されているか等を確認をいたしまして、支出命令者が支出命令を発すると。いわゆる、額によって支出命令者は違ってまいります、その支出命令が発せられますと、それによって私、会計管理者のほうに書類が回ってまいりますので、それを審査すると。それに錯誤、間違いがなければ、支払いを決定するという手順になるかと思っております。

○**15番牧信利議員** それじゃあ、手続上はそういうことですね。ただ、土地の売買ですから、契約書がありますね。すると、契約書の中に登記が完了した後に支払うと、こういうような条項があった場合ですよ、登記前のその支払いというのは、どのような手続でやっているわけですかね。

○**籠原均会計管理者** 今、議員申し上げましたように、契約書には土地代金の支払いが完了した後に、払うということで契約書にはうたわれておりますが、例えば、その年度内に登記が完了しないと見込まれる、それによって支払いが年度にできない、または、契約者がですね、早期の支払いを契約の条件として、早期の支払いを求めるなどしたときに、今言われましたように、登記前支払申請書、これは債権者が早く支払ってほしいという意思でございますから、それと請求書と添えて主管課に提出されるものと。それによって、先ほど申し上げましたような支出命令等の事務に移行していくものというふうに思います。

○**15番牧信利議員** いわゆる登記前支払というのは、その請求書がなければ支払えない。すると、会計課のほうでこれをチェックして、いわゆる登記前支払請求書というのがその担当課のほうでつくられて、それも一緒に会計課のほうに出されるんですかね。

○**籠原均会計管理者** 私が着任いたしました2年ほどたちますが、現在では、登記前支払申請書による支払いという事例はございません。ただ、過去の、いろいろ私も建設課におりましたり、いろいろそういう記憶をたどってみますと、そういう債権者からの要求等によりまして、登記前支払申請書等で処理したのも記憶にはございますが、これは、いわゆる、支払い時期を確定する

という意味ではですね、先ほど申し上げましたように、契約書では登記完了後となっておりますが、この債権者の意思を反映することも行政としては大変必要と思われるので、それが登記前支払申請書というかたちでこれが受理されて、主管課によってですね、受理されて、それが添えられた請求書によって支出命令となっていくものでありましようから、その申請書なりは有効に効力を発しているものというふうに考えます。

○15番牧信利議員 実際、資料として当局から提出を受けた書類の中には、登記前支払請求書というのはあるんですよ。当局が実印だと、印鑑証明書をつけた印鑑が押してあります。しかし、日付がないですね。そうすると、会計課で日付のない登記前支払書、こういう日付がない場合は、どういうふうに処理するんですか。

○籠原均会計管理者 請求書、もしくは、この申請書等につきましてはですね、会計課といたしましては、日付が記載されていることは、あまり重要視いたしませんで、主管課がいつ受け付けたかという受付印をですね、必ずチェックすることにしております。なぜかという、そこから支払い遅延にならないように発生してまいりますので、受け付けをいつしたのかということを重要視いたします。それで、この日付がないということよりも、日付の印鑑を主管課がついているかどうかということですね、それによって正当に受理されているかどうかということを確認いたします。現在もよく見かけますが、請求書に受付印のないものがあつたりいたしまして、それは主管課に直ちに受付印を押印するようという事で差し戻したり、受付印を持って来させたりしながらですね、受付印をつくようにさせております。以上です。

○15番牧信利議員 わかりました、大体手続は。ですから、登記前支払証明書には、当然のこととしてこれは日付があるのは当たり前ですよ。それが無いという。

それで桜山東町499番地、ここも水路部分の買収は行ってますよね。この桜山東町499番地の買収部分は登記はされているんですか。

○真茅学農政課長 登記はされていないところであります。

○15番牧信利議員 登記しない理由は何ですか。

○真茅学農政課長 土地を購入した平成5年当時には、事務処理がなされず、登記されておられません。その後、平成12年から、再度、測量を行った際には、土地所有者から登記承諾は受領しておりますが、土地の隣接所有者の境界立会いの手続が済んでないため、登記ができてないところでございます。

○15番牧信利議員 だから、要するに、平成5年に買って、ずっと登記してないわけでしょ。だから、登記しない理由というのは、説明がないわけですよ。何でしなかったのか。できなかったんですか。何か妨害があったとか、障害になるものがあったとか、そういう理由を教えてください。

○真茅学農政課長 平成5年当時のことに関しましては、当時、各課で登記事務をやっていたということで、そういう専門の方がなかなかいなかったということと、あと、ちょうどこの年、耕地災害が数多く出て、そちらのほうに手を奪われてですね、そういう登記事務がおろそかになってしまったということでございます。

○15番牧信利議員 災害が出たのはいつですか。年度を教えてください。年度と月。

○真茅学農政課長 平成5年に出たというふうに聞いております。月まではちょっと、この場では、ちょっとわかりませんので、御容赦願いたいと思います。

○15番牧信利議員 だから、平成5年に出たんだから、それが平成11年、12年まで引き延ばされる理由はないじゃないですか。そんなに長い間工事にかかわってたんですか、農政課は。そんなことないでしょう。ここは、今、裁判になっている場所はね、皆さん方の登記しなかった理由は、所有者が見つからなかったという話だった。このことは、厳然としていらっしゃったわけですから、これはいつでもできたわけですね。それをしなかったというのは、実際、災害があった

とかというのは、単なるつけ足しの理由でしょ。そうじゃないですか。事務手続をやらなかったわけですから、やるべきことを。だれだって個人の土地売買においてもですよ、まず登記ですよ。登記をしないと財産権の主張というのはできないわけだから。まず登記ですがね。それをほったらかしていたというわけですから、これは怠慢以外にないんですが、市長自身はこういう状況をですよ、どう思っているんですか。怠慢だと私は思うんですが、市長はどう思いますか。

○神園征市長 当時の状況がよくわかりませんので、もっと詳しく事情を聞いて、お答えしなければいけないと思いますので、この場での答えは御勘弁願いたいと思います。

○15番牧信利議員 いや、市長自身が裁判やっているんですから、事情がわからなかったなんて言っとって裁判やったらおかしいじゃないですか。だから、誤りは早く正したほうが一番いいんですよ。頭を下げれば済むことですから、ほら。これ、市長がやった時代じゃないんだから。当時の市長のもとで行った事業ですから、市長は気が軽いんですよ、問題を処理するのは。気楽にできる仕事です。「私の責任じゃない。行政としての責任は感じます」と、こう言えばいいわけですから。そんな簡単なことをやろうとしないという。だから、それをしかも、裁判でかけるなんていうのは、ほんとひどい話ですよ。

それでは、次にいきます。

まず、未登記の根拠というのは、全く成り立たないんじゃないですか。裁判に出した皆さんの弁護士さんの野田弁護士が言っているのはな、隣の土地のことを引き合いに出して、登記ができなかったんだと。そんなのを弁護士がよく言ったものだと。土地登記というのは、独自の問題ですから。道路をつくるときですよ、買収されたところは登記していくじゃないですか。それは、相続権とか何とかって難しいところは残しますが、それは、物事の手続の上の問題ですからね。この弁護士さんの言い分は、弁護士としてこれは何をやっている人だろうかと思うぐらいの陳述書を出していますからね、これはおかしいと思いますよ。

それで、ここでもまた、印鑑証明書が出てくるんですが、契約はもう資料をいただきましたから。裁判係争中の方の契約日と同じになっています。印鑑証明書、これはだれがとったんですか。

○真茅学農政課長 印鑑証明の請求者は土地の所有者でございます。ただ、印鑑登録証明書が公用となっておりますが、これは、当時の耕地課で公用扱いの書類を作成し、土地所有者にお渡しして、土地所有者がそれを添えて申請したために、そのようになっているというふうに考えております。

○15番牧信利議員 それはもう、皆さんが説明ですから、そうですね。しかし、「公用」の印鑑を押してもらおうというのは、さっきもお尋ねしたんですが、実際は本人が証明書交付の申請をして、それで「公用」という印鑑を押すものですか。できるんですか、そんなことが。

○依積田寿博市民生活課長 先ほども説明したと思いますけれども、印鑑登録証明書につきましては、印鑑登録者本人、または、代理人が印鑑登録書を提示し、なおかつ、事務を行う所属の所属長が押印してある請求事由を記載した印鑑証明書無料交付申請書を添えて請求した場合につきましては、「公用」という印字をつけて印鑑証明書を交付しています。

○15番牧信利議員 本人が請求したら「公用」というのがつくはずないんじゃないですか。本人請求の場合は。

○地頭所恵副市長 市民生活課長が先ほども御説明をいたしました。公共事業を実施する場合には、所有権移転登記嘱託事務のために印鑑登録証明書の添付が必要になります。公共事業を実施するために所有権移転をお願いするわけありますから、本人にその証明書の経費を負担していただくのは、心苦しいといえますか、そうすべきではないということで、本人の負担を軽減するという趣旨で国や地方公共団体の機関が印鑑証明無料交付申請書というかたちで申請書を出して、それを添えて御本人が印鑑登録証明書を請求すれば、その申請書を見まして公用のために御本人がとるんだということを確認して、条例に基づいて手数料を無料としているということでご

ざいます。

○15番 牧信利議員　そういう公用申請をする場合の市役所の準備する、市民課の窓口に提出する書類、それはあるわけですか。公用申請書の書類、様式ですよ。

○依積田寿博市民生活課長　所有権移転登記嘱託事務等におきまして、印鑑登録証明書の添付が必要であるときにつきましては、先ほどから説明しておりますように、印鑑登録証を提示し、必要とする地方公共団体等の所属長が押印してあります印鑑証明書無料交付申請書を添えた場合に印鑑証明書を交付しているところです。手数料につきましては、手数料条例により無料で交付しているところです。

すみません、公用申請ではなく、印鑑証明書無料交付申請書を添えて、それがあった場合に印鑑登録証明書を交付しているところです。

○15番 牧信利議員　農政課は、そのような手続が得られたというふうに確認していますか。

○真茅学農政課長　そういう関係の書類がございませんけれども、当時、携わった職員の方から当時の耕地課がそういう公用扱いの事務書類作成を行いまして、それを本人のほうにお渡しして、本人がそれを添えて市のほうに印鑑証明の申請をしたというふうに考えております。

○15番 牧信利議員　では、印鑑証明書に移りますが、これが開示請求してとった印鑑証明書ですね。平成5年の発行です。すると、これはですよ、白黒しか見えませんよね。本当はよく見ると線が入っているんですが、それが写っていないんですよ。平成5年のこの印鑑証明書の様式というのは、ここの模様ですよ、次の年のやつを見せると、これは平成7年にとったやつですよ、模様がついているでしょ。模様がついています。こっちはついていない。この印鑑証明書様式というのは、どういうふうになっているんですか。

○依積田寿博市民生活課長　今、お手元に持っていらっしゃる印鑑登録証明書というのは、コピーをされてそのような白くなっているのかと想定されるわけですが、ただいま持っております平成6年の印鑑証明と同様に交付しているものでございますので、同様のかたちで同じものでありますので、コピー等により、そうやって白くなっているのではないのかというふうに考えるところです。

○15番 牧信利議員　私もうっかりしていて、開示請求のときに原本を見ればよかったんですよ。そしたら、写しね、私は、やっぱり、正直者ですから、当局がうそのものを出すとか疑いもしないから見もしない。すると、1年前はラインが入っているわけですよ、黒々と。こっちはほんと見えるか見えんか、よく見れば確かに昔は模様がついてたというのがわかる。ところが、これ見てくださいよ。これは原本をコピーした、市長印はないんですよ、消えて、普通のコピー機でやって。こっちは黒々としてますよ、印影も。こっちを見ますと、これはあまりにも薄くなりすぎてたから、濃くして、濃度を、そしたら、紙の字が写って、ようやく市長印が角印が出されてくるんですよ。こんなふうに、土台の用紙の模様が消えてしまうような中で、角印が鮮明、登録実印の印影も鮮明、こんなのは常識では考えられない話ですよ。これは後でまた、現物を見せてもらわんといかんと思ってるんですよ。その現物が本物かどうかというのをな、確認せんと、こんな差が出るわけですから、1年前ですからね。これは平成6年の9月ですよ、こっちは平成5年の7月ですから。こんなのがあるから、これは大きな疑問ですが、これは見てみらんと解決はできませんがね。時間がないです。そういうことですよ。だから、疑問がいっぱいあるんですよ。

支払いについては、基本的な点を会計課長のほうからお答えいただきましたが、やはり、この問題で重要な問題はですね、いわゆる、きちんとした事務手続がなされていない。そして、契約書どおりのこともやっていない。登記前支払請求書というのも日付もない。それでも現金はちゃんと振り込まれている。こういう、とても信じられないような行政事務が執行されている。これをきちっと、やっぱり市長、再度、みずから調査をされてですよ、今、裁判中ですけども、誤

りは正して、やはり、きちんと市長の責任で決着をつけると、こういう取り組みをしてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○**神園征市長** いずれ裁判でそういったことについては、明らかにされるものと思っております。私自身がもう1回、再調査をすとか何とか、そういったことは考えておりません。

○**15番牧信利議員** これは現在、係争中のものとは別の問題も含まれているから言っているんですよ。裁判中だからどうのこうのじゃない問題ですよ、これは。それをやらないというのは、やっぱり、市長自身がね、この問題について真摯に対応しようとしなないということだけは確認をしておきます。

次は、不法投棄問題ですね。これは、枕崎の業者が東木材の補助事業によるおが粉工場建設の際に、工事用地を整備するときに不法投棄があったと、それにかかわったわけですね。で、指名停止を受けた。これは23年の12月16日から24年の1月15日、1カ月間、これ確認できますか。

○**俵積田清文建設課長** この指名停止につきましては、今、言われましたように、23年の12月16日から1カ月間でございます。

○**15番牧信利議員** 鹿児島県は2カ月、同じ業者に指名停止をしていますね。枕崎より2倍の期間ですが、これは、根拠は何ですか。

○**俵積田清文建設課長** これにつきましては、当該市内建設業者の行為が枕崎市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱第2条の指名停止に関する別表第23号の有資格業者の行為が、法令に違反したことに該当すると認定いたしました。同号による指名停止期間は、1月から12月となっておりますが、今回の件につきましては、同社が外から廃棄物を持ち込んだというような悪質なものではないということ、既に当該廃棄物は撤去・処理され、原状の回復が行われているということ、また、同社が市との災害時における対応につき協定を締結しており、災害時の市からの依頼にも適切に対応できること、さらに、地域におけるボランティア活動を実施していることなど、これまで市や地域に貢献している優良な建設業者であると判断され、それらを総合的に考慮した結果、1カ月の指名停止としたところでありますが、県につきましては、2カ月の指名停止といたしました。国のほうにつきましても、1カ月の指名停止としているところでございます。

○**15番牧信利議員** 非常に温情ある決定をしていますね。ボランティアしたからという、早速してますよ、今も。何か悪いことしたんじゃないかと思えますよね。ボランティアするときは用心せんといかん。裏に何かがある。そんなことが実証されてきますよ。

すると、これを決定した枕崎市入札及び契約委員会、これはいつ開かれて、参加した委員は何名、どここの課長が参加したんですか。

○**俵積田清文建設課長** 委員会につきましては、23年12月16日に開かれております。そして、参加者は10名でございます。

○**15番牧信利議員** すると、この指名停止を決定して、この情報については、どんなかたちで公開をしているんですか。

○**俵積田清文建設課長** 公表につきましては、本庁舎内、建設課の隣に閲覧室を設け、市民を含めて公衆に対して公表しております。

○**15番牧信利議員** 鹿児島県はインターネットで、ホームページで公開していますよね。枕崎はその建設課にある閲覧室で見るといふ、そんなのは、あるのかないのか、市民の人は知りもしないですね。こういうのは、やはり、市報、インターネットで公表すべきじゃないんですかね。そういう考えは市長、ないんですか。

○**俵積田清文建設課長** 指名停止の情報公開につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針により、入札及び契約に係る情報と同様の方法で公表することとなっておりますが、本市では、閲覧するところを設けて、公衆に公表する方法、または、インター

ネットを利用して公表する方法の2つの方法のうち、前者の閲覧による方法で公表しているところでもあります。県内19市においても、同じような方法をとっているというところでもあります。

○15番牧信利議員 それともう一つですね、水道関係は、これは当然、指定業者になっていたと思うんですが、水道課のほうにはこれは連絡は行っているんですか、指名停止の連絡は。

○迫野豪水道課長 委員でございますので、知っております。

○15番牧信利議員 広報の1月号ですよ、ここに当番業者が案内されていますが、ここにこの指名停止された業者が1月8日から14日までの1週間、当番店として掲載されています。実際上は、温情な措置をとったはずだと思うんですよ。市民はだれも知らんから、ほら。当番店として堂々と広報の中で市民に知らせているわけです。ここの当番のこのカレンダーの中に、指名停止と書いておけばわかるんですよ。ところが、反対に指名停止業者を要するに、当番店として堂々と市民の中に知らせるといのは、一体、どういうことかと。市長、どう思いますか。

○神園征市長 当番店につきましては、休日、夜間、緊急、あるいは引っ越して来て間がないなどの場合に、市民が困らないようにとの考えから、枕崎市水道工事業協会の申し入れで行われるなり、広報紙にも掲載するようになったところではありますが、本市における当番店は、市民の利便性のために掲載しているものであり、休日、夜間等の緊急時に市民が直接給水装置の修繕等を依頼するもので、市の発注する工事に係る指名停止とは、直接的には関係のないものと理解しております。

○15番牧信利議員 本来は、こんなあんた、指名停止をした業者は、営業停止でしょ。当然じゃないですか。これは悪いことをしたから、あなたはこの1カ月間仕事をやりませんよというのは、何も市が発注する事業に限らず、市のかかわる水道事業はかかわってます、直接。それを単に肩がわりしてもらってるだけじゃないですか。本来は市の水道課がやる仕事ですよ。全く、自分たちが行った決定さえも守らない。しかも、堂々と言いわけてかばう。ほんと困ったもんですよ。こういうことで、どうしてみんなが市役所を信頼しますか。そんな話を聞けば、職員の給料を減らせというふうになるのが当たり前でしょ。何のために我々は職員を守って頑張っても、皆さん自身で崩れていきよるじゃないですか。ほんとひどい話ですよ。

それで、もう時間ないですから、次にいきますね。これが今の市政の実態ですよ。まじめじゃない。みずからの決定すら実行しない。

では、東木材の補助金ですよ。200万罰金払ったんですよ。これは当然、こんな犯罪業者の補助金は返してもらわんといかんじゃないですか。市長、県に対してそういう要請をされたらどうですか。

○神園征市長 これまでに再三お答えしておりますが、県としては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に照らし合わせて、補助事業等の遂行業務に抵触しないため、補助金の返還を求める法的根拠がないとの見解でありまして、現在、県へ補助金返納を求める考えはありません。

○15番牧信利議員 ここにも悪い者をかばうという姿勢が明確に出ていますね。

それでは、次に教育行政にいきます。

枕崎小学校の1年、3年、5年の現在の教室棟ですが、この補修についてお願いもしていただきましたが、現状はいかがでしょうか。

○三島洋台教委総務課長 本市の学校施設の整備につきましては、子供たちの安全を確保するという観点から、危険性の高い施設を優先し、国の交付金事業等を活用しながら、年次的に耐震工事を実施してきております。

国の平成23年度第3次補正の成立に伴いまして、本市の学校施設の整備につきましても、対象事業となるように要望しておりましたけれども、先般、内定をいただいたところでもあります。それに基づきまして、今回、補正予算をお願いしているところでもあります。

御質問の枕崎小学校の当該教室棟につきましても、本事業におきまして、耐震化とあわせまして、大規模改修工事を実施する計画で作業を進めているところでございます。

○15番 牧信利議員 ありがとうございます。

次に、街灯設置で、緑町の住民から街灯をつけてほしいと、こういう話がありました。それは去年の3月の話です。総務課長にそれは地図も届けました。それで、なかなか動きがないので、今度、質問通告したら、25日の午後に総務課長から電話がありました。それで、公民館長に去年の4月に要望したと。地図も渡したと。しかし、班からは要望はなかったという返事でした。1年ぶりに公民館長に聞いたんですよ。こんなことでいいんですかね。市民の要望にどうこたえるかというマニュアル、これはあるのかどうか。

2番目、土別市では市民の声にこたえる規定をきちんとつくって、具体的にどう対応すべきか、住民への回答はどうするのか、それを含めて行政の取り組みが明確に決められています。これは、総務課長は全体の管理をする部署ですが、それがですね、「つけてもらいたければ本人が直接公民館長に言ったらいいですよ」と、こう言うんですよ。全く、そういう町とは全然違う市の最高の責任者である総務課長の態度ですよ。これで、どんなに立派なことを言ったってですよ、どうして、行政が全体として動くんですか。総務課長がそんな調子ですから。そういう実態を、今度も予算に組んであるんですよ、職員研修。その研修の結果を何も、上がるどころか悪くなっているじゃないですか。総務課長の一番の大本がですよ、こんな態度を市民に対して示す。議員も市民の一人で代表者ですよ。そしたら、議員の要望は地元の要望と見ていないわけですよ、ほら。さっき、豊留議員の質問にも言っていましたが、「地元の要望を聞きます」と言うが、豊留議員が地元の要望を伝えているのに、そんなことは頭がないんですよ。

どうですか、市長。市民の声に対するマニュアルをつくって、総務課長自身から、きちんと行政の姿勢の改革、こここそやるべきだと。最後に市長に答弁を求めます。

○永留秀一 総務課長 議員の発言の中に（「いや、総務課長に聞いてない。市長に」と言う者あり）誤解、事実と異なる発言がありますので、それを言うておきたいと思えます。

まず、緑町の住民からということでしたが、議員は4月11日に総務課の私のところに若葉町の方から要望があったということで地図を持って来ております。で、街灯設置の要望があったということで、その日に、4月11日に私は山手町の公民館長にその地図を持って行って、要望がありましたので、公民館のほうで御検討をお願いしますと。で、4月には公民館からの街灯設置の要望も4月いっぱいということで、失礼しました、5月いっぱいということで期間がありますので、お願いしますということで伝えてありました。

議員が「何で住民の人は公民館長に言わないんでしょうかね」とかいう発言がありました。そういうことも言うておりません。山手町の公民館長に今回の議員の一般質問がありましてから、若葉町の街灯設置についてはどうなりましたかという確認をしたところ、山手町の役員会の中で街灯設置の協議をして、班長さんにも若葉町の街灯の地区の班長さんにも聞いたと。そしたら、その中でも地元の住民からの話はなかったということで、公民館長も現地を見て、優先順位を決めないといけないので、その箇所については、上げなかったという、そういうことでありましたので、公民館長に話をすれば、公民館長も事情を詳しく聞いて、公民館長から要望を上げるということも考えられるということも聞いておりましたので、公民館のほうにもその方も話をしたらどうですかねという、そういう話をしたところであります。

それで、街灯の設置については、市が全額補助いたしますが、その後の維持費については、公民館のほうで負担をしていただいている現状があります。その中で、地元のほうは現状の状態を見て、優先順位を決めて街灯の新設の設置を決めている状況がありますので、公民館のほうにお願いをして、設置については、公民館のほうで判断していただくということをお願いしているところであります。（「市長、市長に聞いたんです。」という者あり）

○神園征市長 今、総務課長から答弁があったとおりであるとするならばですね、何ら総務課のほうに手落ちがあったとは私は考えません。

市民の方からであれ、議員からであれ、要望があった場合には、それは一応、現地を見て、検討をしなければならないということがあります。そのすべてを聞けるかといいますと、そういったわけには、また、まいらないであろうと。現地で行政としての判断も行わなければならない、そういうことがありますので、どっかからか要望があったから、それを全部聞かなきゃならないということにはならないと思います。（「マニュアルをつくるかどうかというのを聞いたんですよ。マニュアルをつくるかどうかというのを聞いたんですよ。答弁をきちんとしてくださいよ。言いわけばかり言わないでいいのよ。質問に答えて。」という者あり）マニュアルをつくるまでもなくですね、各（「それが言いわけでしょ」と言う者あり）何ですか。（「言いわけでしょうが。マニュアルをつくるまでもない。つくるのか、つくらんのか……」という者あり）だから、つくるまでもなく……。

○依積田義信議長 牧議員、答弁中です。市長、答弁してください。

○神園征市長 普段、各職場において、そういったことは十分な対応をするように、それは教育していかなければならないと思います。（「総務課長がやってないじゃない。一番の元締めが。何を言ってるんですか、市長。だから、具体的に事実を示して……」という者あり）

○依積田義信議長 時間です。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時 28 分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成24年3月6日)

平成24年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第3号）

平成24年3月6日 午前9時29分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	立石 幸徳 議員 (84ページ～92ページ)
		沢口 光広 議員 (92ページ～101ページ)
		茅野 勲 議員 (101ページ～105ページ)
		吉松 幸夫 議員 (105ページ～113ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義信 議員	2番 立石 幸徳 議員
3番 豊留 榮子 議員	4番 今門 求 議員
5番 清水 和弘 議員	6番 茅野 勲 議員
7番 禰占 通男 議員	8番 城森 史明 議員
9番 沢口 光広 議員	10番 島野 宏之 議員
11番 吉松 幸夫 議員	12番 沖園 強 議員
13番 中原 重信 議員	14番 吉嶺 周作 議員
15番 牧 信利 議員	16番 新屋敷 幸隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長	俵積田 光昭 書記
橋之口 寛 書記	平田 寿一 書記
宮崎 元氣 書記	

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永留 秀一 総務課長	神園 信二 企画調整課長
南田 敏朗 水産商工課長	俵積田 寿博 市民生活課長
本田 親行 財政課長	白澤 芳輝 福祉課長
俵積田 清文 建設課長	真茅 学 農政課長
今給黎 和男 健康課長	山口 英雄 税務課長
迫野 豪 水道課長	茶屋 盛忠 下水道課長
園田 勝美 市立病院事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
揚村 芳江 健康課参事	福元 新 財政課参事兼財産管理係長
下山 忠志 水産商工課参事	天達 章吾 市民生活課参事
山口 英夫 教育長	三島 洋台 教育委員会総務課長
日高 孝 学校教育課長	佐藤 祐司 生涯学習課長
末永 俊英 文化課長	久保 等 保健体育課長
今給黎 龍浪 給食センター所長	田野尻 武志 監査委員
四元 幸一 監査委員事務局長	児玉 義孝 選管事務局長
籠原 均 会計管理者兼会計課長	東中川 徹 行政係長

午前9時29分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○**2番立石幸徳議員** おはようございます。通告いたしました次第に基づき、一般質問をいたします。限られた時間でございますので、当局の的確な答弁をまずもってお願いいたします。

新しい年度、平成24年度を控えて、現在、国家予算を初め、全国の都道府県そして各地市町村の新年度当初予算が各議会において審議されております。

特に1年前、3月11日に発生いたしました東日本大震災の復興に取り組む岩手県、宮城県、福島県の被災3県の予算は、本年当初予算と比べ、約2倍近い予算規模となっております。大変なさま変わりの当初予算案となっているのであります。

岩手県におきましては、前年対比1.6倍の1兆1,200億円。宮城県は、前年対比2.0倍の1兆6,800億円。宮城県は、昨年は約8,400億円の当初予算でありましたが、何と2倍の規模となっております。福島県におきましては、前年対比1.8倍の1兆5,800億円と被災地3県の24年度当初予算は、平年の約2年分の予算を計上している所以であります。これは、大災害がいかに大きな財政出動を伴うものであるかという証左であります。復興財源は、国の財政支援を受けるものの、宮城県におきましては、財政調整基金75億円の取り崩しもしなければなりません。

私たちの枕崎市も、終戦後、昭和26年ルース台風により甚大な被害を受け、その後、昭和29年度末、実質赤字6,031万2,000円となり、5,700万円の財政再建債を発行し、昭和30年度より財政再建団体とならざるを得なかった所以であります。このことは、万が一の災害にもしっかりと対応できる財政基盤をつくり上げていくことが行政の責任であることを教えております。

さきの、昨年12月市議会におきまして、平成24年度、本市の予算編成方針として、財政健全化判断比率などの各財政指標等の改善を念頭に置きつつ、行財政改革を積極的に進めると説明をされました。平成24年度予算を執行していく中で、どの財政指標が幾ら改善していくと見通しされておられるものか、最初にお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 平成24年度の一般会計の予算編成におきましては、健全化判断比率などの各財政指標等の改善を念頭に置きつつ、行財政改革を積極的に進め、直面する課題や重点的に推進すべき優先度の高い施策に対し、必要性・緊急性・有効性等を総合的に勘案の上、限られた財源を効果的・効率的に振り向けて取り組んだところであります。

具体的な取り組みにつきましては、財政課長のほうから答弁いたします。

○**本田親行財政課長** 一般会計の予算編成における各財政指標等の改善を念頭に置いた具体的な取り組みについて、まず申し上げます。

人件費については、新規採用職員の抑制などによる職員数の減、職員給カットの継続、住居手当及び通勤手当の見直しなどに努めたことなどから前年度に比べ、1億1,410万3,000円の減、率にして4.9%の減となりました。また、公債費につきましても、これまでの公債費負担軽減の取り組みの成果などで、前年度に比べ4,932万7,000円の減、率にして3.1%の減となりました。

このことなどから、義務的経費は前年度に比べ1億6,430万9,000円の減、率にして2.7%の減となりました。市債の借り入れにつきましても、内鍋清掃センターの延命改修工事等や漁港整備負担金の増などの影響などで、借入額そのものは前年に比べ1億0,870万円の増となったものの、退職手当債を前年度当初予算に比べ2,000万円縮減するとともに、平成22年度から新規借り入れ分に対して交付税措置のなくなった市道整備にかかわる市債についても2,000万円の縮減を行う

中で、前年度と同じ市道整備の事業量を確保したところです。

なお、当初予算編成時点で、平成24年度末の市債残高見込み額は平成23年度末の残高見込み額に比べ、4億2,289万9,000円減少する見込みとなっています。また、当初予算編成における財政調整基金の繰り入れにつきましても前年度に比べ、1億3,200万円縮減されたところです。

さらに、土地開発公社の経営の健全化につきましても、新たな経営健全化計画に基づいて、5年間で臨空工業団地1号用地の取得を行うこととし、平成24年度は2,424万9,000円を予算計上するなど、予算編成の中で各財政指標の改善に取り組んだところです。

平成24年度の一般会計の予算編成において、どの程度各財政指標が改善するかとのことにつきましては、将来負担比率などの健全化判断比率は、一般会計のみならず特別会計、公営企業会計、一部事務組合のそれぞれの決算状況や地方債残高の状況、また土地開発公社や第三セクターの経営状況や借入金残高の状況、さらには標準財政規模の状況など、国の施策等にも大きく影響されることから正確な推計を行うことは非常に困難なところではありますが、あくまでも平成24年度当初予算までを反映させた現時点における仮定に基づいた推計値ということで申し上げます。

まず、実質公債費比率については、平成22年度は公債費負担適正化計画を前倒して達成し、17.8%となったところですが、平成23年度は0.6ポイント改善の17.2%程度、平成24年度は平成23年度からさらに1.6ポイント改善し、16.5%程度を見込んでいます。

将来負担比率につきましては、平成22年度が171.1%となったところですが、平成23年度は4ポイント改善の167.1%程度、平成24年度は平成23年度からさらに7.1ポイント改善し、160%程度が見込まれているところでございます。

経常収支比率につきましては、ただいま申し上げました義務的経費の削減の影響額を平成22年度の経常収支比率を求める算式に単純に当てはめてみますと、2ポイント程度の改善が見込まれるところです。

以上、将来負担比率、実質公債費比率等についてただいま申し上げましたが、これらの比率につきましては、あくまでも平成24年度当初予算までを反映させた現時点における仮定に基づいた推計値ということで、お知りおきいただきたいと思っております。

○2番立石幸徳議員 最初申し上げたようにですね、限られた時間でございますので、できるだけ重複する答弁、説明は控えていただきたいと思うんです。

そこですら、まずその前段の義務的経費。増減率の関係で、23年度当初からいろいろマイナスの係数を言われました。ただこれは、予算規模全体がマイナス4.5減っているわけですから、当然マイナス4.5の全体規模以上の減少率をしないことには改善という意味合いにはならないわけですよ。義務的経費総体としてもですよ、課長答弁では省略いたしました。これは意識して省いたのかどうか知りませんが、23年度当初、全体比率をいくと61.1から62.3に24年度当初は1.2ポイント上がっているんですよ。まあ、私は極めて不誠実な説明だというふうに考えますので、そういったですね、きちっと財政状況をどうとらえるかという意味では、真摯にお答えいただきたいと思っておりますよ。

それからですね、まあいろいろこれから具体的な面でお尋ねをしてまいりますけれども、去る1月31日の市議会行財政改革調査特別委員会におきまして、総務課長より平成14年度から17年度の行財政改革実施計画の成果と、第1次行財政集中改革プランでありました平成18年度から平成21年度の第1次行財政集中改革プランの成果、この2つについて説明をしていただきました。それによりますと、平成14年度からですね、4年間で約10億6,000万円の計画に対し、約16億7,000万円と計画に対し、約6億円を上回る成果があったんだと。それから、平成18年度から4年間では、約14億2,000万円の計画に対しまして約21億4,000万円、計画に対し約7億2,000万円を上回る実績があったんだということなんですね。しかしながら、委員会の中でも申し上げましたが、財政課長が出席されておられないのであえて繰り返しますけれども、本市の平成21

年度並びに平成22年度の財政指標は、県下の中で経常収支比率、将来負担比率ワースト1位でございます。このことをきちんと踏まえましてですね、何を意味しているのかということをおなりに考えますと、この本市の計画そのものが一体どこを目指しているのか。つまり、改善する目標をですね、どこに定めて計画・立案されているのか。これは、県内最悪というのは確かに相対的な位置づけ、相対的な比較から出されるものなんですけれども、数値そのもののあるべき絶対値にいたしましても経常収支比率の弾力性が適切であると言われていた70から75%の範囲内をはるかに超えているわけでありまして。あるいは、将来負担比率においても全国平均値、あるいは県内平均の約2倍以上の数値となっているわけでありまして。

そこで、第1次の行財政集中改革プランにおきましては、各年度の主要財政指標の見込みを出して目標設定をしていたんですけども、なぜ、この第2次の平成22年度からの第2次行財政集中改革プランでは、この目標設定がなされていないのか。これからの今後の考え方も含めて、説明をしていただきたいと思っております。

○本田親行財政課長 将来負担比率、実質公債費比率など数値目標の設定につきましては、これまでも申しておりますが、3月末に策定する第5次枕崎市総合振興計画を踏まえた財政推計に基づいて推計を行い、プランに追加し、比率の改善に取り組むこととしておりますので、平成24年度の予算編成におきましては、具体的な目標値の設定は行わなかったところでございます。

また、どのような数値目標を考えているのかということにつきましては、実質公債費比率、将来負担比率の具体的な目標値につきましては、地方債協議制度について、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から一部見直しをして、平成24年度より民間資金債を発行する場合、原則として国・県との協議を不要とし、事前届け出とする制度が導入されることとなっております。その要件として、実質公債費比率が16%未満であること。実質赤字及び連結赤字額がゼロであること。将来負担比率が200%以下であることなどが要件とされております。

このことも踏まえまして、具体的な目標値の設定を行っていきたくて考えております。

○2番立石幸徳議員 今後は目標設定をするということですので、それを期待しておりますけれども、先ほど財政課長のほうから経常収支比率につきましても23年度末の予測も出されました。今回の初日本会議においては答弁いただけなかったんですけども、要はですね、本市の財政立て直しを本気でやる気があるのかと、この点をきちっと私は聞きたいわけです。目指すべき数値も定めていない。これではですね、現時点で本市の財政状況が一体どこにあるのか、確認すらされていないということに言わざるを得ないんですよ。こういった状態では、県内最悪状態というのが定着していくんじゃないかと非常に危惧をいたしております。

特に、財政指標の中でも、この経常収支比率と将来負担比率が重点的に取り上げられて、とかく報道もされ、公表されているということをおなりに整理しますとですね、経常収支比率は、ただいま今日現在の、現時点における財政状況を端的にあらわしている数値でありますよ。将来負担比率は、その町の将来の財政状況がどのような状態になっていくか、これを予測する指標として提起をされていると考えるわけです。そういった観点から本市の財政状況を見ますと、今現在も大変厳しい状況にある。なおかつ、将来的にも極めて大きな負担がのしかかっている。これこそ一刻の猶予もない状況だと私自身は考えます。現在は厳しいが、将来的には明るい見通しがあると、あるいは、将来厳しくなると考えられるけれども、現在は、幾らかゆとりがあるということであれば、打つ手がありますよ。対策が出てくるわけです。現時点も非常事態、将来的にも大変厳しい状況、こういったことに手をこまねいていると、間違いなく袋小路に入ってにっちもさっちもいなくなる、身動きが取れなくなるという状況を考えざるを得ないのであります。

最後に、この財政問題でですね、先ほど財政課長が義務的経費をるる説明されましたが、平成24年度の当初予算においては、投資的経費は何と4.7%なんです。これは平成11年あたりからずっと、まあ時間の関係もありませんから、かいつまんで申し上げますが、決算ベースで平成

11年、12年あたりは21%なんです。平成13年が15%、平成15年から18年、まあ概略で言いますが、11から12、平成19年で9.7%、平成20年、21年が7%から9%、いよいよ5%を割ってきているのであります。こういった状況をどのように受けとめているのか、見解をお尋ねしております。

○本田親行財政課長 まず、義務的経費についてでございますけれども、確かに予算規模が小さくなりましたことについては、給食センターの減、それから内鍋清掃センターの建設にかかわる償還等が終了したことなどで予算規模が小さくなったところでございます。

しかしながら、義務的経費につきましては、1億6,430万9,000円減少したということの意義は大きいことだと考えております。予算規模が小さくなったことによって、義務的経費の比率が大きくなったものと考えております。

また、普通建設事業費の減についてであります。ただいま議員がおっしゃいましたことにつきましては、決算における普通建設事業費の比率でありまして、決算で普通建設事業費を行う場合には、普通建設にかかわった人件費等も含めまして普通建設事業費等行いますので、単純に当初予算と決算とを比べることはできないと考えております。

また、普通建設事業費が減となりましたことは、ただいま申し上げましたけれども、学校給食センターの減、それから臨空工業団地の取得方法の見直しによる減が大きいところでございまして、その辺に配慮するため平成23年度の3月補正予算におきましても、小中学校の耐震化工事を前倒してお願いしてございます。

さらに平成24年度につきましても、地域経済の活性化等に影響を与えないために住宅リフォーム制度というのを導入いたしまして、2年間で緊急的に建設業と地域の活性化を行っていくような施策もお願いしてあるところでございます。

○2番立石幸徳議員 ここでですね、24年度当初予算の細目にわたって予算審議をするわけにはいきませんので、また改めて、私も予算委員になっていきますのでね、その際、いろいろ詰めていきますけれども、全体規模が減っているのに、それを上回る率でないと公平に見て減少したとは言えないですよ。それだけは指摘をしておきます。

次の質問に入っていきます。本年2月2日、国土交通省九州地方整備局が廃棄物処理法違反で罰金刑を受けたとして本市の建設業者を指名停止処分としたとの報道がございました。昨日の一般質問で本市における対応は幾らか判明をしているんですけれどもね、まだ判然としない点が幾つかあるので、お尋ねをしておきます。

まず、建設課長が指名停止期間決定の根拠としたのは、枕崎市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱第2条別表第2、23号の別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者の行為が法令に違反し、その行為の与える影響が社会的に大きく建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるときという条項を適用したと確認してよいのかどうかですね、お答えいただきたいと思います。

さらに、当該認定をした経緯について、どのようなことから法令違反の事実を知り得ることになったのか。つまり、なぜ12月16日に認定をされたのか、この経緯についても説明していただきたいと思います。

○依積田清文建設課長 今、言われました法令につきましては、そのとおりでございます。

それから、後段のほうの事実を知るに至った経緯といたしましては、昨年12月15日の12月議会の予算特別委員会の中の発言により、その事実関係を確認したことによるものでございます。

○2番立石幸徳議員 12月議会の予算委員会でこの件が判明といたしまして、当局が知り得て対応したということですよ。確かに私、この予算委員会のメンバーでもございましたので、副市長のほうからこの件について初めて知りましたと、12月15日申されたかと思えます。

そうしますとね、その委員会の会議録も一番新しい市議会会議録も出ております。12月議会の。これを全部、委員会関係を読み上げるわけにはいきませんが、要約いたしまして、この記載されているところを紹介いたしますと、補助事業を施工された業者が罰金刑であっても、犯罪に問われるということは補助金を受けるに値しない。きちっと精査して早い段階で報告いただかないと施工業者が挙げられたというのは、重要視しなければならない。その報告を要望しておく、会議録に明確に記載されております。そこで、その市議会の発言をもとに知り得たと、今、課長答弁もあったわけですね。その委員会の中で、その点を精査して報告してくれと、要望まで出されているわけですよ。12月議会の最終本会議は、12月22日でございます。当局は12月15日に知って、16日に当該委員会を開いて16日から指名停止に入ったんでしょう。議会の中でも報告を要望しておくときちっと申ししているわけですよ。なぜ、この12月22日の最終本会議あるいは、その後、議会への報告、こういったものがなされなかったのか。この点についてお答えいただきたいと思います。

○依積田清文建設課長 この公表につきましては、昨日もお答えいたしました。公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に対する指針によりまして、インターネットで公表する方法と閲覧で公表する方法を設けておりますが、本市といたしましては、閲覧による方法で公表しているところでございます。

○2番立石幸徳議員 答弁になっていないですよ。私が先ほどから申し上げているのは、市議会の予算特別委員会でこの事実が判明し、当局がそういったことを受けている調査に動き出したわけでしょう。そして認定もして、議会の中でも何回も言うように報告をお願いしておく、会議録にも書いてあるんですよ。そして、公表の最たるものというのは、今、課長がインターネットとかいろいろ言われますけれどもね、市議会に報告することが一番の市民への公表ですよ。

私は最近ですね、非常にこの点について疑問を持っているから、しつこく聞いているんですけどね。なぜかと言いますと、昨日も質問がありましたお魚センターの市税減免。これらもきちっと報告する機会はあるのに1年前の秋にやった減免措置を、間違いなく毎年6月議会では、その三セクの経営状況を報告することになっている、これは義務なんです。そういった時点でもなされない。今回も議会で指摘をし、調査をお願いし、報告を要望すると言っているにもかかわらず、もう指名停止が終わってから国土交通省が指名停止をしたということから本市の対応がわかっていくじゃないですか。こういったあり方について、どのように考えているんですかね。

○地頭所恵副市長 ただいまの議員の御指摘につきましては、議会のほうに報告をするという配慮が足りなかったと、私としては考えております。

○2番立石幸徳議員 まあ副市長のほうからですね、お詫びと若干過ちを認められたたんですね、私もこれ以上は控えます。ただ、今後のいろんな問題もありますので、議会軽視につながらないように、この点きちっと指摘をさせていただきます。

最後の質問になっていきますが、国民健康保険税の関係。これも、非常に市民にとっては重要な問題でございます。そこで、約1カ月ほど前の2月3日、厚生労働省が、平成22年度の市町村国保の財政状況を発表しております。それによりますと、全国市町村国保の実質赤字が3,900億円に達したと。これは、前年度、平成21年度のことですね。実質赤字が3,250億円だったので、対前年よりも650億円赤字が拡大したということなんですね。大変厳しい、この国保財政悪化が進んでいると。当然ながら、国保制度改革が待たなしの状況になっているわけでありまして。

さらにですね、その赤字決算補てんを目的とした法定外の一般会計繰入額。これは前の年度、つまり平成21年度から約14%増加して、3,583億円となっております。つまり、全国ベースで見ますと、国保の3,900億円の赤字を3,583億円の法定外繰り入れをしているという状況でございます。本市におきましても、平成22年度は約2億3,200万円の赤字が発生しました。このため、広域化等支援基金貸付金の償還に留保していた基金を充当して赤字解消をしたんですね。

しかしながら、22年度までの赤字は、その貸付金の償還に留保してきた基金を充当して対応ができたのですが、23年度、本年度末にまた8,400万円ほどの赤字が見込まれるということで、平成23年6月、国保税の医療給付費分を税率改定いたしました。この税率改定の内容は、もう御承知かと思いますが、平均で1人当たりが1万1,393円、一世帯当たり1万9,531円の税率改定であったんです。そこで、今後の国保財政の推移も非常に気がかりになってきましたので、まず本市の平成23年度、本年度の国保会計の決算見込みは、現時点でどのように見通しをされているのか。年度末が1カ月もない状況になっていますので、この点について当局の説明をお願いいたします。

○今給黎和男健康課長 平成23年度の国民健康保険の決算見込みについてでございますが、現在状況の把握に努めているところでありますけれども、確定していない費目が多く、また中には金額の大きな費目もありまして、正確には現在お答えできない状況であります。具体的に確定していない費目を申し上げますと、歳入面では、国民健康保険税を初めとして、国県支出金や療養給付費等交付金。歳出面では、医療費を初めとしまして、保険事業費や事務費などであり、4月中旬以降にならないと全体が判明しない状況であります。

そこで現在、把握している範囲でお答えいたしますと、税率改正後に歳出面で増額が確定したものが、今定例会に補正予算案を提案している部分で、平成22年度療養給付費等負担金の精算返納金4,974万7,000円と平成23年度共同事業拠出金の確定通知に戻る1,799万1,000円と同じく平成23年度保険財政共同安定化事業拠出金の確定通知に基づく2,173万8,000円の合計8,947万6,000円であります。

いまだに確定していない費目が多くありますので、正確なところはわかりませんが、約9,000万円新たな歳出増が発生していることから、平成23年度決算は、極めて厳しい状況となっていると言わざるを得ない状況であります。

○2番立石幸徳議員 今、課長の説明にありましたようにですね、もちろん、きちっと決算を締めてみないと何とも言えない部分もたくさん、たくさんあるわけなんですけれども、ただ見通しとして大変厳しい状況がまた迫ってきていると。当然、そうなりますと、この分もまた直ちに税金値上げとか何かということは、そういったことは対応できない。それで、当面は繰上充用というかたちで、翌年度へ赤字を押ししていくという手法しかないんだろうと思うんですね。

ただ私は、この平成23年度税率改定をするときに予算審査の中で言いましたけれども、本年度末八千数百万の赤字を見込んで税率改定をするより、締めて、そして実際の実額が出て、その分を繰上充用をして、また来年度きちっとした対応をしたほうがいいんじゃないかというようなことも意見として言ったつもりです。しかしながら、副市長のほうからは、連続2カ年繰上充用というのはいかがなものかという説明があったと記憶しております。しかし、結果的に今言った課長の説明からいきますと、どうも連続して2カ年繰上充用をせざるを得ない状況になってきているんですね。そういうことから言ってですね、私はある意味では抜本的な対応をしないと、この繰上充用という手法だけでもこの国保財政への対応というのは後手後手になっていくという気がしてなんなのです。いずれ、これまた決算がはっきりと明確になり、その対応というものもいずれ出てくるでしょうけれども、一応私どももどういった状況にあるのかということは、漠然とした状況であっても把握しておきたいということで、お尋ねをさせていただきました。

そこで、本年1月24日の国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議。この中で合意をされました国保改革の部分について、幾つかお尋ねをしてみたいです。この合意した部分については、先月、2月3日の閣議決定を受けて現在、法律改正、国保法の改正が進んでいる状況でございますが、まず第1点は、国のほうでは市町村国保の財政基盤強化策として、おおよそ2,200億円の公費を投入すると。このうち、500億円をですね、保険料軽減世帯の拡大に充てる方針、こういったことになっております。

特に、低所得者の保険料負担を軽減するため、2割軽減と5割軽減の対象世帯を拡大するという事なんですが、2割軽減の基準額として現行の33万円プラス35万円から被保険者数を掛けるこの基準、方式から33万円足すことの45万円を被保険者数に掛けるということで10万円の引き上げ。大体このことで、現在3人の世帯223万円以下が見直すことによって、266万円以下の方々に対象が広がるということなんです。また、5割軽減の場合は、現在2人世帯以上が対象なんですけれども、これを単身世帯へも対象を拡大すると。軽減対象となるのが、所得基準額が現行の33万円プラス24.5万円、24万5,000円ですね、掛ける被保険者数の世帯主ということが、これが変わりました、被保険者数ということで先ほど言いましたように、2人世帯以上を単身世帯にも拡大すると。この5割軽減を見直すことで、現行3人世帯では平均147万円以下が見直して178万円以下に対象が拡大していくという、低所得者に対する強化策ですね。これによりまして全国的にもそれぞれですね、2割軽減あるいは5割軽減。対象者が200万人増加すると。合計で400万人が拡大措置によって対象が広がるということなんですが、この点の本市への影響というものを税務当局ではどういうふうに把握されているのか、教えていただきたいと思っております。

○山口英雄税務課長 低所得者に対します国保税の負担軽減の関係につきましては、今、質問者が言われたとおりの案が示されているところであります。厚生労働省が示しました具体的案によりますと、今、質問者が言われたとおりの2割軽減の拡大、5割軽減の拡大を図るということでございます。なお、これらの実施時期につきましては、税制抜本改革時というふうにされておまして、政府は現在、今通常国会への提出へ向けて作業を進めている段階でございますけれども、財源確保のための消費税の引き上げなど課題が山積していることから、市としましては、今後ともその動向を注視していきたいと考えております。

なお、仮に厚生労働省案どおりの措置が講じられたと仮定いたしました場合、本年2月1日現在の本市の国保被保険者の状況をもとに試算いたしますと、医療・後期・介護も含めた国保全体で約590世帯、被保険者数で約1,100人、額にいたしまして1,300万円程度の国保税の負担の軽減が拡大ということになるというふうに予想しておりますが、申しましたとおり、あくまでも現時点での仮の試算でございますので、御承知おき願いたいと思っております。

○2番立石幸徳議員 もう1点ですね、今回の国保改革の柱となっているのが、国保財政運営の都道府県単位化、このことでもあります。先ほど紹介いたしました国と地方の協議におきまして合意した部分では、高額医療費共同事業並びに保険財政共同安定化事業を恒久化しましてですね、今までずっと年次的に期限を設けて取り組んできましたが、この事業を恒久化して、なおかつ現在、医療費30万円を超える、30万円超のレセプトを対象にしている保険財政共同安定化事業を27年度からということですが、1円以上すべての医療費を対象にするということになっております。こういうことになりますと、1円以上のすべての医療費ということですから、すべての給付は、給付そのものは県単位でやっていくと、そういうことになろうかと思うんですね。そういう状況を推察しますと、この点の本市への影響といいたししょうか、どういった状況が及んでくると担当課のほうでは整理されているんでしょうか、お尋ねをいたします。

○今給黎和男健康課長 ただいま議員のほうからありましたように、すべての医療費を平成27年度から共同事業で運用していくということに計画がなされているところなんですが、こういうふうになってまいりますと、現在、市町村が拠出する拠出金につきましては、医療費実績割が50%、被保険者割が50%を基本としておりますけれども、この都道府県が事業を行うとなったときには、市町村の意見を聞いた上で所得割の導入等も含めて変更可能としているということでありまして。

この保険財政共同安定化事業では、拠出金のうち医療費実績割は毎年の医療費の変動による財政影響を緩和する方向に働くほか、被保険者割には都道府県単位で保険税を平準化する効果があります。これをもし実施された場合の本市に対する影響ということではありますが、これは昨年、

大阪府が市町村からの要望を受けて、統一保険料を検討する大阪府広域化等支援方針策定に関する研究会で、保険財政共同安定化事業の拠出方法と対象医療費の見直しを検討しております。検討の過程で幾つかのパターンで財政影響をシミュレーションした結果、基準額を30万円超から1円以上に拡大した場合、拠出金と交付金が大きく膨らむことになり、影響の少ない保険者もあるんですが、おおむね財政規模が5倍から6倍に膨れてしまうというような報告がなされております。

このようなことになると、予算的にも資金運用的にも大きく影響を受けることになるというふうに考えております。しかしながら本県においては、現在のところ試算等が行われていないために、本市における影響額等は不透明な状態であるということでもあります。

○2番立石幸徳議員 最後に総括的にもお尋ねをしますが、もう1点ですね、具体的に。今後この国保を運営上、都道府県の果たす役割というのが非常に大きくなっていくんじゃないかということをご予想するんですね。そこで、これはもう24年度、新年度からですね、実施されるこの国保改革の中で、国の定率負担、これを34%から32%に2%引き下げると。そして、都道府県の調整交付金の給付費等に対する割合、これを逆に7%から9%へこれは引き上げるという、このことは24年度、来年度からの取り組みになっているんですが、この点の本市への影響というのは、どういうふうに整理されているものなんですか。

○今給黎和男健康課長 都道府県調整交付金に関して、現在、国が示しているガイドラインでは、各保険者の被保険者規模や医療費水準及び所得水準等に応じて調整をする方法と、給付費に比例して配分する方法の2つを例示しているところでありますが、鹿児島県は現在のところ、後者の医療費に比例して配分する方法で、定率で交付をしているのが実態であります。平成24年度においても定率で交付すれば、療養給付費等負担金から県調整交付金に移行するだけで、影響額はほとんどないのではないかと考えられます。

先日、2月23日に開催されました県の国保の主管課長会議における県の説明の中では、ことしの夏以降に国から新たなガイドラインが示される予定になっておりますので、その後、鹿児島県として方針を決定する考えのために、現時点で具体的な県としてのガイドラインを設定していないということでもあります。ゆえに、影響等についての部分については不透明な状態であるということです。

○2番立石幸徳議員 いずれにしても、国保運営というのがここ5年ぐらいのうちに大きく変わっていくと。そこでまず、その本市の対応として、どういったことを予測しておけばいいのかですね、例えば、その事務体制、こういったものについては、まだ、きちとした対応する体制なんかは示されていないんでしょうけれども、おおよそ予測する範囲でですね、今の市町村国保から県単位化というものができ上がったときにですよ、どういった事務体制になるのか。

それから、県単位化になること自体がですね、本当の各被保険者にとってどれほどのメリットといたしましうか、あるいはその実際そういった大きな制度上の変更が被保険者に、非常に歓迎されるものになっていくのかどうか。この点については、どのような整理をされているんでしょうか。

○今給黎和男健康課長 ただいまの御質問であります、これは先ほど税務課のほうからもありましたけれども、平成27年度以降の計画と、国のほうで考えております保険財政の基盤の強化策ということになっておりますので、国のほうとしましては、健康保険が抱える構造的な問題であります年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低く保険料負担が重いことなどの改善のために、先ほど申しました財政基盤強化を図る計画ということになっておりますが、もう一つ大きな問題であります財政の安定化と市町村格差の是正に向けて、財政運営の県単位化の推進を図ることとしております。このため、平成27年度から保険財政共同安定化事業の恒久化を行い、すべての医療費を共同事業に拡大するということになっております。

この制度改正につきましては、鹿児島県全体の医療費の動向とか、所得水準、被保険者数が影響するために本市独自で推計することとか、影響額を推計することは困難であります、国とか国保連合会等にシミュレーションを早期に示すように要請をしていきたいと考えております。

○**依積田義信議長** ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、沢口光広議員。

[沢口光広議員 登壇]

○**9番沢口光広議員** 皆さんこんにちは、沢口光広です。

早いもので、3月に入りました。3月は、日本全国の小学校、中学校、高校等で卒業式が行われ、また一般会社等では、就職や転勤等で人と人の別れの時期でもあり、また出会いのときでもあります。私も若いころは、この3月は進学や就職等の問題で思い悩み、希望より不安のほうが強く、小心者だったような感じがします。皆様の御家族で、そのような年ごろの息子さんがいらっしゃるのであれば、情緒不安定にならないよう温かく見守り、勇気づけてあげることが大切だと思います。

さて、この枕崎市役所では、今春11名の方が勇退されるということですが、長い間御苦労様でした。残り少ない市役所勤務になるかと思いますが、後任者に対しての業務等の事務引き継ぎは、極めて重要な仕事の一つでもありますので、悔いの残らないように頑張っていたきたいと思います。

なお、神園市長にあらわれては、市役所の春の人事異動では4月以降の仕事がスムーズに行われるように、適材適所の人事配置に万全を期していただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、通告書に基づいて一般質問を行ってまいります。

きょうの質問のために、昨夜、平成13年から平成22年までの過去10年間の本市の財政状況推移の一覧表をじっくり見たところ、市債残高の推移、基金残高の推移、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等の推移とも、ここ3、4年はややよくなっているものの、市債残高などを考えるともっとスピード感を持って取り組んでいく必要があるのではないだろうかと思います。

そしてこのたび、行財政改革調査特別委員会が議決・設置されましたが、神園市長はどのように受けとめられておられるのかをお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 前段の部分でいろいろなことに御配慮・御心配をいただきました。私自身も情緒不安定にならないように頑張りたいと思います。

行革特別委員会を立ち上げたことに対しての、どう考えるかということですが、それは議会でお決めになったことですし、私がとやかく論評することは避けたいと思います。

○**9番沢口光広議員** 現在、国会も、全国市町村等にあっても莫大な国債や市債残高等があり、行財政改革が叫ばれているわけですが、枕崎市は財政4指標は県内でも最下位であるわけですが、けがの功名かもしれませんが、赤字再建団体に陥った夕張市のおかげで経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率という計算式が生まれたわけです。ある意味で言うならば、我々は枕崎の財政状況の悪さに早く気づいた方もいるのです。市長が行財政改革等を一生懸命やってきたことは私は認めますが、財政4指標が3年、4年連続と県内で最下位の結果が新聞等で公表されれば、今の市長や市議会議員、市役所職員は何をしているんだと市民から怒りと批判の声を浴びることになるかと思いますが、今後、定年制も65歳まで延長になるし、退職者も17名から18名が退職するということが4、5年続くかと思われるんですけど、そうなったら退職金も4億5,000万ぐらいを払わなければならないと。だから私としては、ここ四、五年この状態が続くんじゃなかろう

かなと心配しております。

私たちは、今が正念場と思い、市長以下みんなが一致団結してふんどしを締め直して行財政改革調査特別委員会を追い風にして、みんなで知恵と汗を出し合って、枕崎市民2万3,600人の幸せを願って今後の行政に取り組んでいきたいと思えます。

続いて、将来負担比率、経常収支比率等を改善していくためには、具体的にはどのようにしていったらよいのか、昨日に引き続き、再確認のために財政課長にお尋ねいたします。

○本田親行財政課長 将来負担比率の改善策等につきましては、先にもお尋ねがございましたところですが、まず、将来負担比率を改善するためには、比率を算出する分子となる将来負担額を縮減していくことが前提となるところでございます。

平成22年度の将来負担額の状況を見ますと、一般会計を初め、特別会計、公営企業会計及び一部事務組合までを含めた地方債残高に対する負担は、将来負担額全体の75%以上を占めています。このことから、新たな財政需要等に対しましても、これまで整備してきた各施設等の有効活用等を検討する中で、真に市民が必要とする事業等を厳選して実施するなど、一般会計のみならず企業会計等を含めた市全体の地方債残高を縮減していくことが第一でございます。あわせて土地開発公社の経営健全、退職手当への対応等を図ると同時に、財政調整基金を初めとします各基金を充実させて、比率のさらなる改善を図っていかねばならないと考えております。

また、新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応していくためには、経常収支比率の改善は必至でありますことから、今後とも第2次行財政集中改革プラン等に基づいて、義務的経費を初めとする経常経費のさらなる削減と、経常一般財源収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

○9番沢口光広議員 今、財政課長がおっしゃったように、経常収支比率及び将来負担比率等を改善していくためには、それぞれの計算式である分母を大きく、分子を小さくしながら市民に行政サービスを行っていくことが大切であると思えます。市長、副市長、財政課長にあらわれては、特に、今後その数値管理を見守っていてもらいたいと思えます。よろしくお願いします。

なお、私のひとり言ではないんですが、市長以下、各課の課長、一生懸命最小の費用で最大の効果を上げるというふうで仕事に取り組んでおられるわけです。それにもかかわらず、財政4指標が少しだけしかよくなりません。この原因を私なりに考えて、いろんな一覧表を見てみたんですよ。そしたら、ほぼ人口が同じである阿久根市と比べた場合、枕崎市のほうが職員数285名ということで、阿久根市より38名ですか、多い。これが原因じゃなかろうかと。何を私が言いたいかといえば、市役所職員に枕崎より人口の少ない阿久根、この38名分の給料・ボーナス、これを払った場合、毎年2億円から2億3,000、4,000万円余計に払っていると。その38人分多いということは、その退職金も単純計算でいえば10億円。その積み重ねが将来負担比率等を高めている原因じゃないかと思うんですけど、当局の見解をお伺いいたします。

○永留秀一総務課長 阿久根市との職員数の比較を御指摘されたところですが、昨日もお答えをしましたが、阿久根市は病院を持っておりませんで、病院職員が枕崎市に比べて少ないと、そういった事情もあります。それから、教育委員会につきましては、嘱託員化あるいは指定管理制度を先進的に取り組んでいて職員数を減らしているという、そういうところもありますが、そういった努力は枕崎でも行っているところですけども、単純に職員数を比べて、将来負担比率を比較するというのはどうなのかなと思っているところであります。

○9番沢口光広議員 この職員285名の中には、消防署員とか病院の関係の関係者、俗にいう市職員の数は含まれていらっしゃるんですか。含まれてなければ、その最大人員を教えていただきたいと思えます。

○永留秀一総務課長 285名のうちには、病院事業それから水道事業、下水道事業そういったところまでは市の行政の範囲ですので、含まれておりますが、消防につきましては、消防組合とい

う枕崎とは別組織の地方公共団体で運営しておりますので、消防についてはこの人員の中には含まれておりません。

○9 番沢口光広議員 本市の場合、市民82人に対して職員1人の割合ということですが、近い将来この日本、また枕崎も少子高齢化等で、まあ日本の人口は現在1億2,000万、これが3分の1ぐらいに減って8,000万になると。枕崎も以前3万5,600人が、今は2万3,600人。これは近い将来1万7,000人ぐらいまで減るという人口予測であることをうかがっておるんですが、だから今後、職員数、職員数のあり方、採用のあり方等も検討していく必要があるかと思えます。

なお、この現在285名。私は、人口100名に対して職員1名の割合が妥当でないだろうかと、こういう経常収支比率等を考えた場合ですね。そういうのも今後、検討していく必要があるかなと思えます。

私は、大阪府の公務員でした。公務員には、それなりに理解はあるつもりです。39年6カ月勤務して、橋下知事が、大阪府知事が誕生したんです。即刻、給料は3万円ぐらい引き下げられて、住居手当はカットされて、あげくの果ては退職金、300万円引かれた年の一番最初の被害者の1人です。というのは、橋下知事はですね、当時、大阪府の借金が1,000億円あると。これをどうしても、これは大変なことだということで、公務員のそういう給料というのか、退職金というのか、住居手当等を全力で取り組んだわけですけど、私も正直なところ人間ですから、正直なところ頭にきました。39年6カ月も働いて急に300万カットと。ただし、きょうもテレビで見たんですけど、国会議員も歳費ですか、300万削減というか、カットしたと。だから、今からの時代は、市民と痛みを分かち合う時代に入ってきたかなと私なりに思っております。

続いて、第2次枕崎市行財政集中改革プラン74実施項目の成果を上げるためには、具体的な数値や期限を定めて取り組んでいく必要があるかと思うんですけど、当局の見解をお願いします。

○永留秀一総務課長 第2次集中改革プランは、12の大きな推進項目で74の実施項目を掲げてありますが、それぞれの実施項目ごとに実施目標年度を掲げてあります。ただ、財政効果額については、集中改革プラン本文には大きな項目ごとの合計額を記載しておりますが、それぞれの実施項目の表につきましては、現在はそれぞれの実施項目ごとの効果額は掲げてありません。この本文に掲げてある合計額につきましては、それぞれの実施項目ごとに効果額を試算しておりますので、それを集計した分を平成22年度から25年度までの財政効果額ということで掲げてあるものであります。この期間中で7億8,000万円を見込んでいますところではありますが、それぞれの実施項目ごとの財政効果額につきましては、2次プランの実績をまとめるということをしていかなないといけないわけですので、その際に追加した項目、それから目標額と実績額、そういったことについてあわせて公表をするように検討したいというふうに思っております。

それから、先ほど職員数のことの御指摘がありました。昨日も申し上げましたが、枕崎市の職員数を病院やら下水道などを含まない一般行政職で比べた場合には、19市中、人口当たりの職員数は少ないほうから9番目ということではありますが、集中改革プランにも掲げてありますけれども、平成22年の4月1日現在では285名という職員であります。それを減らしていこうということで計画には掲載しております。将来的にも、何人まで減らすという目標は立てられないことではありますが、例えば、業務内容の変化に伴いまして、職員でやっているところを嘱託員でできないとか、民間委託ができないとか、そういったところも毎年検討していきながら、職員数の削減を検討していくという考えでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

○9 番沢口光広議員 まあ、前向きなすばらしい回答をありがとうございます。

去年の秋、奈良県桜井市に政務調査に行ったわけですが、桜井市にあつてはアクションプランの具体的数値目標、パーセントや金額をですね、きっちりと掲げて、そして期限をそれなりに定めて目標達成に取り組んでおり、すばらしいなと思えました。我々枕崎市も、今、総務課長がおっしゃったように、アクションプランに具体的数値目標やいつまで達成すると、そのような期限

を定めていただければ、より改革がスムーズにいくかと思えます。また、その一方、歳入歳出のあり方等にも十分目配りしておく必要があるかと思えます。

続いて、本市の自主財源をふやしていくためには、集中改革プラン74実施項目だけにとらわれず、みんなでお互いに協力をして知恵を出し合って、いろんな実施項目を追加していくことが大切だと思うのですが、当局の見解をお願いいたします。

○永留秀一総務課長 第2次集中改革プランに掲げてある実施項目は74項目であります。行財政改革の推進のためには、今、議員が言われたような自主財源をふやす取り組みも含めまして、さらにこれらの集中改革プランに掲げてある項目に追加した取り組みをしていかないといけないと思っております。

また、独立した実施項目としては掲げてなくて、事務事業の見直しという項目の中に入っているんですけども、各課の事務事業でボランティアの活用などによって事業を推進するという、経費をかけないでゼロ予算で取り組んでいる事業もありまして、そういった項目も年々増加しております。そういったことも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○9番沢口光広議員 「おぼれる者はわらをもつかむ」ということわざがありますが、枕崎には南国の太陽と海に恵まれた海の幸・山の幸があります。埋蔵金探しではありませんが、私のくだらないアイデアかもしれませんが、ちょっと数点、早口でしゃべってみます。

枕崎市の市木はツバキです。ツバキ油を空きビル・空き家で製造して枕崎ブランドとして販売する方法はどうかと。

それから今は、春でツワブキが咲いております。昨日かな、ツワブキをこれなんか無料でこのツワブキをお魚センターや東京、大阪等で売する方法はないのかなと。

そして、枕崎には水産高校があります。海があります。育てる漁業ではありませんが、トコブシやミナを海岸で育てる技術を教わり、これをお魚センターや都会の居酒屋、サウナ、魚屋に売する方法はないかと。大阪で私、サウナに行ったらですね、トコブシ2個もしくは3個で1,000円であるわけです。やっぱりおいしいですよ。

それから、携帯電話。日本は世界の金の保有国というのが昨年ですか、新聞等で出たことがあるんですけど、携帯電話には、金やレアメタルが相当含まれておると。これを枕崎市が廃棄回収する、そういう方法はできないかなと。ドコモとかau、ソフトバンクに皆さん持って行かれるんですけど、これを市で回収して高くで売する方法はないのかなと。

それから、東京枕崎会、近畿枕崎会、名古屋枕崎会の会長さんと連携を密にして、ふるさと納税や駅舎募金の振込用紙を送り、枕崎市発展のために協力してもらう方法があるんじゃないかなと。会長さんのところに1,000部でも2,000部でも送れば、向こうは向こうで会員に年2、3回機関紙を送るときがあるんですけど、会長さんのところにまとめて送れば郵送料もいらないう、そういう方法もあるんじゃないかなとと思えます。

なお、橋下知事が大阪府知事に就任したとき、大阪府の公共施設、この自動販売機、あのたばこやジュースの自動販売機の売り上げは、大阪府が管理すると言ったのが、第一声の声だったです。

それから、ことしの1月2日、岡山県真庭市は、NHKテレビで間伐材を利用してチップというんですか、私は専門的なことはわからんですけど、これで電気代等が2億か3億ぐらい年間浮くというテレビ報道を見たんですけど、一度また真庭市のほうに調査派遣するなりしてですね、また枕崎も、それを間伐材化する方法はないのか、検討していただきたいなと思えます。

話は変わり、九州新幹線が開通して1年が経過しますが、新聞やテレビを見れば、大阪・兵庫・岡山・広島などから予想以上の観光客が鹿児島県に来たと報道されております。本市への観光客数は一昨年と比較してふえたのか、それとも減っているのか、当局にお尋ねいたします。

○南田敏朗水産商工課長 枕崎地区の市内観光施設等の入り込み客数につきまして、九州新幹線

全線開通前の平成22年と開業後の23年の3月から12月で比較をいたしますと、平成22年は約63万人でございます。平成23年が約59万人でございます。平成23年は前年に比べて4万人ほど減っているところでございます。これは、3月から9月までの入り込み客数の減少が大きく響いていることから、東日本大震災による自粛ムードや花かごしまの影響が出ているものと考えているところでございます。

一方、宿泊施設の入り込み客数につきましては、平成22年度と23年度の3月から12月で比較をいたしますと、平成22年は2万1,708名、平成23年が2万7,064名でございます。平成23年が5,000人ほどふえているところでございます。これは、駅前のホテルが平成22年11月にオープンしたのが影響しているものと考えているところでございます。

また、駅前観光案内所の3月から12月までの利用客数を平成22年と23年で比較をした場合には、平成22年が1万5,752名で、平成23年は1万6,809名となっております。平成23年が約1,060名増加し、前年比率でいいますと107%という結果になっているところでございます。以上です。

○9番沢口光広議員 市長が先日の施政方針演説で、枕崎駅駅舎基金を設置したと述べられましたが、私個人としては非常に喜んでおります。

枕崎駅はJR最南端の始発駅であり終着駅であり、その表玄関に駅舎ができるということは、本来は当然のことです。駅舎ができれば観光客だけでなく、東京、大阪、名古屋に住んでいる多くの枕崎出身者の人たちも喜んでくれるはず。駅舎をつくるということは、枕崎を観光地化する起爆剤となるはず。その経済効果というものは後からついてくるものと確信しております。一刻も早く駅舎をつくるために、市役所入り口や観光案内所等に駅舎募金箱を設置したほうがいいと思われませんが、市長の見解をお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 市長の施政方針の中で、駅舎建設のための基金を設置されるという御発言でございましたが、市長の施政方針の中では期成会で取り組みたいということで、基金の設置ではございませんので、この点は御了解をいただきたいと思っております。

それと募金箱の設置でございますが、今お話ししましたとおり、建設原資の募集、これにつきましては、期成会のほうで取り組みたいというふうなことで考えております。そうなりますと、期成会でどのような取り組みをしていくのかというふうなことが期成会の中で検討されますので、御参加いただく各団体で同様の取り組み方法というものを検討していく必要があると考えております。今後、期成会の中で全団体統一した取り扱い、どのような方法があるのか、この辺については検討を行いたいというふうなことで考えております。

○9番沢口光広議員 駅舎は駅舎でもピンからキリまでね、大きいやつから小さいやつから、立派なやつからあるんですけど、幾らぐらいを予定されているのか、わかっているのであれば教えていただけませんかでしょうか。

○神園信二企画調整課長 駅舎の概要につきましても、この期成会の中で、どのようなデザインで、どの程度の大きさのものを準備するのかというところの案まで含めまして御検討をいただきたいと思っております。

これによりまして、建設原資等変わってまいりますので、そちらの議論を待ちたいというふうなことで考えております。

○9番沢口光広議員 私は、理想が大きいかもしれませんが、また一風変わった人間かもしれませんが、枕崎を繁栄・発展させるためには、県立火之神公園の整備促進は急ぐべきだと思うんです。この枕崎市が生き延びていくためには火之神公園の整備促進は絶対条件であると思っております。地元に住んでいる人たちは、あの枕崎から見た開聞岳、これは普通の景色だと思うかもしれませんが、都会に住んでいる観光客たちが火之神公園、とにかく枕崎方向から見た開聞岳を見た場合、日本3大風景の安芸の宮島、天橋立、松島より雄大というか、壮大であるということ

を認識すべきだと思うんです。

九州新幹線の開通した今日、枕崎駅からお魚センター、明治蔵、戦艦大和慰霊碑、火之神プールまでの火之神公園行きのバスを試験実施ではないが、子供たちの夏休みに入る7月21日から8月末までの42日間。たったの42日間、されど42日間かもしれませんが、1日三、四便でもいいからバスを走らせる計画はないのか、当局にお尋ねいたします。

○南田敏朗水産商工課長 火之神公園の整備促進と火之神行きのバスの運行についての御質問でございましたので、私のほうからは火之神公園の整備促進について答弁をさせていただきたいと思います。

火之神公園の整備につきましては、平成21年度の魅力ある観光地づくり事業で、園路やあずまや、屋根つき炊事場を県に整備していただいたところですが、引き続き、魅力ある観光地づくり事業による山幸彦の伝説等を活用したフォトスポットや散策用の園路の整備を要望しているところでございます。

○神園信二企画調整課長 火之神公園行きの夏場の臨時バスの運行のお尋ねでございます。これにつきましては、およそ30年前までだったと思いますけれども、市の要請を受けるかたちで鹿児島交通が運行をしておいた実績はございます。ただ、その当時、利用者がほとんどいなかったという状況で、いずれの年も運行費用は赤字でございまして、その赤字をすべて市が負担をしていたという実態であったために、その後、運行は廃止をされております。

議員の御提案に基づきまして、私どものほうで午前中2往復、午後から2往復、計の8便ということをおおよそ40万円の市の負担が見込まれます。これに運行管理費等、当然、運行会社のほうは要求いたしますので、これが上乗せされました場合に、おおよそ40日間のみで、約50万円を超える財政負担が必要になるというふうに試算をしております。30数年前、走った実績はあるんですけれども、その当時といたしますと、自家用車の保有状況というのも非常によくなって、各家庭に2台ほど所有する現状と。30年前、当時以上の乗降客が期待できない現在では、この路線を運行しても採算性はないというふうに判断をしております。なお、本市を訪れる観光客を対象にというふうな運行で計算をしてみましても、運行経費のみ、これは運行管理費は除いた部分ですが、これのみを充足させるために必要となる火之神公園行きの観光客は、4往復の運行に対し毎日65人以上、これが必要となる計算でございまして。

以上の状況から、御提案のバス運行に関して実現は、なかなか難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

○9番沢口光広議員 30年前と時代が変わったんです。もう新幹線は昨年開通しました。いっぱい鹿児島に来ております。知覧までも指宿までもいっぱい観光客が来ております。これを枕崎の地まで呼び寄せる必要があるには、この交通機関、アクセス延長は絶対かと思えます。正直言って、枕崎市はここ一、二年、九州新幹線開通に向けて、怒られるかもしれませんが観光客の呼び込み対策に真剣に取り組んだのかなど。私は1年半前に帰ってきたんですけど、九州新幹線、もう半年後に通って、新聞・テレビ一生懸命報道しているのに、どうして枕崎……、一生懸命取り組まんのかなと思っちゃったんですけど、本当に枕崎を観光地化していこうと思うのであれば、火之神公園の整備・促進を急いで、また、火之神公園行きのバスを走らせることも今一度検討していただきたいと思えます。

続いて、2月18日、19日、県民交流センターで行われたS-1グルメグランプリ大会で、通り会連合会の皆様や商工会議所、それと、ここにおられる市役所の職員等が一致団結して、枕崎鰹船人めしを出品して見事に優勝しました。関係者の常日ごろの地道な努力が実った結果だと思えます。この枕崎市にとって、本当にビッグなニュースでうれしいことです。関係者に大いなる拍手を送りたいと思えます。

通り会連合会の会長の話によれば、今後、飲食店街活性化、また枕崎のまちおこしのためにS-1グルメチャンピオンのぼり40本、鰹船人めしのチラシやマップ1万部、それからはっぴ50枚等をつくり、この秋には九州のどんぶりナンバーワン大会に福岡のほうに挑戦しに行くということをお聞きしました。まちおこしや飲食店街の経済効果、発展のためには、行政も商工会議所等と話し合うなどして助成金を出すなど全面協力していただきたいと思いますと思うんですけど、もし助成金を出すのであれば幾らぐらいを予定されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○南田敏朗水産商工課長 S-1グランプリでの枕崎船人めしの総合グランプリ受賞につきましては、御指摘のとおり商店街連合会の皆さんの熱意と頑張りはもちろんのことでございますが、地方大会や本大会を通じて応援していただきました関係団体や市民ボランティアの皆様の御支援のたまもでございます。何より町や商店街を盛り上げようと一丸となって取り組んだ結果であり、大変意義深い受賞であったと考えているところでございます。

グランプリの受賞後、早速、テレビや新聞等のメディアで取材がございまして、記事掲載や放映がなされ、枕崎がPRされているところでございます。3月1日から市内10店舗がそれぞれ工夫を凝らした枕崎鰹船人めしを提供しているところでございます。

商工会議所や漁協、加工組合等と連携しながら、行政としても何らかの支援ができればと考えているところでございまして、まだ具体的に金額がいかほどかというふうなことは検討していないところでございます。

○9番沢口光広議員 ちなみに、昨年S-1グルメグランプリを優勝した志布志。この1年間の経済効果を向こうの市役所及び商工会議所に聞いてもらったところ、具体的数字は言えないが、ちりめんの加工場の生産量は前年比1.5倍、飲食店の客は志布志市市外から結構多く来るようになりましたという回答があったということをお聞きしております。枕崎もこうして今月1日から例の船人めしを10店舗ほど販売し始めたということですが、この経済効果というのは今からこの半年、1年が勝負だと思います。この間に枕崎を鹿児島県、九州、また全国にアピールしていけば、それこそ後々すごい経済効果、億という経済効果が生まれればと個人的には思っております。

続いて、枕崎への観光客数をふやすためには、行政とホテル、タクシー会社、飲食店及びお魚センターなど、各業界との緊密な連携強化を図っていくことが大切だと思うんですけど、当局の見解をお伺いいたします。

○南田敏朗水産商工課長 これまで指宿まで来た観光客を枕崎市と薩摩半島南部地域に呼び込むための施策といたしまして、南薩振興局や局内南薩4市で連携いたしまして、パンフレット作成やモニターツアー等を実施してきているところでございますが、枕崎市を初め、薩摩半島の風光明媚な景勝地や歴史遺産、古代神話等の観光資源を十分に活用できていないということがございますので、平成24年度は新たに開設される観光協会のホームページを活用して、枕崎や近隣市等の観光情報を発信するとともに、南薩4市や薩摩半島観光振興協議会と連携したモニターツアーを実施するなど、近隣市や地元の観光関係団体等との連携を密にして取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○9番沢口光広議員 水産商工課が音頭をとってくれて、昨年5月12日薩摩半島広域観光シンポジウム、また10月24日には、枕崎市観光協会主催の講演会が行われましたが、あのお話を聞いて、枕崎市内のホテル、タクシー、飲食店、お魚センターなど関係者全員にお話を聞いてもらいたかったです。それくらい、実に有意義な実のある講演だったと思います。

私が何を言いたいかといえ、一昨年、福井県のほうに旅行に行き、永平寺、和倉温泉、越前竹人形の里、東尋坊に旅行に行ったんです。地形や町並みがこの薩摩半島、南薩摩半島とよく似ているんですね。知覧や枕崎など例を挙げれば、電車やバスなど交通機関も全く枕崎と似て不便なところなんです。この枕崎を例に挙げれば、岩戸ホテル、福住、ステーションホテル、シーサイド八潮、こういうホテル同士が連携を図って、自分たちのホテルのマイクロバスを協力し合

って効率的に運用しましてですね、いろんなホテルに泊まった観光客をバスに乗せ、知覧行きの方は知覧のマイクロ、指宿に行きたい人は指宿、坊津のほうに行きたい人は坊津と、そういうシステムがしっかり送迎ができています。しかも、あのお土産センター、あの飲食店、タクシー会社等との連絡もスムーズに取り合っており、一観光客として実に快適な旅行ができたなど、そのような意味においてこの枕崎も観光面においては、知覧・指宿・加世田などと広域連合を、今後図っていく必要があるんじゃないかなと思います。

関連して、知覧・枕崎間の昼間帯のバス増便。現在、正直なところ1日に2便、来るのが夕方5時台と6時台。知覧まで観光客はいっぱい来ているわけなんです。知覧特攻平和会館に確認したところ、昨年1年間の入場者数は、52万8,238人の入場者であったと。一昨年と比較して6万4,372人増加して、新幹線開通後は、月に六、七万の入場者数が夏場以降ずっとであったと。これはやっぱり、新幹線効果が着実に数字にあらわれておるかと思えます。

また、指宿のほうも、ホテル白水館、毎日満室状態であったということをお聞きしておりますが、このように、知覧や指宿まで来ている多くの観光客を我々の枕崎の地に呼び寄せるためには、交通機関のアクセス延長というか、JR指宿枕崎間の……、先日いぶたま号は、何かこの車幅ですか、車輪ですか、の関係で無理だということをお聞きしたんですけど、とにかく知覧・枕崎間の昼間帯のバス、もう1便でも2便でもいい。それからトロッコ電車、JR指宿からの、そのように工夫をした往来要請はできないのかなと。これを、当局にお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 交通機関について、たくさんまとめてお尋ねいただきましたが、まずは知覧・枕崎間の昼間帯のバスの増便要請というところにつきまして、答弁させていただきたいと思えます。

枕崎・知覧間のバスと申しますのは、生活路線ということで運行されておまして、主に薩南工業高校の生徒さんの通学用、また、知覧町内への事業所への通勤、さらには、知覧町内から本市への医療機関への通院のために運行されている路線ということでございまして、この路線につきましては、国と県がそれぞれ300万円ずつ、合計で600万円の補助の投入を行っております。この上に、運行会社もおおよそ150万円の年間の赤字を負担して運行している状況でございます。

また、鹿児島・知覧間まで来たバスが従前、枕崎まで足を延ばしておったんですけども、このバスにつきましては、今現在、鹿児島・知覧間でとまっておりますが、これにつきましては、知覧住民の皆さんが、鹿児島市内での用務を満すために運行されている生活路線という位置づけでございます。この知覧・鹿児島間の生活路線の補助の状況といたしましても、国県あわせて2,800万円を超える補助金の投入、その上に運行会社も年間650万円に及ぶ赤字の負担を行っているという状況でございます。

議員がおっしゃいますとおり、九州新幹線の全線開業後、観光客は増加をしているということで、知覧町、それから指宿市のほうまでお見えてございますけれども、まだそのほとんどが観光バスによるものというふうにお見受けしておりますし、指宿市の観光課の方々にもお聞きしますと、新幹線で家族連れと個別の旅行でお越しになったお客様も、ほとんど鹿児島中央駅、または指宿駅でレンタカーを借り上げて、短い滞在時間で南薩地区を回りながら霧島方面、鹿児島市内方面への周遊を予定されている方が多いと聞いております。このため、路線バスを利用してゆっくり南薩地区を周遊されるお客様は少ない状況で、先に御紹介した国県の補助と運行会社の赤字負担の状況となっているところでございます。

このような状況から、議員御提案の路線バスを利用した観光客の誘因のための生活路線バス増便につきましては、このバスの運行の赤字をさらに大きくするのではないかなというふうにお考えしております。なお、生活路線の赤字が増大いたしますと、本市のみの財政負担ではございませんで、国、県それから当該生活路線が通過する応分の費用負担義務、赤字の補てん義務というものが発生しますが、これに関係する各自治体、県、国のすべてがこの費用負担増加してよろしいと

いうことに合意をいただかないと当該路線の増便というものもできないというふうな仕組みになっておりまして、なかなかこの当該路線の増便について、それぞれの団体が御了解いただけるのは難しいのではないかと考えております。

○9 番沢口光広議員 昨日来、行財政改革言うてる中に、私もきょう行財政改革、発言、質問したんですけど、それがなんか今、赤字になるようなこの九州新幹線開通後の経済効果、相反するような質問に思うかもしれんけど、私はもう近い将来、枕崎が生き残っていくためには今、申し述べた九州新幹線開通後の、この夢みたいな質問をいたしましたけど、いつかはそういう時代が来たとき、活力ある枕崎になるときだと確信しております。

○神園信二企画調整課長 先ほどのお尋ねで答弁漏れがございました。失礼いたしました。

いぶたま号のお話、トロッコ列車等の運行要望というところの答弁が漏れておりましたので、御答弁申し上げます。

いぶたま号の枕崎までの延伸につきましてははですね、私ども当局のほうも指宿枕崎線の輸送強化促進期成会とか、県の鉄道整備促進協議会のそれぞれ要望の時期がございます。これらの要望活動の機会をとらえまして、既に繰り返して要望を行ってきたところがございます。これに対しまして、JRの回答は、いぶたま号のように速度の速い列車の運行を行うとすると、指宿以南の線形、線路のかたちですね、形状、これが、速度に対応できるものとはなっていないために、もし、いぶたま号をあのスピードで走らせると転覆の危険があるというふうなことでございまして、全線の線形の改良、それとレールの敷設がえが必要となると。これらの設備投資に対しまして、回収できる運賃収入の見込みというのは将来にわたって難しいというふうに考えているために、延伸は考えていないという回答でございました。このことから、本市におきましては、先ほど議員も御指摘いただきました指宿枕崎線沿線の雄大な景色ですね、これをゆっくり楽しんでいただくトロッコ列車の要望、これを繰り返しております。

それと、このほかにも港まつりの臨時列車等の運行要望を行っておりますけれども、港まつりの臨時列車につきましては、毎年対応いただいているというふうな状況でございます。

○神園征市長 議員がおっしゃったようにですね、従来、枕崎は観光という点については、その掘り起こしが少なかったように感じてはおります。その観光行政に対する思い入れについては、私は敬意を表したいと思えます。

先ほど東尋坊の名前が出ましたが、東尋坊なんかも、あれは確かに柱状節理という珍しい風景もありますけれども、いわば自殺をする人が多いということでも有名ですよ。そういったことすらあの辺は逆手にとって売りにしたりしているわけですよ。要は観光というのは、いかに自分たちのこの枕崎に魅力を見いだすかという、自分たちがいかに魅力を見だし、それをどういうふうにして生かすかということだと思っております。いろいろと工夫すればいろんな魅力を持っているところがあると思えますので、ぜひ、これは議員の皆さん方が政務調査に行かれる場合も観光地がだめだということではなくて、そういったところも見に行つて、観光のほうにも行政にも関心を示していただい、またいろいろな提言をいただければありがたいと思えます。

○9 番沢口光広議員 最後に、環境問題について質問いたします。

最近、枕崎市全域、特に、宮田町、緑町、それから塩屋から鍋平山周辺、カラスが異常繁殖する光景を目にします。ふん害等の被害もあり、ことしは小鳥、スズメ、メジロ、ウグイス等の姿もあんまり見ませんが、何らかの対策をとる必要があるかと思われまます。

特に、宮田町周辺の夕暮れどき、午後6時30分ごろ、1,000羽を超えるぐらいのカラスの集団が電線を揺さぶって不気味なんですけど、今、何らかの対策をとらないことには、カラスは生命力が強くてですね、私より生命力が強いのかな、一段と異常繁殖するのではなかろうかなと心配しております。「百聞は一見にしかず」ではありませんが、皆さんも一度夕暮れどき、今であれば午後6時半ごろ、宮田町、その近くの宮田町一帯の現場確認をしていただければ、その異常さ

がよくわかるかと思えます。これにとって、当局の見解をお尋ねいたします。

○天達章吾市民生活課参事 市内のカラス等のふんの被害に関する問い合わせ等がありますが、カラスの群れは時期的なものと考えられることもあります。現在、具体的な対策ははっきりしないところがございます。県に問い合わせましたが、原因についてはよくわからないとのことでした。

また、小鳥などの姿があらわさなくなったことについては、全国的にそのような現象が見られ、原因についてはいろいろな原因が考えられますが、原因の確定には至っていないということがございます。

○9番沢口光広議員 これまで質問を終わりますけれども、一度、午後6時半過ぎに宮田町周辺に見に行かれてですね、こういうものかと頭の片隅に入れておいていただければ幸いです。

以上で私の一般質問を終わります。

○依積田義信議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後1時9分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、茅野勲議員。

[茅野勲議員 登壇]

○6番茅野勲議員 皆さん、お疲れさまです。しばらくの間、おつき合いをお願いいたします。

まず、2月18日、19日に鹿児島市内で開催されました食のS-1グルメグランプリ大会で、枕崎市通り会連合会の鰹船人めしがグランプリを獲得いたしました。本当におめでとうございます。

さて、最近の農業を取り巻く状況は、国際的にはWTO交渉や、オーストラリアを軸とするEPA、FTA交渉に加えて、TPPの交渉が正念場を迎えようとしております。このように、国際化の進展にも対応し得る力強い農業構造の確立が、必要不可欠となっております。

このような中、我が枕崎市でも農業従事者の高齢化は避けて通れません。加えて、昨今の農産物の価格低迷で離農者の増加が懸念されます。次の世代へ受け継いでいかなければ衰退するのみです。私が思うに枕崎の市民は、第一次産業の発展・活性化には他市に引けをとらない自信と活気を持ち合わせていると考えます。また、そのことが自然と商工業の活性化につながっていると思います。このようなことを念頭に置き、通告に従って質問をいたします。

まず、農業振興法について質問をいたします。

御存じのとおり、この法律が施行されて四十数年を経過したと思えます。昭和44年法律第58号に基づく国土資源の合理的利用、また、農業生産の近代化を図るための地域の保全・形成を主たるねらいとしている。転用申請をしても、転用不可の件をよく耳にするが、住宅、工場、駐車場あるいは置き場、目的は多種に及ぶと思えます。ここ10年程度で、どれくらいの転用申請をされたか、また、その許可されなかった件数を把握できていれば教えていただきたい。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 農地転用の問題につきましては、平成21年の農地法の改正に伴い、農地面積の減少を食い止めるため農地転用の規制がますます厳しくなりました。そのような状況の中で、本市でも農業後継者の住宅に関して、規制緩和の要望があるのは事実です。

また、先日、知事と市長と語る会におきましても、志布志市のほうから農業後継者の住宅建設について、規制緩和の要望がなされ、知事自身も後継者が自分の農地に自分が住むための住宅を建築することは認めたほうが良いとの考えで、何らかの方法で解消したいと答弁しておりますので、今後、県のほうでも検討がなされるものと思えます。

お尋ねの詳細につきましては、農業委員会事務局長のほうから答弁いたします。

○瀬戸口修農委事務局長 農振除外を伴います農地転用につきましては、年間約6件から7件程度の相談がございます。農地転用の許可につきましては、農用区域の除外が見込まれることが条件となっておりますので、相談の段階で除外転用が可能なのか、農政課と十分協議しております。その段階で除外または転用除外要件を満たさないために、代替地を検討するケースが年間3件程度ございます。

また、正式な申請をした後に農業委員会におきまして、承認されなかった件数はございません。

○6番茅野勲議員 知事の明るい見直し、検討というか、そういうのが見えてきて本当に心強く思っております。

県は、農振地の線引き見直しを10年ごとに行っていると聞いておりますが、転用許可を出さなかった場合にですね、県は少しでもその後の追跡調査をし、地域の現状を把握しているのか、また担当課としても常に見直し等の要望を県に出しているのか、お聞きしたいです。

○真茅学農政課長 農振農用地内の除外につきましては、ある程度県知事が権限を持っておることから、県に対して除外要件の緩和を要請しております。県においては、例えば茶工場や畜舎の隣接地の除外要件の緩和ができないか検討中とのことであります。なお、除外要件の緩和につきましては、除外要件の緩和についての県への要望は、これまで文書で4回、そのほか口頭でも行っているところでございます。

○6番茅野勲議員 今後もおさら、要望を出していただきたいと思います。

最近の状況で住宅建設あるいは地場産業にかかわる施設の拡張、あるいは設置等で農振地内での申請は、昨年度1年間では何件ありましたか。

○瀬戸口修農委事務局長 現在、農業委員会、農政課で把握している相談件数は、約7件ほどございます。そのうち、法人による相談が2件。内容につきましては、既存の工場の拡張などがございます。それから、個人による相談が5件ほどございます。相談の内容につきましては、住宅の建設並びに通路などとなっております。

○6番茅野勲議員 担当課においても少しでも転用許可の可能性があるのであれば、ぜひとも市民の要望を継続して伝えてください。片方では農業後継者育成を推進し、また土地の有効利用の推進も図らなければならない状況ですので、この取り組みを強化していただきたいと思います。

次の質問に入ります。県内のたばこ耕作者の約半数、310戸が廃作されたようだが、本市の現状はどうなっているのか、教えていただきたい。葉たばこの廃作戸数は何戸数であったか。

○真茅学農政課長 葉たばこの廃作戸数につきましては、平成23年度に3.55ヘクタール栽培されていた3戸の方が廃作をされました。また、その際、廃作される農家には10アール当たり28万円、総額994万円の廃作協力金が日本たばこ産業株式会社より支払われているところでございます。

○6番茅野勲議員 現在、残ったたばこ耕作者の戸数は、何戸数か。面積とお願いします。

○真茅学農政課長 平成23年度は6戸でしたが3戸廃作され、24年度は3戸になる予定でございます。それから、面積につきましては3戸で、6.35ヘクタール栽培される計画でございます。

○6番茅野勲議員 葉たばこ農家の転作作物は、何になるようですか。

○真茅学農政課長 廃作農家に意向調査を行った結果、廃作後の作物は焼酎用、でんぷん用、加工用サツマイモへの転化を計画しております。

○6番茅野勲議員 その作物への指導等は、どのような指導をしているのか。

○真茅学農政課長 サツマイモへの生産指導につきましては、関係機関で協議の上、策定された栽培基準表をもとに座談会や栽培研修会を通じて指導を行っておりますが、今後とも県、農協、でんぷん工場、酒造会社等と連携して、生産性の向上が図られるよう指導等に努めてまいりたいと思っております。

○6番茅野勲議員 なぜ、たばこ耕作者の廃作に対して心配をするかということですね、たばこの耕作者は昔から土づくりから圃場の管理ですね、すべての面ですばらしい技術を有した方がほとんどでございます。こういう方が、こういう廃作がきっかけで離農するということがないように、できれば転作をして次の作物で頑張っていて、枕崎の農産物をつくっていただくということをお願いしたくて、こういう質問をいたしたところでございます。そのように、今後も市としても指導方をよろしくお願いいたします。それと、廃作者が多い場合には、共同乾燥施設の利用状況等にも支障が出てくると思います。ぜひ、今後の農家の指導や援助を十分に尽くし、離農する方がないように指導・助言をお願いしたいと思います。

乾燥場の後の処置はどのようになったか、教えていただきたいと思います。

○真茅学農政課長 枕崎市内に2カ所の共同乾燥施設がありましたが、そのうち鹿籠共同乾燥施設については、施設の廃止を決め、既に解体処分しております。今後は、別府共同乾燥施設に集約して利用する計画であります。

また、農家指導員につきましては、関係機関や農家で組織する葉たばこ生産振興対策協議会を中心に、葉たばこ生産の向上が図られるよう指導に努めてまいりたいと思います。

○6番茅野勲議員 生産履歴の記帳や生産認証制度への取り組みについて、質問いたします。

安心安全な農産物を消費者に提供するため、行政、農業団体、農家の三位一体の取り組みが不可欠の状況の中、今後一層グローバル化していくと考えられる。各種農産物を生産される、互いに土地利用を図る中、産物によっては、管理作業等で不都合な面が生まれてくるんじゃないかと懸念をされるところでございます。というのは作物により、植えつけ、収穫、栽培、管理等の時期が違ってくると思うんですよね。生産者が作物による大まかな団地化というか、分別化はできないか、そういうふうな計画を立てることはできないか、お伺いします。

○真茅学農政課長 作物の団地化を行うことは、病虫害防除の面から一部ウイルス性の病気など懸念される部分もありますが、基本的には作業の効率化や他の作物への農薬の飛散防止を図る上からも有益なことと考えております。そういうことで、作物ごとの団地化を図る場合には、農地の流動化が必要不可欠であり、これをいかに進めるかが難しいところでありますが、国としては今後の農業のあり方として農地の流動化、集積を最重要課題の一つとして位置づけ、農地集積の事業も打ち出しておりますので、この事業を進める中で、できるだけ作物ごとの集団化ができないものか、関係機関とも連携しながら検討してみたいと思います。

○6番茅野勲議員 ぜひ、検討していただきたいと思います。というのは、現時点でぼつぼつと入り込みの作物をみんなつくっておるんですけども、先ほど課長が言われたとおり、農薬散布とか、そういう面でどうしても関係のない、今、収穫をする人のものに風向きによってはかかるんじゃないかという懸念がします。現在では、地主同士でいつ収穫するのかとか、風向きによってはかけないで帰るとかいうようなかたちをとるようになっておりますけれども、忙しくなったら済まして帰るような人がもしおった場合に、残留農薬という件が出ますので、ぜひ大まかでいいですので、国の事業等を取り入れながら、そういう方向づけをぜひやっていただきたいと思えます。そして、枕崎の温暖な気候を生かし、耕作地を1人でも多くの方が有効利用して生産に励んでいただきたいと願っております。

次に入ります。県茶業会議所から、鹿児島県茶業振興大会の開催の要請がありました。前回は、たしか平成元年度に大会をしたと思っておりますけれども、大会は26年を計画いたしておりますので、二十数年ぶりということになります。茶業者全員が参加で挑むことを決心いたしました。ここ数年、天候不良、霜害、寒害等に遭いまして、おまけに経済不況ということで茶価が暴落した状態が続いております。こういう中、どうにかして活路を見いだしたいと全員が今、考えているところでございます。行政にもお願いをして、みんなで盛り上げていこうという決意を出しているところでございます。

市長にお尋ねします。すべての農産物の価格が低迷している中、枕崎の産業の活性化のきっかけにし、市民全員参加の大会にできないか、お伺いいたします。

○**神園征市長** 県の茶業会議所よりも、平成26年度に枕崎市で県の茶業振興大会を開催してほしいとの要請があったところではありますが、開催が決まりましたら関係団体と知恵を出し合って、多くの市民の方が参加できる大会となればよいと思っております。

○**6番茅野勲議員** 幸いにも本市には、かつおぶし、焼酎、花などいろいろな特産物があります。大会を通じ、全国に宣伝をし、また市役所の全課で大会を盛り上げることはできないか、お尋ねをいたします。

○**真茅学農政課長** 過去に開催されました県茶業振興大会では、参加予定者を3,000人から5,000人程度と見込んで実施しております。経済効果を発揮するため茶に関する展示販売にとどまらず、特産品の展示販売を行っております。平成元年度に枕崎市で開催された折にも、カツオ製品を多数の来場者が買い求めたという実績等がありますので、そのような大会にできればと考えているところでございます。

○**6番茅野勲議員** 2年ありますので、場所からすべて参加するものから、農政課を軸にしてひとつ組み立てていっていただきたいと思えます。大会は、平成26年に計画されています。2年後に向け、JAの農業祭や漁協、加工組合、お魚センター、それに新酒まつり等、協力を願って本市の発展につながるような立案・計画を全課を挙げてやっていっていただきたいと思えます。

降灰対策について、質問いたします。桜島に加えて新燃岳の噴火が続いている状況です。桜島は以前にも増し、活発化しているが、本市の降灰に対する茶、花、その他の農作物への対策はどのようにになっているか、お知らせください。

○**真茅学農政課長** 枕崎市は平成3年度に防災営農施設整備計画対象地域に指定されて以来、これまで、茶、花卉、果樹、野菜、飼料作物、葉たばこでの経営安定対策事業に取り組んでまいりました。茶は30組合で、茶洗浄脱水施設24施設、茶摘採前洗浄機10台を整備し、事業費は3億6,358万1,000円でございます。

花卉につきましては24組合で、花卉ハウス465棟、21万1,380平方メートルを整備し、その事業費は12億8,892万9,000円でございます。果樹は7組合で、果樹ハウス70棟、3万9,242平方メートルを整備し、事業費は1億1,489万3,000円でございます。野菜は2組合で、野菜ハウス41棟、7,320平方メートルを整備し、事業費は1,646万9,000円でございます。飼料作物は3組合で、収穫調整用機械を整備し、事業費は6,050万円でございます。葉たばこは1組合で、葉たばこ洗浄機を整備し、その事業費は414万1,000円でございます。

また、24年度につきましては、茶で1組合、茶摘採前洗浄機2台、花卉で1組合、花卉ハウス5棟、3,425平方メートルを整備する計画でございます。

○**6番茅野勲議員** 24年度までの整備の割合ですね、パーセントはどれくらいになっていますか。わかりますか。

○**真茅学農政課長** 24年度までの整備の割合と申しますと、茶工場とか大塚の花卉ハウスでいえば、花卉の全体的な、それに対するという……。そこは、細かい数字はつかんでおりませんが、おおよそで申しますと、茶工場は現在43茶工場でございます。その中で一概には言えませんが、茶洗浄脱水施設でいくと、そのうち24施設が整備したということでございます。

花卉ハウスでいきますと、面積が32、33ヘクタールだったと思えます。そして、先ほど申しましたように21.1ヘクタール程度整備しているということで、約3分の2ぐらいが整備されているということでございます。

○**6番茅野勲議員** 農政課長も御存じのとおり、お茶に灰が混ざれば廃棄処分です。本当に高い資材を投入して市場に出して、灰が少しでも混ざっていたら全くの肥料です。そういう面からも見て、24工場が洗浄機が対応しているということですけども、43工場ですね、24、まあ、

ほとんどの工場がこれから灰がなくなるということは考えられませんので、それに対応するような指導方をしていっていただきたいと思います。

最後に、今後の降灰への対策の必要な部門に対しては、国、県の進める事業を取り入れ、対策強化を進めるようによろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○**依積田義信議長** ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時38分 休憩

午後 1 時47分 再開

○**依積田義信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉松幸夫議員。

[吉松幸夫議員 登壇]

○**11番吉松幸夫議員** 皆さん、こんにちは。吉松でございます。23年度、議会の一般質問も私で最後となります。よろしく、おつき合い願いたいと思います。

質問の前に、先月行われましたS-1グランプリにおきまして、枕崎船人めしが見事優勝したことは、非常に喜ばしいことであり、関係者の皆様の努力に深く感謝いたします。これを機に、枕崎がさらに発展することを希望いたします。

東日本大震災が発生し、多くの人命が奪われてから、もうすぐ1年になろうとしております。政府も復興対策をとっておりますが、なかなかスムーズに実行されていないのが現状であります。あの経験を乗り越え、我々は一致団結して物事に対処する必要性を痛感いたしました。

災害は、何の前ぶれもなく、突然やっけてまいります。人間の立てられる対策が、自然の災害の脅威にはわずかなものであり、何の抵抗もできないのが現状でございます。さすれば、その後の対策をいかに迅速に、かつ適切に行うかということが肝心であろうと考えます。

そこで質問いたします。12月議会でも質問いたしました。神園市長が防災計画の見直しを指示されました。今一度、市長の方針とその後の進捗状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 東日本大震災を受けて、昨年12月の臨時国会におきまして、津波防災地域づくり法が成立いたしました。この法律に基づき、国土交通省は津波対策を進めるための基本指針を定めております。基本指針の考え方は、最大クラスの津波が起きても何としても人命を守るため、ハード・ソフトの施策を総動員すること。地域の実情を把握している市町村が主体的な役割を果たし、避難訓練などを通じ、津波に対する住民の意識を常に高く保つよう努めることなどが示されております。

また、都道府県が津波による浸水の想定を行うこととし、予測に当たっては最大クラスの津波を想定することとしております。

本市におきましては、現在の防災計画は台風と豪雨によるものを中心としておりますが、東日本大震災の地震と津波被害を受けて、それらの対策を盛り込んだ防災計画の見直し作業を現在行っているところであります。具体的な見直し内容については、防災計画の中に新たに津波災害対策の項目を追加し、津波に対しての避難場所についても地域ごとに指定したいと考えており、ことしの6月をめどに計画の見直しを行う予定であります。さらに、今後の津波の想定と浸水予測が示されるなど、国県の防災計画の見直しがあった場合には、市の防災計画もその都度見直しをしていきたいと考えております。

○**11番吉松幸夫議員** 先ほども申しましたが、なるべく早くこういう対策をですね、的確な対策を立てていただきたいというふうに思います。

続きまして、給食センターについてちょっと御質問いたします。昨年、新設された給食センターですが、新設のセンターでありますので、万全を期していることだとは思いますが、昨年末、

鹿児島県下においても各所のセンターでノロウイルスなどの発生が出て、営業が何日か停止したという状態がありましたが、今一度、本市の給食センターの衛生管理体制はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○今給黎龍浪給食センター所長 ことしの1月でございましたが、指宿市や鹿屋市でノロウイルスが原因となり、給食を停止する事態が発生をいたしました。

本市におきましては、文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準及び会社独自の衛生管理マニュアル等に基づき、ノロウイルス等の感染性疾患への対応や予防策など、衛生管理の徹底に努めているところであります。

具体的には、従事者の家族を含めた健康管理や手洗いの励行、施設設備等の消毒の徹底を行っています。学校給食の使命であります安全・安心でおいしい給食の提供に、今後とも努めてまいります。

○11番吉松幸夫議員 なお一層ですね、衛生管理に努めていただきたいと思います。

次に、給食センターのメニューのことなんですが、定期的にはですね、我々も試食をさせていただく機会がないかというふうに考えておまして、その方法はありませんでしょうか。

○今給黎龍浪給食センター所長 新センターが昨年9月に稼動いたしまして、先ほど申し上げましたように、安全・安心でおいしい給食の提供に努めているところでございます。児童・生徒や保護者を対象とした給食センターの見学や試食会につきましては、11月から実施をしています。現在まで、新センターの見学につきましては8回、186名、試食会は5回で65名の利用がなされています。センターのほか、各学校での試食会は保護者等を対象に14回行われて、309名の試食が行われています。試食会の目的について申し上げますと、学校給食への理解を深めること。学校給食を活用した食育の充実にあると思います。

このようなことから、児童・生徒や保護者の利用は従来どおりであります。今後は議員が申しましたように、公的機関や団体についても、給食業務との調整を行いながら、可能な限り、受け入れる方向で進めてまいります。また、定期的な受け入れにつきましては、本来の調理業務、そういったこともございますので、給食業務との関連を見ながら、また衛生管理などとの関連もございまして、定期的には難しいと思いますが、申し込みに応じてですね、調整をしながら受け入れる方向で進めてまいります。

○11番吉松幸夫議員 我々もですね、子供たちがどういうメニューの給食を食べているか、こんなおいしい給食だったら、安心して子供たちを預けられるというような気持ちですね、全市に伝わっていただきたいと思いますので、その辺はよろしくお願いします。

次にですね、現在、給食センターで使用されている食材についてですが、市内で生産されている食材の大体何%ぐらいが、センターで使われているんでしょうか。

○今給黎龍浪給食センター所長 学校給食センターの食材の選定に当たりましては、安全面を第一に、鮮度はよく品質が一定なものを安定的に供給できるかに留意して、選定を行っているところであります。現在、市内の産物の活用につきましては、かつお製品、練り製品、豚肉、牛肉等はすべて枕崎産を使用しております。

野菜や果物につきましては、平成21年度から市内の生産者グループと連携し、毎月の地場野菜供給検討会を開催しながら、地元産で利用可能な食材については優先的に使用しております。

野菜、果物類の使用割合は、市内産17%、県内産27.1%、国内産55.7%、外国産0.2%となっています。

また、地元でない食材につきましては、可能な限り、県内産を使用するように努めているところであります。

○11番吉松幸夫議員 なるべく多くの食材をですね、地元枕崎市で調達できるように願いたいと思います。

続きまして、産業経済についてですが、昨年カツオマイスターの検定とかS-1グランプリで優勝したり、一昨年より枕崎ブランド、これに対する追い風がですね、かなり吹いてきているように思いますが、これらも含めて枕崎ブランドとしてのですね、プランニングをどのようにやっていくおつもりでしょうか。

○真茅学農政課長 まずあの、農業関係から申し上げますけれども、枕崎ブランドづくりにつきましては、サツマイモや豆類、茶、花卉、畜産等を中心に持続的な発展を図るため、ブランド確立は重要なことであり、単に生産量の拡大だけでなく、消費者が求める食の安全に配慮した農産物の生産が大事であります。

茶につきましては、ISO9001や鹿児島県の農林水産物認証制度の認証を受けた安全安心なお茶として、消費者へさらなるPR活動の強化を図ってまいりたいと思っております。また、平成26年度県茶業振興大会を枕崎で開催する予定であります。枕崎茶の認知度の向上に努めてまいりたいと思っております。

タンカン、キンカン、加工用サツマイモについても、鹿児島県の農林水産物認証制度の認証を受けており、タンカン、キンカンは鹿児島ブランド指定産地として承認されておりますので、販売戦略の上からも産地イメージが高まり、有利販売につながっていると考えております。

畜産業にあつては、枕崎牛が消費者を通じ、商標ブランドとして全国に販売されておりますが、地元での認知度が低かったことから、地元販売の強化と枕崎牛の看板設置を行うよう進めているところであります。また今後、県や農協などの関係機関と連携して、ブランドづくりに努めてまいりたいと思っております。

○南田敏朗水産商工課長 枕崎のブランド化につきましては、今、農政課長からもございましたように、枕崎かつおぶしやぶえん鰹、鹿籠豚、枕崎牛とそれぞれの業界で取り組んでいるところでございますが、今回のS-1グランプリで本枯れ節やぶえん鰹、かつお味噌等を使った枕崎鰹船人めしが総合グランプリを受賞したことで、食のまち枕崎を強くアピールできたものと考えております。なお、枕崎鰹船人めしにつきましては3月1日から、先ほども申しましたとおり、3月1日から市内10店舗で販売を始めましたので、今後、市外からの来客数が増加することを期待しているところでございます。今後、鰹船人めしが全国規模の大会へ出場する機会が出てきた場合には、商工会議所など関係団体とも連携して支援できればと考えております。

また、カツオマイスター検定につきましても、継続して実施いたしますので、カツオやかつおぶしのみならず、農畜産物を含めた枕崎の食を全国に情報発信できるような取り組みにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 この枕崎ブランドですね、非常に貴重なものであると思っておりますので、大切に育てていただきたいというふうに思います。

続きまして、都市基盤づくりについてお尋ねいたします。振興計画の中に、計画的な土地利用とありますが、その青写真はできているのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 計画的な土地利用の青写真ということになりますと、土地利用計画法及び同法に基づく土地利用基本計画というものが出来てまいりますが、これにつきましては、国内経済が活発で各地でゴルフ場計画やリゾート計画等に基づく乱開発、これが行われまして、自然環境や市民生活に深刻な影響を及ぼした時代に制定、策定されております。この目的としましては、これらの無秩序な土地開発から市民生活を守るということを目的としているものであります。

本市におきましては、この土地利用基本計画は策定してはおりませんが、都市計画法、それから農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法と各法律に基づく地域指定が行われている状況でございます。

○11番吉松幸夫議員 できるだけ効果的な利用法を考えていただきたいと思っております。

続きまして、自然環境についてですが、12月の議会でもお尋ねしたんですけれども、環境保全のために監視員を設置しているというお話でしたが、その後、24年度の計画としては、どのようなことを考えていますでしょうか。

○天達章吾市民生活課参事 枕崎市民の環境を守る条例に基づき、公害の発生状況を把握し、良好な環境を保持するため、平成24年度におきましても引き続き、各校区から1名ずつ、計5名の自然保護監視員を委嘱してまいりたいと考えております。

自然保護監視員の活動内容や業務等について、環境パトロールにおける調査、連絡等は市との連携体制の充実を図り、公害発生に対する迅速な対応や廃棄物の不法投棄等の監視に努め、良好な自然環境の保全対策を推進してまいりたいと思います。

○11番吉松幸夫議員 自然を守る非常に大事な監視体制であります。その組織がですね、もし監視員が不足、不十分であれば増員も考えていただきたいと提言いたしまして、次に移ります。

土地総合行政情報システムというのがあるそうですが、実際にどういうものなのでしょうか。それがどのように活用されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○真茅学農政課長 システムの概要につきましては、地籍図に土地情報、地番、地目、面積、名義などと航空写真と結びつけ、地図情報の一元的な管理を行っております。これは、農政課内のサーバー機器とLANケーブルにより、関係課、税務課、水道課、市民生活課、農業委員会とネットワークで接続されており、最新の情報を関係各課で見ることができます。

また、農政課、税務課、農業委員会、市民生活課、水道課においては、独自のデータ入力を行うことにより、農業振興地域や農作物の作付状況、耕作放棄地の状況、地籍図の状況、水道配管の管理、墓地の管理などに幅広く利用されておるところでございます。

○11番吉松幸夫議員 非常に密なシステムということで、驚いております。このシステムがですね、効果的に活用され、市民の土地利用関係にですね、非常に有利に係るようお願いいたします。

次に、休眠地や空き家の取り扱いについてですが、この枕崎市街地でもですね、かなり空き家が年々多くなってきております。この取り扱いについて、行政のほうで何か、お考えはありますか。

○神園信二企画調整課長 休眠地、空き家の取り扱いの方法ということのお尋ねでございますが、内容につきましては普段、議員がよくお話をされる市内の遊休地、空き家等を市のほうで借り上げを行って、市民の中で必要な人に分譲、賃貸を行う考えはないのかというふうなお尋ねということで前提にさせていただきます、答弁をさせていただきます。

市街地の遊休地、空き家につきましては、市長が施政方針でも申し上げましたとおり、市民の皆さんが遊休地、空き家の有効活用を図っていく場合の行政の助成策といたしまして、商店街空き地空き店舗対策事業というものを新年度予算をお願いをしております。なお、遊休地、空き家の有効活用といいますものは、本来、市民の皆さんが社会経済活動の中で有効に御利用いただくのが基本であるというふうに考えておまして、議員が御提案される活動をですね、なりわいと申しますか、御専用になされておられる不動産業者も市内にはたくさんおられるというふうに理解しております。

今後も行政としましては、市民の皆さんが遊休地、空き家を活用して新たな経済活動等を始める場合の環境整備、それからお手伝い、助成策等につきましてですね、どのような施策ができるのか、研究を続けていきたいというふうに考えております。

○11番吉松幸夫議員 ありがとうございます。我々も、もう50を過ぎまして、高齢者に少しずつ近づいているころなんですけど、若いうちは郊外に住んでも車でいろんな買い物に行けるんですけど、やはり高齢者になるとなかなかその、行動が、範囲が狭まってまいります。そうなりますとやはり、市街地の町の中であって、買い物はすぐ近くで歩いて行けるというようなことを考えま

すと、町の中でも小さな家でも、高齢者が安全に住める、そういうまちづくりをしていただきたいなというふうに考えております。

次に、求心力のある市街地を形成するということがありますが、私が考えますに、この求心力というのはいろんな面があると思うんですが、近隣にあります市に対するまたは南薩地区の中で、やっぱり中心的な存在になるようにというお考えではないかと思いますが、そうなるような方法が考えられているのか、実際どのようなことが行われているか、お尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 議員御指摘のとおり、本市は南薩地区の中心都市であるという誇りを持って、まちづくりにあたっていくということは、私ども常に念頭に置いて、行政を進めているところでございます。しかし、現在の本市の市街地の状況を振り返って見ますときに、地方の都市全般について言えることとございますけれども、本市においても中心市街地の空洞化の傾向というものが見られております。南薩地区の中心都市として求心力のある市街地を形成するためには、この空洞化傾向に歯どめをかけまして、本市の市民が中心市街地で、再び活発な社会経済活動を営まれる環境を整えることが重要だと考えております。

このため、平成23年度にはアートストリート事業によりまして、本市市街地の主要な通りに立体作品を配置しまして、本市市街地の特徴づけを行いますとともに、商店街活性化プランのアイデアコンテストを行いまして、市民の皆さんのまちづくりアイデアもいただくことにしております。

さらに、新年度からは、先ほど御紹介いたしました商店街空き地空き店舗対策事業、それからがんばる商店街支援事業の予算をお願いしているところでございます。なお、市街地機能の再形成、それから良好な都市景観の形成等はこういった行政のみの努力だけではなく、また市民の皆さんの力の積み重ねも必要であるというふうに考えておりますので、ぜひ、市民の皆様の御理解と御協力もお願いをしたいというふうに考えているところでございます。

○神園征市長 議員お尋ねのですね、あるいは御意見の市街地に高齢者が住めるようにということとか、それから駅通り商店街が御存じのように空き店舗が非常に多くなっております。そういったことに対する対策としまして、私は二年前、ちょうど就任して間もないころですが、市街地にですね、空き地が割とありましたんで、そのあたりに高齢者用のですね、住宅を建設して、現在、空き店舗にそのまま住んでおられる方々がそこに引っ越して、店舗を貸す気持ちがないか、そういったことを調査をさせたことがあります。そしたら、いきなりアンケートというかたちをとったもんですから、まだ十分理解されないうちに家主さんのところにそういったものが回ったもんですから、結果としては移り住んでもいいという答えは非常に少なかったようではありますが、私はやっぱり、そういったことを何らか考えないとですね、なかなか空き店舗対策としてもうまくはいかないだろうし、高齢者を街中に住ませるといこともですね、今のままではなかなか難しいと考えております。そういったことについては、常に頭を離れたことはありませんので、今後さらに考えていかなければならないし、いいアイデアがあったら皆さんからもお知恵を借りたいし、そういったようなこともあって商店街みずから自分たちの商店街あるいは枕崎市を活性化するアイデアはないのか、そういった意味でそのアイデアコンテストというものを今回実施すると、こうこととでございます。よろしく申し上げます。

○11番吉松幸夫議員 ありがとうございます。やはり、ゆとりのある安全なまちづくりということですね、今、企画調整課長も答弁していたように、市民一丸となってそういうまちづくりをしていこうというところですね、協力できることはどんどん協力いたしますので、よろしくまたお願いいたします。

次にまいります。臨海部開発についてなんですが、枕崎港は商港機能というものを有しております。枕崎にとって、その役割、重要性がどのくらい役立っているのかというところで、ちょっとお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 枕崎から輸出入される貨物というものがございまして、こちらにつきましては鉱石、それから海砂、うみずなですね、海砂などが中心でございまして、その取扱量は多くはありません。貨物の輸出入につきましては、水産物以外の貨物量は非常に少ない状況なんですけれども、ただ枕崎港には鹿児島税関の出張所の機能、この機能とともに周辺の民間冷蔵庫は保税上屋の認可もいただいているところです。これによりまして、枕崎港で通関、それから検疫の手続を行えば、海外へ輸出入できる環境を既に整えているものでありまして、あとは輸出入する貨物があれば、本土最南端の輸出入港として発展できる可能性を持っております。

なお、輸出入業務を行うに当たりましては、枕崎港の漁港機能のほかに商港機能が必要となりまして、これが整ってまいりますと本市のシェアを主要な産業構造も水産物の加工業等のみではなくて、その他の製造業が伸張していく、伸びていく可能性を持つこととなります。このように、枕崎港が商港機能を持つということは、本市の産業構造の多様化、高度化とともに、本市経済の活性化ができるものと、活性化が期待できるものというふうに考えているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 商港機能がさらにうまく、効率よく伸びていっていただきたいというふうに思います。そんな矢先なんですけれども、例えば、さらに伸ばすためにはどういったものが設備が必要かということを考えますと、福岡のほうにはですね、コンテナヤードというものがあるというふうに聞きました。これが枕崎港にはないと、ないからこそ貨物がなかなか来づらいつぶら部分があるのではないかとというふうに聞いたんですが、コンテナヤードの設置というものは、今現在、枕崎港のほうでは計画はあるんでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 枕崎漁港での冷凍かつお等の輸入というのは、今、冷凍運搬船によるばら積みがほとんどでございまして、最近、冷凍コンテナによる輸出入というのがふえているところでございまして、博多港に限らず、志布志港にもコンテナヤードがございまして、それで、枕崎港で水揚げされた海外まき網の冷凍まぐろ等につきましては、ほぼ全量が冷凍コンテナに梱包された上で、トラックで博多港や志布志港へ運搬して、そこから船積みをして輸出されているところでございます。このようなことから、コンテナヤードを整備して船舶輸送を強化するということで、魚価の安定化、加工用原魚確保対策ひいては地域産業の振興が期待されるとして、平成22年の4月にコンテナヤード整備の要望書を市長、漁業協同組合の組合長、水産加工業協同組合の組合長の3名の連名で、地元選出国會議員へ提出したところでございますけれども、今、御承知のとおり、水深9メートル岸壁と高度衛生管理型荷捌き所の整備を進めているところでございます。これを平成22年の10月に国に要望したときにですね、とりあえず、こちらのほうを優先するというので、この整備が終わった後に、コンテナヤードの要望を行うということで調整をしているところでございます。以上です。

○神園征市長 今、課長のほうから答弁があったとおりですね、このコンテナヤードにつきましては、これからの枕崎にとって非常に大事なものだと思っております。そういったことを輸出入、せっかく開港になっておりますから、輸出入機能を枕崎はもっともっと充実することについては、国の関係機関等もですね、非常に期待を持っているようであります。枕崎はもっとこの、輸出入の活発した港にしたいと。ですから、この問題は今、課長が言ったように、水深9メートル岸壁とかそういった、まず目の前の今、事業が始まったものがありますので、そういったことをできるだけ早期にやってもらうことにしながら、粘り強い要望を続けていく必要があるだろうと思っております。それこそ、官民一体となって、そういった要望を続けていく必要があろうと思っております。

○11番吉松幸夫議員 枕崎がにぎわい、さらに鹿児島県が潤うようにですね、日本にとっても非常に重要なものになるよう努力していただきたいと願ひまして、次に進みます。

調和のとれた新しい都市景観の形成というふうにあります。それに対するデザインはありますか。

○**神園信二企画調整課長** 都市景観のデザインということでございますけれども、平成23年度事業といたしましてはアートストリート事業を実施しまして、駅通りに立体作品を配置してまいりました。この事業につきましては、新年度は中央通り、国道226号、東本町交差点から町頭交差点までという部分で、実施したいというふうに考えております。この計画が進みますと、本市の主だった通りに立体作品が配置がされるということになりまして、本市市街地の特徴づけということができるのではないかと考えております。

なお、各地でですね、都市景観基本条例というようなものが制定されておりまして、建物の高さ、色、構造、デザインなどを統一して、景観づくりを行っていきましようというような町もあるようでございますが、本市においては現在まで、そのような検討は行っていないところでございます。

○**11番吉松幸夫議員** すぐには、デザインづくりというのは難しいでしょうから、10年ぐらいの、すごくじっくりと時間をかけてですね、そのデザインづくりをしていただきたいとお願いいたしまして、次に移ります。

道路交通ネットワークについてですが、質問いたします。本市におきまして、みしま丸の試験運航がされておりますが、陸、海、空、この道路ネットワークが市民にとって、枕崎市民の生活にとって、どれほど重要なものかと考えていらっしゃいますか。

○**神園信二企画調整課長** 陸、海、空それぞれの交通ネットワークの重要性というふうなお尋ねだと思っております。空路につきましては、本市の場合は地方都市には珍しく、市独自で枕崎空港という基盤を持っているという状況でございます。で、陸路につきましては、主要な国県道と、国道の225号、226号、270号、それと知覧方面へは主要県道の知覧枕崎線というところがありますし、また近いところでは南薩縦貫道路の整備の必要性というものをずっと訴えてきているところでございます。海路につきましては、議員のほうからみしま丸というふうなお言葉も出ましたけれども、こちらのほうにつきましては、まだ三島自体の対応がはっきりしないという状況でございます。

○**11番吉松幸夫議員** 今ありました南薩縦貫道路と出ましたけれども、南薩縦貫道路の計画がなされてから、かなりなりますが、本市における南薩縦貫道路事業は現在、どのような状況になっているのか、教えてください。

○**神園信二企画調整課長** 南薩縦貫道路の整備事業の現状について、御答弁いたします。南薩縦貫道路は平成24年度中に、現在、整備中の川辺神殿インターから国道225号までの工事が完了する計画になっております。また、県においては、国道225号から知覧町内、こちらまでの基本設計等を終わっておりますが、知覧町から枕崎の間については現在、整備計画を検討しているという状況であります。

早期整備の要望活動につきましては、市長も施政方針で述べましたとおり、従来、枕崎知覧間の調査区間への格上げというものを強く要望しておりましたけれども、昨年の要望活動の経緯を踏まえまして、昨年末から枕崎からの早期着工・実現ということを訴える活動に切りかえているところでございます。

○**神園征市長** このことにつきましては、ずっと長い間、要望活動を繰り返してきております。去年も、国とか福岡地方整備局あるいは国道事務所、県、関係の箇所にも何度も足を運んだりしてまいりました。その中で、とにかく「枕崎をいつまでほっとくつもりですか」と強くそういったことを言いましたら、大分その、これまでと相手方の対応がちょっと違ってきているなということを感じまして、県知事のほうにも直接、「あとは県次第ですよ」といったようなことも申し上げました。県知事の反応も、これまでよりちょっと進んだ反応でありまして、ただ国も県も、国は特にこの大震災なんかで財政的に大変な状況にありますし、県もやはり、そんな豊かな財政状況じゃないということで、従来のようなトンネルを掘ったり、盛り土をしたりして特別の道路をつくる

という点では、かなり厳しいんじゃないのかなといったようなことも話の中に出てまいりました。

この間、去年ですけれども、県の土木部長なんかとも話をしましたら、とにかく今のでき上がっている道路も、時速60キロの道路ですよ、法定速度は。だから、ああいうふうにして、時速60キロでずっと行けるような道路を早くつくらなきゃいかんと。枕崎から工事を始められるように、設計・調査をしたいと、こういったようなことでありますので、そのうちに少しずつ進展してくるものだと、大いに期待をいたしております。

○11番吉松幸夫議員 その期待に早く応えていただけるように、よろしく願いいたします。

続きまして、空港の利用についてなんですけど、現在、枕崎空港はグライダーの発着とか、防災ヘリの発着を利用されておりますが、一昨年でしたか、スカイフェスタというイベントがありましたけど、その後のイベントというのが私の記憶の中ではちょっとないように見受けるんですけど、空港のいろんな利用の計画が今現在、ありますでしょうか。

○神園信二企画調整課長 スカイフェスタのお尋ねがございました。スカイフェスタにつきましては、平成21年度に行ったのが最後でございます。現在のところ、次回開催は未定でございます。で、空港の利用というところでは、航空機に関しましては22年度実績で、枕崎空港に着陸しました機体数は固定翼531回、回転翼334回、合計の865回の着陸があったと。で、このうち、県の防災ヘリなどの着陸料減免機の着陸回数は213回となっております。残りの652回というものにつきましては、自家用または商業用の着陸となっております。着陸料をいただいている状況でございます。

それから、その他イベント等の開催というところでの空港利用につきましてはですね、イベント開催をした場合に、イベントの開催のためにその滑走路を使うと、またはエプロン、駐機場ですね、こちらを使うということができないと。人の侵入自体ができないということでございます。と言いますのは、公共用の飛行場でございますので、何らかの近辺を飛行している飛行機に緊急事態があった場合には、いつでもこれの着陸、救援等を受け入れなければならないというところがございまして、滑走路、エプロン等には人は入ってはいけないというふうなことが定められておりますので、なかなかイベントでこちらの部分を使うのは難しいのかなというふうに考えております。

○11番吉松幸夫議員 いろんなところでですね、オールドカーフェスタだとか、いろんな団体があって、そういう広い土地がなかなか借りられないというところで、必要最小限のところですね、そういう折り合いをつけて、そういうイベントをしていただければありがたいというふうに願ひまして、次に進みます。

最後になりますが、現在、小学校・中学校に、まあ学校現場のことについてなんですけれども、携帯電話に絡みまして、さまざまな問題が起こっております。いいことも悪いことも出てはいるんですけど、今、各社、子供用の防犯に絡めたような携帯を販売しているんですけども、学校においては持ち込みを禁止しているところもあります。その辺のところをですね、教育委員会として、どういうふうなお考えがあるかということをお尋ねいたします。

○日高孝学校教育課長 犯罪を防ぐという観点から、児童・生徒に携帯電話を学校に持ち込ませることについてのお尋ねということでございますけれども、市内の9小中学校では携帯電話使用上でのトラブル、あるいは犯罪に巻き込まれるのを防ぐために、原則、学校への持ち込みを禁止しております。ただし、保護者の願いにより、病気や安全等への対応のために、小学校で1件、中学校で1件、所持を許可しているということです。教育委員会といたしましては、自由に持たせることはトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が高いというようなこと、病気や安全等のために保護者からの願いがあった場合は、個々のケースにおいて学校が対応すべきことだと考えております。以上でございます。

○11番吉松幸夫議員 私もですね、今の答弁は本当にありがたいなと思います。何も、携帯を

持ち込むことがすべていいことではないと思います。携帯を持っているからこそ、犯罪に巻き込まれるという、最近ではとんでもないシステムがまかり通っているようですので、各自の事情だというふうには理解しておりますが、今の答弁のようにやっぱり、子供の安全を考えたときの両者の協議の上で、そういう理解のもとに携帯を持ち込むということは、これからも進めていっていただきたいというふうに思います。これで、私の質問を終わります。

○**依積田義信議長** これをもって、一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 36 分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成24年3月16日)

平成24年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第4号）

平成24年3月16日 午前9時28分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	13	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	14	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	15	枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	16	枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	17	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	23	枕崎市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	24	枕崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	18	枕崎市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の制定について	産厚
9	19	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	20	枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	21	枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	22	枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	25	公の施設の指定管理者の指定について	〃
14	26	公の施設の指定管理者の指定について	〃
15	27	市道の廃止について	〃
～	～		

2 1	3 3		
2 2	3 4	市道の認定について	産 厚
～	～		
5 6	6 8		
5 7	陳 1	公的年金の改悪に反対する意見書の提出を求める陳情	〃
5 8	陳 2	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出を求める陳情	〃
5 9	1	平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	予 特
6 0	2	平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	〃
6 1	3	平成23年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
6 2	4	平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
6 3	5	平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃
6 4	7 0	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義 信 議員	2番 立 石 幸 徳 議員
3番 豊 留 榮 子 議員	4番 今 門 求 議員
5番 清 水 和 弘 議員	6番 茅 野 勲 議員
7番 禰 占 通 男 議員	8番 城 森 史 明 議員
9番 沢 口 光 広 議員	10番 島 野 宏 之 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員	12番 沖 園 強 議員
13番 中 原 重 信 議員	14番 吉 嶺 周 作 議員
15番 牧 信 利 議員	16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長	俵積田 光 昭 書記
橋之口 寛 書記	平 田 寿 一 書記
宮 崎 元 気 書記	

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	俵積田 寿 博 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	白 澤 芳 輝 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
今給黎 和 男 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	茶 屋 盛 忠 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
揚 村 芳 江 健康課参事	福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
下 山 忠 志 水産商工課参事	天 達 章 吾 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教育委員会総務課長
日 高 孝 学校教育課長	佐 藤 祐 司 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長
今給黎 龍 浪 給食センター所長	田野尻 武 志 監査委員
四 元 幸 一 監査委員事務局長	児 玉 義 孝 選管事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長	東中川 徹 行政係長

午前9時28分 開議

○**俵積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[今門求総務文教委員長 登壇]

○**今門求総務文教委員長** ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、スポーツ振興法の全部改正によりスポーツ基本法が制定されたため、体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に改められたことに伴い、条例中の名称を改正しようとするものであります。

スポーツ振興法からスポーツ基本法に変わったことによる大きな変更は特にないが、スポーツ推進のための事業実施に当たり、連絡調整をするということが新たに加わっているとのことであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、国家公務員に準じて、持ち家に係る住居手当の廃止及び通勤手当の改正を行うほか、本市の厳しい財政状況を考慮し、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、職務の級が3級以上である職員の給料月額を減額しようとするものであります。

具体的には、条例の第8条の2第1項及び第2項において規定していた持ち家に係る住居手当の支給と月額を廃止しようとするものであります。また、職員の給料月額の減額については、1級及び2級の職員の減額は行わず、3級については、従来100分の4の減額率を緩和して100分の2にし、4級から7級の減額については、従来100分の4の減額率を継続するとのことです。なお、減額の期間は平成24年度の1年間であります。

通勤手当については、国の支給区分と支給額に準じて改正を行うものであるが、国は60キロ以上までの距離の区分があるが、本市においては、広域の事務組合に勤務する職員の通勤距離を想定して、25キロ以上までの区分を国の区分に準じて改正をしようとするものであるとの説明がありました。委員から、人事院勧告に対する当局の見解についてただしたところ、人事院勧告については、民間の給与水準の反映をしていると思っており、人事院勧告に準じて給与改定を行うことが、民間の給与水準の反映を行っていると思っているということでありました。

また、委員から通勤手当の積算根拠についてただしたところ、当局からは、通勤手当についても、国家公務員に準じて行うという考え方であり、国家公務員の通勤手当の算出に当たっては、経費等も計算された上で妥当な額として算出されているものと考えており、必要な経費について補われるというふうに判断しているということでありました。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、条文の整理をしようとするものであります。消防団員等の公務災害補償条例についても、同様の内容であるとのことであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

ます。

本件は、本市出身者等から寄附された寄附金を財源として実施する事業について、枕崎駅舎建設及び駅周辺の施設整備並びに管理に関する事業を追加するほか、条文の整備をしようとするものであります。

枕崎駅舎の建設については、本条例に枕崎駅舎建設原資及び維持管理費についての項目を新たに設けて、建設原資の調達を円滑にするとのことです。また、本市の市民からの寄附については、枕崎駅舎建設委員会を組織して、建設原資の寄附を募るとのことです。

建設用地の造成及び周辺整備については、県が行う魅力ある観光地づくり事業で、平成24年度に実施できるよう要望中であるとの説明がありました。委員から駅舎の構想についてただしたところ、今後、期成会を構成し、市も期成会の一員となるため、その期成会の中でいろんな団体、市民の声を聞きながら、最終的にイメージしていくということになります。

また、ふるさと応援寄附金の住民税の控除についてただしたところ、ふるさと応援寄附金については、寄附した金額のうち2,000円を超える部分が寄附された方の居住地における住民税から控除されるということになります。

委員から、通学生の自転車・バイクの置き場については、配慮してほしいという要望がありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の均等割の税率の特例措置の創設、退職所得の分離課税に係る市民税の所得割の額の特例措置の廃止及び市たばこ税の税率の引き上げを行うほか、所要の条文の整備をしようとするものであります。

具体的には、第95条及び附則第16条の2のたばこ税の改正については、本年4月1日から法人実効税率が5%引き下げられることにより、都道府県と市町村の税収の増減の調整のため、市たばこ税の税率を引き上げようとするものであります。

附則第9条の改正は、退職手当に係る所得については、他の所得と分離して分離課税され、市民税の所得割が課税されるが、従来計算して得られた税率から10%を控除するという、この特例措置が廃止されたことに伴い、今回、条を削除するものであります。

附則第22条については、東日本大震災に係る雑損控除の適用対象となる災害関連支出の範囲について、今回、1年を超え3年以内に支出する費用が追加されたことに伴い、条文の整備をするものであります。

附則第24条については、今回、復興増税の関係で新たに設けるものであり、平成26年度から平成35年度分の個人の市民税の均等割について、現行税率に500円を加算するものであります。

委員から、たばこ税と法人実効税率の引き下げの関係についてただしたところ、法人税法の改正により、本市においては、法人市民税における法人税割額が減少することが見込まれるが、事業税が増収となるなど都道府県においては実質的に増収となることから、それに見合う分を道府県たばこ税から市町村たばこ税へ移譲するものであるということになります。

なお、これまで道府県が徴収していたたばこ税の税率を下げ、その分を市町村のたばこ税に移すので、たばこ税の税率は総体的には変わらないということになります。

また、委員から個人市民税の税率特例については、国民の暮らしをないがしろにする結果がこの500円になっており、とても認められないといった意見がありました。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整

備に関する法律（平成23年法律第105号）による社会教育法の一部改正に伴い、同法の規定に基づき国が定める基準に準じ、公民館運営審議会の委員の委託の基準を定めるものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による図書館法の一部改正に伴い、同法の規定に基づき国が定める基準に準じ、図書館協議会の委員の任命の基準を定めるものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**俵積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

牧信利議員。

○**15番牧信利議員** 私は、日程第2号議案第14号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次に、日程第5号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について、この2つの問題について、日本共産党市議団を代表して反対の立場から討論を行います。

議案第14号は、本市の厳しい財政状況を考慮するというので、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、職員の給与月額を減額しようとするものであります。

枕崎市は、市独自の減額措置をこの間とってきていますが、その総額は、9億5,000万円にも上っています。これは、この間の人事院勧告に準拠した引き下げ額の10倍を超えるものとなっています。市の財政の厳しいもとの削減するというのであったとしても、これは市職員の暮らしに大きな影響を与えるだけでなく、仕事に対する意欲を損なわせるものとなります。

さらに重要なのは、地元経済に与える影響であります。我が国の経済は、経済成長が横ばいかマイナス傾向を示しています。その原因は、個人消費の落ち込みにあります。非正規雇用の増加が、若者の将来への希望を失わせています。国の経済も、地方の経済もその立て直しには労働者の賃金の引き上げが欠かすことができません。大企業は、国民のこの苦しい生活の中でも266兆円という内部留保を抱えて、使い道がないと困っています。この数%を使うだけで、400万人の新たな雇用をつくり出すことができると試算されています。ところが、民主党政権は、国家公務員の賃金をさらに7.8%引き下げ、これを強行しております。これは、地方公務員や民間労働者の賃金へさらに引き下げの影響を与えるものとなっています。これでは日本経済の底が抜けてしまい、経済の立て直しどころか、一層、深刻な状況をつくり出すものであります。

このような中での市独自の賃金カットは、このままでは枕崎市の地域経済を一層、冷え込ませることになります。市職員の暮らしを守り、働きやすい職場をつくるためには、地域経済の活性化のためにも、今回の議案は、これは認めることはできません。

議案第17号について、申し上げます。これは、平成26年度から10年間にわたって、市民税均等割の税率に500円を上乗せすると、こういうものであります。これは同時に県民税の均等割への500円と合わせますと、市民の負担は1,000円になります。

ところが民主党政権は、この国民に対する増税を行いながら、大企業には減税を行っています。結局、今回の住民税上乗せ増税分は、大企業の減税の穴埋めに使われるものであることは明らかであります。我が党は大企業優遇をやめて、国民の暮らしを守る政策への転換を強く求めているものであります。

以上の立場から、反対をいたします。

○**依積田義信議長** 次に、沖園強議員。

○**12番沖園強議員** 私は、ただいま報告がございました日程第2号議案第14号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

本条例の改正は、国家公務員に準じて改正されるものでございますが、まず言えることは、今回の改正議案の提出に当たり、職員団体と市当局との書面協定があったことが明らかであることであります。争議権や協約締結権が保障されていない公務員の勤務労働条件は、地公法第24条による書面協定に基づく勤務条件条例主義となっております。その職員団体との交渉の結果である書面協定に基づく条例改正案を議会が自由に否決、修正することは、職員が職員団体に団結していることの意義を否定することになると解されております。

議会は、地公法第52条第1項の団結権及び地公法第55条第1項の交渉権を否定ないし軽視することはできないとされていることであります。あくまでも職員の勤務条件は、市民の代表者である市長が使用者として職員団体と交渉し、書面協定を締結した条例改正案を議会に提出して議会は審査をする。そのことが職員と市長、市長と議会の関係であります。

また、議会が書面協定に基づく条例改正案を否決、修正できる権限の範囲は、書面協定による条例改正案が違法な場合、もしくは自治体財政を破産させる場合であると解されてはいますが、本市の場合、先ほどの討論にもありましたように、他市に先駆けて平成16年から本市独自の給与カットを実施しているように、給与制度に関して理解を示している職員団体を初め、市当局の取り組みに対し、市民として深く敬意を表するところであります。

また、平成18年の給与構造改革も相まって、本市のラスパイレス指数は、鹿児島県下の中でも低いほうから4番目と本市市職員の給与制度は大幅に改善されております。

さらに、今回の住居手当や通勤手当の見直しは、鹿児島県下19市の中でも早い労使合意による制度見直しになったことを高く評価して、賛成の討論といたします。

○**依積田義信議長** これをもって、討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号については、起立により採決いたします。

日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第3号及び第4号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号及び第16号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号については、起立により採決いたします。

日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第6号及び第7号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号及び第24号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号から第58号までの51件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[茅野勲産業厚生委員長 登壇]

○**茅野勲産業厚生委員長** ただいま議題となりました、日程第8号から第58号までの51件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本委員会は審査を深めるため、福祉作業所と市道について、現地調査を行いました。

まず、日程第8号枕崎市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の制定について申し上げます。

本条例は、市内に居住する障害者の社会参加の促進及び福祉の向上に資するための施設として、枕崎市福祉作業所を設置し、本市の公の施設として管理運営するための条例を制定しようとするものであります。これまでの施設は、立神本町にありましたが、老朽化し、危険な状況にあったので、平田町に移設し建てかえたもので、今後の施設の管理は指定管理者に行わせるものであります。現在の施設の利用者は、8ないし9名であります。今後、広報に努め、利用者をふやしていきたいということであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、平成24年度から平成26年度までの介護保険料率を定めようとするものであります。

介護保険条例第2条において定める保険料率について、第1段階第1号は生活保護受給者及び住民税非課税世帯の老齢年金受給者に該当し、第2段階の方については、住民税非課税世帯で、年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方の場合で、年額2万1,600円を2万3,400円にしようとするものであります。また、第3段階については、住民税非課税世帯で第1段階、第2段階に該当しない方であります。この段階の方は3万2,400円を3万5,100円にしようとするものであります。第4段階については、住民税非課税世帯のうち本人非課税の方は、4万3,200円を4万6,800円にしようとするものであります。第5段階は、住民税課税者で年間所得が200万円未満の方で、5万4,000円を5万8,500円にしようとするものであります。第6段階は、住民税課税者で年間所得が200万円以上の方で、6万4,800円を7万0,200円に改定するもので、改定率は8.3%のアップとなります。

ちなみに、保険料は配付資料のとおり、県下で一番低い額であるということであります。

委員から、制度として施設サービスや居宅介護サービスを充実していくための保険料率の改定とは言うものの、昨年、国保税率も上げ、今回の介護保険料の改定となると、住民にとってはさらに利用料もあり、安心して老後が暮らせるか不安になるといった意見や、値上げに至らない策を全体的に考えていかないといけないのではないかといった意見もありました。

本件については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

道路占用料について、国は道路施行令の改正により、平成20年4月1日と平成23年4月1日の2回にわたり、また鹿児島県においても平成23年4月1日から道路占用料徴収条例の改正を行い、ともに全般的に道路占用料が引き下げられたということであります。

本市はこれまで、国の道路施行令に定める政令額と同額としておりましたが、近隣を含め、県内各市の状況等にかんがみ、今回、引き下げの影響額が小さい県の道路占用料と同額に改定するほか、条文の整備をするものであります。これらの背景には、地価の下落があるということであり、今回の改正による平成24年度の影響額は、215万5,000円になるということであり、

本件については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

都市公園の占用に係る使用料については、道路占用料の規定を準用しているところであり、枕崎市道路占用料徴収条例が改正されることに伴い、これに準ずるための改正を行うものであります。

本件については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

現在、市営住宅の入居者の資格について、同居親族があることが条件の一つとなっていますが、例外として、一定の高齢者や障害者、生活保護者等については、単身者でも入居が可能となっております。これらは、公営住宅法の規定に基づき、枕崎市営住宅管理条例に定められているもので、今般の地方主権、地方分権改革により、公営住宅法から同居親族要件が平成24年4月1日付で廃止されることになりました。これにより、地方公共団体は、公営住宅の入居資格の中から同居親族要件の廃止及び継続について判断することになりましたが、本市ではこれまでどおり同居親族要件を維持することが必要であると判断したため、今回必要な条例改正を行うものであります。

委員から、同居親族の要件についてただしたところ、同居親族は夫婦関係とか親子関係にあるかどうか、当然、内縁関係も認めるが、入居対象となるとのことであり、

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

枕崎福祉作業所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするもので、特定非営利活動法人枕崎手をつなぐ育成会に平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間、指定管理者として選定をしたとのことであり、

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

平成21年12月26日から平成24年3月31日まで、枕崎市観光協会を指定管理者として指定しているところであり、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで枕崎駅前観光案内所の指定管理者を引き続き、枕崎市観光協会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号から第21号までの市道の廃止と日程第22号から第56号までの市道の認定について申し上げます。

本件については、一括して審査を行いました。

今回の市道認定は、過去に農政事業で整備された道路のうち全線に及ぶ改良及び舗装済みであり、用地の所有権移転登記ができることなど、市道認定基準の要件を満たしている路線であります。既設の市道との接続を考慮し、7路線の起点・終点の変更のため市道を一たん廃止し、新たに35路線を認定することによって、実質28路線の増と1万6,802メートルの延長増となります。このことについて、道路法第10条第3項及び第8号第2項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

市道の交付税措置については、普通交付税で道路の面積と延長によって措置されており、道路認定分においては1,029万3,000円程度の増になるということでもあります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第57号公的年金の改悪に反対する意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本件は、政府は税と社会保障の一体改革の中で、特に年金の「特例水準解消2.5%削減」をすることは絶対容認できないとして、5項目にわたり、枕崎市金山町692、全日本年金者組合枕崎支部長福永和好氏から提出されたものです。

委員から、2.5%の年金の引き下げは、物価、もろもろの保険料の上昇で、年金を下げられることは厳しいといった意見もありましたが、国民年金業務については、国からの法定受託事務であり、この法律改正等については国の方針であるとのことから、本件については、賛成少数で、不採択にすべきものと決定いたしました。

次に、日程第58号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本件は、枕崎市栄中町113番地、菊永真未氏から提出されたものです。

協同労働の協同組合というのは、働く人々、市民がみんなで出資して民主的に経営し、責任を分かち合っって人と地域に役立つ仕事を起こす協同組合ということで、鹿児島県においては11事業所あり、福祉関係の事業が多いとのことでもあります。

この事業は、いまだ法整備がなされない中で、現在、社会的な問題となっている非正規労働者を含めた社会進出の一手法と考えると、賛成すべきであるといった意見がありました。

本件については、全会一致で、採択すべきものと決定し、意見書については産業厚生委員の連名で本会議に提出することに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○**3番豊留榮子議員** 議案第19号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号枕崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党市議団を代表して反対の立場から討論いたします。

そして、陳情第1号公的年金の改悪に反対する意見書の提出を求める陳情に対しては、日本共産党市議団を代表して、賛成の立場から討論いたします。

野田内閣が介護保険制度の大改悪を進めています。社会保障、税の一体改革では、介護保険制度の効率化、給付の重点化などを挙げて、介護サービスの大幅な抑制と利用者への負担をふやす方向を打ち出しています。「保険あって介護なし」という深刻な現実をますます悪化させる内容です。介護される高齢者や介護する家族、介護労働者にさらに犠牲を強いるような制度の改悪はすべきではありません。安心・安全の介護保険をうたい文句に始まった社会保障の制度であるはずの介護保険の保険料が市民の生活を脅かそうとしています。この値上げは、基準となる第4段階でこれまでの4万3,200円から4万6,800円と実に8.3%、3,600円の大幅な値上げです。

さらに、後期高齢者医療の保険料も値上げです。年金は2.5%も引き下げられるなど暮らしが大変なときに昨年の国保税の引き上げに続く、市民への新たな負担増は暮らしをますます苦しめることとなります。

このように、市民には増税を押しつけながら、九州電力やN T Tには電柱の占有料を値下げして大サービスです。市は国の基準から県の基準に合わせただけだと言いますが、九電は約1兆5,000億円のため込み金、内部留保金を持っていると言われています。

このような大企業には、料金の値下げをして市民には負担を押しつけるのでは納得できません。まさに大企業や国、県の言うままの提案としか思えません。大企業は社会的責任を果たすためにも内部留保を社会的貢献に提供する意味においても、道路占用料引上げこそすれ、削減すべきではありません。

次に、陳情第1号につきましては、委員長報告は不採択でしたが、私は賛成の立場から討論いたします。

陳情者の言われるように、2000年から3年間、政府は経済事情、高齢者の生活実態を考慮して年金を据え置きました。2004年に自公政権は年金制度改悪を強行しました。2000年からの据え置き措置は、この時点で精算されたはずですが、この据え置きを解消するとして、向こう3年間で2.5%を引き下げ、毎年0.9%ずつ引き下げるとしています。厚労省は、高齢者の生活実態が全く顧みようとしません。年金のほとんどが地域で消費されることを考えれば、地域経済を縮小することにもなります。公的年金の特例水準解消、2.5%削減は行わないことです。

以上のことから、公的年金の改悪に反対する意見書の提出を求める陳情に賛成して討論を終わります。

○**依積田義信議長** これをもって討論を終結いたします。

これから順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第8号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号については、起立により採決いたします。

日程第9号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11号は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**依積田義信議長** 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第12号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13号から第56号までの44件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号から第68号までの44件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第57号に対する委員長報告は不採択であります。本会議では採択するかどうかについて、起立により採決をいたします。

日程第57号公的年金の改悪に反対する意見書の提出を求める陳情は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択と決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第58号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は採択と決定いたしました。

次に、日程第59号から第63号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[中原重信予算特別委員長 登壇]

○中原重信予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第59号から第63号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、委員長に中原重信、副委員長に豊留榮子委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第59号平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,950万円を追加し、予算総額を107億4,940万円にしようとするもので、当初予算額に対して6.9%の伸びとなります。

繰越明許費は、平田潟排水機場排水ポンプ設置事業、小学校施設環境改善交付金事業、中学校施設環境改善交付金事業ほか3事業を平成24年度に繰り越して使用するものです。

債務負担行為の補正は、臨空工業団地造成地取得事業の変更によるもので、地方債の補正は、学校教育施設等整備事業、広域漁港整備事業ほか6事業の事業費の変更等によるものです。

補正予算の主なものは、一般職人件費、保育所運営費、市立病院負担金、小学校教育施設等整備事業、中学校教育施設等整備事業などありますが、今回の補正の財源は、地方交付税1億4,232万2,000円、繰越金6,114万1,000円、市債5,160万円、市税4,607万4,000円、国庫支出金3,773万8,000円、県支出金890万3,000円、諸収入680万3,000円、財産収入661万1,000円、分担金及び負担金506万4,000円、寄附金164万5,000円の増、繰入金1億6,160万1,000円、地方消費税交付金440万円、利子割交付金240万円の減で措置したとのことです。

なお、教育設備整備事業等については、国の第3次補正に伴うもので、桜山小学校、別府小学校、枕崎小学校、桜山中学校、枕崎中学校の耐震補強工事を大規模改修もあわせて実施をするという計画であります。

24年度現在、小中学校あわせて10棟の耐震性がないものについて、今回の補正もあわせて9棟が実施されることになり、枕崎小学校の1棟だけが25年度実施ということで計画をしているとのことです。同じく、国の3次補正の関係で、東日本大震災を受けて消防団の安全対策設備整備事業として、デジタルトランシーバー23台と投光機2台を3分の1補助事業で設置するとの

ことでありました。

なお、保育所運営費の増額補正は、当初予算の時点で月平均517名の利用者を見込んでいたが、見込みよりも月平均で6人、年間で65人増が予想されており、保育単価が3歳児、4歳児の基本単価と比べると倍以上から3倍高い、0歳児、1歳児、2歳児の年間見込み数が420名程度ふえる一方で、3歳児、4歳児以上の数が360名程度の減が見込まれている影響額であるとのことでありました。

また、退職手当の増については、補正前が、定年退職者11名、中途退職者1人、計12名であったが、今回新たに2名の中途退職者が出たとのことでありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第60号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,079万5,000円を追加し、予算総額を43億0,874万7,000円にしようとするもので、当初予算より6.32%の伸びとなるものです。

歳出の主なものは、国保総合システム変更に伴う負担金29万8,000円、退職被保険者等の医療費の伸びに伴う退職被保険者等療養給付費800万円、高額療養費300万円、平成23年度額確定に伴う共同事業拠出金1,800万1,000円、保険財政共同安定化事業拠出金2,174万8,000円及び平成22年度療養給付費等負担金の精算返納金の償還金4,974万8,000円の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金6,818万3,000円、療養給付費等交付金1,100万円、繰入金2,161万2,000円の増で措置したとのことでありました。

委員から、共同事業拠出金等について国保会計の収支状況をただしたところ、共同事業拠出金の関係は、国保連合会が事業主体となり、県全体の医療費の動向等の過去3年分や過去5年前の分の3年分の被保険者の基準対象額の金額の合計に、本市と県内全被保険者に係る過去3年間分に案分比を掛けた拠出金が算出され、国保連合会から通知された金額を予算計上しているのが県内の全保険者の実態であり、昨年6月の国保税率改正の段階の予算見込み額との差額が生じており、極めて厳しい国保会計の収支状況であるとのことでありました。

国保の安定的かつ持続的運営ができるように、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、これまでどおり市長会等を通じて、国の責任と負担において低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、国保財政安定化支援事業については、実態に即した見直しを行うこと、保険財政共同安定化事業の拠出金が交付金を上回る場合、差額を補てんする国庫負担割合の引き上げなどの要望活動を行っていくとのことでありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第61号平成23年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ330万8,000円を追加し、総額を21億2,281万円にしようとするもので、当初予算額より約6.0%の伸びとなっています。

補正予算の主なものは、介護報酬改定によるシステム改修費330万8,000円の増と地域密着型介護サービス給付費650万円の減、及び居宅介護サービス計画給付費650万円の増であります。

以上の財源として、国庫支出金165万4,000円と繰入金165万4,000円の増で措置したことです。

在宅サービスを強化する居宅介護サービスの伸びによる計画給付費増額と、当初計画に満たない地域密着型介護サービス給付費の減額をお願いしたということでありました。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第62号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から300万円を減額し、総額を8億0,539万4,000円にしようとするものであります。

繰越明許費は、社会資本整備交付金事業の一部を平成24年度に2,100万円を繰り越して使用するものであります。

債務負担行為の補正は、枕崎終末処理場水処理設備工事の事業団との協定変更による協定締結に伴い、2,300万円を減額するものです。

補正の主なものは、汚泥発生量の増加に伴う処分委託費の増及び需用費・役務費の不用額300万円を減額するものです。

以上の財源として、繰越金1,101万1,000円の増及び繰入金1,401万1,000円の減で措置したとのことであります。

繰入金の減については、23年1月の料金改定による効果とともに、23年度に処理場の運転を民間へ委託したことにより、建設・処理係を統合して施設係として1名の減、改築更新による電気代の減など、経営改善としての行財政改革による1,400万円の減ということであります。

また、23年度見込みの料金回収率については119.8%、汚水処理の総費用に対しては38.4%を見込んでいたとのことであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第63号平成23年度枕崎市立病院事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において入院収益及び外来収益、並びに一般会計負担金の増に伴い、医業収益を4,829万4,000円、医業外収益を38万6,000円追加し、収益的支出において常勤医師退職による委託料等経費の減に伴い、医業費用を1,167万5,000円減額するものです。

補正後の収支は総収益5億7,811万5,000円に対し、総費用7億1,330万6,000円となり、1億3,519万1,000円の純損失となる見込みであります。

資本的収入においては、鹿児島県医療施設耐震化整備費補助金の追加内示に伴う補助金の増及び企業債の減、並びに一般会計負担金の追加に伴い、収入額を186万9,000円増額し、収入額が支出額に対して不足する額3,334万8,000円については、過年度分損益勘定留保資金2,034万8,000円及び建設改良積立金1,300万円で補てんしようとするものであります。

なお、病棟建替事業の2期工事は、北側の棟は保健所までの検査がすべて終わり、2月18日に病床数17床分と事務室を北棟に移転をしたとのことであります。

南側の棟は、現在改装中であるが、3月30日までに最終的な本検査まで終了して、4月1日から55床病院として運営をするという予定であるとのことです。

建替え事業費については、旧建物の解体工事、駐車場の進入路拡幅、駐車場の拡幅工事などの外構工事、設計業務関係など総事業費7億1,463万8,000円で精算できるとのことであります。

また、22年に9億円と提示した総事業費が大幅な減額になった主な理由としては、公共単価をできるだけ使用しないで、市場実勢価格を設計の中に入れ、設計事務所に指示したことと、予定価格の事前公表を行わずに入札をしたことで、契約額が大幅に下がったことが影響しているとのことであります。

本件については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○依積田義信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第59号から第63号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第5号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第64号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

[茅野勲議員 登壇]

○6番茅野勲議員 議案第70号協同組合法の速やかな制定を求める意見書について、主な点のみ説明をいたします。

現在の日本社会は、年金・医療・福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバル化による国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、困難を抱える人々が増大し、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増している。

この「協同労働の協同組合」は、働く者が出資し合い、全員参加の経営で仕事を行う組織であり、「自分たちの働き方に見合った法人格がほしい」「労働者として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めてきた。

「だれもが希望と誇りを持って働く」「仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものである。

上記の理由により、国においても社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年3月16日。鹿児島県枕崎市議会。

○依積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第64号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時39分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成24年3月28日)

平成24年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第5号）

平成24年3月28日 午前9時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	6	平成24年度枕崎市一般会計予算	予 特
2	7	平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
3	8	平成24年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
4	9	平成24年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
5	10	平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
6	11	平成24年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
7	12	平成24年度枕崎市水道事業会計予算	〃
8	71	枕崎市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 俵積田 義 信 議員	2番 立 石 幸 徳 議員
3番 豊 留 榮 子 議員	4番 今 門 求 議員
5番 清 水 和 弘 議員	6番 茅 野 勲 議員
7番 禰 占 通 男 議員	8番 城 森 史 明 議員
9番 沢 口 光 広 議員	10番 島 野 宏 之 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員	12番 沖 園 強 議員
13番 中 原 重 信 議員	14番 吉 嶺 周 作 議員
15番 牧 信 利 議員	16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長	俵積田 光 昭 書記
橋之口 寛 書記	平 田 寿 一 書記
宮 崎 元 氣 書記	

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	俵積田 寿 博 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	白 澤 芳 輝 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
今給黎 和 男 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	茶 屋 盛 忠 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
揚 村 芳 江 健康課参事	下 山 忠 志 水産商工課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事	山 口 英 夫 教育長
三 島 洋 台 教育委員会総務課長	日 高 孝 学校教育課長
佐 藤 祐 司 生涯学習課長	末 永 俊 英 文化課長
久 保 等 保健体育課長	今給黎 龍 浪 給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	四 元 幸 一 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	竈 原 均 会計管理者兼会計課長
東中川 徹 行政係長	

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付してありますので御承知おき願います。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[中原重信予算特別委員長 登壇]

○**中原重信予算特別委員長** ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

委員長報告では、主な点のみ申し上げますが、予算額等の係数や審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、御参照願います。

まず、日程第1号平成24年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

平成24年度一般会計予算総額は96億0,290万円で、前年度当初予算と比較して4億5,470万円の減、率にして4.5%の減となっています。

義務的経費は、職員数の減などに伴う人件費の減を初め、扶助費、公債費についても減となったことから、前年度と比較して2.7%の減となっていますが、予算規模が縮小したことから予算に占める割合は、前年度に比べ、1.2ポイント高い62.3%となっているところです。

投資的経費は、学校給食センター建設事業の終了や臨空工業団地取得事業の見直しなどで、普通建設事業費が減となったことから、前年度と比較して42.9%の減となり、予算総額の4.7%となっています。

その他の経費は、雇用対策に係る県の基金事業の減などにより、物件費が減となったが、内鍋清掃センターの延命改修工事等の影響などで、補助費等が増となったことを初め、維持補修費、繰入金についても増となったことから、前年度と比較して1.5%の増となり、予算総額の33.0%を占めています。

次に、歳入についてであります。市税は、税制改正の状況や固定資産の評価替えの影響と最近の景気動向等を踏まえ、21億4,150万9,000円を計上しており、前年度と比較して0.1%の減となっています。

地方特例交付金は、年少扶養控除の廃止などの制度改正がなされたことから、前年度と比較して84.1%の減となっており、地方交付税は、国の地方財政対策などを勘案し、38億円を計上しており、前年度と比較して2.4%の減を計上しています。

また、国庫支出金は子どものための手当の制度改正や学校給食センター建設事業の終了などで、前年度と比較して6.1%の減となっています。さらに、県支出金は、雇用対策にかかわる基金事業の減などで、前年度と比較して7.0%の減となっています。

財産収入は、臨空工業団地の売り払い収入の皆減などで、前年度と比較して91.0%の減となったところであり、

繰入金についても、財政調整基金からの繰り入れを減らし、前年度と比較して63.9%の減となっています。

一方、市債は、内鍋清掃センターの延命改修工事等の影響などにより、前年度と比較して14.4%の増となり、市債への依存度は、前年度より1.5ポイント高い9.0%となっているところです。

なお、歳入予算の財源構造についてであります。自主財源は、臨空工業団地造成地取得事業にかかる財産収入の皆減や繰入金の減などの影響で予算に占める割合は、前年度と比較して1.9ポイント低い28.2%となっています。

一方、依存財源は市債が増となったものの、地方交付税や国県支出金の減などにより、前年度

と比較して2.0%の減となり、予算に占める割合は71.8%となっています。

また、一般財源は69億2,919万3,000円で、前年度と比較して5.4%の減となり、予算に占める割合は72.2%となっていますが、特定財源は、26億7,370万7,000円で、前年度と比較して2.2%の減となり、予算に占める割合は27.8%となっており、平成24年度の新規事業については、34件の4億4,906万3,000円となっています。

なお、委員から総務費中、臨時特例法による国家公務員給与カットに係る地方公務員への影響をただしたところ、地方公務員の給与については、地方の行政運営にかかわる事項は国が指示すべきものではなく、地方みずからの判断に基づくものでなければならないことから、地方交付税や義務教育費、国庫負担金を減額するなど、臨時特例法の経緯を踏まえれば、国が地方に対し、給与削減を実質的に強制することは決してあってはならないものであり、これまで地方は、地域の実情や厳しい財政状況等を踏まえ、独自の給与削減や定員削減を断行するなど、国に先んじて行財政改革を実施してきており、全国の地方団体としても、国による強制的な削減がないように主張していくものと思っているとの見解が示されたところです。

また、24年度の一般会計の定年退職予定者は10人であり、職員採用については職員適正化計画による民間委託などの検討を行いながら、新規採用の職員数を決定していくとのことでありました。

次に衛生費中、内鍋清掃センターの延命改修事業については、国の交付金事業を利用して旧内鍋清掃センターを解体し、資源ごみの新しいストックヤードをつくるという観点から、平成24年度から25年度にかけて内鍋清掃センターの延命改修事業を一緒に施工するということでありますが、延命改修事業費の負担割合は、枕崎市、南さつま市、南九州市の3市において、均等割が3、人口割を7として、旧内鍋清掃センターの解体費については、旧枕崎地区衛生管理組合の構成団体の本市と旧坊津町及び旧知覧町が、それぞれ均等割4、人口割6の負担割で予算をお願いしているとのことでありました。

また、生活環境整備事業は、ヤンバルトサカヤスデの駆除、不法投棄ごみ収集処理作業、ハチの巣の駆除、動物へい死の処理を実施するとのことでありました。

次に民生費中、自立支援協議会の経費は、本年4月から自立支援協議会を設立して障害者の地域サービス基盤の整備を進めていくということですが、障害児通所支援事業については、障害者自立支援法で市町村が実施していた児童デイサービスや、都道府県が実施していた知的障害児通園施設や難聴幼児通園施設などの4つの通所サービスを一元化して、児童福祉法の中で市町村が取り組むこととなったとのことでありました。

なお、子供医療費の助成費についての登録者数は、平成20年度が898名、平成21年度1,048名、22年度1,527名と医療費の無料化に伴い年々増えており、23年度は4,500万円相当の見込みであり、24年度はさらに増額をお願いしているとのことでありました。

次に企画費中、アートストリート整備事業は、JR最南端の終着駅という特性を生かし、南浜館から枕崎駅前通りを経て花渡橋前を青空美術館として風の芸術展の立体作品を設置すること等により、文化・芸術の風薫る特色ある魅力的な街並みの空間を創造し、九州新幹線全線開通による流入人口の増加を踏まえた南薩地域の魅力ある観光ルートを整備し、来訪者や市民の憩いの場として提供することを事業目的としたものであり、振興局の2分の1の補助事業を利用した3カ年計画の事業であるとのことですが、予算については、コンパクトシティの一環として企画費で組み、風の芸術展の立体作品を設置するものであるため、事業実施は文化課が担当することでありました。

次に農業費中、青年就農給付金事業は、平成24年度から開始される国庫事業であり、新規就農者の経営が安定するまで最長5年間、年間150万円給付する事業で、独立自営就農者の年齢が原則45歳未満であることが主な条件となっており、新規部門の農業を始める独立自営就農者や

農業後継者が親から経営を引き継いで経営主としてやっていく場合に対象になる事業であり、青年就農者の農業所得が250万円を超えたら給付は停止となることであります。

また、農地・水保管理支払交付金事業は、5カ年間の事業で、本市も平成24年度からの2期対策事業に参画するということでありますが、交付対象要件は、農業者と非農業者で構成する組織が、組織の規約を定めて、市と5年以上の保管理協定を締結し、国の定める基礎活動と農村環境保全活動を行うことが条件とのことであり、11の集落が対象地域として希望しているとのことであります。

なお、水産費中、委員から、遊漁船の係船料の徴収についてただしたところ、枕崎漁港は県の管理漁港であり、徴収については県条例の改正が必要であり、仮に徴収することになった場合、係船料は県の収入となるとの見解が示され、徴収に係る委託料については3分の2が市に返ってくると説明がありました。

また、商港機能を持つコンテナヤードの必要性については、これまでも要望活動を行っており、平成30年度に9メートル岸壁等の整備が終わる状況を見ながら検討するとのことです。

次に建設費中、住宅リフォームの助成制度については、平成24年度の申請受付を5月1日から始め、12月28日までに一応の受付を行い、工事については25年の2月末日までに完了するものとして、実施期間については、平成25年度までの2カ年を予定しており、予算に到達した時点で事業は終了するという事です。

なお、補助金については、消費税込みの対象工事費の10%で、上限額を15万円までとして、補助対象工事費の合計額が20万以上の事業を対象とするとのことであり、補助の交付は1回限定で、自分の所有する住宅であること、市税の滞納がないこと、市内に本店・支店を有する地元個人業者の施工などが条件であり、増改築、修繕、補修、バリアフリーなどが対象となるとのことであります。

また、市営住宅長寿命化計画策定では、現在の市営住宅400戸の中で老朽化して募集していない部分が87戸あり、今後、真に必要な絶対戸数を含めて検討していくとのことであります。

次に教育費中、就学援助費についてであります。準要保護に対する支給補助は、平成16年度の三位一体改革において、地方交付税措置され市の単独事業に変わる前も国と市の2分の1ずつの補助の基準による算出根拠との給食費実費には差があり、保護者負担分は発生していたとのことであり、地方交付税は標準団体の標準的な経費に対して普通交付税として措置されるために、市単独事業に変わったときから市の財政状況等を勘案し市の負担分を79%で調整したために、平成14年のころからすると、準要保護の家庭の負担が若干ふえている状況であるが、枕崎の要する実費が交付税で丸々措置されているわけではないという説明がありました。

また、望ましい学校づくりについては、5回の審議会を経て教育委員会へ答申があり、平成24年度に中学校も含めて5小学校区で説明会を開催して説明をしていながら、基本方針について、地域の方々の意見等を聞いていくという方向であるとのことですが、教育委員会としての方針は、各小中学校の望ましい学校規模は、文部科学省から示されている全国的な標準基準と本市の抱える実態を勘案して、1学級当たり21人以上として、小学校は1学年が2学級から3学級、中学校は1学年が3学級から4学級が望ましいとしたとのことでありますが、小学校においては、複式学年の人数が10人以下となり、全校児童数が30人以下となった場合は、その児童の教育効果等を考慮し、再編統廃合を進めることを検討し、中学校においては、生徒の教育効果や部活動等の状況を考慮し、1学年15人以下、全校生徒45人以下となった場合は統廃合を進めることを検討し、小学校、中学校の通学距離は、現行の国の基準おおむね小学校4キロメートル以内、中学校6キロメートル以内を適用し、およそ通学に係る時間、小学校30分、中学校45分以内を目安に、通学バスの運用などを検討していきたいとのことであります。

次に歳入において、普通交付税が4,400万円の減、特別交付税が5,000万円の減となったのは、

内鍋清掃センターの建設にかかわる償還金の終了に伴って、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債の元利償還金が1億8,000万円程度減少していることが要因であるとの説明があり、国勢調査の人口減による影響ではないとのことであります。

また委員から、アートストリート整備事業の予算について削除すべきという予算の組みかえの動議が出されましたが、採決の結果、賛成者少数で動議は否決されました。

以上であります。本件については採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び日程第3号平成24年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の2件について申し上げます。

この2件は関連があり、委員会は一括議題として審査を行ないました。

まず、日程第2号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

24年度の予算総額は、40億7,105万4,000円で、前年度当初予算に対し1,839万1,000円の増となっています。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費、徴税费、運営協議会費を計上してあります。

保険給付費については、予算総額の70.21%を計上してあり、4月から12月までの療養費と高額療養費の医療費実績と医療費の伸びを含んで算定した療養給付費等を計上してあるとのことであります。

また、介護給付費・地域支援事業支援納付金については、第2号被保険者の概算3,225人と1人当たり年間負担額5万6,400円で算定し、22年度精算額を差し引いた額を計上したとのことです。

共同事業拠出金については、高額療養費に対しての共同事業の国保連合会への拠出金であり、内訳は、高額医療費拠出金と平成18年度から創始された保険財政共同安定化事業拠出金であるとのことであります。

保険事業については、特定健診や人間ドック、がん検診等に補助する経費を計上しているとのことでありますが、歳入の主なものは、国庫支出金として、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、普通調整交付金を算定基準に基づき計上をしているとのことです。

また、特別調整交付金は、結核疾患及び精神病分と、特別事情分などで、療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療給付費等に係る分を計上してありますが、前期高齢者に係る財政調整交付金の前期高齢者交付金を計上してあります。

県支出金は、保険者拠出金の4分の1に相当する高額医療費共同事業の負担金、特定健康診査等負担金、普通調整交付金及び特別調整交付金を計上してあります。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金を計上し、繰入金については、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分、出産育児一時金、職員給与費等、財政安定化支援事業分を計上してあります。

諸収入は、第三者納付金、特定健康診査自己負担分等を計上したとのことです。

また、国民健康保険税は、平成23年度の課税状況等を踏まえ、総額6億2,930万7,000円を計上してありますが、前年度の当初予算に対して約16.3%の増、昨年6月の税率改定時の補正予算と比較すると0.9%の増となっています。

平成24年度の国民健康保険税の収納率見込みについては、平成23年度における国保税の収納実績並びに近年の収納率の推移の状況等を踏まえ、医療分、後期分、介護分の総体で92.9%となり、23年度当初予算に比べ0.7ポイント、23年度の収納実績見込みよりも0.2ポイント低く算定しているとのことであります。

また、退職分については、98%を見込み、平成23年度当初予算及び決算見込みと同率で算定

し、計上したとのことでもあります。

なお、国民健康保険税の滞納繰越分についても、平成23年度の実績見込み並びに近年の収納率の推移等を踏まえ、23年度当初予算と同じ15%と算定したとのことでもあります。

次に、日程第3号平成24年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、2億9,525万4,000円で、前年度当初予算に対して1,693万5,000円の増になるとのことです。

歳出の主なものは、総務管理費と徴収費、被保険者保険料、保険料を軽減した分の財源補てんとして後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定分担金及び延滞料、保険料還付金と還付加算金を計上してあります。

歳入の主ものとしての一般会計繰入金、事務費と、保険料軽減分の財源補てんとして県から受け入れた4分の3と市負担分4分の1をあわせた保険基盤安定繰入金の分担金と同額を計上しているとのことです。

平成24年度の後期高齢者医療保険料は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合から示された、平成24年度の保険料見込み額に基づき算定した結果、前年度の当初予算と比較すると約6.1%の増となっており、広域連合への被保険者保険料分の納付金と同額となっているとのことでもあります。

なお、24年度から療養給付費等負担金の補助率が34%から32%に変更になり、その2%分は、県の調整交付金に反映させた予算書になっているとのことでもあります。共同事業の拠出金と交付金の関係については、国保財政、共同事業の両方とも国保連合会等が事業主体等になって国保連合会から示された金額を計上しているところであり、拠出金の計算方法は、3年前、4年前の医療費の3年間分を基本的に算出し、交付金のほうは当該年度の医療費ベースで計算をする複雑なかたちとなっており、非常に想定が難しいとのことでもありました。

なお、ジェネリックカード周知・PR活動については、保険証更新の関係を含めて差額通知を出すことなどを医師会や医療機関、調剤薬局等に通知してあり、患者から申し出があった場合は対応するような文書を出す準備をしているとのことでもありました。

また、委員から国保財政の見通しをただしたところ、現在、国の国保の基盤強化策としての計画が立てられており、税の一体改革、社会保障との一体改革ということで、平成27年度からの高額共同事業の見直しに大幅な制度改正が見込まれる中で、平成27年度までは、枕崎市の国民健康保険事業としての運営を持たせていかなければいけないと考えているとのことでもあります。国保の安定的かつ持続的運営ができるように、国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充、強化を図るとともに、低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、実態に即した国保財政安定化支援事業の見直しを行うこと、国保税収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること、各種医療費助成制度と市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止することなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じることを求めていくとのことでもありました。

以上であります。これら2件については反対があり、採決の結果、2件とも賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成24年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は20億7,581万1,000円で、前度当初予算額より約3.6%の増となります。

歳出予算の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金などであり、保険給付費については、第5期介護保険事業計画で予定している給付費総額を計上しているとのことでもあります。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、繰入金、保険料、県支出金、繰越金、諸収入で措置したとのことでもあります。

なお、枕崎市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画の介護保険関係は、療養病床の再編成に

ついて6年間転換期間が延長されたため、老人保健施設へ転換予定であった12床について、本計画期間中は転換見込みがないということで施設サービスの見込み量から除外しているとのこととです。

また、市立病院が介護療養病床を5床廃止することに伴い、その影響分もサービス量に反映させているところであります。

居宅サービスについては、高齢化率や介護認定率の伸び率等をもとに、平成23年度当初予算と比較して、居宅介護サービス給付費を増額し、必要なサービス量を確保してあるとのこととであります。

また、制度改正に伴う24時間定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスの創設については、医療・看護・介護スタッフの確保や現時点でのサービス量の見込みが困難であるために、第5期を検討期間としているとの説明がありました。

なお、施設サービスについては、施設入所待機者数が119名となっているところであり、中でも在宅、病院での要介護度の高い待機者が多いということで、今回、特別養護老人ホーム及び老人保健施設をそれぞれ20床増床するという計画を立てており、これに伴う影響分について、特別養護老人分、老人保健施設分を算定し予算をお願いしているとのこととであります。

また、保険料の見直しは、居宅サービスの充実や施設サービスの施設増床分に伴い、保険料が増大し、改定しなければならないということになったが、保険料の段階は、引き続き6段階に設定し、基準額を3,900円にしたとのこととありますが、第4期と比べて、標準給付費見込額が増となった一方で、第1号被保険者数は逆に318人の減となったために、第5期において準備基金を1億6,000万円取り崩し、県からの財政安定化基金の交付額も保険料の上昇緩和に役立てた5期の計画となっているとのこととありました。

なお、第1号被保険者65歳以上の保険料の算出に当たっては、3年間の標準給付費見込額合計と、地域支援事業費が保険料の算定の基礎となる額となり、この21%分が第1号被保険者の負担分となるとのこととあります。

また、調整交付金相当額は標準給付費見込額の5%であり、国の調整交付金として入るものの、地域によって、後期高齢者の数や高齢化率によって違いがあり、枕崎市の第5期計画においては9.18%、標準5%よりも高いところで交付される見込みであるとのこととありましたが、準備基金積立金取り崩し額と財政安定化基金取り崩しによる交付額を差し引いて、保険料で収納しないといけない額が9億3,156万7,501円という数字が算出され、予定保険収納率を99.2%と見て、被保険者数の2万0,064人で割って、年額で4万6,804円、月額3,900円の保険料をお願いした予算になっているが、本市は鹿児島県下で一番少ない負担額になっているとのこととありました。

なお、国の介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律における介護予防・日常生活支援総合事業については、本市の第5期計画では検討期間とするとのこととありました。

また、療養病床や入院の日数は全国でも高いほうにある鹿児島県は平成20年に、医療費適正化計画を策定し、療養病床の再編成と介護サービス等の充実によって、医療費の抑制を図っていく方針で、本市としても取り組んでいくという見解が示されました。

なお、本市の介護老人福祉施設、特別養護老人ホームは2施設、120人の定員であり、介護保険の老人保健施設が2施設、介護療養型医療施設、グループホームは4施設、小規模多機能居宅介護が2施設、高齢者専用賃貸住宅が2施設あるとのこととです。

以上であります。本件についても反対があり、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は8億1,556万5,000円で、前年度当初予算より5.4%の減となります。

予算の主なものは、一般管理費、処理施設管理費、排水施設管理費、下水道整備費となっております。

また、公債費は、昭和60年度から平成21年度までの借り入れに対する元金償還であります。

以上の財源として、事業収入、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、繰越金、諸収入と事業債2億2,160万円で措置したとのことであります。

なお、下水道区域内の加工施設における下水道接続についての問題は、接続を奨励するための補助金等もあるが、接続しなくても下水道法上の罰則はないために、環境保全の面から条例等に基づいて、罰則等も含めて検討をしているところであるが、最終的な結論が出ておらず、庁内全体で検討をして、今年度の予算で一部具体化できる部分の予算をお願いしているとのことであります。

以上であります。本件についても反対があり、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成24年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

平成24年度予算は、事務事業の徹底的な見直しを通じて、歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それによって確保された財源を必要性や効果の高い政策に重点配分する方針であるものの、診療報酬改定において、改定率がほぼゼロベースの改定となっている厳しい医療環境のもと、依然として医師や看護師不足が続いている中で、鹿児島県医療施設耐震化整備事業補助金を活用した病棟建替事業が終了し、補助採択条件であった病床削減に伴い、今年度の業務予定量は、病床数55床、年間患者数を入院で1万8,980人、外来で1万7,664人、1日平均患者数を入院で52人、外来で69人と定めたとのことであります。

また、主な建設改良事業として、医師の勤務環境を整備するため、老朽化した医師宿舎建替事業を予定しているとのことであります。

なお、収益的収入及び支出では、医業収益、医業外収益の合計5億2,421万1,000円を見込み、収益的支出は医業費用、医業外費用、及び既設医師宿舎解体に伴う特別損失の計6億3,512万7,000円となり、収支差し引き1億1,091万6,000円の当年度純損失となる見込みであるとのことであります。

また、資本的収入及び支出は、資本的収入において医師宿舎建替事業に係る企業債、資本的支出では建設改良費のうち有形固定資産購入費としての輸液ポンプやベッドなど老朽化した器具の更新、医師宿舎建替事業費としての委託料及び工事請負費、企業債償還金を予定しており、収入額が支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしたものであるとのことであります。

なお、医師宿舎建設費については、宿舎1棟当たりの建築面積を平均で66平方メートル、3棟建設を予定しており、1平米当たりの建築単価については20万円で試算をし、建築工事費を3,960万円、さらに医師宿舎の車庫については、入り口を市道側からとするため、地盤切り下げ工事を含め約1,050万円、旧宿舎解体工事費は、3棟で525万6,000円、外構工事については、片平山公園との擁壁段差が9.7メートルとなっているので、宿舎の安全確保と周辺整備費2,040万円の計7,575万6,000円に消費税を含め、約8,000万円を計上しており、実施設計等は4月以降に行うとのことであり、詳細がわかった時点で再度説明する予定であるとのことであります。

また、企業債については、医師宿舎建替事業に伴う8,100万円の借り入れを予定しているとのことであり、一時借入金については、平成23年度鹿児島県医療施設耐震化整備費補助金の交付時期及び工事費等の支払い時期によって、一時的な資金不足が生じた場合に、2億9,800万円を限度として資金融通しようとするものであるとのことであります。

なお、新病棟での円滑な診療体制の確立、安定的な経営、加えて依然として不足している医師・看護師の確保などの課題に対応するとともに、新たな病棟での55床での対応という部分も

あり、保健・福祉・介護の分野まで見据えた包括的なサービスを提供するために、中長期的な計画の検討を行い、長期的な展望に立った一層の経営の強化を図る必要があります。病院事業の技術的・専門的事項について高度の知識・経験に基づいて、事業管理者を強力に補佐する職として、4月から再任用制度の副管理者を設置することでありましたが、再任用職員については、期末手当、勤勉手当、管理職手当については、支給がされるという条例の規定になっており、扶養手当、住居手当、それから単身赴任手当については、適用除外ということで支給をしないということです。

また、委員から厳しい病院経営の中での事務次長の設置についてただしたところ、病院経営の長期的な展望に立った計画をこの数年のうちに練り上げて、具体的な方向性を示していくためには、現事務長のこれまでの経験は得がたいものであるということで、再任用というかたちで、管理者を補佐する立場として、全般的な病院運営についての能力を発揮していただき、現事務長の後継者の育成として事務次長を置くとのことでありました。

なお、今回60床から55床に病床数を削減するのは、療養病床については平成24年3月末をもって廃止ということであったが、政権交代によってあと6年間暫定的に存続が決定しているものの、6年後には必ず廃止になることを想定して、介護型療養病床のほうを減らして、医療型療養病床と一般病床を現在のまま残したほうが病床の稼働率としてはいいだろうということで、介護型療養病床の削減を行ったとのことでありました。

以上であります。本件についても反対があり、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成24年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

本予算は、給水戸数を1万0,895戸、年間総給水量を300万4,000トン、一日平均給水量を8,230トンと予定していますが、前年度当初予算と比較すると、給水戸数で22戸の減、年間総給水量で2,000トンの減、一日平均給水量では17トンの増となっています。

建設改良事業の主な事業は、老朽管更新事業、県工事に伴う舗装工事2件、別府地区水源さく井工事、施設の更新工事等を予定しているところです。

また、収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益を4億6,676万5,000円、水道事業費用を4億4,238万6,000円とし、差し引き2,437万9,000円で、税抜き後で1,758万5,000円の当年度純利益を予定しているとのことですが、前年度当初予算と比較すると、水道事業収益では営業収益、営業外収益ともに減となる一方、営業費用と営業外費用の水道事業費用も減となるとのことでありました。

なお、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を6,746万2,000円、資本的支出を2億4,124万5,000円とし、差し引き不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものであるとのことでありました。

収入の負担金については、消火栓設置負担金と、県からの補償負担金であり、支出については、建設改良費と企業債償還金であるとのことでありました。

また、収益減の原因は人口減による給水使用量が減であるとのことでありました。

以上であります。本件についても反対があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

牧信利議員。

○15番牧信利議員 私は、日本共産党市議団を代表して、今、予算特別委員長から報告がありました日程第1号から第7号までの平成24年度の予算について、反対の立場から討論を行います。

一般会計の予算については、本年度予算では、24年度予算では住民の声にこたえた住宅リフォーム助成制度の実現、学校補修予算など評価できるものがあります。しかし、基本的な問題は、これまでと同じように行財政改革の名のもとに、住民への負担増と市職員への賃金カット、正規職員の非正規職員化による低賃金、劣悪な労働条件の押しつけ、民間委託・民営化を実行する、そういう方向であります。

また、水道料金、下水道料金の引き上げによる住民の負担増は、暮らしを一層苦しめているのが現実であります。

さらに、行政運営においては、強権的な行政運営が行われていることは許されないものであります。主な問題点を指摘して討論を行います。

福祉行政においては、高すぎる国保税の押しつけ、福祉給食費の値上げ、介護保険料の値上げ、介護サービスの一層の切り捨て、後期高齢者保険料の値上げ。これらは、市民の命を守る、暮らしを守ると、こういう方向とは全く逆行するものであり、市民生活を一層苦しめることとなります。

教育行政においては、教育の切り捨てが進められていることであります。就学援助の制度は、経済的に困難な家庭の子供たちを憲法にうたっているところの義務教育の無償という立場から援助する制度であります。ところが本市においては、これをまさに弱い者いじめ、そういう方向で使っています。学校給食費は、文部省の基準では、実費支給となっているにもかかわらず、79%しか支給をしません。23年度で283万円。平成18年から6年間で単純計算しますと、1,698万円もの削減を行っている。経済的に困難な家庭への犠牲を押しつけています。まさにこれは、ピンはねと言わなければならないものであります。

学校給食の民間委託を強行しています。これは契約自体が労働者派遣法に反する偽装請負の疑いがあり、子供たちへの安心・安全な給食の提供という学校給食の基本を投げ捨てるものであります。また、学校用務員の嘱託職員化。賃金は月14万です。市立図書館の職員の嘱託員化、これは月10万です。こういう学校教育、市民文化を支える公務サービスを放棄するばかりでは、働く職員の賃金、労働条件を劣悪な状況に置いていく、こういうことは認めることはできません。

また、奨学金制度予算は、当初6,000万円あったものが現在は3,200万円。半減しています。長引く不況のもとでこそ、制度の充実・拡充を図らなければならないのに、市の行っていることは、子供たちの就学の機会を奪っていることであります。

その一方で、市長は何をしているか。住民や労働者、子供たちへの予算を削りながら、みずからの公約であるコンパクトシティ事業のためのアートストリート事業に、23年度は1,033万9,000円の予算。24年度は1,309万1,000円の予算。さらに25年度も計画をしています。市民の暮らしに犠牲を押しつけ、子供たちの教育費を削り、職員給与を削減しながら、このような事業を行う。これは、市民の暮らしを全く考えない、税金の使い方を間違っていると云わなければなりません。

副市長は審議の中で、アートストリート事業予算の削減に対して、県との信頼関係を壊すと言いました。これは、この事業を合理化しているわけですが、この態度は市民の暮らしより、県の顔色をうかがう姿勢であることをみずからの言葉で証明したものであります。

最後に、神園市政の政治姿勢について、指摘をしておきます。

市立病院事業においての問題点が明らかになりました。正規職員の非正規職員化による低賃金。看護職員の日当改正。これらは患者の命を守るという病院の立場とは相入れないものであります。

個室料金の引き上げ。これは、公立病院としての任務を減らして、営利中心の経営へ変更していくとするものであります。

また、今回の予算審議で明らかになったのは、副管理者の設置を行うということであり、市立病院経営の重要な方向転換にもかかわらず、市長は施政方針で全くこのことに触れていません。これこそ議会軽視そのものであり、秘密主義・強権政治のあらわれではありませんか。昨日、内示が発表されましたが、予算審議の中では事務長は空白と、空席にすると言ったにもかかわらず、きのうの内示では副管理者と事務長を兼務ということで発表されている。これは、議会での審議すらもまともに扱っていないということを示しています。

最後に、桜山東町の土地登記問題について指摘をしておきます。この問題は、桜山東町の水路用地買収において、行政の職務怠慢を詫びることもせず、善意の第三者を裁判にかけるといふ強権的な行政を行っていることであります。この問題は、行政が相手方に対して、行政の怠慢を謝罪し、協力を要請すれば解決する問題であります。ところが市長は、この行政が取るべき解決の道を選ばず、裁判を起こしました。

ところが昨日、3月27日の裁判では、市は裁判所に和解を申し出て、裁判所が被告に対して和解の意思を尋ねたとのことであります。驚くべきことに、市の提示した和解金は4万5,000円ということであり、多額の弁護士費用を払って訴訟をした目的は何だったのか。和解を申し出るようなことなら、なぜ裁判をしたのか。裁判のために使った費用について、市民にどのような説明をするのか。その裁判費用については、市長が市民に賠償する責任があるのではありませんか。

弁護士には、17万5,000円の委託料を払っています。被告に対しては、4万5,000円の和解金。この和解金の根拠は何であるのか、明らかにすべきであります。被告は裁判になって仕事を休んでまで裁判所に出かけています。その休業補償にもならないような額ではありませんか。裁判にかけられた被告の精神的苦痛に対してどのように対処するのか。一方的に悪者にしたてられた被告の受けた被害について、どのような対応をしていくと考えているのか。これらも明確にすべきであります。

さらに、今、田植えの準備が進められています。しかし、この裁判によって、まだ水路に水が流れていません。訴訟の提起が議会に出されたとき、総務文教委員会は現地調査を行いました。調査に先立ち、現場の草刈りをしておくように農政課長に要請したにもかかわらず、訴訟があると言って草刈りは行われていなくて、現地を詳細に調査することすらできなかったのであります。それを指導したのは、市長、副市長ではありませんか。

市長は、まさに議会の調査活動を妨害したものであります。田植えを目前にした農家にどのように説明し、田植えの水の確保をするんですか。水問題を解決するには、被告による_____氏ではありません。____氏には何らの責任もありません。市は裁判をするからと、議会の調査さえ妨害し、現地立ち入りを封印したではありませんか。田植えの準備に必要な水の確保は、市自身の責任で行うべき問題であります。

以上、これまでの市の行動を見ると、市の目的は、善意の第三者でしかない被告をいじめることにこそ目的があったと言わざるを得ません。ライオンが小さなウサギをもてあそぶようなものです。遊びに飽きたらあめ玉を1つやってこれでおさめてくれというような話が、まともな市のやるべきことでしょうか。まさに、常軌を逸した行動であります。

市長は、このような権力と税金を使った市民いじめを直ちにやめるべきであります。市がやるべきことは、直ちに訴訟を取り下げ、被告に謝罪し、その被害に賠償し、問題の解決に当たることでもあります。以上、強く求めて討論を終わります。

○依積田義信議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから順次採決いたします。

まず、日程第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○依積田義信議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除く全員が提出者でありますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由の説明・質疑及び討論は省略いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本定例会において議決された案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理

を議長に委任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成24年第1回定例会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明及び各委員から出された意見・要望

平成24年 第1回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
禰占 通男	行財政について	<p>1 審議会・協議会・懇話会の意見・提言書の活用はどのようになされているのか</p> <p>(1) 行政改革推進委員会の提言書の「持ち家手当の廃止の方向で」とあるが、遅々として進まなかったのはなぜか</p> <p>(2) 交付税や税収等の歳入見通しが不透明とあるが、適法に活用されているのか</p> <p>(3) 審議会等の意見・提言書の活用がなされず、委員を失意させているのではないか</p>	市長 課長
	養豚場の悪臭・水質汚濁について	<p>1 尻無川の状況はどのようになっているのか</p> <p>2 汚水を外に出さない農場経営もあるが、本市も取り組むべきではないのか</p> <p>3 平成16年11月1日から適用されている家畜排せつ物法による(豚100頭以上の)管理(基準・記録)は守られているのか</p> <p>4 排せつ物の利用促進のため、措置として金融支援があるが、指導・通達等はなされているのか</p> <p>5 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の第52条についての見解はどうか</p> <p>6 畜産公害にどのように対処するのか</p> <p>7 牛1頭の排せつ物は人間で60人分、豚は15人分と</p>	課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
城森 史明	行財政改革について	<p>されているが、BODに対応できているのか</p> <p>1 市債について</p> <p>(1) 過去5年間における会計ごとの市債残高と、減少率はどうなっているのか</p> <p>(2) 現状の市債における償還計画・状況は、どのようになっているのか。そのときに、今後20年間における各年度ごとの償還金は幾らになるのか</p> <p>(3) 過去5年間における市民1人当たりの市債残高と基金残高は幾らか</p> <p>2 今後の財政及び財政指標の予測について</p> <p>(1) 今後5年間における起債が必要な事業について、概略の起債額は幾らか</p> <p>3 公共下水道について</p> <p>(1) 下水道事業における受益者と非受益者の世帯数と人口は幾らか</p> <p>(2) 立神3次区域における現状の接続及び非接続戸数、工場数は幾らか</p> <p>(3) 現在、工事を行っている4次区域における対象となる住宅数と工場数は幾らか。また、各年度ごとの工事金額の予定額は幾らか</p> <p>(4) 工事及び処理工場運営において、本市の業者に対する経済効果は、数的にどうなっているのか</p> <p>(5) 受益者負担金における債権額は、どうなってい</p>	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	市の防災計画 についての見 直し状況と山 下集落の水害 について	<p>るのか</p> <p>1 桜山校区における避難所に指定されている城山センター、桜山小及び中学校は非常に不適切であるという校区民の声を耳にする。見直しの状況はどのようになっているのか</p> <p>2 山下集落の水害が継続して発生しているが、根本的な原因は何か。それを解決する場合、どのような工事が必要で、かつ工事の概算額は幾らか（解決策は、複数の案が考えられるのか）</p> <p>3 現在、水中ポンプで排水しているが、根拠となる能力的な数値計算はどのようになっているのか</p>	市 長 課 長
豊留 榮子	介護保険制度 について	<p>1 介護保険は、国や自治体が支出する公費と、国民が負担する保険料や利用料を財源に、公的な介護制度の確立が目的とされてきた。しかし、自公政権が社会保障費の削減を続け、国庫負担を減らしてきたため、介護サービスの削減や保険料・利用料の負担拡大が続いてきたところである。</p> <p>この自公政治を変えてほしいという国民の期待を受けた民主党政権は、国民の期待を裏切っている。</p> <p>今回の介護保険制度の改定は、さらにサービスを削り、国民の負担増でサービスの抑制を行おうとしている。今回の改定を、どのように市長は受けとめているのか</p> <p>2 介護保険制度の改定は、利用者にとって何がどのように変わるのか</p> <p>3 利用者へのサービスの切り捨てがなされるのではないか</p> <p>(1) ホームヘルパーの時間短縮、家事介護の60分が</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	就学援助制度 について	<p>45分となり、25%のカットとされる。</p> <p>利用者からは「今でも足りないのに、減らされたら困る」ヘルパーさんは「利用者とのかかわりができなくなる。45分です、帰ります」では利用者のための支援ができなくなるとの声が寄せられている</p> <p>① このような声に市はどう考えているのか</p> <p>② 60分を45分に短縮する根拠は何か</p> <p>(2) 要支援1・2の人はサービスから外されるとい うが、どうなるのか</p> <p>① その影響はどうか</p> <p>② 利用者負担はどうなるのか</p> <p>4 介護従事者の報酬引き上げは、なされるのか</p> <p>5 施設に入所できずに、自宅や病院で待たれている 待機者は何人か</p> <p>6 このような待機者への取り組みは、どのようにな っているのか</p> <p>7 介護制度を改善するためには、国の負担をふやす ことだ。国に要求する考えはないか</p> <p>1 学校教育法では「経済的理由により就学困難と認 められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町 村は、必要な援助を与えなければならない」とされ ている</p> <p>(1) その中で学校給食費は、保護者負担分の79%支 給となっているが、その理由は何か</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	防災について	<p>(2) いつから実費ではなく、79%の支給になったのか</p> <p>(3) 実費に戻すべきと考えるがどうか</p> <p>2 文部科学省が平成22年度から「クラブ活動費、生徒会費、PTA会費」を新たに支給項目に加えたにもかかわらず、本市は支給していない。 対象児童・生徒に支給すべきと考えるが、いかがか</p> <p>3 2005年度から就学援助の認定に、民生委員から助言を求める必要がなくなっている。これは「就学援助法施行令」から「民生委員の助言を求めることができる」という文言が削除されたためである。 本市においても、だれもが申請しやすいように、民生委員の助言は外すべきと考えるが、いかがか</p> <p>1 防災訓練は枕崎校区でも必要と考えるが、いかがか</p> <p>2 備蓄対策だが、本市は店舗と契約しているので、備蓄は必要ないというが、それで十分なのか。 鹿児島市は、大規模災害時に避難所での供給体制が整うまでの食糧や生活必需品を備蓄する予算を1,512万円組んでいる。本市も備蓄は必要ではないか</p> <p>3 津波対策で「標高表示板」が枕崎ライオンズクラブの寄贈を含め、73カ所に設置された。 さらに、緊急の場合に役立つものとなるように、避難誘導の案内表示が必要と考えるが、いかがか</p> <p>4 緊急連絡メールの設置ができないか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	公用車にナビ 取り付けを	1 初めての場所や、どんなに山の中でも調査にいけるように、ナビゲーションの設置は必要と考えるが、いかがか	市 長 副市長 課 長
	交通安全について	<p>1 火葬場から、若葉町に向かう坂道を登り切った交差点だが、左右の確認がしにくい。カーブミラーを設置できないか。 また、花壇の植え込みも低くしてほしいと思うが、いかがか</p> <p>2 県道白沢打木谷線、中原集落付近の速度制限について、通学路でもあることから必要と考えるが、警察の見識だけでなく、住民の安全を守るために市としてどのように考えているのか</p> <p>3 県道枕崎知覧線中原の交差点から駒水までの舗道の工事が中断しているが、再開はいつになるのか また安全面からも、舗道は同じ側につけ、中原の交差点で横断すべきと考えるが、いかがか</p>	市 長 副市長 課 長
	港の岸壁の補修について	<p>1 お魚センターから東側の岸壁は、堤防部分と駐車場アスファルト部分の境が陥没している。部分的にコンクリートで補修しているが、アスファルトに穴があき、雨水が流れ込んでいる (1) 陥没したところは応急補修をすべきではないか (2) 一帯の調査を行い、抜本的な対策をすべきと考えるが、いかがか</p>	市 長 副市長 課 長
	乗り合いバス・タクシーについて	1 その後の進捗状況はいかがか	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
清水 和弘	行財政改革について	<p>1 市長の行財政改革に取り組む姿勢は、これまでの結果を踏まえて、今後どのようにしようと考えているのか</p> <p>2 1月31日の行財政改革調査特別委員会での副市長の発言（将来負担比率は、他の団体と比べて一番高いから悪いという話ではなくて）に多くの市民は、県下でも最下位を容認する発言で、許される発言ではないとの声があった。再度確認の意味で、今一度お尋ねするが、将来負担比率は県下最下位という現実をどう思うか</p> <p>3 これまでの平成16年から（毎年5%）給与削減を実施しているが、期末手当、退職手当に反映されているのか。また、給料表に見る号数の調整はあったのか</p> <p>4 将来負担比率改善策について、今後、数値目標など掲げ、改善する考えはないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	お魚センター問題について	<p>1 市長の減免措置理由と、これまでどのような改善策を掲げ、その結果をどう判断をしているのか。 また、出資5団体と近年、経営改善策について、どのようなことを話し合ったのか</p>	市 長 課 長
	馬追川の汚水、悪臭対策について	<p>1 これまでの馬追川の汚水、悪臭対策の結果について、どう判断しているか。 また、今後の改善策をどう考えているのか</p>	課 長
牧 信利	公用地買収での事務手続について	<p>1 公用地買収について (1) 印鑑証明書の公用請求の手続はどのようになされるのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	不法投棄問題 について	<p>(2) 公用請求の法的根拠は何か</p> <p>2 登記前支払申請書について</p> <p>(1) 日付のない申請書は有効か</p> <p>(2) 日付のない支払申請書で土地代金を支払うことができるか</p> <p>3 桜山東町499番地の水路部分の買収について</p> <p>(1) 登記はされているのか</p> <p>① 未登記の理由は何か</p> <p>(2) 売買契約書はあるのか</p> <p>① 契約の日付はいつか</p> <p>② 印鑑証明書はあるのか</p> <p>③ 印鑑証明書発行請求者はだれか</p> <p>(3) 土地代金の支払いについては、どうなっているのか</p> <p>1 東木材の補助事業によるおが粉工場建設の際、不法投棄が行われた。この不法投棄にかかわった建設業者が指名停止となった</p> <p>(1) 枕崎市入札及び契約運営委員会はいつ開かれたのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>(2) 指名停止を行った日時は</p> <p>(3) 指名停止の理由は何か</p> <p>(4) 指名停止の期間は</p> <p>(5) 鹿児島県は同業者を2カ月間の指名停止としたが、本市が1カ月とした指名停止期間の決定の根拠は何か</p> <p>2 情報公開について</p> <p>(1) 指名停止の情報はどうに公開しているのか</p> <p>(2) 市報、インターネットでの公表をするべきだと考えるがどうか</p> <p>3 東木材の補助金返納について</p> <p>(1) 補助金返納を県に求める考えはないか</p>	
	教育行政について	1 枕崎小学校1年生、3年生、5年生の教室棟の補修については、どうなっているのか	市 長 副市長 教育長 課 長
	街灯設置について	1 若葉町住民から街灯設置の要望が出されていたが、その後どう対処されたか	市 長 副市長 課 長
立石 幸徳	行財政全般について	<p>1 平成24年度予算で、本市の財政健全化指標は、どの程度改善するのか</p> <p>2 2月2日、国土交通省が指名停止処分とした本市</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	国民健康保険事業について	<p>の建設業者に対し、市としてどのように対応したのか</p> <p>1 本市の平成23年度国保会計の決算見込みは、どのようなになっているのか</p> <p>2 本年1月24日の「国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において、合意された国保改革について</p> <p>(1) 低所得者保険料に対する財政支援強化策による2割軽減、5割軽減の拡大分の本市への影響はどうか</p> <p>(2) 保険財政共同安定化事業の対象をすべて医療費へ拡大すると、どのような影響が出るのか</p> <p>(3) 県調整交付金を給付費の7%から9%に引き上げ、定率国庫負担が32%となるが、どのような影響が出てくるのか</p> <p>3 今後の国保財政運営が県単位化となっていくと、本市としては、どのような影響が出てくるのか</p>	市長課長
沢口 光広	行財政改革について	<p>1 「行財政改革調査特別委員会」が設置されたが、市長はどのように受けとめているか</p> <p>2 将来負担比率及び経常収支比率を改善していくためには、具体的にはどのようにしていったらよいか</p> <p>3 第2次枕崎市行財政集中改革プラン74実施項目の成果を上げるためには、具体的数値や期限を定めて取り組んでいく必要があるのではないのか</p>	市長課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	九州新幹線開通後の経済効果等について	<p>4 本市の自主財源をふやすためには、知恵を出し合 って、実施項目を追加していくべきではないのか</p> <p>1 九州新幹線が開通して1年が経過するが、本市へ の観光客数はふえているのか</p> <p>2 枕崎駅舎をつくるために「駅舎基金または駅舎募 金」を設置する計画はないのか</p> <p>3 県立火之神公園の整備促進と火之神公園行きバス 運行計画を急ぐべきではないのか</p> <p>4 「枕崎鯉船人めし」がS-1グランプリで優勝し たが、まちおこし及び飲食店街、経済効果発揮のた め、行政も助成金を出して全面協力していく必要が あるのではないのか</p> <p>5 観光客数をふやすためには、行政と各業界との緊 密な連携・強化を図っていく必要があるのではない か</p> <p>6 知覧・枕崎間の昼間帯のバス増便要請はできない のか</p> <p>7 JR指宿・枕崎間の「いぶたま号」の往来要請は できないのか</p>	市 長 課 長
	環境問題につ いて	<p>1 最近、本市全域でカラスが異常繁殖している光景 を目にするが、ふん害等の被害もあり、小鳥（スズ メ、メジロ、ウグイス等）の姿を見ないが、何らか の対策をとる必要があるのではないのか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
茅野 勲	農業振興地域の整備に関する法律について	<p>1 この制度は、昭和44年法律58号に基づく国土資源の合理的利用、また、農業生産の近代化を図るための地域の保全・形成を主たるねらいとしている。転用申請をしても転用不可の件が大分生じているようだが、工場、住宅、駐車場、あるいは置き場等、目的は多種になると思うが、ここ10年程度で許可されなかった申請件数は、把握できないのか</p> <p>2 県からの不認可の一番多い理由は施行から数十年経過しているが、県は現代の農業形成に合った方向に、少しでも見直しをしているのか 地域の現状に合致した説明をし、近代的農業を行政として推進するため、県に調査見直しを要望すべきではないか</p> <p>3 法律の改正をお願いし、よりよい農業生産基盤づくりをし、農業者育成あるいは地場産業の発展を促すよう県に強く要望すべきではないか</p> <p>4 市内に工場拡張あるいは住宅建設、地場産業にかかわる施設の設置要望等、何件ぐらい把握しているか</p> <p>5 法の見直し等で許可にこぎつけるような案件があるとすれば、ぜひ、県へ要望を出し、高齢化、耕作放棄地のふえる中、本市の現状を訴えていくべきではないか</p>	市 長 課 長
	葉たばこ廃作農家への今後の対応は	<p>1 県内でたばこ耕作者の約半数に当たる310戸が廃作に応じたようだが、本市の現状はどうか</p> <p>(1) 葉たばこ廃作戸数は</p> <p>(2) 葉たばこ耕作者の現戸数は</p>	課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	生産履歴の記帳や生産認定制度への取り組みについて	<p>(3) 葉たばこの耕作面積は</p> <p>(4) 葉たばこ農家の転作作物は何か</p> <p>(5) その作物への指導等はどのようにしているのか</p> <p>(6) 廃作者が多い場合、共同乾燥施設の利用状況等にも支障が出てくると思うが、ぜひ、今後の農家への指導や援助を十分に尽くし、離農する方がないように指導・助言を続けていくべきではないか</p> <p>1 安心・安全な農産物を消費者に提供するため行政、農業団体、農家の三位一体での取り組みが不可欠の状況の中、今後一層、グローバル化をしていくと考えられる。各種農産物を生産される方々が互いに土地利用を図る中、産物による団地化を図っていかねば、互いの作物の管理作業によっては都合の悪い点が生じかねない場合があると思うが、どのように考えるか</p>	課 長
	県茶業振興大会について	<p>1 県茶業会議所から枕崎大会開催要望があり、生産者全員参加で大会に臨むことを確認した。 すべての農産物の価格低迷の中、枕崎の活性化のきっかけにするためにも、市民全員でできる大会にできないか</p> <p>2 本市にはかつおぶし、焼酎、花等、いろいろな特産物がある。すべての特産物を大会を通して全国へ宣伝してはどうか。また、すべての課で大会を盛り上げることはできないか</p> <p>3 平成26年度枕崎市開催が、本市発展のきっかけになるよう、J A農業祭や漁協、加工組合、新酒まつ</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	降灰対策について	<p>りが一体となった立案・計画をすべきではないか</p> <p>1 桜島に加え、新燃岳の噴火が継続中である。桜島は以前に増し活発化しているが、枕崎の降灰に対する茶・花・その他農作物への対策はどのような状況か</p> <p>2 対策の必要性があれば、国・県の事業を取り入れ、対策の強化を進めるべきではないか</p>	市 長 課 長
吉松 幸夫	防災計画について	1 計画見直しの進捗状況はどうか	市 長 課 長
	学校給食センターについて	<p>1 衛生管理体制はどのようになっているのか</p> <p>2 定期的に試食できるような方法はないのか</p> <p>3 本市内による生産物の食材の利用率はどのくらいか</p>	市 長 課 長
	産業経済について	1 「枕崎ブランド」づくりについて、どのようにブランニングしていくのか	市 長 課 長
	都市基盤づくりについて	<p>1 計画的な土地利用の青写真はでき上がっているのか</p> <p>2 自然環境の保全のために、どのような動きをしているのか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>3 土地総合行政情報システムの活用とは何か</p> <p>4 休眠地・空き家の取り扱いの方法は考えていないのか</p> <p>5 求心力のある市街地の形成とは、どのようなものをいうのか</p> <p>6 良好な市街地と駅周辺の整備の中で市民ニーズとあるが、具体的にどのようなことか</p> <p>7 臨海部開発について、商港機能としての役割の重要性は何か</p> <p>8 調和のとれた美しい都市景観を形成する目的は何か</p>	
	道路交通ネットワークについて	1 南薩縦貫道整備事業の現状は、どのようになっているのか	市 長 課 長
	空港の利用について	1 現在の利用状況はどうなっているのか	市 長 課 長
	学校現場の防犯について	1 小・中学校において防犯という点で、携帯電話の持ち込みについて、どのように考えているのか	課 長

平成 24 年第 1 回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第 1 号平成 23 年度枕崎市一般会計補正予算（第 8 号）

○当局説明

- ・ 歳入歳出の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 9,950 万円を追加し、予算総額を 107 億 4,940 万円にしようとするもので、当初予算額に対して 6.9% の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費は、平田潟排水機場排水ポンプ設置事業、小学校施設環境改善交付金事業、中学校施設環境改善交付金事業ほか 3 事業を平成 24 年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 債務負担行為の補正は、臨空工業団地造成地取得事業の変更によるものである。
- ・ 地方債の補正は、学校教育施設等整備事業、広域漁港整備事業ほか 6 事業の事業費の変更等によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、一般職人件費、保育所運営費、市立病院負担金、小学校教育施設等整備事業、中学校教育施設等整備事業などである。
- ・ 今回の補正財源は、地方交付税 1 億 4,232 万 2,000 円、繰越金 6,114 万 1,000 円、市債 5,160 万円、市税 4,607 万 4,000 円、国庫支出金 3,773 万 8,000 円、県支出金 890 万 3,000 円、諸収入 680 万 3,000 円、財産収入 661 万 1,000 円、分担金及び負担金 506 万 4,000 円、寄附金 164 万 5,000 円の増、繰入金 1 億 6,160 万 1,000 円、地方消費税交付金 440 万円、利子割交付金 240 万円の減で措置した。
- ・ 財政調整基金の繰り入れは、当初財源不足の見込まれる中で繰り入れを行ったが、その後、年度内にまず、収入面では繰越金の決定、交付税の決定のほか、大きな要因としては、妙見の里の売却等、他の収入等があって、今回留保してあった交付税等との財源の調整を行う関係で減となっている。
- ・ 財政調整基金は、ここ数年で 10 倍ぐらいの増にはなってきているが、現在においても他市と比べれば非常に少ない状況にあると認識している。今後とも、比率の改善等も含めて、今後の財政需要等の対応に対しても基金の充実はさらに図っていかねばならないものと認識している。
- ・ 特別交付税は、まだ決定をみていないところであるが、今年度は、東日本大震災における被災地の復旧・復興などの需要、台風 12 号の関係などの関係に大部分が持っていかれるんじゃないかということである。県のヒアリングの中でも過大に見積もることなく、今年度はかなり厳しいというような指摘もあり、来年度の財政運営等も含めて、今、マイナス 5,000 万円の補正をお願いしている。
- ・ 特別交付税は、今年度もヒアリングの中でも今度の大震災等を踏まえて、被災地以外はかなり厳しいという指摘である。平成 22 年度の繰越金が 2 億超えているが、その 6 割程度を特別交付税の予算を超える部分で確保しているというところもある。
- ・ 職員手当は、特に退職手当が大きくなっているが、4,385 万 6,000 円の増になっている。内訳は、補正前が、定年退職者 11 名、6 月補正で中途退職者 1 人の 12 名の退職手当分であったが、今回 2 名の中途退職者があり、14 人分の退職手当額になっている。
- ・ アートストリート事業の減額は、最初、自然石によるベンチ 6 基を計画していたが、擬木コンクリート製にグレードを落とし、さらに 2 基に減らしたことで、それに伴う工事関係の減額である。また、印刷製本費については、パンフレットの作成費の執行による執行残である。
その後、通り会等からの要望による案内板の 1 基増と、それに伴う照明施設設置に伴う新たな増額を相殺したもので、合計で、112 万 5,000 円の減額である。
- ・ 東本町バス停付近に設置するベンチの雨よけ設置までの補助事業等での取り組みはなされて

いない。

- ・ アートストリート事業の全体事業費の決算見込みと、その財源内訳は最終的に、事業費が932万4,000円で、そのうち県のほうから466万1,000円ということである。
- ・ 鹿児島応援寄附金の枕崎への配当分は、平成20年度12件、72万3,815円。21年度10件、70万0,221円。22年度10件、27万2,465円で、今現在で23年度の見込みは、9件で32万1,630円という状況である。
- ・ 保育所運営費の補正は、当初で月平均517名を見込んでいたが、その見込みよりも月平均で6人、年間で65人増が予想されている。

特に、0歳児、1歳児、2歳児が年間見込みで420名程度ふえ、そのかわり3歳児、4歳児以上児が360名程度減になったが、この差が乳児、1歳、2歳児の基本の保育単価が、3歳児、4歳児の基本単価と比べると、倍以上あるいは3倍ある。

例えば、枕崎保育所で乳児の基本保育単価は17万1,440円、1、2歳児で10万3,080円、3歳児が5万2,150円、4歳以上児が4万5,320円となっているところであるが、この3歳児、4歳以上児は当初見込みよりも減ったが、乳児、1、2歳児の部分が大幅にふえて、その差額が今回補正をお願いしている額になっている。
- ・ 農業者戸別所得補償制度推進事業の県の支出金の減額の理由は、枕崎市農業再生協議会へ補助金というかたちで出しており、その補助金が12万減った。その内容は、その再生協議会の事務費の減である。
- ・ 所得補償制度での23年度の実績の見込みであるが、米の所得補償に対する補償が10アール当たり1万5,000円支払われるが、所得補償制度に加入された農家戸数が112件あり、この額が339万9,000円を予定している。そのほか、水田を活用した米以外の作物に対する交付金が24万3,600円を予定しているところである。これについては、国のほうから直接、この戸別補償制度の加入者に支払われる。
- ・ 畜産基盤再編総合整備事業として、408万4,000円負担金が出ているが、これは当初では712万8,000円計上していた。最終補正段階になって負担金がふえてきたのは、平成23年度事業として、追加工事で飼料ミキサーと発電機の工事を行ったということで、その追加工事に伴う地元負担金の増額補正をお願いしている。追加工事の全体事業費は、飼料ミキサーが934万5,000円、発電機が497万7,000円となっている。

この事業は、県の地域振興公社が事業主体で行っており、この事業に参加している農家の補助金を除いた負担部分について、市の予算をとおして負担金というかたちで地域振興公社に支払う仕組みになっている。
- ・ 水産業の関係で、県営事業の負担金は、漁港整備事業に伴う国庫補助の増額に伴う市の負担金の増である。
- ・ 9メートル岸壁の建設に伴う事業の進捗状況は、まず、事業計画書が今年度にできて、現在、県で実際に事業をやっているのが底質調査などの調査事業、測量事業が実施されている。

3月末から実際にしゅんせつ工事が始まると聞いている。
- ・ 水産業振興費中、報償金は、かつおぶし製造業に従事している従業者に対する報奨金である。産業後継者奨励金で、21名分である。
- ・ 教育設備整備事業等は、小学校関係は、国の第3次補正に伴うもので、桜山小学校、別府小学校、枕崎小学校の校舎の耐震補強工事を行うものである。さらに、枕崎小学校の2・3号棟を安心安全事業を適用して大規模改修を計画している。

中学校関係は、同じく国の第3次補正に伴うもので、桜山中学校、枕崎中学校の耐震補強工事を予定している。枕崎中学校は、大規模改修もあわせて実施をする計画である。
- ・ 耐震性がないものは、小中学校あわせて10棟であるが、今回の24年度実施で9棟が実施さ

れることになる。枕崎小学校の1棟が残ることになるが、これについても国の事業等を活用して25年度実施ということで計画している。

- ・ 大規模改修に係る工事内容は、外壁工事に亀裂等が入っており、欠落する危険性もあるので、外壁工事が大規模改修の主な事業になってくる。

補助事業関係は外壁と安全面についての事業であるが、補助対象外は単独事業になるが、あわせていろんな補修、内装等についても予定している。

- ・ 床や教室の壁は、基本的には補助対象外になるので、補正等での対応になるが、予算執行の状況の中で、危険な箇所を優先的に子供たちの安心安全を優先にできる範囲内でやっていきたい。
- ・ 今回の大規模改修は、補助対象になる部分と単独でやらないといけない部分があるので、限られた予算ではあるが、子供たちができるだけ気持ちよく授業ができるように努力はしていきたい。
- ・ 消防費中、消防団の安全対策設備整備事業は、は国の3次補正でデジタルトランシーバーと投光機を設置するものである。この事業は、東日本大震災を受けて、消防団の被害も大きかったこと。全国において、消防団の設備の充実を図る必要があることから出されたものであり、3分の1補助である。

投光機はバルーン型を整備する予定であり、港まつりなどで使っている周りを照らすタイプの1,000ワットのものを2基整備するものである。消防作業などの現場活動のときに非常に役に立つということで、現場からの要望も強かったものである。

デジタルトランシーバーは、団員間の作業活動中の連絡を取り合うために整備をするものであり、23台を分団が所有する消防自動車とポンプ車に通常、設置する。携帯型で持ち運べるので、現場で団員間の連絡を密にする目的がある。

- ・ 当面、23台整備するが、消防団の現場からも、施設整備を順次進めてほしいと要望があるので、将来的にはいろんな補助事業を活用して、もっとふやしていく必要がある。
- ・ 現在、各分団には消防自動車に、分団に1台ずつは消防本部とつながる無線がある。それによって、分団員への指示を行っているが、それだけでは末端の分団への指示が遅くなるということで、連絡体制への強化を図るため、今回のトランシーバーの整備をしようとするものである。連絡体制については、団長から分団長、分団長から各分団員という指揮命令系統で今後も動いていくものであり、情報については、密に連絡をしていく体制をとっていきたい。
- ・ 市内の消防団の班の数は全部で23である。
- ・ 昼間、災害が起こり、出動要請をするときは、分団の団員には分団長から班長を通じて行う。その連絡方法は、現在は各分団に任せているが、分団によっては一斉に携帯にメール送信をする方法をとっている分団もあると聞いているが、現在はそれぞれの携帯電話に一人一人電話をしていくという状況が主な連絡手段である。
- ・ 市内の主要事業所への連絡は、また違うかたちでの災害が起きたときの協力要請になるかと思うが、今後の防災計画の中で検討すべき課題である。
- ・ 東日本大震災を受けて、現在、市の地域防災計画の見直しを行っている。消防団の施設整備は東日本大震災を教訓にして、本市ではどういった設備の整備が必要なのかという検討の中で優先順位を決めて、設備を整備していこうということで、デジタルトランシーバー、バルーン投光機を整備していく。
- ・ 震災を教訓にした本市の防災対策は、地域防災計画を見直すことになる。その原案は市で各種団体、関係団体との連絡調整を行いながら原案を作成して、防災会議において決定をしていただく。現在、作業中であるが、それと並行して消防団の設備についてもいち早く整備する必要がある。

- ・ 防災会議等は、ことしの6月をめどに見直し作業を行っていききたい。
- ・ 各種団体からの意見集約は、消防や警察、各自主防災組織、公民館長等、各団体へのアンケート等を参考に見直し作業を行っている。
- ・ 今までの枕崎市の地域防災計画には地震・津波対策の部分が非常に弱かった。独立した地震・津波編がなかったので、今回の見直しでは独立した地震・津波編を設けて、その中でも避難場所あるいは住民の対応など、さまざまな地震・津波に対する対応を盛り込む方向で、作業中である。
- ・ 地震・津波の想定や浸水区域の想定は、それぞれの市町村が行うことは非常に困難な部分があるので、県で行うことになっている。地震・津波の専門家を本市の防災計画に加えるというよりも、県が行なう地震・津波の想定、本市への影響を活用して地震・津波編を策定したほうがよいと考えている。
- ・ 地震・津波の想定は、県も作業がおくれていると聞いており、ことしの夏以降になるのではないかと。本市の防災計画を見直す中で、見直し作業がおくれるといけないので、基本的な地震・津波編の全般的な対策は6月までに策定し、避難場所、住民対応を地震・津波編に盛り込む。実際に県の津波の想定、地震発生箇所、津波発生箇所から枕崎までの津波到達予想時間などが、今後示されるので、地震・津波編を県の見直しが出てから見直すことではなくて、それに対応した具体的な対策は、それが出てから再度見直し作業を行っていきこうと考えている。
- ・ 全般的な防災計画の見直しは、当初、枕崎市の防災計画を見直す際に、国・県の津波災害の想定が決まってから見直したほうが一番対応が取れてよいのではないかとということで、国・県の津波、地震の想定ができてから見直し作業に入ると示すと考えていた。しかし、想定作業が予想以上におくれていると、県も地震・津波の想定と並行して防災計画の見直しも、地震・津波編の見直しも行っている。

本市においても、やはり津波のときの避難場所はどこに逃げたらよいのかとか、どれくらいの高さまで逃げたらよいのかといった市民の声もある。県の想定を待っているだけでは対応がされると判断をしておき、6月までに津波避難場所も含めて、その際には標高によって20メートル以上の避難場所を指定して行おうということを基本にしながら、県の想定が示されたときには、その津波の浸水予想によって、重点的に避難計画をつくっていくという2段階の防災計画の見直しをしていきたい。

- ・ 法人市民税の増額補正は、当初予算を編成する際、平成22年度の法人市民税の実績見込みが非常に落ち込むということが見込まれていた。それで、平成23年度の当初予算においても、その当時の平成22年度の実績見込みに対して81%程度と予算計上したが、今年度のこれまでの実績として、平成22年度に大きく落ち込んだ市内の大口事業所にかかる法人市民税が23年度においては、2,600万円程度の増、その他事業分についても、1,000万円程度の増といったことが今年度のこれまでの実績により見込まれることから今回増額補正をするものである。
- ・ 個人の市民税の滞納繰越分の減額は、23年度の当初予算を編成するに当たり、まず、22年度の徴収見込みを一応設定したが、22年度の現年度分の徴収実績が見込みよりも上回ったことにより、23年度に繰り越すべき調定額が減少したといったことが原因である。

○委員からの意見・要望

- ・ 子供たちの学習環境の整備というのをきちんと押さえてやっていただきたい。
- ・ 災害時における市内の主要事業所との連絡体制は検討する余地があると思うので、ぜひ検討をしていただきたい。
- ・ 普通交付税も今回1億4,000万ほどふえているので、県下の19市でも一番悪いということからして、特に基金をふやしていただきたい。

◎議案第2号平成23年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,079万5,000円を追加し、予算総額を43億0,874万7,000円にしようとするもので、当初予算より6.32%の伸びとなる。
- ・ 歳出の主なものは、国保総合システム変更に伴う負担金29万8,000円、退職被保険者等の医療費の伸びに伴う退職被保険者等療養給付費800万円、高額療養費300万円、平成23年度額確定に伴う共同事業拠出金1,800万1,000円、保険財政共同安定化事業拠出金2,174万8,000円及び平成22年度療養給付費等負担金の精算返納金の償還金4,974万8,000円の増額である。
- ・ 以上の財源として、国庫支出金6,818万3,000円、療養給付費等交付金1,100万円、繰入金2,161万2,000円の増で措置した。
- ・ 共同事業の関係は、税率改正する段階で見込まれなかった部分の大きなものとして、共同事業拠出金が約1,800万円、保険財政共同安定化事業が2,100万円ということで、約4,000万近く拠出金のほうが多くなってきた。高額共同事業は、基本的には県で全体を実施しているが、拠出金と交付金はトータルベースでは県全体で一緒になっている。拠出したお金は返ってくる。だから、通常は拠出したお金と返ってくるお金は同じというかたちが基本的だが、従来、枕崎の場合は、医療水準が高いなどの状況があり、21年度あたりでは拠出した金額よりも、交付された金額が7,300万円多くなっている。22年度は、これが極端に落ち2,000万円の増加になってきており、今年度に至っては、数百万しか出てきてない。
- ・ この理由は、この拠出金の計算方法としては、県全体の被保険者の全体の基準対象の療養給付費のうちの80万円を超える部分について、その療養給付費に対する前期高齢者交付金を除いた金額が対象基準金額になっている。拠出金の計算は、県全体の被保険者の基準対象額の金額の合計に枕崎市と県内全被保険者に係る過去3年間、前々年度の前の2年分というか、3年ぐらい前のやつの3年間の分をトータルして、それに案分比を掛けて拠出金が出てきているというかたちになっている。

そこで、一つはこの古いデータ、過去4年前の3年分の医療費を基準にして出すという計算方法になっているので、枕崎の状態でいうと、21年度、22年度については、給付費は、そう大して今までみたいに、ぼんぼん、ふえていくという状態ではなかったが、以前は、どんどん医療費が伸びていたので、まだその部分の算定をもとにきていたというようなことで、時間的なずれ分があって、非常に算定が難しくなっている。
- ・ 他団体の医療費の動向等で、結局、100あるものを何%枕崎が占めているかというかたちで按分されていくので、他団体の動向をつかみにくい部分があり、非常に算定に苦慮をしている。
- ・ 交付金の差額が徐々に少なくなっているのは、枕崎の医療費の過去3年分の伸びの部分と、ほかの団体の伸び率というところがかなり変化が起きたというふうに考えている。
- ・ 高額共同事業や保険財政共同安定化の共同事業は、国保連合会が事業主体でやっているのだから、当初予算を組むときには、そこから、拠出金の金額等が示される。そこには、県全体の医療費の動向等の過去3年分とか過去5年前の分の3年分が関係しているのだから、数値の把握ができないため、事業主体である国保連合会から通知をいただいた金額を予算計上しているというのが実態であって、これは全県内の保険者は同じ状況である。
- ・ 6月の時点の税率改正時、現時点との差異・差額等は、現在、判明しているのは、22年度分の療養給付費負担金、要するに、医療費の負担金だが、これが交付が22年度多かったから、その分を23年度に返してくださいという精算返納金が4,974万7,000円あった。それと、共同事業拠出金の関係でこれが1,799万1,000円と。同じく共同事業だが、保険財政共同安定化事業拠出金が確定ということで2,173万8,000円、合計の8,947万6,000円が違っており、差額が見込んだ金額よりも多くなってきている。要するに、不足として見込まれる金額が発生してし

まったというのが現状である。

- ・ 現時点で当初の税率改正時点で見込んだ金額に対して今、はっきり差額が出ている分は、その3つの項目がメインになっているが、そのほか、国庫支出金等について、県の支出金等についてもまだ確定していなが、極めて厳しい状況である。もし仮に、決算時に赤字になった場合は、当然のこととして、会計処理上、繰上充用をまず最初に行い、その後に、その後の処理をいろいろ検討していくというかたちになる。
- ・ 国自体はあくまでも医療費に対して、50%については負担金と補助金で処置をして、あとの50%を保険税で賄うという基本の構造は守っている。国保財政の基盤の強化策は、今日までも市長会等でも、当然、いろんな陳情等を行なっているし、今後も行なっていきたい。
- ・ 国保関係に対する市長会の要望は、具体的に、国民健康保険制度についての提言・要望を上げており、その中で、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において実効ある措置を講ずること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、国保財政安定化支援事業については、実態に即した見直しを行うこと。保険財政共同安定化事業の拠出金が交付金を上回る場合、差額を補てんするなど、所要の措置を講ずることというようなかたちで要望をしている。

◎議案第3号平成23年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ330万8,000円を追加し、総額を21億2,281万円にしようとするもので、当初予算額より約6.0%の伸びとなっている。
- ・ 補正予算の主な内容は、まず、介護報酬改定によるシステム改修費330万8,000円の増と地域密着型介護サービス給付費650万円の減、及び居宅介護サービス計画給付費650万円の増である。
- ・ 以上の財源として、国庫支出金165万4,000円と繰入金165万4,000円の増で措置した。
- ・ 居宅介護サービス計画給付費は、人数的には当初予想した5,200名程度、実績もその数と同等と見込まれるが、介護度の高い方の計画給付費が上がって、その部分の介護報酬が高い中、在宅での介護度の高い方が多くなったということで、計画給付費が伸びている。
- ・ 地域密着型介護サービス給付費は、今回、650万円減額しているが、まだ地域密着型介護サービス給付費は実績がそこまで伸びがないということで、今回、居宅介護サービス計画給付費の補正財源として同額で、相殺して用いた。実質的に居宅介護サービス計画給付費がふえたから地域密着型介護サービス給付費が減ったということではなく、地域密着型介護サービス給付費が当初計画に満たないということで、今回、650万円を減額した。
- ・ システム改修費の改修計画は、最大で延べ12日、2人ですれば5日ほどでシステム改修は済む。
- ・ 現在の基金残高については、1億8,227万1,705円であり、第5期における取り崩し額予定額は、1億6,000万円を予定している。

◎議案第4号平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から300万円を減額し、総額を8億0,539万4,000円にしようとするものである。
- ・ 繰越明許費は、社会資本整備交付金事業の一部を平成24年度に2,100万を繰り越して使用するものである。

- ・ 債務負担行為の補正は、枕崎終末処理場水処理設備工事の協定締結に伴うもので、2,300万円減額をし、5,700万円にするものである。
- ・ 補正予算の内容は、汚泥発生量の増加に伴う処分委託費の増及び需用費・役務費の不要額300万円を減額するものである。
- ・ 以上の財源として、繰越金1,101万1,000円の増及び繰入金1,401万1,000円の減で措置した。
- ・ 繰入金の減は、行財政改革の中の一つで、まず23年の1月から料金改定を行った効果も出ている。そのほか、23年度に処理場の運転を民間委託したことにより、建設・処理係を統合して施設係の1名減を行ったこと。改築更新による電気代の減が重なって、1,400万円の減となった。
- ・ 債務負担行為は、枕崎終末処理場水処理設備工事の協定であるが、当初8,000万円を24年度に計上していたが、24年度の早期着工として単年度で工事ができるものがあったので、通常2カ年の工事に入れなくても済む分があったので、5,700万円とすることの事業団との協定変更によるための変更である。
- ・ 水処理設備工事の中に関連工事として、当初で一連の工事として含んであった配管工事等が、全体に入れなくても処理場の中の配管は単年度で終わること。また、それは、全体設計としてはなじまないということで、その部分が早期着工で十分、1年間で工事が完成できるということで落としたものである。
- ・ 料金回収率は、23年度見込みとして、119.8%、汚水処理の総費用に対しては38.4%を見込んでいる。

◎議案第5号平成23年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的収入において入院収益及び外来収益、並びに一般会計負担金の増に伴い、医業収益を4,829万4,000円、医業外収益を38万6,000円追加し、収益的支出において常勤医師退職による委託料等経費の減に伴い、医業費用を1,167万5,000円減額するもので、補正後の収支は総収益5億7,811万5,000円に対し、総費用7億1,330万6,000円となり、1億3,519万1,000円の純損失となる見込みである。
- ・ 資本的収入においては、鹿児島県医療施設耐震化整備費補助金の追加内示に伴う補助金の増及び企業債の減、並びに一般会計負担金の追加に伴い、収入額を186万9,000円増額し、収入額が支出額に対して不足する額3,334万8,000円については過年度分損益勘定留保資金2,034万8,000円及び建設改良積立金1,300万円で補てんしようとするものである。
- ・ 過去3年の他会計負担金は、21年度が3,629万4,000円、22年度が3,985万6,000円、23年度が3,858万7,000円である。
- ・ 救急医療の確保に要する経費は、平成23年度の普通交付税の算定の中で3,629万4,000円、基準財政需要額として算定をされたということで、その全額を病院に負担金として出されたものである。
その救急医療に関しては、二次救急医療の告示病院ということで県知事に届出をしているので、病床2床分についての算定の中で、3,629万が算定された。
- ・ 負担金は、財政課と年度当初、あるいは9月の補正の時点でも協議はするが、病院としては年度内にその部分について、負担金として繰り出しをしていただければということで、双方協議のなかで最終補正となった。
- ・ 病棟建替事業の2期工事は、23年度に北側棟の建設に入り、既に終わっている。2月17日までに建築主事の検査、保健所の検査すべて終わり、2月18日に病床数17床分と事務室を北棟に移転をしている。ただ、南棟のほうが最終的なかたちにするために、今改装中である。それが1工区から3工区まで分けて、1工区は終わっているが、改修の2工区が来週の14日、

3工区が3月29日で終了し、建造物に関しては3月29日にすべてが終了するというので、県に建築主事の検査と保健所の検査は29日中に済ませていただきたいと相談してある。30日に発注者である市立病院と施工管理委託をしている設計事務所とで最終的な本検査を行い、3月30日までに検査まで終了して引受けを受けて、4月1日から55床病院として運営をする予定である。

- ・ 建築本体工事は、1期工事と2期工事合わせて3億6,746万9,000円、電気設備工事が低圧分に関する工事が6,814万6,000円、高圧の部分が987万円、自家発電、消防設備関係が2,940万円、空調設備工事が6,373万5,000円、給排水衛生設備工事が3,781万8,000円、医療ガス関係が1,260万円、それと旧建物の解体工事が4,410万円、駐車場の進入路拡幅、駐車場の拡幅工事関係が外構工事として4,729万1,000円、さらにこれに設計業務関係をすべて合わせると、総事業費7億1,463万8,000円で精算できる。
- ・ 22年3月に議会に提示した総事業費は、ちょうど9億円ということでスタートしたが、昨年の3月の段階で7億4,000万程度まではなる見込みであると中間報告していた。ただ、23年度になってから2期工事の発注をした関係ですべての契約が終わったので、その段階で7億1,463万8,000円になった。

減額になった主な理由は、一つには公共単価をできるだけ使用しない。市場実勢価格を設計のなかに入れるということで、設計事務所に指示を出したという点である。

また、予定価格を事前公表せずに入札をしたので、契約率が大幅下がったことが影響している。

- ・ 貯蔵品が前年度からすると1,295万とふえているが、これは薬品関係が多くなっているためである。病院は、例えば外来、入院それぞれの患者数というのが前年度と同じであっても、その症状によって購入する薬品関係が全く違う。悪性新生物関係の末期の方が入ってこられると、一日に何十万というような薬品も使うので、あくまでも病院を利用される方の症状に合わせて、薬品は変動している。

◎議案第6号平成24年度枕崎市一般会計予算

○当局説明

- ・ 予算規模は96億0,290万円で、2カ年度にわたって実施した学校給食センター建設事業の終了などで、前年度の100億5,760万円と比較して、4億5,470万円の減、率にして4.5%の減となっている。
- ・ 義務的経費は59億7,898万5,000円で、職員数の減などに伴う人件費の減を初め、扶助費、公債費についても減となったことから、前年度と比較して1億6,430万9,000円の減、率にして2.7%の減となっている。しかしながら、予算規模が縮小したことから義務的経費の占める割合は前年度に比べ、1.2ポイント高い62.3%となっている。
- ・ 投資的経費は4億4,867万8,000円で、学校給食センター建設事業の終了や臨空工業団地取得事業の見直しなどで、普通建設事業費が減となったことから、前年度と比較して3億3,750万6,000円の減、率にして42.9%の減となっている。投資的経費の占める割合は、前年度に比べ3.1ポイント低い4.7%となっている。
- ・ その他の経費は31億7,523万7,000円で、雇用対策に係る県の基金事業の減などにより、物件費が減となったが、内鍋清掃センターの延命改修工事等の影響などで、補助費等が増となったことを初め、維持補修費、繰出金についても増となったことから、前年度と比較して4,711万5,000円の増、率にして1.5%の増となっている。その他の経費の占める割合は、前年度に比べ1.9ポイント高い33.0%となっている。
- ・ 市税は、税制改正の状況や固定資産の評価がえ、最近における景気動向等を踏まえ、21億

4,150万9,000円を計上しており、前年度と比較して225万円の減、率にして0.1%の減となっている。

- ・ 地方特例交付金は570万円を計上しており、税制改正による年少扶養控除の廃止などによる地方増収分の取り扱いとして制度改正がなされたことから、前年度と比較して3,020万円の減、率にして84.1%の減となっている。
- ・ 地方交付税は国の地方財政対策などを勘案し、38億円を計上しており、前年度と比較して9,400万円の減、率にして2.4%の減となっている。
- ・ 国庫支出金は11億5,015万4,000円を計上しており、子どものための手当の制度改正、学校給食センター建設事業の終了などで、前年度と比較して7,411万円の減、率にして6.1%の減となっている。
- ・ 県支出金は6億5,111万1,000円を計上しており、雇用対策にかかわる基金事業の減などで、前年度と比較して4,908万6,000円の減、率にして7.0%の減となっている。
- ・ 財産収入は1,445万4,000円を計上しており、臨空工業団地の売り払い収入の皆減などで、前年度と比較して1億4,703万7,000円の減、率にして91.0%の減となっている。
- ・ 繰入金は8,261万1,000円を計上しており、財政調整基金からの繰り入れを前年度に比べ、1億3,200万円の減としたことなどから、前年度と比較して1億4,647万9,000円の減、率にして63.9%の減となっている。
- ・ 市債は8億6,370万円を計上しており、内鍋清掃センターの延命改修工事等の影響などで、前年度と比較して1億0,870万円の増、率にして14.4%の増となっている。なお、市債への依存度は前年度に比べ、1.5ポイント高い9.0%となっている。
- ・ 自主財源は、臨空工業団地造成地取得事業にかかわる財産収入の皆減や繰入金の減などで27億1,427万4,000円となり、前年度と比較して3億1,103万3,000円の減、率にして10.3%の減となっている。自主財源の占める割合は、前年度に比べ、1.9ポイント低い28.2%となっている。
- ・ 依存財源についても市債が増となったものの、地方交付税や国県支出金の減などで68億8,862万6,000円となり、前年度と比較して1億4,366万7,000円の減、率にして2.0%の減となっている。依存財源の占める割合は、前年度に比べ1.9ポイント高い71.8%となっている。
- ・ 一般財源は69億2,919万3,000円で、前年度と比較して3億9,342万1,000円の減、率にして5.4%の減となっている。一般財源の占める割合は、前年度に比べ、0.6ポイント低い72.2%となっている。
- ・ 特定財源は26億7,370万7,000円で、前年度と比較して6,127万9,000円の減、率にして2.2%の減となっている。特定財源の占める割合は、前年度に比べ、0.6ポイント高い27.8%となっている。
- ・ 平成24年度の新規事業は、34件の4億4,906万3,000円となっている。
- ・ 振興計画は、今現在、平成24年度の予算が固まり、各課からの事業計画を当初予算に合わせて、平成24年度分の調整を行っている。
- ・ 平成16年度からの人事院勧告による市役所全体の影響額は、8年間で8,843万5,000円のマイナスである。
- ・ 給与のカットは、職員団体と協議して、最終的にはお互い納得をして、減額を行っている。市長からも職員への協力をお願いもするし、夏冬のボーナスによって職員に呼びかけて、市内の商品券の購入もお願いしている。
- ・ 国家公務員の給与法案の削減は、地方自治体の公務員の給与について、地方自治体が給与削減の趣旨を踏まえて自主的かつ適切に対応をするというかたちで附則に盛り込まれている。本市においては、国家公務員に先んじて自主的な削減を行っており、24年度は独自削減で願

いしたい。

- ・ 現在、示されている地方財政計画においては人事委員会等の給与の減と一定の職員数の減を見込んだ額で積算しており、具体的には今回の国家公務員の改定については言及されていない。
- ・ 全国知事会や全国市長会を含めた6団体が国家公務員給与に係る臨時特例法が成立したときに、声明を出しており、この給与カットは、地方の行政運営にかかわる事項は国が指示すべきものではなく、地方みずからの判断に基づくものでなければならない。これまで地方は、地域の実情や厳しい財政状況等を踏まえ、独自の給与削減や定員削減を断行するなど、国に先んじて行財政改革を実施してきている。このため、地方交付税や義務教育費、国庫負担金を減額するなど、国が地方に対し、給与削減を実質的に強制することはこの法律の附則第12条の立法の経緯を踏まえれば、決してあってはならないものであるという声明を出している。全国の地方団体としても、今後もこのような強制的な削減がないように主張していくものと思っているので、主張を同じくして訴えていきたい。
- ・ 給与カットは、単年度単年度でその財政状況等を判断しながらお願いをし、それを踏まえて職員団体もその財政状況等を見た上で理解をいただいている。今後は、改善する努力をしつつも、その時点でまた検討する。
- ・ 総務費の一般管理費中、マイクロバス運転業務等は、平成23年度もマイクロバスの運転業務は2人体制であったが、1人については嘱託員でお願いをしてある。もう1人は緊急雇用事業で23年度は行ったことから、臨時職員という身分で、賃金に組んであった。その分が24年度は2人分のマイクロバス運転業務嘱託員というかたちで組んでいる。
- ・ 24年度の定年退職予定者は10人で、すべて一般会計である。職員採用は、何人採用をするのかは、民間委託できる業務あるいは嘱託員化できる業務はないか検討を行いながら、新規採用の職員数を決定していきたい。
- ・ 23年度は、技術職の定年退職者がいたことで技術職を数名採用しているが、24年度の職員採用に当たっては、技術職についても職種の事業の変化や新たな業務の取り組み、さらに技術職などの専門職も含めて検討していきたい。
- ・ 集中改革プランに掲載してある職員の削減目標値は、市役所全体の一般会計、病院、下水道、水道を含めた数字である。

今後は、削減の努力は引き続き行っていくが、民間委託できる業務はないかなど、全庁的に検証を行っていきながら、年次的に削減に取り組んでいきたい。
- ・ 平成24年1月1日現在で、278名が全体の職員数となっている。
- ・ 職員給は大きく減少してきている。人件費の中には退職手当もあり、10人以上に上る退職者が続いている。また、この大きな理由は、共済費の負担が伸びてきて、職員給の減に比べて人件費全体が大きく減少していない状況にあると分析している。
- ・ 内鍋清掃センターの延命改修事業と旧内鍋清掃センターの解体の必要性は、内鍋清掃センターの現在、運転を行っている現施設が、平成9年に完成してから10年が経過しており、今後、設備・機器等の老朽化等が進んでいるために、新しい施設をつくるとすれば、建設費等がかなりの金額となるので、10年程度稼働できるように平成24年度と25年度にかけて、延命改修工事を行っていきたい。24年と25年にする理由は、現在の施設は焼却炉が2炉あるが、市民生活のごみ処理に対して支障を来さないよう、片方ずつ2カ年に分けて行う。
- ・ 旧内鍋清掃センターは、新しい施設ができてから15年経過しており、現在、昔の煙突や壁、天井といった建物自体にも亀裂が入っており、このまま存置しておくとおそれがあり、かえって危険性が増すということで、解体する工事は国の交付金事業を利用して解体し、なおかつ、今、収集している資源ごみ等の保管施設をつくって、現在の処理場に置く。それを一括して解体後に新しいストックヤードをつくる工事を一緒にする。

- 内鍋清掃センターの延命改修事業は、現在、枕崎市、南さつま市、南九州市の3市で現在ごみ処理を行っているが、延命改修は、均等割が3、人口割は平成22年度の国勢調査の人口を7という負担割合で計算された数字が3市の負担金の額になっている。

旧内鍋清掃センターの解体に伴う負担方法は、旧枕崎地区衛生管理組合が行っていたごみ処理であるので、当時構成していた本市と隣の南さつま市の坊津町、南九州市の知覧町で処理を行っていた関係で、この3つで均等割4、人口割6ということであり、また人口割は、平成7年度の国勢調査の人口を対象として計算している。
- 地方債は、23年度の当初予算に比べて、内鍋清掃センターの関係で1億8,700万円の増となっている。内鍋清掃センターにかかわる部分が2億7,000万円以上になるが、当然、財政指標等の改善を図る場合には、地方債借り入れを抑制していかないといけない。交付税措置のない地方道路整備事業とか、退職手当債の縮減を図る中での特殊要因を踏まえると、地方債にできるだけ頼らないかたちで予算の編成は行った。
- 旧内鍋清掃センターの解体事業は、国の循環型社会形成推進交付金事業により、交付金措置されているが、解体する施設の中身によっても国庫対象となるものとならないものがある。内鍋関係については、旧内鍋は単年度で終わるが、延命改修工事は全く補助対象事業がないので、単独でやらざるを得ない。し尿処理の広域処理は現在、調査関係等をやっているが、それが平成28年4月供用開始という基本的方針で今、事業を進めている。若干、まだ不確定的な要素があるので、国庫対象がまだ確定していない。
- 鹿児島県が、24年度から行政委員会についての見直しを行っているが、海区漁業調整委員会、内水面漁業管理委員会、収用委員会の3つの行政委員会を月額から日額にしている。
- 監査委員については、出会日数以外にもさまざまな調査を行う日数があるということで、月額報酬が適当であると考えている。
- 成年後見人制度利用支援事業は必須事業化と書いてあるが、国の地域生活支援事業費補助金を受けるためには、成年後見人制度利用支援事業もやってくださいということで、現在、高齢者の成年後見制度、利用制度は包括支援センターで取り組んでいる。障害者においても、やはり、成年後見人制度を利用したほうがいと認められる方もいるので、24年度からこの事業に取り組んでいく。
- 自立支援協議会の経費は、現在まで自立支援協議会、障害者のために、そのサービス事業者や市あるいは当事者、それから相談支援事業者が集まって、南さつま市、南九州市、指宿市等も取り組んでいる。23年度末までは、協議会の設立は任意となっていたが、今回の法改正に伴い、市が必ず設置しなければならないということで、本年4月から自立支援協議会を設立して、障害者の地域サービス基盤の整備を進めていく。
- 障害児通所支援事業の23年度末までの法体系は、障害者自立支援法で児童デイサービスとして市町村がやっている。都道府県では、知的障害児通園施設や難聴幼児通園施設など4つの通所サービスをやっているが、今回の改正に伴い、この通所サービスを一元化して児童福祉法の中で取り組むということである。
- 総務費の文書配布委託料は、広報紙、お知らせ版を公民館を通じて文書配布をお願いしている分の予算をお願いしている。
- 広報紙とお知らせ版を月に1回ずつをお願いをし、それぞれ50円で委託契約を行っている。未加入者へは、市のさまざまな施設に配布をしてある。また、それとあわせてホームページにも広報紙が全ページ見られるようになっており、そちらも利用させていただいている。
- 平成24年度のアートストリート整備事業の概要は、事業名は文化・芸術の風薫る魅力的な南薩の創造（文化の風まくらざきアートストリート整備事業）で、事業目的は、街そのものを青空美術館として、風の芸術展の立体作品の設置や観光案内所等のスペースを利用した芸術作

品の展示をすることにより、文化・芸術の風薫る特色ある街並みを創造し、来訪者や市民の憩いの場として提供する。

その必要性として、JR最南端の終着駅という特性を生かし、南浜館～枕崎駅前通り～花渡橋前を青空美術館として立体作品を設置すること等により、魅力的な空間を創造し、九州新幹線全線開通による流入人口の増加を踏まえた南薩地域の魅力ある観光ルート整備を図る必要がある。これは、振興局の補助事業を利用するが、事業主体は枕崎市で、全体事業費が24年度は1,309万1,000円である。うち、654万5,000円が地域振興推進事業の補助要求額で、補助率は2分の1である。

事業内容は、国道226号線沿いの通り（町頭交差点から東本町交差点）に風の芸術展ゆかりの作家の立体作品20基を設置予定である。

事業効果として、文化・芸術の風薫る南薩・枕崎を内外にアピールすることにより、南薩地域のイメージアップにつながる。立体作品等の設置により、青空美術館として新たな観光スポットを構築することにより、地域の魅力の強化と南薩地域全体の観光振興につながる。国道226号線沿いの通りや駅通りに人のにぎわいが創出され、商店街の振興が図れるということを掲げてある。

全体計画としては、今年度実施した23年度分も含めて、平成25年度までを予定している。

24年度分のスケジュールは、立体作品の設置を平成24年度の6月から8月ということで、226号線沿いの町頭交差点から東本町交差点に設置する。

地元商店街からの要望等は、昨年11月29日に中央通り会の事業説明と意見集約をしたが、枕崎通り会連合会及び中央通り会から、これまで整備してきた通りとも合わせ、本市の特徴ある街並みづくりに対する強い要望もあり、引き続き事業を実施する。

平成24年度の事業費は、立体作品の設置ということで、今回、設置20基である。作品の購入費が現在、20基で722万円を計上している。作品の設置工事費は、486万3,000円を計上している。そのほか、作品の銘板制作費及び作品の案内制作費として、作品銘板が20点だが、案内板は1基で、合わせて77万7,000円を計上してある。内訳は、銘板が19万9,500円、案内板が57万7,500円である。立体作品の設置にかかわる合計額が1,286万円。そのほか、事務費として、完成後のパンフレットを1万枚計上しており、その額が23万1,000円で、総額1,309万1,000円である。

- ・ アートストリートを少しでも広くアピールするために、23年度設置分まで含めて、これまで市役所通りの分も含めて、パンフレットを現在、南薩方面の観光施設43カ所と枕崎市内の観光施設並びに飲食店に33カ所、それから鹿児島市立美術館とか天文館の画廊、それから湧水町の霧島アートの森等にパンフレットを配置して広報に努めている。
- ・ 24年度は、ふるさと応援寄附の基金の充当の予定はしていない。
- ・ このアートストリート事業を3カ年間実施して、これだけの数の立体作品が本市の目抜き通りのできていくことは、本市の通りの特徴づけができるものと思っている。
- ・ この事業は1つの面だけではなくて、2つの面を持っている。芸術性の高いまちづくりという面と、それと合わせて観光客の流入を加速したいという面が1つある。それと同時に、このコンパクトシティの中で取り組んだのは、このアートストリート事業をきっかけに、もう1回、通り会の姿というものを行政も通り会の皆さんも一緒に考えて、どのような取り組みをしていくのかということを考えていただき、再活性化を図っていただきたいと考えている。
- ・ 23年度分に実施した立体作品は、その前年度に風の芸術展があった。その出品作品の中から、審査が終わった段階で野外展示に耐えるものを選出して、さらに、作家が廉価で提供していただけるという条件で、確認できた部分について購入した。そのため、直接、作家からそれぞれ購入するよりも、かなり廉価での購入となった。

- 外国人住民に係る住民基本台帳システム等は、住民基本台帳法の改正が平成21年に行われたが、現在の外国人においては入管法により外国人登録制度をしているが、これを廃止して3カ月以上の中長期在住者の外国人、特別永住者等の外国人を対象に住民基本台帳に基づく住民票を作成していく内容である。この法施行は、平成24年7月9日に施行されるが、その前に、ことしの5月に仮住民票の作成をして、それに基づき7月9日に正式な住民票を作成するというスケジュールになっている。
- 食の自立支援事業の減額は、昨年7月から利用者の負担金を値上げした。昨年の4月、5月、6月分については1食350円をお願いしており、実費との差額は4月、5月、6月は市が全額負担していた。ことしの部分は450円と400円、非課税者、非課税世帯の50円の部分を市が扶助するので、その部分で3カ月分の部分が市の負担が減った。
24年度は年間9万9,600食を見ており、利用者負担部分は、1食当たり450円を予定している。介護保険特別会計が負担する運営費と配達費の部分は、1,623万5,000円の予算を計上している。
- はり・きゅうの助成額が減っているのは、利用者の減によるもので、申請主義であるので、申請しないと助成されない。助成額は1回につき700円、6歳未満については1回につき400円で、年40回以内となっている。
- 生活環境保全事業は、ヤンバルトサカヤスデが市内各地域で異常発生している現状を見て、重点的に蔓延防止対策に努めていく。
- 昨年は、県の補助事業によるふるさと雇用事業により、ヤスデ対策や不法投棄とかごみ集積所の指導とかを重点的にやってきたが、今回は市単独事業で、薬剤費は昨年と同額規模でお願いし、公民館等への無償配布等も行いながら、駆除対策を実施していきたい。
- 給料表が給与構造改革によって、全面的に改められたが、それまでの給料表の1号を細かく区分して1年間分を4つの号に区分して給料表の号数をふやしたというのが、基本的なやり方である。基本的に、従来と同じ額で上がっていくという考え方である。
- 保健推進員の活動の内容は、各種健診の通知書の配布・回収や特定健診の受診券を配布したり、がん検診の受診希望のアンケートをとっていただいたりしている。推進事業は年2回の研修会を開いて、健康健診やがん検診、特定健診まで含めて各種検診の勧奨を基本的に保健推進員の方々にお願いしている。
- 海区漁業の被選挙人は202名で、任期は4年間であり、8月7日に任期満了日となる。鹿児島は鹿児島海区があるが、海区の区域内における漁業に関する事項を処理する権限を有するというので、例えば漁業権の免許の実質上決めること、指示権を有すること、入漁権の設定・変更・消滅の裁定をすることなどが挙げられる。
- 社会福祉協議会への負担金が当初予算ベースで280万円程度ふえているのは、第1点目がまず今回、社会福祉協議会へ民生委員・児童委員協議会の事務局及び老人クラブ連合会の事務局を移管するための運営補助としての208万円と、社会福祉協議会で行っている福祉課専門員は一般財源化されており、交付税措置されるが、これが一昨年、大幅にふえて昨年は補正で対応したところであった。今回は当初予算で対応して、その部分が66万円の増で、合わせて274万円ふえている。
- 国保会計への繰出金が1,000万円程度ふえているのは、法定内の繰出金の合計額が、保険基盤とかの状況で若干ずつ金額が変わる部分があるので、その分の変化の金額である。
- 子ども医療費の助成費の実績は、23年度の見込み額が4,500万円相当であるので、今の年度末登録者であるが、平成20年度が898名、平成21年度登録者が1,048名、22年度が1,527名とふえており、その部分で各年ごとの年代ごとでも無料化に伴い、額的にも大きくなっている。
- 老人福祉センターの工事請負費は、老人福祉センターの軒下の壁が、建設当時からそのまま

の状態であるので、老朽化が激しくてそこを張りかえる部分と、建物の一番西側の奥にあるが、従前お風呂用のタンク、湯沸し用のタンクとかあったがそれも長いこと使っていないので、その撤去とあわせて軒下の工事費と構築物の撤去費用である。

- ・ 陶芸館は、老人福祉の増進と市民の芸術文化の発展に寄与するため、現在の妙見の里の横に設置しているが、利用状況としては、陶芸愛好家の皆さん方の利用と、妙見保育園の園児さんたちが利用する形態があり、また使用料収入は、本年度の24年度予算において10万4,000円ほどを予定している。

- ・ 騒音等検査事業は、自動車騒音面的評価業務委託、委託料を90万3,000円計上している。これは地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音常時監視業務が、平成24年度より市の行う法定受託事務となったためである。

自動車騒音状況の常時監視は、自動車騒音の状況及び対策の効果を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるため、道路を走行する自動車の運行で発生する騒音について調査をして、全国的に継続的に把握して、自動車騒音公害防止に努めるものである。

本市の場合は、評価路線については国道225号の町頭交差点から平田湯、国道270号の交差点があるこの区間の1.4キロを測定する。測定地点は、この道路沿いから50メートル住居があるところの50メートルの幅で1.4キロ区間を測定することとなっている。

測定時間は24時間。昼間が午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から翌日の午前6時までとなっている。

- ・ 毎年、防犯灯の設置箇所について、公民館に文書で希望の調査を行って申し込みをお願いしているが、市民の方から市にここに付けてほしいと直接言われてきた場合には、公民館に、その要望内容を伝えている。

新設の必要性については、年次ごとの優先順位を決めて、計画をそれぞれの地域が持っているので、その地域の方々からの申請によって新設を行っている。

- ・ 道路の規制をするのは公安委員会であるので、その規制が適当かどうかという判断をするのは、交通事情あるいは事故の状況を把握している警察だと思っている。警察とも協議をする中で、市民の要望を聞きながら判断をしていくべきだと考えている。
- ・ 住民の声を聞くという姿勢は、当然、市政を預かる者として持つべきであるというのは当然のことである。そういった立場に立って、声に耳を傾けていくという姿勢を職員全体が持てるようなかたちで行政に当たるべきだと考えている。
- ・ 子供医療費助成事業利用者の実態は、無料化になって、それが浸透してきて、今まで些細な病気でなかなか行かなかったのが、医療機関に駆け込むというようなのもあろうかと思うし、平均的にすべての年代で医療費が上がっているという状況にある。今後もやはり、小学校3年生までの部分について無料だということが浸透してくれば、まだ伸びていく可能性はある。
- ・ 子どものための手当については、負担割合については国が6分の4、都道府県が6分の1、市町村6分の1で、国対地方の割合については2対1という割合になっている。違うのが、0歳から3歳未満の被用者の部分が、国が45分の37、都道府県が45分の4、市町村45分の4で、国と市町村の割合が8対2というような割合になっている。
- ・ 保育料の特別徴収は、本市としては同意を得て、言えば福祉課での窓口払い、通常は振り込みであるが、保育料が滞納になっている方については、同意誓約書で窓口払いにして、その窓口で払って、その中で約束したお金で滞納分を払ってもらおうということをしている。

給食費については、教育委員会とその部分の同意ができていないので、どのようにするか今後検討していかないとはいけない。
- ・ 子供医療費の年齢の拡充は、近隣市では、中学生までということが進んでいるようであるが、

現在の本市の財政状況からいうと、厳しいのではないか。

- ・ ごみステーションの設置については、地域の実情に応じて地域から設置箇所の要望等があるものについて、市と地域公民館と協議して設置している状況である。
- ・ 削減については、地域住民の利便性とかを踏まえて、地域から新たに不法投棄ごみとか持ち込みごみ等があつて、その場所を変えていただきたいという要望等があつた場合に、地域住民や公民館等の意見を聞きながら、新たな場所に移動するという措置をしている。
- ・ ごみステーションの数は、平成23年8月末現在においては412カ所であつたが、10月末より設置箇所の確認と看板等が消えていたりするところの確認の実態調査を行い、23年12月末では396カ所となっている。
- ・ ごみ収集委託の積算根拠は、委託期間とごみ集積箇所、そして一番重要視しているのが、収集区域の燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ等の1週間における収集体制である。それと、業務を遂行するにあたるごみ収集の車両、従業員数を重要視して委託料を積算している。
- ・ 現在、資源ごみ等については、容器リサイクル法に基づいてきちんと出さないといけないというのがあるが、その品物としてはペットボトル、廃プラとかの種類があるが、その場合には圧縮梱包して、再商品化業者であるところに出さなくてはならないということで、中間処理施設ということで、内鍋清掃センターから集められたのをそこに持っていくようになっている。
今回、旧内鍋清掃センターの解体に伴い、今までそこに保管していたペットボトル等については、品物を雨とか風等で飛散しないちゃんとした施設で管理するというので、資源ごみの保管施設であるストックヤード建設を整備するという計画である。
- ・ ペットボトルの資源化については、住民の負担軽減を図るために24年4月1日からは、キャップのみを取り、中をすすいでから出すようにということで決めてあり、市民の方々の通知については、2月のお知らせ版、3月号の広報紙等に詳細に周知徹底を図っている。
- ・ 青年就農給付金事業は、平成24年度から開始される国庫事業である。新規就農される方に農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円給付するという事業で、給付者の主な条件として、独立自営就農時の年齢が原則45歳未満であること、独立自営就農であるということで、新規部門の農業を始めるとか、また農業後継者が親からその経営を引き継いで経営主としてやっていく場合に対象になる事業である。
- ・ 農地・水保全管理支払交付金事業は5年間の事業で、平成24年度から2期対策が始まり、本市については、この2期対策から加入していきたい。
交付の要件としては、農業者とか非農業者で構成する組織で、組織の規約を定めていることや本市と5年以上にわたる保全管理協定を締結することがあり、国の定める基礎活動と農村環境保全活動を行うことということで、交付金単価としては、10アール当たり田んぼで4,400円、畑で2,800円、市の負担として25%となっていて、毎年交付される。
具体的には、地域内、対象範囲を線引きしていくが、対象地域内の農用地、水路、農道、ため池等の保全管理の活動をやっていくということで、基礎活動として施設の点検や機能診断、活動計画の策定。また、実践例として、農道や水路周辺の草刈り・泥上げ、農道の砂利散布や部分的舗装。農村環境保全活動については、同じように計画策定・啓発普及・実践活動ということで、実践例としては、農業用水の保全、農地の保全、地域環境の保全から1つのテーマを選んで実施する。例えば、外来種駆除ということで、ヤンバルトサカヤスデの駆除なども対象になる。
- ・ 今回、11の集落が希望しており、具体的には、これらの集落と詰めていきたいと考え、平成24年度当初予算として事業費で1,140万6,000円、市負担分で260万3,000円を予定している。
- ・ 最近の漁協の状況については、非常に陸上部門については努力を、四半期に1回ずつ経営改善委員会を開催して、その中でいろんな指摘を受けながら、努力をしている。概況書の中では、

非常に一生懸命取り組んだところだが、一番は自営事業、遠洋一本釣り事業で大きな赤字が出ており、そのため全体的に赤字が出ている。

特出すべき事項として、水産資源の問題、国際的漁業規制を含めた漁業環境の悪化、原発事故による輸入取り扱いの大幅な減少等で、市場販売額の影響が大きかったということで、関連部門の事業が伸び悩む一因となった。数年来の懸案事項である自営事業は、前半のB1単価の下落、東沖操業の不振があったために、経費縮減に努めてきたが、後半にまた不漁、船体トラブルが重なって厳しい状況である。この輸入船が入って来なかったことによって、冷凍・冷蔵部門の入庫数が減った。

- ・ 漁港のコンテナヤードの必要性は、国会議員等へも要望したが、マイナス9メートル岸壁をつくることで、衛生管理型の荷捌き所があと100メートルできるので、実際にバックヤードがなくなってきている。平成30年度に9メートル岸壁等の整備が終わる予定なので、そういう状況を見ながら、もし、コンテナヤードをつくるとなると、バックヤードがないので、その後、埋め立てをするのか、そこらを含めて検討していく必要がある。
- ・ 住宅リフォームの助成制度は、平成24年度申請の受付を5月1日から始める。12月28日まで受付を行い、工事については、25年の2月末日までに完了するものとしている。実施期間について、平成25年度までの2カ年を予定しているが、予算に到達した時点で事業は終了することになる。

補助金は、消費税込みで対象工事費の10%で上限額を15万円までとし、事業費の合計額が20万円以上とすることとしている。補助の交付については、1回限りである。補助の対象と条件としては、自分の所有する住宅で市税の滞納がないことと、地元業者に請け負わせた補助対象となる工事に限る。

地元業者は、市内に本店・支店を有する会社及び市内に住所を有する個人事業者とする。補助対象となる工事は、増改築、修繕、補修、バリアフリー等の工事、この中で介護保険とか、小型合併処理浄化槽等の他の補助事業を用いた場合には、これは除く。

補助対象とならない工事は、住宅用備品のみ購入とか、倉庫、自動車車庫等の補修とか門、柵、塀だけの工事等は対象とならない。また、賃貸等の住宅も対象にならない。

事業の流れとして、事前に建設課に申し込んでいただき、必要な書類をもらい、工事の着手の1カ月前までに提出していただくことになる。

- ・ 企業誘致費の42万6,000円は、企業誘致のために東京を中心に予算を計上してあるが、東京までの旅費5回分を計上してある。これは、事務局の職員の旅費であり、市長等については総務課で持っている出張旅費等を使ったり、ほかの案件で上京、上阪された機会をとらえて、会社を訪問していただいている。
- ・ 南薩地域の観光新メニュー開発人材育成事業は、同じ重点分野の中で人材育成事業として平成23年度に続いてお魚センターに委託をするものである。23年度は2人の新規雇用、失業者2人であったが、24年度は事業費の関係で1人を雇用しようとするものである。
- ・ まちなか賑わい創出事業は、昨年9月議会の補正でお願いした事業でNPO法人たすけあい枕崎で実施をするもので、新規雇用が4名。これは9月までの事業である。今、実際にやっているまちなか美術館とかくつろぎ茶屋、ミニショップ、情報発信等を行っていただきたいということで、駅通りで活動していただきたいということで委託をするものである。
- ・ 魅力あるまち再活性化プロジェクト調査事業は、鹿児島市のリサーチ&コンサルティング鹿児島市にお願ひして、新規に雇用する失業者が2名で、9月までの半年間である。これは、23年度に取り組んできた続きであり、中心市街地活性化プランの策定、現在、空き店舗空き地等の調査を進行中で、その取りまとめや、それに基づく今後の事業提案、中心市街地活性化の企画コンペを募集しているが、それについてコンテストの審査とかワークショップの実施等を

考えている。

- ・ 観光事業は、人口交流拡大プロジェクトとして着地型のプログラムの開発ということで取り組んでいく。
- ・ 観光交流推進事業は観光協会に委託をするもので、昨年、観光協会等で講演会を開催したときに、地元からの情報発信が非常に重要であるということで、今年度の別事業で観光協会のホームページ設置に取り組んでいる。また観光案内業務で、駅前観光案内所と連携してまち歩きや市内観光の案内を行うように考えている。また、その場所を使ってボランティアガイドの育成事業を考えており、職員1名を考えている。
- ・ 南九州、南さつま市と連携した通勤バスは、加世田経由の鹿児島中央駅経由の金生町のバスセンターまでの直行バスが昨年から走っており、通学の生徒も利用されている状況である。もともと、これは新幹線に直結するバスということだったが、ちょうど時間帯が通勤通学に合うというかたちで、新幹線のお客様よりも通学のほうに多く利用をいただいている状況である。
- ・ バスをもっと走らせろという要望は何度も承っているが、これは生活路線というかたちでの位置づけになる。国、県、バスが通る鹿児島市、南九州市、南さつま市、それと枕崎市それぞれの赤字に対する応分の負担をしないといけないということになるので、県の中の地域交通協議会で協議はいただくが、なかなか難しいハードルがある状況である。
- ・ 畜産業費の予算が前年度に比べて大幅に減っているのは、平成23年度に畜産基盤整備事業、乳牛舎の建設工事、それから資源リサイクル事業堆肥還元地の造成事業等があって、1,433万円となっているが、本年はそのような事業がないので、86万9,000円となっている。
- ・ 枕崎牛は、JAまた生産組織が中心で、福岡にある業者を通して関東方面を中心に売っているが、また地元にもということで農業祭とかいろいろなイベント等でもPR活動している。
- ・ 鹿籠豚は、商店街の方々がそういう名称で一つの本市の名物料理として売り出したが、養豚農家は販売先が系列化されており、その中で地元の養豚農家で黒豚を生産している方々が地場流通用の黒豚ということで流通していただければ、また商店街の方々と連携して鹿籠豚という名称で販売も可能だとは考えている。現時点で、自分の流通経路の一部を変更してまで地元へというのが、なかなか出てきていないのが現状である。
- ・ シラス対策事業は非常に有利な補助事業であるが、後の計画については、農業用地を含めた農業用施設の維持管理の面で、例えば農道舗装であるとか、畑かん施設ももう完成してから30年から40年という耐用年数が過ぎている。その更新をどうするかという問題や、また新たな取り組みとして農地水の事業を現段階では中心に進めていきたい。
- ・ 松くい虫防除事業は、これまで片平山公園、松之尾公園、火之神公園の地上防除というかたちで、年1回薬剤散布をしていたが、樹幹注入といって木の幹の中に薬剤を直接注入する事業をやるとということで、平成23年度も補正でお願いして片平山、松之尾、台場公園の松を駆除した。引き続いて、火之神公園と台場公園の86本を樹幹注入で駆除する計画であり、これを一たん施すと7年ぐらいは防除効果があるのではないかとということである。
- ・ 水産業振興費中、水産センターの運営費の負担金が大幅増額になっているのは、水産センターの空調施設が老朽化して、その更新にかかわる事業費の増大である。
- ・ 市営住宅長寿命化計画策定では、総体的に市営住宅は今400戸あるが、老朽化して募集していない部分が87戸ある。400戸という戸数が多いのか、少ないのかを含めて多いとすると今のところを解体して更地にする。そして、場所によっては足りないところもある場合は、老朽化している施設を解体して新設をする方向で道筋をつけたい。
- ・ 観光客の市外からの入り込み客数は、23年中が62万6,563名である。平成23年3月から12月でしているが、約3万9,000人減少している。宿泊客については、5,300名ほどふえているが、これについては新しいホテルが開業したということの影響が大きいと把握している。

- モニターツアー、モデルツアーは、例えば、枕崎であればお魚センターや火之神を巡ったりとか、知覧や南さつまの砂の祭典と結びつけたり、ことしは砂の祭典は単独で行ったが、そういうかたちで旅行エージェントさんと共同でモデル的なツアーを組んで、旅行品の開発等に努めている。

招へい事業として、旅行代理店の担当の方々にこういうところがあるというのを見ていただくためにいろんなところを紹介して、これからの新規メニューをつくっていただくということに取り組む。
- 就学援助費は、給食費は小学校で月額3,800円、中学校で4,500円に対し、就学援助で小学校が3,001円、中学校が3,555円を支給しており、約79%を支給している。

学用品費については、基準単価は1万1,100円、通学用品費については2,170円、新入学児童生徒の学用品費は1万9,900円、修学旅行費1万6,500円、これらは基準単価の満額を支給しているが、修学旅行費については、学校によってかかる費用が違うので、限度額をオーバーする場合があるが、オーバーした分は、保護者負担ということになる。医療費は実費で、100%支給である。
- 就学援助費の給食費は、小学校でいわゆる実費と実際のこの就学援助で支給される給食費の差額は167万8,871円で、これを保護者総体で小学校の場合には負担をしている計算になる。中学校では、115万1,177円を保護者が負担すると計算上では出ている。合計で、283万0,048円になる。
- 就学援助費にかかわる一般財源に対する交付税措置は、基準財政需要額に算入しているが、あくまでも標準団体に対する算入額ということで、23年度の最終予算と交付税措置の状況を見てみると、小学校で1,067万4,000円一般財源が必要となる。それに対して、交付税措置については432万4,000円と、約40.5%程度の交付税措置がなされているところであり、枕崎の要する実費が交付税で丸々措置されている状況ではない。
- 就学援助制度の非認定の数は、本年度当初は3世帯4人である。
- 深浦グラウンドの散水栓は、深浦グラウンドの横に給食センターができた関係で砂ぼこり等があるので、散水栓を1カ所設置し、20メートルホースを3本用意するように計画している。
- 深浦グラウンドの利用は、サッカーだけでなく、ほかの競技等にも使っていただくために多目的グラウンドとして利用していただいている。
- 枕崎学校応援団は、学校のニーズに応じて地域ぐるみで学校運営を支援するための組織である。具体的には、地域の方々がボランティアとして学習活動の支援、安心安全への支援、環境整備への支援、学校行事・校外学習への支援など、学校の求めに応じて行うものである。
- 枕崎学校応援団の効果は、学校だけではなく、地域の子供たちの健やかな成長というのは地域の人々みんなの願いであるということで、地域全体で子供を守り育てる環境をつくることである。
- 学校応援団の推進状況は、22年度から社会教育委員の会議などで推進策について協議を行ってきており、22年度、23年度に各学校に対してどのような面で支援が必要か、地域の支援を求めているかということのアンケート調査を依頼している。それを受けて、本年度の広報まぐらぎの10月号において、学校応援団の内容・趣旨を市民の方々に記事でお知らせをし、あわせて折り込みのチラシにより各学校の求める分野に対してのボランティアの募集を行った。24年度の4月から1年をかけて全学校で試験的に実施していく計画にしている。
- 消防費中、消防の広域化は、南九州、南さつま、指宿の3市で協議中だが、調整がまとまっておらず、現在、その動向を注視している。
- 南薩地区消防組合は、来年度については従来の考え方で、当初予算もそれぞれの市の負担をいただいて組んでいる。

- ・ 南薩地区消防組合負担金の庁舎耐震診断委託は、枕崎消防署は本市が負担して建設をしており、そこに消防組合が入っているため、本市のみの負担金ということで消防組合とは協議をしている。
- ・ 24年度に耐震診断を行い、診断の結果、耐震化工事が必要になった場合、24年度中の補正予算でお願いをしようと考えている。
工事費は、消防署の建物自体が本市の費用負担で全額行っており、本市の財産になるということで、全額負担するという協議を行っている。
- ・ 津波で消防本部が被害を受ける場合には、消防自動車それぞれに無線の装置が積んであるので、消防自動車を高台に避難させて、臨時的に本部を高台に設置をして指揮をとっていく体制をとるということで、消防組合とは確認をしている。
- ・ 臨時の消防本部の設置場所は、具体的な決定まではしていないので、今後の防災計画見直しの中に、具体的な箇所を盛り込めるように消防本部と協議を詰めていきたい。
- ・ 県の消防防災ヘリコプター搭乗医師等の確保協議会負担金については、総合事務組合のほうで実際の運行実績があった場合には、立てかえておいて請求を行い、請求があったときに補正予算で対応する考えが示されたので、今年度から当初予算では計上していない。
- ・ 消防無線のデジタル化は最終的に28年の5月という期限があるので、それまでに整備をしないといけないが、23年度においても伝搬調査とか事前の準備を行っており、24年度にはデジタル無線の基地の実施設計を行う年と、25年度中には整備を行っていききたいという消防組合の考えである。
24年度の当初予算にその実施設計の予算が組めなかったため、タイムリミットを6月の補正でと消防組合は考えており、それまでには構成市の問題をはっきり整理して、24年度中に実施設計の予算を組んで、負担をそれぞれにお願いしたいという考え方で、25年度は、はっきり決まった構成市で実際のデジタル化の事業、本体工事を行っていく考えである。
- ・ 避難場所表示板は、基礎がある場合は業者に見積執行して業者決定をして行すが、防災意識の高揚、あるいは防災教育についても避難場所の設置をするということと絡めて行うことは大事であると思うので、学校と一緒にした取り組みを、今後、教育委員会と協議をしていきたい。
- ・ 委託の主事の勤務時間は、学校が8時15分から4時45分までになっているので、その時間帯に合わせている。業務内容は、学校に関する事務であるため、校長の命において、指示によって業務を行うというかたちになっており、1年ごとの契約になっている。
- ・ 学校主事の委託についての今後の方針としては、本市においては民間にできることは可能な限り民間にゆだねるという方針を決めており、今後、定年退職が発生をした場合には、委託というかたちか、今後、嘱託員化を含めて民間に委託をし、職員以外の者を採用していく考えである。
- ・ 市立図書館は嘱託員が3名いる。勤務の契約状況については、枕崎市立図書館業務嘱託員職務要領というもので定められており、それに従って勤務をしている。
- ・ 小中一貫教育は、立神小中学校を中心に全市的に小中の連携、あるいは一貫した教育課程等について推進をしている。この事業は、引き続き継続していくが、全市的な研究の体制が整ってきたので、小中一貫教育に関する協議会を発展的に解消して、今研究をしている立神小中学校の学校教職員等の視察等を中心に予算を組み替えている。
- ・ 望ましい学校づくりの審議会は、平成23年2月28日に第1回の審議会を立ち上げて、5回の審議会を経て教育委員会へ答申をいただいた。その答申案等や今の教育の情勢、鹿児島県の実情等を踏まえながら、望ましい学校づくりの基本方針を教育委員会として策定をした。策定した基本方針を今後、来年度平成24年度に5小学校区、中学校も含めて、5小学校区で説明

会を開催し、基本方針について、地域の方々の意見等を聞いていく方向である。

- ・ 望ましい学校づくりの審議会方針は大きく2つの点であり、各小中学校の望ましい学校規模と望ましい学校配置をどのように考えるかということである。

(歳入)

- ・ 市民税の均等割の500円の引き上げ加算は、平成26年度から平成35年度までの10年間の暫定的な措置である。これは、個人の市民税の均等割が課税される方に対して500円上乘せをするので、本年12月末現在の市民税の課税状況のものをベースにして言うと、均等割の課税対象者が1万0,043人なので、増収としては500万円程度になる。

- ・ 平成26年度から県民税の個人の均等割についても、同様に500円引上げられるが、本市の予算には影響はない。

なお、この均等割は26年度からなので、平成24年度の当初予算には全然その影響はない。

- ・ 平成24年度の予算については、23年度の当初予算に比べて、個人の市民税について4,010万円増額しているが、この分は年少扶養控除の廃止によるものが大きい。なお、想定としては、対象者約1,900人、影響額3,200万円程度と見込んでいる。

増額分の差額は、平成23年度当初予算において、個人の市民税の現年度分の徴収率について、厳しい納税環境を考慮して97.7%程度と見ていたが、今年度のこれまでの実績からして、平成22年度の決算と同様の98.2%程度の収納率は確保できるのではないかといいことで、増額になっている。

- ・ 平成23年度の地方特例交付金は、住宅借入金特別税額控除による減収分や子ども手当の創設に伴う負担の増加分、自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするというので、その3つの要因で減収分に基づいて地方特例交付金が措置されていたが、今回の地方財政の増収分、税制改正の増収分により子ども手当の創設に伴う負担の増加分、自動車取得税交付金の減収分の負担については、それに振りかえられたということになる。

- ・ 税と地方特例交付金の関係を言うと相殺されたかたちになっているが、地財計画でも一般財源総額は23年度並みを確保するというので、措置がなされている。今後、一般財源の総額が減収するような制度改正がある場合には、市長会等を通じて要望を行いたい。

- ・ 今回の固定資産税が、平成23年の当初予算に比べて6,460万円の大幅な減となっているのは、今回24年度が評価替えの年であり、評価がえに伴うものである。

具体的には、家屋については年数を経過することによる評価額3,900万円程度の減少。さらに、償却資産についても同じく年数が経過することによる課税標準額の減少により、540万円程度である。

また、今回の評価がえにおいて、もう一つ大きいものとして、土地の部分についても2,200万円程度減少している。この原因は、平成23年1月1日現在で不動産鑑定士に依頼して、標準宅地90地点の判定評価を行ったが、本市においても地価の下落を反映して、前回の評価がえ平成21年度であるが、それに比べて上昇した地点はなかった。逆に、90地点のうち横ばいだった地点が3カ所、残りの87カ所はかなり下落といった状況になったことから、今回、2,200万円の減少ということになった。

- ・ お魚センターの固定資産税の減免は、お魚センターの年間の他のテナントも含めた売り上げが22年度で約2億7,000万円の売り上げがあり、入り込み客数も22年度で37万人。従業員の状況も23年の11月末現在で45名の従業員もいる。実際、その売り上げの中身を見ても、ほとんどが水産物もしくは水産加工品、地元での製品等を中心とした製品であるということを見ると、地域経済に与える影響は非常に大きいと判断をして、条例、規則に基づいて市の判断として減免を決定した。

- ・ お魚センターは、お魚センターの公益性、それから設立に至った経緯等を踏まえると、市として全面的に支援をしていく必要があるということで損失補償をお願いし、御理解をいただいたところであり、その支援の一つとして、市税の減免も現段階ではせざるを得ないという判断をしたところで、やはり、お魚センターの今後の健全な経営が進んでいく状況になるまでは、このかたちでの支援をしていく必要があると思っている。
- ・ 空港使用料の土地使用料については、南薩エアポートの給油施設の用地、県の防災センターの管理事務所用地、大阪航空株式会社が格納庫の用地を使用しているが、これに係る土地使用料である。
- ・ 民生費国庫負担金の約5,300万円の減少は、子どものための手当が一番大きくて、平成23年度3億3,350万1,000円だったが、これが本年度2億4,703万4,000円ということで、8,646万7,000円減少している。民生費国庫負担金は総体で5,329万3,000円の減だが、それ以上に子どものための手当の国庫負担金が減少している。
- ・ 地方交付税を対前年比9,400万円の減で予算計上しているが、内訳は、普通交付税が4,400万円の減、特別交付税が5,000万円の減となっている。
 予算計上に当たっては、国から示された推計方法に基づいて推計しているが、地財では0.5%の増となっているが、本市については、2.4%の減となっている。本市は、内鍋清掃センターの建設にかかわる償還金の終了に伴って、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債の元利償還金が1億8,000万円程度減少している。地財に比べて率が落ちているところは、このことが要因となっている。
 国勢調査による人口減については、23年度の算定から推計値が用いられているので、24年度に新たに減少するものではない。
- ・ 民生使用料の陶芸館使用料は、22年度収入済み額が4万4,290円である。利用人数は、創作室が述べ275名、焼釜が110名となっている。
 今後の陶芸館のあり方については、市でやるべき事業なのかどうかということも考えながら、検討していきたい。

(総括)

- ・ 情報公開の基本的な手続きについて、情報公開の条例規則には、原本を写すという明確な規定はない。基本的には、原本が手元があれば、原本の写しを交付するということになるが、原本が手元になくて、事情があってよそに一時的にあるという場合には、市で保管している写しのさらに写しを交付するということもある。これについては、原本で写しでないものについても有効であると考えている。
- ・ 閲覧請求があったときに、それに対応できなかった状況にあったというのは、適切な対応ではなかったと思うが、庁舎内になかったということであるので、今後、閲覧を求められるということであれば、速やかに対応したい。
- ・ アートストリート整備事業の照明施設については、平成23年度アートストリート整備事業の見直しの中で設置を進めてきたが、工事を進める中で、別に配電盤を設けて電源を確保するという事になった。これにより、電気代の増大が予想されるため、通り会との協議を進めてきたが、協議の結果、当該通り会はこれまでもみずからの負担で、通りの整備や振興活動に大きく貢献してきており、他の通り会との負担の整合性等も考慮し、電気代については市で負担することとなった。
 なお、当該施設の電気代の予算については、当初予算への計上が間に合わなかったことから、文化課の既定の予算で執行し、6月補正でお願いしていくことになる。
- ・ 立体作品の案内板の設置は、駅通りについては駅通りの箇所、市役所通りについては、市

役所通りの今のポケットパークのところに、今回の事業で設置した。

- ・ 駅舎と駅周辺の整備をすることも一つであるし、アートストリート整備事業で立体作品が市街地を歩いていただけると、見ていただけるというのも、一つの線、面に広げていくものになるのではないかと考えている。この24年度、25年度のこの設置場所についても、風の芸術展自体の展示が前回の場合は、南浜館とそれから明治蔵でも作品展示を行ったところであるので、その明治蔵まで行く動線の途中で立体作品が展示されることによって、芸術展の来場者の方々も途中の立体作品も見ていただきながら、他の会場にも足を運んでいただけるというような効果もあるのではないかと考えている。
- ・ アートストリート整備事業だけで全体の交流人口を単独でふやすというかたちにはなかなか難しいと考えているので、アートストリートも含め、駅舎の整備、駅周辺の整備、それから火之神公園の整備、そういう中で市全体を点ではなくて、線、面につないでいきながら観光客など交流人口をふやす取り組みとして進めていきたい。
- ・ 市役所前通りのポケットパークの照明工事は、現在、着工して、今、まだ工事中である。今月の23日が最終工事期限である。
- ・ 平成22年度の一般会計の特殊勤務手当の支給実績は、89万2,470円となっている。支給については、手当の見直しはしていないので、23年度も同様の推移になるのではないかと考えている。

平成22年度の時間外手当については、決算報告書の資料によると、1,637万6,000円である。

- ・ 実績のない特殊勤務手当は、23年度中の協議課題として職員団体と協議を続けていたが、最終的に23年度中の合意ができなかったということで、引き続き24年度中に見直しに向けて協議をしていくことで、確認をしている。
- ・ 水質汚濁、悪臭等については、10月から庁内関係課による環境保全対策検討会で協議して、水質汚濁に対する規制等の検討、条例改正、水質汚濁防止法に基づく上乘せ基準の検討、より規制を厳しくして産業振興に影響がないような規制はどんなものがあるのかという検討、それと市民協働として市民と事業者、地域団体、地域住民、ボランティア団体と一緒に、環境浄化に対する支援はないものかという問題、そして、公共下水道地域への接続の推進、それと区域外においては汚水処理施設の未設置箇所に対する補助並びに規制基準等の検討を重ねているが、引き続き課題等があるので、それらも含めて水質保全と悪臭関係について、できるものについては早急に、できないものについては引き続き24年度にかけて、関係機関等とあわせながら環境保全対策に努めたいということで、現在作業を行っている。
- ・ 今回、新たな事業として水質保全事業助成金というかたちで、加工業者、関連業者も含めた河川の浄化活動等についての助成をするというのを1つ設けた。さらに、水産加工場の排水を直接検査する費用についても新たに計上している。それと、悪臭検査も専門機関への調査というかたちで新たに予算計上している。

指導の強化という面についても、昨年来、検討しているが、もっと強い罰則とか、あるいはそれ以上のものできないかというのをもう少し検討していきたい。

○委員からの意見・要望

- ・ 市職員の給与カットは、地域経済に非常に大きな影響が出てきている。おまけに夏と冬の商店街の事業にも参加していくわけであるので、非常に厳しい状況だ。地域経済にはもう確実に影響をしていると思うので、これらをよく考えて、今後、職員の給与の改善を考えていくべきである。
- ・ 定数数値、目標数値そのものを定めるのもいいが、やはり事務量に合わせた職員体制というのは絶対必要だ。職員の健康管理は大切にしていきたい。だから、職員定数の目標数値を

我々市民も理解できるような数値目標というものははっきり定めていただきたい。

- ・ 厚労省は、医療費無料化等の地方単独事業については、きちっと整理すべきだということで研究・検討をしているようなので、今後、健康課を含めて、お互い連携をとって調査をしていただきたい。
- ・ 今後の枕崎の本当に発展という方向、現状維持すら今のままでは難しいわけだから、若者が入ってきて安心して暮らせるような枕崎にするという方針を具体化していただきたい。
- ・ 全般的なカツオ資源、カツオ漁業そのものをまずきちっと押さえないと、一部だけを見ての施策は、どうも結果的にちぐはぐになりかねない部分もあるかと思うので、全般的な状況をまずつかむということをやっていただきたい。
- ・ 住宅リフォーム助成制度は、一般財源から使うわけだから、なるべくなら枕崎市を潤すためのリフォームだ。ゆえに、業者も市内、働く人もやっぱり市内、材料屋もいろいろ何軒かあって、今、経営が相当苦しいようなので、できればそこら辺まで使ってもらいたい。
- ・ 住宅リフォーム助成制度は、地域の雇用をどうふやすかというのを取り組んでいるわけである。地域の材料店や電気業者など、そういうところに仕事が回ってこそ役立つわけである。そういうのはやっぱり、はっきりと要綱がなければ、要綱を補強するかたちできちっとしたものをつくるべきである。
- ・ 観光案内所に、観光客の荷物を預かるコインロッカーを4～5人分は備えてほしい。
- ・ かつおぶしも大事だが、それに鹿筩豚、肉が加わればかなり枕崎の食という意味では非常に強い武器になると思うので、積極的に支援していただけるようお願いしたい。
- ・ 薩摩半島全般を含めた振興協議会と南部地域の4市の今度また新たな協議会なるものができるが、できるだけ集中的にまとめたほうがよいと思えるので、新たな南部広域の推移を見て、また検討していただきたい。
- ・ 就学援助制度は、義務教育はすべて無償であるべきだという観点に立って幅広く、そして民生委員の意見も外すという観点に立って、今後していただきたい。
- ・ 深浦グラウンドについて、今後はサッカーグラウンドとしては狭いので、拡張することをできるだけ早めに対処されたい。
- ・ 九州大会、全国大会等の経費は、市を代表して、県を代表して子供たちが全国に行って頑張るわけなので、市も、もう少し補助、支援をしてもらいたい。
- ・ 消防の広域化について他市の状況がわかったら、早めに示していただきたい。
- ・ 教育行政において徹底した人件費削減が行われているが、少なくとも、労働者が生活をしていけるくらいの最低の保障もやるべきである。
- ・ 子ども手当ができて、非常に少子化対策という歓迎すべき面もあったが、扶養控除でその分を落とされるような、国のあまりにも勝手な部分については、地方はやっぱり物申すという姿勢を持っていていただきたい。
- ・ お魚センターの固定資産税の減免は、公益上の必要性は執行部サイドの裁量で公益上の必要性を言うべきものではない。やはり、市民が確かに、公益上必要だなという理解があって初めてそのことは決定されるべきものだと思うので、それは一番に議会に報告する義務があると思っている。今後、6月議会も23年決算はもちろんだが、24年予算も出るわけだから、両方合わせて踏まえて報告をしておいていただきたい。
- ・ 情報公開について、本来は住民こそが主人公であるから、開示請求者の要望に応える準備は、きちんと市としてはやっておかないといけない。
- ・ アートストリート整備事業は、枕崎の観光と考えた場合には、点だけではだめだ。線でつながなければ、効果は出ないので、風の芸術展と組み合わせたかたちで、今回の事業があると思っているので、立体作品だけではなくて、何らかの南浜館とのつながりを考えた工夫をしても

らって、それを市が大きく訴えるということが必要じゃないか。

- ・ アートストリート整備事業は、これほどの一般財源を投入するのであれば、基金確保など、ほかにもいろいろ、本当に今やらなければならない事業もたくさん抱えているという気がしてならない。優先すべき事業はいっぱいあるのに、このアートストリート事業が、もう駅通りの設置を終えて、際立った効果が出ているとも思えない。
- ・ 馬追川の悪臭問題については、地下の砂を掘り、今後、調べてみる必要がある。また、もう少し行政は強い姿勢で、業者に指導・警告を行っていただきたい。

◎議案第7号平成24年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

◎議案第8号平成24年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

○当局説明

- ・ 国民健康保険特別会計の本年度の予算総額は40億7,105万4,000円で、前年度当初予算に対し、1,839万1,000円の増となっている。
- ・ 歳出の主なもの、総務費では事務的経費である総務管理費を960万8,000円、徴税費604万8,000円、運営協議会費は11万1,000円計上してある。保険給付費は、予算総額の70.21%、28億5,828万8,000円を計上した。このうち、療養給付費の24億7,329万5,000円は、4月から12月までの医療費実績と医療費の伸びを含んで算定した。療養費2,562万9,000円、高額療養費3億3,815万4,000円についても同じく4月から12月までの医療費実績と医療費の伸びを含んで算定した。
- ・ 出産育児諸費は、実績を考慮して26件の1,092万円、葬祭諸費は80件の160万円計上した。
- ・ 老人保健拠出金は、15万円を計上し、介護給付費・地域支援事業支援納付金は、第2号被保険者の概算3,225人と1人当たり年間負担額5万6,400円で算定し、22年度精算額を差し引いた額1億8,207万7,000円を計上した。
- ・ 共同事業拠出金5億8,473万2,000円は、高額療養費に対しての共同事業の国保連合会への拠出金である。内訳は、高額医療費拠出金8,753万3,000円と平成18年度から創始された保険財政共同安定化事業拠出金4億9,719万9,000円である。
- ・ 保険事業については、特定健診などの事業に2,358万9,000円、人間ドック、がん検診等に補助するための経費として、1,748万1,000円を計上した。公債費に525万円、諸支出金206万1,000円を計上した。
- ・ 国庫支出金の主なものは、療養給付費等負担金6億4,665万2,000円と高額医療費共同事業負担金2,188万円、特定健康診査等負担金596万5,000円、普通調整交付金2億5,140万6,000円は、いずれも算定基準に基づき計上をした。
- ・ 特別調整交付金は、2億0,513万7,000円を計上しているが、結核疾患及び精神病分5,000万円、特別事情分3,200万円とその他分1億2,313万7,000円である。
- ・ 療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療給付費等に係る分として、2億1,509万8,000円計上した。
- ・ 前期高齢者に係る財政調整交付金の前期高齢者交付金を10億5,654万5,000円計上した。
- ・ 県支出金は、保険者拠出金の4分の1に相当する高額医療費共同事業の負担金2,188万円、特定健康診査等負担金596万5,000円、普通調整交付金及び特別調整交付金の合計1億8,740万6,000円計上した。共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の合計6億2,473万2,000円を計上した。
- ・ 繰入金は、保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分9,523万7,000円と保険者支援分1,764万4,000円、出産育児一時金等728万円、職員給与費等1,464万3,000円、財政安定化支援事業が5,707万9,000円の合計1億9,188万3,000円を計上した。

- ・ 諸収入は、第三者納付金350万円、特定健康診査自己負担分の281万7,000円等を合算して694万3,000円を計上した。
- ・ 国民健康保険税は、総額6億2,930万7,000円を計上したが、前年度の当初予算に対して8,802万8,000円、約16.3%の増で、また、昨年6月の医療給付費分に係る税率改定時の補正予算と比較すると、568万2,000円、0.9%の増となっている。
- ・ 平成24年度の国民健康保険税の収納率見込みは、平成23年度における国保税の収納実績並びに近年の収納率の推移の状況等を踏まえ、現年分の一般分の普通徴収は、医療分、後期分、介護分の総体で92.9%、退職分は98%と、平成23年度当初予算及び決算見込みと同率で算定した。
国民健康保険税の現年度分は、医療給付費分が4億3,210万3,000円、後期高齢者支援金分が1億2,104万円、介護納付金分が6,132万9,000円の合計で6億1,447万2,000円を計上した。
- ・ 滞納繰越分は、平成23年度の実績見込み並びに近年の収納率の推移等を踏まえ23年度当初予算と同じ15%と算定し、医療給付費分が1,032万4,000円、後期高齢者支援金分が268万2,000円、介護納付金分が182万9,000円、合計で1,483万5,000円を計上した。
- ・ 後期高齢者医療特別会計の平成24年度の予算総額は、2億9,525万4,000円で、前年度当初予算に対して1,693万5,000円の増になる。
- ・ 総務費は、事務的経費である総務管理費を136万1,000円、徴収費を192万6,000円、合計で328万7,000円計上した。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料1億9,710万2,000円、保険料を軽減した分の財源補てんとして保険基盤安定分担金9,433万5,000円及び延滞料10万円、保険料還付金30万円、還付加算金3万円を計上した。
- ・ 一般会計繰入金は、事務費繰入金328万1,000円、保険料を軽減した分の財源補てんとして一般会計が県から4分の3、7,075万1,000円受け入れて、さらに一般会計の4分の1分、2,358万4,000円と合わせて保険基盤安定繰入金を分担金と同額の9,433万5,000円計上した。
- ・ 平成24年度の後期高齢者医療保険料は、前年度の当初予算と比較すると、1,140万2,000円、約6.1%の増となっている。保険料の内訳は、特別徴収保険料1億4,828万2,000円、普通徴収保険料4,882万円の合計で1億9,710万2,000円を計上してある。なお、これは広域連合への被保険者保険料分の納付金と同額となっている。
- ・ 療養給付費等負担金の補助率が34%から32%に24年度から変更になる2%分は、県の調整交付金に振りかわるかたちで反映させている。
- ・ 共同事業の拠出金並びに交付金は、対前年度比、両方とも非常に上がっている理由は、両方とも国保連合会等が事業主体等になっている部分であり、なかなか分析が難しい。
- ・ 国保税の値上げ後の税徴収状況は、税率改定時は、改定所要額に対する収納率を設定し、算定し直した結果、その時点での収納率は現年度分の収納率を95%程度と見ていたが、決算見込みで94.5%程度を見ており、改定時に比較すると0.5ポイント程度低下するのではないかと。
- ・ 2月末現在で、資格証明書の発行枚数は、10件である。短期の発行者の世帯数は98件である。月別で、1カ月の方が45世帯、2カ月が38世帯、3カ月が9件、6カ月が6件という内訳になっている。22年度末と比べて、資格証明書は、14件が10件に減り、短期の方々が、89件が98件になっている。その月別は、1カ月が49件、2カ月が37件、3カ月が3件、6カ月がゼロである。
- ・ 本年度の国保税差し押さえ件数は、112件実施している。
- ・ ジェネリックカードは、差額通知を国保連合会で作成し、来週に第1回目の通知を出す準備を進めている。

今回出すのは、23年12月にかかった調剤の分を通知することになっているが、全被保険者に

出すわけではなく、条件として1保険者当たり1カ月間で200円以上の効果額があると見込まれる方、投与期間が1週間以上の方、年齢が35歳以上の方に出す。腫瘍の特殊な薬、精神部分、公費負担分部分は除く。

- ・ 自己負担分の差額の合計が、50万2,000円程度となる。それに対応する保険者負担分の減額は117万円程度であり、今回、721名に通知を送る準備を進めているところである。
- ・ ジェネリックカードの利用促進は3年前に交付し、ことし新しく交付する予定である。保険証交付時に、パンフレットをここ数年前からずっと毎年つくっている。このページの中に大きな項目を掲げてジェネリックの使い方の説明をつけて、ジェネリックへの切りかえの啓蒙活動をやっていききたい。医療機関、調剤薬局等へも、対応をお願いしていく方向で準備をしている。
- ・ 24年度の国保加入世帯数は、一般被保険者が6,979名、退職被保険者が623名、合計の7,602名と見込んでいる。そのうちの軽減世帯の割合は、7割世帯が36.9%、5割軽減世帯が7.0%、2割軽減世帯が15.2%である。23年度は、8月本賦課の時点で、7割軽減が35.8%、5割軽減6.7%、2割軽減が14.9%である。
- ・ 24年度以降の見通しは、23年度の決算の見込み状況等や県の貸付金の返還計画もあるので、非常に大変な状態で動いていくと考えている。

従来なかった介護の支援金の負担金、高額の高額共同事業関係も県ベースでやっているし、後期高齢者の医療制度ができた関係で、前期高齢者交付金が国保会計に出てきている。これも県だけでなく、全国ベースで計算されてくる部分であるので、原資は社会保険等から納入された金額が分配されてくるといったように、非常に広い範囲の部分で国保会計が動くような体制になっているので、非常に見通しとしては出しにくい。

また、現在、国で国保の基盤強化策としての計画が立てられている。あくまでも計画だが、27年度になると大幅な制度改正が計画されているので、当面の問題としては平成27年度まで、どうにか枕崎市の国民健康保険事業として、持たせていくような方法を今から考えていかないといけない。

- ・ 国保制度は、全国市長会で要望をしている。国保の安定的かつ持続的運営ができるように、国庫負担割合の引き上げなど、国保財政基盤の拡充、強化を図るとともに、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、国保財政安定化支援事業については、実態に即した見直しを行うこと。国保税の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。各種医療費助成制度と市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止することと、国保制度の健全な運営を図るために、国の積極的な措置を求めているところであり、そういった趣旨に沿うかたちでの制度改正を望んでいる状況である。
- ・ 広域化問題は、現在協議等がなされていて、まず前段としては高額共同事業という部分を平成27年度から全医療費に拡大しようとしている。それをやることによって、当然、医療費を県ベースで全体的にやることになる。実際の保険税の収納とか保険事業は、各自治体でやっているの、同じようなかたちで運営されていくと考えている。
- ・ 市民への保険料等の影響は、現時点では具体的なシミュレーション等も示されていないので、判断をする材料がそろっていない状況である。県や国保連合会にシミュレーションと判断材料も具体的に示していただくように要請したい。
- ・ 預金の差し押さえは、当然、預貯金、生命保険関係、所得税の払戻金といったものについては、滞納がある場合には差し押さえを実行している。

差し押さえを実行する場合には、滞納者に対して財産調査を行った結果、差し押さえ可能な財産がある場合に差し押さえする。給与は、当然差し押さえをする場合には、生活できるような部分は、差し押さえ禁止範囲があるので、適切に判断して運用している。

○委員からの意見・要望

- ・ 共同事業の交付金並びに拠出金の上げ下げが、ここ数年、非常に本市の国保会計の最終的な見通しに大きくかかわってきている。
今の時点で1億くらいまた赤字になるようであるので、やはりただ示されたものを受けて待つという姿勢ではなくて、本市独自の見通しを含めた試算、チェックを今後ともやってほしい。
- ・ 今後の国保財政状況は、いろいろ不確定、流動的な部分があるにしても、最低限、23年分のマイナス額と県への返済償還を足した分の約3億5,000万は何とか財源確保しないと行けない。いずれにしても向こう3年4年ぐらいの間に、国保税での財源確保はかなり厳しい状況になるので、早い段階から対策、検討を始めてほしい。
- ・ 広域化になると、まず住民の声が届かなくなるというのは、多くの自治体の関係者からも出ている。枕崎は全く、みずからの努力で今政府が進めようとしている国保の広域化というのを解明しようとしなさい。国会の論議をもとに、枕崎の状況を今の情勢の中から当然判断すべきだ。

◎議案第9号平成24年度枕崎市介護保険特別会計予算

○当局説明

- ・ 予算の総額は20億7,581万1,000円で、平成23年度当初予算額より約3.6%、7,295万5,000円の増となる。
- ・ 歳出予算の主なものは、総務費5,581万6,000円、保険給付費19億8,738万4,000円、地域支援事業費3,089万5,000円、諸支出金171万5,000円などである。
- ・ 保険給付費は、第5期介護保険事業計画で予定している給付費総額を計上している。
- ・ 以上の財源として、支払基金交付金5億7,907万4,000円、国庫支出金5億4,517万1,000円、繰入金3億4,289万4,000円、保険料3億761万8,000円、県支出金2億9,942万2,000円、繰越金151万5,000円、諸収入その他11万7,000円で措置した。
- ・ 第5期介護保険事業計画は、療養病床の再編成について今回6年間転換期間が延長された。これにより、老人保健施設へ転換予定であった12床は、本計画期間中は転換見込みがないということで、施設サービスの見込み量から除外している。市立病院が介護療養病床を5床廃止することに伴い、その影響分もサービス量に反映させている。
- ・ 居宅サービスは、高齢化率や介護認定率の伸び率等をもとに、必要なサービス量を確保している。平成23年度当初予算と平成24年度当初予算の比較で、1億1,092万3,000円居宅介護サービス給付費が増額となっている。なお、制度改正に伴う24時間定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスの創設は、医療・看護・介護スタッフの確保や現時点でのサービス量の見込みが困難であるために、第5期期間を検討期間としている。
- ・ 施設サービスは、施設入所待機者数が119名となっており、中でも在宅、病院での要介護度の高い待機者が多いということで、今回、特別養護老人ホーム及び老人保健施設をそれぞれ20床増床するという計画を立てている。これに伴う影響分については、特別養護老人分が月額97円、老人保健施設分が月額94円と算定している。
- ・ 保険料の段階は、引き続き6段階に設定している。第1号被保険者数は318人の減となっている。今期の基準額は3,900円となっており、第4期との比較で標準給付費見込み額が5億5,344万7,000円の増となっている中で、準備基金を第5期においては1億6,000万円取り崩す計画である。県からの財政安定化基金の交付額2,107万1,239円も保険料の上昇緩和に役立てる計画である。保険料の基準額は、準備基金取り崩し額と財政安定化基金交付額の取り崩し前では4,659円だが、準備基金の取り崩した影響額が671円、財政安定化基金の影響額が88円で、保険料月額3,900円となった。
- ・ 保険料の算出標準給付費見込み額は、3年間合計で64億5,106万9,000円である。それと、

地域支援事業費が1億3,128万円となり、合計の65億8,234万9,000円が保険料の算定の基礎となる額である。この第1号被保険者の負担分は21%で、調整交付金は標準給付費見込み額の5%であるが、本市は第5期においては9.18%交付される見込みである。

- ・ 準備基金積立金取り崩し額の1億6,000万円と財政安定化基金取り崩しによる交付額2,100万円を引いた残りは、保険料で収納し、予定保険収納率を99.2%と見ている。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業は、日常生活支援総合事業のサービスを受けたら、要支援者はそのサービスを受けられないということはない。同一のサービスを総合支援サービスと介護予防サービス、例えば、ホームヘルパーを両方から派遣してもらうことはできないが、要支援者がこの事業のために、介護予防サービスからはじき出されるということはない。
- ・ 今後、ますます地域包括支援センターの役割はだんだん増していく。その中で、スタッフも3月から1人増員できる。今後、総合的なケアマネジメントを考える中で、やはり、地域包括が中心となってやっていかないといけない。介護保険のサービス提供事業所は、今後、事業所側の意向も考えて十分に検討していきたい。
- ・ 2次予防の関係は、委託料が前年度に比較して約400万円程度減になっているが、これは、平成22年度の8月に介護保険法が一部改正され、これまで特定健診及び長寿健診時に65歳以上の方について、生活機能評価を実施していたが、これが24年度から生活機能評価はしなくていいという国の指針が出たので、それに合わせて2次予防の対象者をチェック表リストで選定することで、医師会委託分の生活機能評価分が減になった。
- ・ 今回の介護報酬改定の中には、従前、介護従事者の処遇改善ということで、1万5,000円程度措置した。市内の大部分の事業所は、職員の処遇改善に介護報酬改定部分は反映させたいという意向であった。
- ・ 地域の中で予防という面で、人材の確保など今後、調査していかないといけない。市内でもボランティアの方を発掘しながらやっていかないといけない。
- ・ 介護老人福祉施設、特別養護老人ホームで2施設あるが、120人の定員である。介護保険の老人保健施設が2施設で128人、介護療養型医療施設がこれまで20床だったが、市内に15床である。グループホームについては4施設あり、1施設9名の定員で36人、小規模多機能居宅介護が2施設で登録定員が25人ずつの50人である。高齢者専用賃貸住宅が2施設あり、59戸ある。そのうちの30戸は、ことしの3月2日から5年間、サービス機器高齢者向け住宅ということで登録されている。
- ・ 今後の施設の増築の見通しは、介護施設の整備に伴って、当然そこに携わる方のスタッフもそれなりに必要になってくる。10月に県のヒアリング後、施設数などを県と協議をしている。その後、ワークシートなどを県に提出するが、県も各市の施設サービスを見ながら各市の要望を受けて、県全体の計画を立てている。現在、パブリックコメントを募集中であると聞いている。

○委員からの意見・要望

- ・ 介護保険は保険料も上がっているが、基本的には、ますますサービスを切り捨てていくというのは、もう介護保険ができた時点からずっとやられてきており、利用する住民の立場にとっては不利なことばかりだ。介護保険自体が住民の立場から見ても安心して利用しやすいものにするという点では、国の財政的負担をもっとふやすことは、どうしても必要である。
- ・ 負担が重いからデイサービスを受けるのを2回行っていたのを、一人1回に減らす。つまり、生活をする上で、最低限のところを削りながら、介護サービスを受けているのが実態である。
- ・ 介護保険制度、介護サービスを充実することが、医療費削減に大きな効果を持つと思うので、医療、介護、予防といった連携という意味でできるだけ取り入れ、介護保険サービスの充実を

図ってほしい。

- ・ 事業主も介護の事業というのは大変だと思うが、その後の実際に賃金アップがされるのかどうかというのは、市としても、きちんと把握してほしい。

◎議案第10号平成24年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算

○当局説明

- ・ 歳入歳出予算の総額は8億1,556万5,000円で、前年度当初予算より4,677万2,000円の減で、マイナス5.4%となる。
- ・ 予算の主な内容は、一般管理費で3,041万8,000円、処理施設管理費が枕崎終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理費等で1億5,281万4,000円、排水施設管理費で汚水管渠の清掃業務委託及び検針徴収事務委託等で3,504万2,000円、下水道整備費で立神北町地区の補助支線等汚水管路施設工事による面的整備や終末処理場改築更新事業及び長寿命化計画策定調査費等で1億8,775万9,000円となる。
- ・ 公債費は、元金が昭和60年度から平成21年度までの借り入れに対する元金償還で、3億2,293万1,000円、利子が昭和60年度から平成23年度までの借り入れに対する利子償還及び一時借り入れ予定額等に対する利子償還見込み額で8,650万1,000円となる。
- ・ 以上の財源として、事業収入2億5,250万円、分担金及び負担金770万円、国庫支出金8,175万円、繰入金2億4,993万8,000円、繰越金200万円、諸収入7万7,000円、事業債2億2,160万円で措置した。
- ・ 第5次総合振興計画の中に、公害のない環境づくりと規制監視強化を掲げているが、下水道に接続していない場合の罰則というのではない。
- ・ 塩屋地区から南西の下水道区域外は、工場等については処理施設がなければならないので、環境のほうで指導している。
下水道の接続に向けては、工場に対しては加工組合の中に接続推進委員会をつくり、組合からもお願いをしており、水産商工課には接続する場合の工事費に対する補助金があるので、下水道課においては三者連携を取りながら、戸別訪問をして直接接続のお願いに回っている。
- ・ 区域内で操業をしている工場数は47工場で、接続が31工場接続しているので、接続率は66%である。
- ・ 庁内の環境保全の検討会を昨年発足させ、下水道区域内の加工施設に下水道に接続してもらうため補助金の見直しや、接続してなくても下水道法上の罰則ではないので、環境保全の面から条例等に基づいて、罰則等も含めて検討をしている。
- ・ 災害で下水道事故が生じた時の対応策については、自家発電とかそういうバックアップ的なものはあるが、全面的に稼働停止になった場合は、これといった対策的なものはないので、自然沈下で放流に持っていくような対応しかない。台風時には建設会社より、相当大きな場合には汚水ポンプを借り上げて準備する対策は取っているが、それ以上のものについては想定していない。
- ・ 分担金で、受益者負担金770万円は、24年度の立神北町の負担金であり、面積は合計で3万3,887.11平米、筆数で112筆であり、認可区域については15.7ヘクタールである。
- ・ 24年度の年間の流入量の見込み量としては、約150万トンを見込んでおり、4次計画区域の最終年度は32年度という計画を立てたところである。
- ・ 計画の見直しは、人口減少等の社会情勢の変化を反映しながら、今現在の下水道計画の点検をし、施設の必要性規模等のほか、区域の見直しを検討していく。
- ・ 24年度当初予算においては、料金回収率が115.7%、資本費等を含んだ回収率は40.2%を見込んでいる。また、総務管理費の公課費で、消費税が前年度と比べ大幅に増加した理由は、事

業収入がふえたということである。

- ・ 中間処理料のトン当たり単価は23年度が8,610円、24年度については8,820円となる見込みであり、随契である。
- ・ 随意契約をする算出根拠であるが、中間処理料の条件として、大体片道1時間から1時間半ぐらいの場所で受け取ってくれるところで、今現在、2カ所しか受け入れてくれるところがない。山川といちき串木野市のいちきの地区の2カ所が受け入れてくれているということで、そこをお願いをして見積もりを取っている。

○委員からの意見・要望

- ・ 最初から下水道につないだ人と下水道につないでいない人の場合は、利益にしてもものすごい差が出ているということであるが、つながない者が勝ちだという声があり、つないだ者が馬鹿を見るようなことはやめて、水産関係の工場はすべて接続するよう働きかけ、枕崎の環境衛生の向上に頑張ってもらいたい。
- ・ 下水道の終末処理は、加工場汚水を入れることを前提にして大きな投資をしているので、それが活用されていないのは問題である。市全体の環境問題という立場から、方針を出す時期にきている。

◎議案第11号平成24年度枕崎市立病院事業会計予算

○当局説明

- ・ 国の平成24年度予算は、無駄遣いの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じて、歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それによって確保された財源を必要性や効果の高い政策に重点配分するとしている。一方、今回の診療報酬改定においては、前回のプラス改定に引き続きプラス改定となっているが、改定率は前回のプラス0.19%を大幅に下回る0.004%のプラスで、実質的には、ほぼゼロベースの改定となっている。このような厳しい医療環境のもと、依然として医師や看護師不足が続いている中で、鹿児島県医療施設耐震化整備事業補助金を活用した病棟建替事業が終了し、補助採択条件であった病床削減に伴い、今年度の業務予定量は、病床数55床、年間患者数を入院で1万8,980人、外来で1万7,664人、1日平均患者数を入院で52人、外来で69人と定めた。
- ・ 主な建設改良事業として、医師の勤務環境を整備するため、老朽化した医師宿舎建替事業として8,700万円を予定している。
- ・ 収益的収入については、医業収益5億1,416万2,000円、医業外収益1,004万9,000円の合計5億2,421万1,000円で、前年度より522万4,000円の減、収益的支出は医業費用6億1,428万3,000円、医業外費用1,178万1,000円、及び既設医師宿舎解体に伴う特別損失906万3,000円の計6億3,512万7,000円で、前年度より9,068万3,000円減となり、収支差し引き1億1,091万6,000円の当年度純損失となる見込みである。
- ・ 資本的収入については、医師宿舎建替事業に係る企業債8,100万円、資本的支出は、建設改良費のうち有形固定資産購入費として、輸液ポンプやベッドなど老朽化した器具の更新等に500万円、医師宿舎建替事業費として、委託料及び工事請負費8,700万円、企業債償還金として1,947万9,000円の合計1億1,147万9,000円を予定し、収入額が支出額に対して不足する額3,047万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものである。
- ・ 現時点での医師宿舎建設費の内容について、宿舎1棟当たりの建築面積を平均で66平方メートル、3棟建設を予定している。1平米当たりの建築単価については20万円で試算をし、建築工事費を3,960万円、さらに医師宿舎の車庫については、入り口を市道側からとするため、地盤切り下げ工事を含め約1,050万円、旧宿舎解体工事費は、3棟で525万6,000円、外構工事

については、片平山公園との擁壁段差が9.7メートルとなっているので、宿舍の安全確保と周辺整備費2,040万円の計7,575万6,000円に消費税を含め、約8,000万円を計上している。実施設計等については4月以降に行うので、詳細がわかった時点で再度説明をする。

- ・ 企業債については、医師宿舍建替事業に伴う借り入れで8,100万円を予定している。
 - 一時借入金については、平成23年度鹿児島県医療施設耐震化整備費補助金の交付時期及び工事費等の支払い時期によって、一時的な資金不足が生じた場合に、2億9,800万円を限度として資金融通しようとするものである。
- ・ 副管理者を置く必要性については、市立病院においては、現在病棟建替工事を行っており、来年度から新たな新病棟での診療が始まるわけであるが、その新病棟での円滑な診療体制の確立、病床数が減少して55床になるので、安定的な経営、加えて依然として不足している医師・看護師の確保などの課題に対応するとともに、保健・福祉・介護の分野まで見据えた包括的なサービスを提供するため、中長期的な計画の検討を行い、長期的な展望に立った一層の経営の強化を図る必要があるということから、病院事業の技術的・専門的事項について高度の知識・経験に基づいて、事業管理者を強力に補佐する職として、4月から副管理者を設置したい。
- ・ 人事のことであるが、現在の事務長は今年度末で定年を迎える。今後の病院経営に当たっての管理者の補佐役に最適であり、再任用というかたちで引き続き任用をして、副管理者として考えている。事務長は当面空席とし、その間に次長という職を職員として設けたい。条件的には1年間の任用更新で、常勤で勤務をし、報酬等は月額給与として36万1,600円。管理職手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給をされ、月額給与の年額が36万1,600円の12カ月であるので、433万9,200円、それ以外の手当等まで含めた年額で、545万4,864円と算定をしているところである。
- ・ 難しい病院運営の中で、この健全な経営を続けている市立病院を引き続き、安定的な経営基盤を維持していくためには、現事務長に副管理者として残っていただくのが一番であると判断をした。
- ・ 住宅建設について、1号・2号宿舍については、昭和53年度に建設をして、3号宿舍が昭和58年度建設になっている。構造としては、コンクリートブロックの平屋づくりで、非常に老朽化が激しい部分がある。1棟当たり900万円、3号宿舍についても同じく920万円程度ということで、合計2,739万4,000円という30年ぐらい前の建設工事費である。これをリニューアルしたら、総額で3棟合わせて3,700万円程度かかるという見積もりが出てきた。リニューアルをしても3,000万以上かかるのであれば、最初から新築したほうが良いと考えている。
- ・ 住宅の構造については、市立病院の場所というのは、台風が来たときに後が崖になっているから、風が強く、どうしても風対策を考えないといけないということで、鉄筋コンクリートの構造にしたいということで、検討した。また、一日中湿っており、1号宿舍、2号宿舍は、一日中じめじめしている。やはり、あそこは湿気が多いということで、木造については、不適切であると判断をしている。また、シロアリと湿気による腐食があるので、これについては、どうしても長くもたないということで、鉄筋コンクリート構造物のほうが将来的には利用しやすいだろうという判断である。
- ・ 財源的に将来への影響は、今回の建てかえは、相当、落とすことができたということで、その分、医師宿舍についても、前倒しをして、早く使いやすい医師宿舍を準備して、医師の確保の住環境というかたちの整備をして、医師の確保に努めたいということで、実質的に4年ぐらい早まってきた。
- ・ 建てかえを延ばすことは、病院の場合は、赤字であれ黒字であれ、いろいろな面で必要な時期には必要なものの建てかえをしていく。それが、特に、最近になってからだが、医師宿舍がどこも老朽化しているということで、会合等で医師からの要望として出てくるのは、医師宿舍

が古いというような話が出ている。医師の待遇をもう少し考えていただきたいというのが出ている。現在の建物の場合は、やはりもう、コンクリートそのものが爆裂をしており、先に送ったからといって、維持管理のための経費がいらぬわけではない。だから、できるときには早めに手を打ったほうがいいと思っている。

- ・ 組織、事務分掌は、枕崎市立病院の組織及び事務文書規程があるので、その第3条の職員及びその職務というところを改正する予定である。条例事項ではないので、病院事業管理者の決裁で対応する。再任用職員は、期末手当、勤勉手当、管理職手当は、支給がされるという条例の規定になっており、扶養手当、住居手当、単身赴任手当は、適用除外ということで適用しない。

○委員からの意見・要望

- ・ 職員は当然、定年があるわけだから、当然、今後の後継ぎはどうするかというのを検討するのは当たり前である。それにふさわしい人材の育成をして来なかったというのが問題である。

◎議案第12号平成24年度枕崎市水道事業会計予算

○当局説明

- ・ 業務の予定量は、新年度は給水戸数を1万0,895戸、年間総給水量を300万4,000トン、一日平均給水量を8,230トンと予定している。これを前年度当初予算と比較すると、給水戸数で22戸の減、年間総給水量で2,000トンの減、一日平均給水量では17トンの増となっている。
- ・ 建設改良事業は、工事請負費を1億1,796万6,000円計上し、主な事業として老朽管更新事業5,932万5,000円、県工事に伴う舗装工事2件の1,974万円、別府地区水源さく井工事864万2,000円、施設の更新工事等820万9,000円を予定している。
- ・ 収益的収入及び支出の予定額について、新年度は水道事業収益を4億6,676万5,000円、水道事業費用を4億4,238万6,000円とし、差し引き2,437万9,000円で、税抜き後で1,758万5,000円の当年度純利益を予定している。これを前年度当初予算と比較すると、水道事業収益では営業収益が4億5,171万7,000円で、93万9,000円の減、営業外収益が1,504万8,000円で、8万9,000円の減となり、合計では102万8,000円の減となる。また、水道事業費用では、営業費用が3億7,964万3,000円で、329万5,000円の減、営業外費用が6,169万3,000円で、445万1,000円の減となり、合計では774万6,000円の減となる。
- ・ 資本的収入及び支出の予定額については、平成24年度は資本的収入を6,746万2,000円、資本的支出を2億4,124万5,000円とし、差し引き1億7,378万3,000円の不足額は過年度分損益勘定留保資金1億0,024万9,000円、当年度分損益勘定留保資金6,759万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額594万1,000円で補てんしようとするものである。収入の負担金1,246万2,000円については、消火栓設置負担金348万2,000円、県からの補償負担金898万円である。支出については、建設改良費1億4,624万7,000円、企業債償還金9,499万8,000円である。
- ・ 収益減の原因については、人口減に伴い、給水使用量が減ったということであり、過去平均の5カ年平均程度でいくと、年間700万円程度の減が出てくる。
- ・ 1戸当たりの使用水量については、一月1戸当たりの給水量で、20年度が23.6トン、21年度が23.6トン、22年度が23.4トンということで、横ばいかやや微減というような状況である。
- ・ 一日平均給水量が前年度からすると若干ふえているのは、うるう年ということで年度に直すと23年度が366日、24年度が365日で割ったということで、分母が変わったということである。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 依積田 義 信

枕崎市議会議員 豊 留 榮 子

枕崎市議会議員 吉 嶺 周 作